

# 事業概要

令和4年度事業実績



足立区衛生部

# 目 次

## I 総 説

1	足立保健所管内の状況	1
	(1)足立保健所全域	1
	(2)担当区域図	1
	(3)担当区域	2
2	歳入歳出予算執行額	3
3	衛 生 統 計	4
	(1)区で実施している主な衛生関係統計調査	4
	(2)足立区の人口構成	5
	(3)人口動態	6
	(4)出生統計	7
	(5)死亡統計	9
	(6)死産統計	11
	(表)主要死因分類	12

## II 各 説

### 第1章 生活衛生

1	医 務	14
2	医療相談窓口	16
3	薬 事	17
4	毒 物 劇 物	19
5	有害物質を有する家庭用品	19
6	環 境 衛 生	20
7	受 動 喫 煙 防 止	24
8	食 品 衛 生	25
9	動 物 愛 護 衛 生	36
	(1)狂犬病予防対策	36
	(2)猫の不妊去勢手術費助成	37
	(3)普及啓発及び適正飼育指導	38
	(4)化製場及び動物質原料の運搬等	39
	(5)カラス被害対策	40
	(6)ハクビシン・アライグマ対策	40

### 第2章 保健予防

10	母 子 保 健	41
	(1)妊産婦支援(A S M A P)	42
	(2)乳幼児健康診査	50
	(3)乳幼児家庭訪問	61
	(4)育児相談	63
	(5)子どもの虐待防止	65
	(6)乳幼児健康教育・自主グループ	66
	(7)小児医療費助成	69
	(8)特定不妊治療費助成	70

11	感染症対策	71
	(1)結核予防	71
	(2)結核患者管理	73
	(3)結核医療費	75
	(4)新型コロナウイルス感染症対策	76
	(5)新型コロナウイルスワクチン接種	79
	(6)エイズその他の感染症	80
	(7)予防接種	81
12	難病対策	87
	(表)都・国疾病一覧	89
13	精神保健福祉	92
	(1)精神保健福祉に関する連絡会等	92
	(2)精神保健福祉の推進	93
	(3)障害者総合支援法における事業	97
	(4)精神保健福祉法における事業	100
14	自殺対策	102

### 第3章 健康づくり

15	成人保健	104
	(表)健(検)診体系図	105
	(1)特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査	107
	(2)健康増進健康診査	109
	(3)簡易血液検査(若年者の健康づくり事業)	110
	(4)40歳前の健康づくり健診(若年者の健康づくり事業)	111
	(5)胃がんハイリスク検診	112
	(6)胃がん内視鏡検診	113
	(7)肺がん検診	114
	(8)大腸がん検診	115
	(9)子宮頸がん検診	116
	(10)乳がん検診	117
	(11)前立腺がん検診	118
	(12)肝炎ウイルス検診	119
	(13)糖尿病・成人眼科健診(糖尿病予防健診事業)	120
16	糖尿病対策	121
17	食育推進	126
18	地域健康づくり推進事業	127
19	栄養指導	129
	(1)保健栄養事業	129
	(2)食環境整備	132
	(3)国民健康・栄養調査	135
20	歯科保健	136
	(1)歯科保健推進事業	136
	(2)歯周病予防事業	141
21	地域保健(保健師活動)	144
	地域保健活動事業一覧	147

### 第4章 公害保健

22	大気汚染健康障害者の医療費助成	148
23	公害健康被害補償制度	149

24	石綿による健康被害救済制度	-----	153
<b>第5章 試験検査</b>			
25	試験検査	-----	154
	(1)感染症検査	-----	154
	(2)食品検査	-----	157
	(3)水質検査	-----	160
	(4)家庭用品・工場廃水シアン検査	-----	162
<b>第6章 その他</b>			
26	献血運動	-----	163
27	骨髄等移植ドナー支援事業	-----	163
28	実習生指導・医師臨床研修	-----	164
29	公衆浴場対策	-----	165
30	休日・準夜間応急診療、休日応急歯科診療、休日応急柔道整復施術	-----	166
31	平日夜間小児初期救急診療	-----	167
32	障がい児歯科診療	-----	167
33	健康危機管理	-----	168
34	原爆被爆者見舞金	-----	170
<b>Ⅲ 関係機関</b>			
1	感染症の診査に関する協議会	-----	171
2	大気汚染障害者認定審査会	-----	171
3	公害健康被害認定審査会	-----	172
4	公害健康被害補償診療報酬審査会	-----	172
<b>Ⅳ 資料</b>			
1	沿革	-----	173
2	行政組織	-----	179
3	事務分掌	-----	180
4	施設の概要	-----	188
5	職員の配置状況	-----	189

#### 表章記号等について

この概要で使用されている表章記号等の意味については次のとおりです。

- － (ダッシュ)            その事象が出現する可能性を持っているが、統計上出現しなかった場合
- ・ (なか点)             その事象が出現することは、本質的にありえない場合
- … (3点リーダ)        適当な統計数がない、統計資料が不足、表章が不適当な場合
- 0、0.0                 推計値、比率などで、まるめた結果が表章すべき最下位の桁の1に達しない場合
- △ (三角)              減少数や減少率を意味する場合

「元(年・年度)」「元年〇月」「4(年・年度)」「4年〇月」とあるのは、「令和」を表す。

※名称変更があったため、表中の名称については、令和4年4月現在の名称で表記する。

- ・中央本町(ちゅうおうほんちょう)    中央本町地域・保健総合支援課  
(平成26年度まで中央本町保健総合センター)
- ・竹の塚(たけのつか)                    竹の塚保健センター(平成27年度まで竹の塚保健総合センター)
- ・江北(こうほく)                        江北保健センター(平成27年度まで江北保健総合センター)
- ・千住(せんじゅ)                        千住保健センター(平成27年度まで千住保健総合センター)
- ・東部(とうぶ)                         東部保健センター(平成27年度まで東和保健総合センター)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となった事業についても、講演会、教室など予定されていたものは掲載しております。

# 1 足立保健所管内の状況

## (1) 足立保健所全域

面積 53.25k㎡  
世帯数 368,275世帯  
人口 691,372人

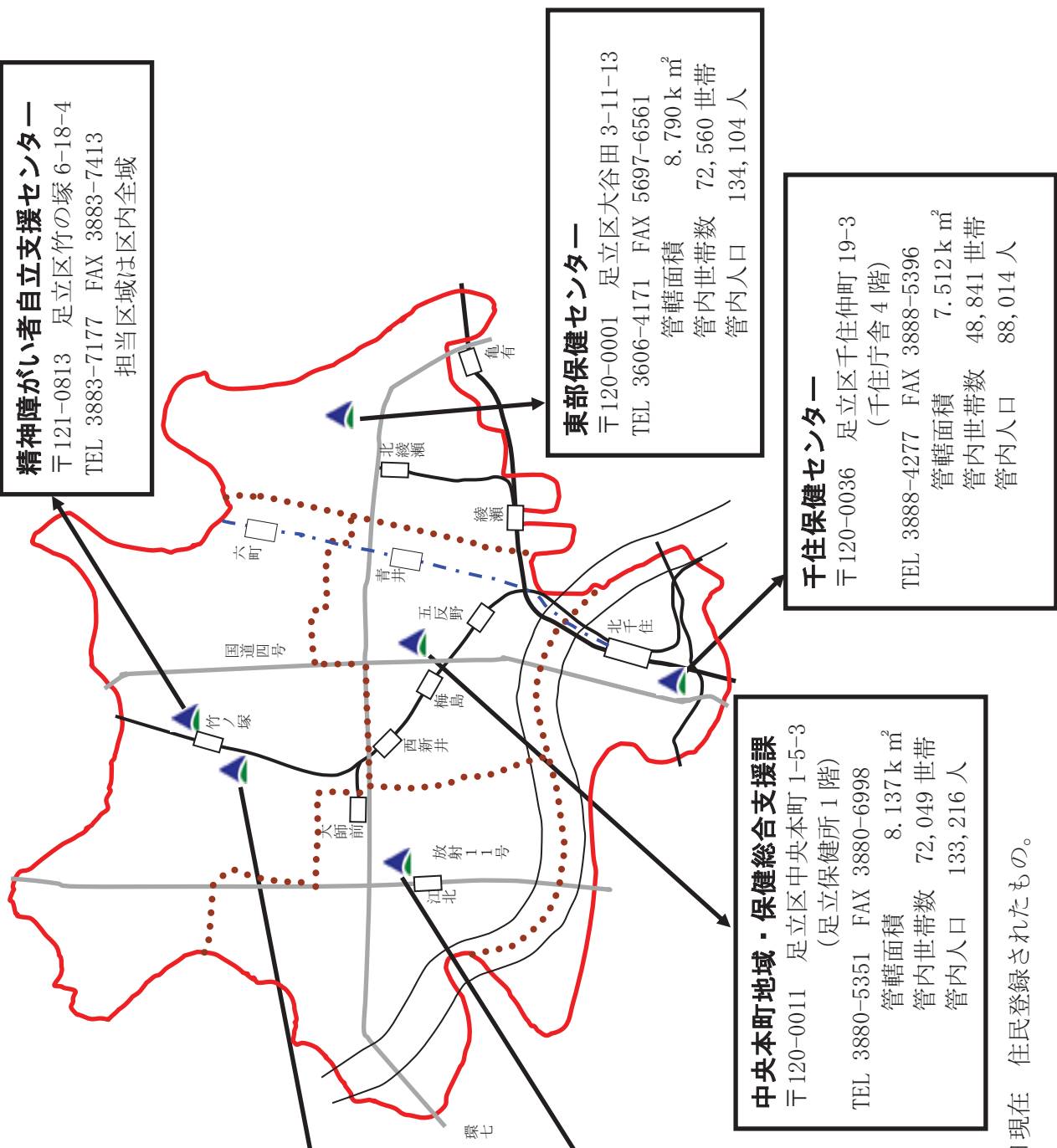
## (2) 担当区域図

### 竹の塚保健センター

〒121-0822 足立区西竹の塚1-11-2  
エミルター-竹の塚2階  
TEL 3855-5082 FAX 3855-5089  
管轄面積 17,340k㎡  
管内世帯数 109,081世帯  
管内人口 208,988人

### 江北保健センター

〒123-0845 足立区西新井本町2-30-40  
TEL 3896-4004 FAX 3856-5529  
管轄面積 11,471k㎡  
管内世帯数 65,744世帯  
管内人口 127,040人



**精神障がい者自立支援センター**  
〒121-0813 足立区竹の塚6-18-4  
TEL 3883-7177 FAX 3883-7413  
担当区域は区内全域

**東部保健センター**  
〒120-0001 足立区大谷田3-11-13  
TEL 3606-4171 FAX 5697-6561  
管轄面積 8,790k㎡  
管内世帯数 72,560世帯  
管内人口 134,104人

**千住保健センター**  
〒120-0036 足立区千住仲町19-3  
(千住庁舎4階)  
TEL 3888-4277 FAX 3888-5396  
管轄面積 7,512k㎡  
管内世帯数 48,841世帯  
管内人口 88,014人

**中央本町地域・保健総合支援課**  
〒120-0011 足立区中央本町1-5-3  
(足立保健所1階)  
TEL 3880-5351 FAX 3880-6998  
管轄面積 8,137k㎡  
管内世帯数 72,049世帯  
管内人口 133,216人

\*管内世帯数及び人口は、令和5年4月1日現在 住民登録されたもの。

## (3) 担当区域

【令和5年4月1日現在】

組織名	所管区域
保健予防課	区内全域
生活衛生課	区内全域
感染症対策課	区内全域
中央本町地域・保健総合支援課	青井1～6丁目 足立1～4丁目 梅島1～3丁目 梅田1～8丁目 弘道1～2丁目 関原1～3丁目 中央本町1～5丁目 西綾瀬1～4丁目 西新井栄町1～2丁目 西加平1～2丁目 一ツ家1～4丁目 平野1～3丁目 ※精神保健係は区内全域を担当
竹の塚保健センター ※ただし、【 】内は都立舎人公園地内の町丁名	伊興1～5丁目 伊興本町1～2丁目 入谷1～9丁目 栗原1～4丁目 古千谷本町1～4丁目 島根1～4丁目 竹の塚1～7丁目 舎人1～6丁目 西新井2～5丁目 西伊興1～4丁目 西竹の塚1～2丁目 西保木間1～4丁目 花畑1～8丁目 東伊興1～4丁目 東保木間1～2丁目 東六月町 保木間1～5丁目 保塚町 南花畑1～5丁目 六月1～3丁目 六町1～4丁目 【入谷町 古千谷1～2丁目 舎人公園 舎人町 西伊興町】
江北保健センター	扇1～3丁目 興野1～2丁目 加賀1～2丁目 江北1～7丁目 皿沼1～3丁目 鹿浜1～8丁目 新田1～3丁目 椿1～2丁目 西新井1、6～7丁目 西新井栄町3丁目 西新井本町1～5丁目 堀之内1～2丁目 本木1～2丁目 本木北町 本木西町 本木東町 本木南町 谷在家1～3丁目
千住保健センター	小台1～2丁目 千住1～5丁目 千住曙町 千住旭町 千住東1～2丁目 千住大川町 千住河原町 千住寿町 千住桜木1～2丁目 千住関屋町 千住龍田町 千住中居町 千住仲町 千住橋戸町 千住緑町1～3丁目 千住宮元町 千住元町 千住柳町 日ノ出町 宮城1～2丁目 柳原1～2丁目
東部保健センター	綾瀬1～7丁目 大谷田1～5丁目 加平1～3丁目 北加平町 佐野1～2丁目 神明1～3丁目 神明南1～2丁目 辰沼1～2丁目 東和1～5丁目 中川1～5丁目 東綾瀬1～3丁目 六木1～4丁目 谷中1～5丁目
精神障がい者自立支援センター	区内全域

## 2 歳入歳出予算執行額（令和4年度）

## 【歳入】

科 目	予算現額 (円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	構成比 (%)
総 額	11,657,001,000	10,957,608,260	94.00	100.00
分担金及び負担金	884,989,000	850,999,797	96.16	7.77
負担金	884,989,000	850,999,797	96.16	7.77
使用料及び手数料	50,890,000	46,150,260	90.69	0.42
使用料	10,451,000	9,226,270	88.28	0.08
手数料	40,439,000	36,923,990	91.31	0.34
国庫支出金	8,508,547,000	7,951,228,190	93.45	72.56
国庫負担金	5,020,595,000	4,537,127,675	90.37	41.41
国庫補助金	3,487,712,000	3,413,852,533	97.88	31.16
国庫委託金	240,000	247,982	103.33	0.00
都支出金	1,547,978,000	1,482,953,380	95.80	13.53
都負担金	583,938,000	562,385,872	96.31	5.13
都補助金	962,495,000	919,023,108	95.48	8.39
都委託金	1,545,000	1,544,400	99.96	0.01
財産収入	326,000	819,792	251.47	0.01
財産運用収入	326,000	819,792	251.47	0.01
寄付金	52,054,000	54,239,911	104.20	0.49
寄付金	52,054,000	54,239,911	104.20	0.49
繰入金	500,000,000	500,000,000	100.00	4.56
基金繰入金	500,000,000	500,000,000	100.00	4.56
諸収入	112,217,000	71,216,930	63.46	0.65
受託事業収入	111,543,000	69,903,225	62.67	0.64
雑入	674,000	1,313,705	194.91	0.01

## 【歳出】

科 目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	執行率 (%)	構成比 (%)
総 額	17,374,457,000	15,199,381,408	87.48	
総務費	29,757,000	29,753,118	99.99	
総務管理費	29,757,000	29,753,118	99.99	
環境衛生費	17,341,621,000	15,166,552,030	87.46	100.00
衛生費	17,341,621,000	15,166,552,030	87.46	100.00
衛生総務費	3,225,243,000	3,122,750,246	96.82	20.59
母子保健費	815,322,000	752,028,236	92.24	4.96
予防費	11,647,826,000	9,719,674,395	83.45	64.09
環境衛生費	955,159,000	911,628,453	95.44	6.01
保健衛生施設費	698,071,000	660,470,700	94.61	4.35
民生費	276,000	274,560	99.48	
児童福祉費	276,000	274,560	99.48	
土木費	2,803,000	2,801,700	99.95	
都市計画費	2,803,000	2,801,700	99.95	

\* 民生費は親子支援課及びこども家庭支援課からの執行委任

\* 土木費は公園管理課からの執行委任

(国民健康保険特別会計)

科 目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
保健事業費	479,056,000	479,051,856	100.00
保健事業費	3,285,000	3,284,600	99.99
特定健康診査等事業費	475,771,000	475,767,256	100.00

\* 国民健康保険課からの執行委任

(後期高齢者医療特別会計)

科 目	予算現額 (円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
保健事業費	501,323,000	501,320,912	100.00
健康保持増進事業費	501,323,000	501,320,912	100.00

\* 高齢医療・年金課からの執行委任



## 3 衛生統計

## (1) 区で実施している主な衛生関係統計調査

(◎は4年度実施)

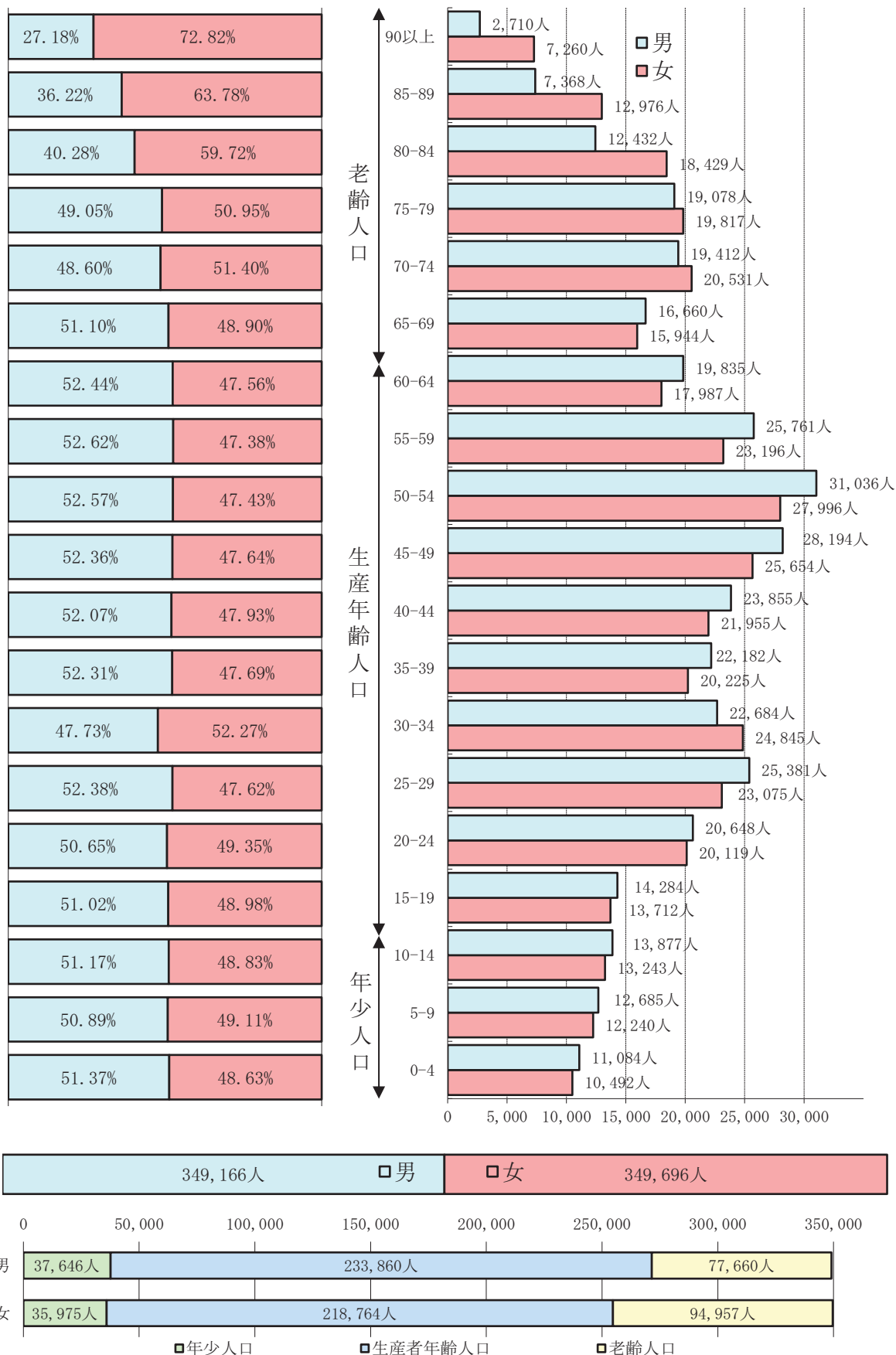
実施	調査の名称 (統計の種類) 【取りまとめ所属】	目的	調査数	実施主体	備考
◎	人口動態調査 (基幹統計) 【衛生管理課】	出生・死亡・死産・婚姻・離婚について人口、保健衛生、文化水準の指標及び社会保障の資料とする。	取扱数 19,636 枚	国 (厚生労働省)	毎月
◎	国民生活基礎調査 (基幹統計) 【衛生管理課】	保健、医療、年金、福祉、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画及び運営に必要な基礎資料とする。	11 調査区 607 世帯	国 (厚生労働省)	毎年 3年毎に大規模調査
◎	国民健康・栄養調査 (一般統計) 【中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター】	国民の健康状態、栄養摂取の状況等を明らかにし、今後の食生活指導の基礎資料とする。	2 地区 35 世帯	国 (厚生労働省)	毎年
◎	医療施設動態調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	診療所等の開設、廃止等の事由発生ごとに報告し、医療施設の分布等を把握する。	調査票 作成数 70 枚	国 (厚生労働省)	毎月
	医療施設静態調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	医療施設の概況、従事者数等を含めて調査し、医療施設の分布及び診療機能を把握する。	—	国 (厚生労働省)	3年周期 (次回 令和5年度)
	患者調査 (基幹統計) 【生活衛生課】	病院、診療所、歯科診療所を利用する患者の傷病名、治療期間、治療費支払方法、退院の事由等を把握する。	—	国 (厚生労働省)	3年周期 (次回 令和5年度)
	受療行動調査 (一般統計) 【生活衛生課】	医療施設利用の患者に受療の状況や医療の満足度を調査し、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、医療行政の基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	3年周期 (次回 令和5年度)
◎	病院報告(一般統計) 【生活衛生課】	病院の利用状況及び従事者の状況を把握する。	報告書 取扱数 678 枚	国 (厚生労働省)	毎月
◎	人口問題基本調査 (一般統計) 【衛生管理課】	世帯動態調査・人口移動調査・出生動向基本調査・全国家庭動向調査・社会保障実態調査を行い、行政施策の基礎資料とする。	4 調査区 222 世帯	国 (厚生労働省)国立社会保障・人口問題研究所実施	毎年
◎	衛生行政報告例 (一般統計) 【衛生管理課】	衛生関係行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	年度報
◎	地域保健・健康増進事業報告(一般統計) 【衛生管理課】	地域の特性に応じた保健施策の展開等を把握し、地域保健施策の基礎資料とする。	—	国 (厚生労働省)	年度報
◎	母体保護統計報告 (一般統計) 【生活衛生課】	医師から保健所長に届けられた不妊手術、人工妊娠中絶の実態を把握する。	報告書 取扱数 184 枚	国 (厚生労働省)	年報
◎	歯科疾患実態調査 (一般統計) 【データヘルス推進課】	国民の歯科保健状況を把握し、歯科疾患実態調査の結果を基に、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得る。	3 件	国 (厚生労働省)	4年周期 (次回 令和6年度)
◎	医療関係者調査 (一般統計) 【生活衛生課】	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の実態を把握する。	調査票 取扱数 8,737 枚	国(厚生労働省) 都(福祉保健局)	2年周期 (次回 令和6年度)



## (2) 足立区の人口構成

○性別・年齢階層別人口構成(令和5年4月1日現在 住民基本台帳人口)

※外国人登録を含む



I 総説

(3) 人口動態

○数、年別

(外国人を含まず) (人)

年	人口数	出生	再掲 低体重児出生	死亡	再掲		周産期死亡	再掲			死亡 産	再掲		婚姻	離婚	自然増加
					乳児死亡	再掲 新生児死亡		以後の死産	妊娠満2週	早期新生児死亡		自然産	人工産			
2	658,301	4,387	384	7,197	7	4	18	14	4	108	50	58	3,272	1,262	△2,810	
3	693,402	4,144	385	7,840	4	3	13	11	2	94	37	57	3,216	1,121	△3,696	
<b>4</b>	<b>655,258</b>	<b>3,988</b>	<b>372</b>	<b>8,535</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>94</b>	<b>35</b>	<b>59</b>	<b>2,641</b>	<b>850</b>	<b>△4,547</b>	

各年人口数は10月1日現在

(参照:P.11 - ※1)

乳児死亡・・・生後1年未満の死亡

新生児死亡・・・生後4週未満の死亡

早期新生児死亡・・・生後1週未満の死亡

周産期死亡・・・妊娠22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの

令和4年は暫定値

○人口動態諸要因率、保健センター別

年	区分	出生	割低	死	乳	新	周	死	自	合
		率	体 重 児 出 生 合	亡 率	児 死 亡 率	生 児 死 亡 率	産 期 死 亡 率	産 率	然 増 加 率	計 特 殊 出 生 率
全国 (3)		6.6	9.4	11.7	1.7	0.8	3.4	19.7	△5.1	1.30
東京 (3)		7.1	9.35	9.5	1.7	0.7	2.9	20.3	△2.4	1.08
足立区 (3)		6.0	9.29	11.3	1.0	0.7	3.1	22.2	△5.3	1.10
<b>足立区 (4)</b>		<b>6.09</b>	<b>9.33</b>	<b>13.03</b>	<b>0.75</b>	<b>0.25</b>	<b>3.5</b>	<b>23.03</b>	<b>△6.94</b>	
内 訳	中央本町	6.02	9.70	12.16	-	-	-	23.05	△6.14	
	竹の塚	6.02	8.89	14.27	0.84	-	5.84	22.95	△8.25	
	江北	6.04	9.44	14.08	-	-	1.39	21.74	△8.03	
	千住	6.15	9.27	12.49	1.93	-	3.85	28.14	△6.34	
	東部	6.26	9.56	11.31	1.26	1.26	3.76	17.31	△5.05	

(参照:P.11 - ※1)

○比率の計算式

$$\text{①出生率} \cdot \text{死亡率} \cdot \text{自然増加率} = \frac{\text{年間件数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 1,000$$

$$\text{②乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児(1歳未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{③新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児(生後28日未満)死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{④周産期死亡率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数} + \text{年間早期新生児(生後7日未満)死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満22週以後の死産数}} \times 1,000$$

$$\text{⑤死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{出産数}} \times 1,000$$

注) 死産数=自然死産数+人工死産数  
 出産数=出生数+死産数

## (4) 出生統計

○体重別・性別出生数

(外国人を含まず) (人)

区分 年	総数	2,500g未満(低体重児)				2,500g以上						不詳	
		1000g未満	1000g以上	1500g以上	2000g以上	2500g以上	3000g以上	3500g以上	4000g以上	4500g以上	5000g以上		
<b>4</b>	<b>3,988</b>	<b>12</b>	<b>16</b>	<b>39</b>	<b>305</b>	<b>1,633</b>	<b>1,613</b>	<b>337</b>	<b>32</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	
内 訳	男	2,054	7	8	16	140	777	875	204	26	1	-	-
	女	1,934	5	8	23	165	856	738	133	6	-	-	-

(参照:P.11 - ※1)

○母の年齢階級別出生児数、出生順位

(人)

年		総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児以上
<b>4</b>		<b>3,988</b>	<b>2,067</b>	<b>1,331</b>	<b>420</b>	<b>121</b>	<b>48</b>
内 訳	15~19歳	31	26	5	-	-	-
	20~24歳	255	174	67	11	1	2
	25~29歳	1,014	675	246	71	17	4
	30~34歳	1,370	694	495	137	32	12
	35~39歳	1,011	378	402	160	52	19
	40~44歳	291	112	114	38	18	9
	45~49歳	15	7	2	3	1	2
50歳以上	1	1	-	-	-	-	

※総数には出生順位不明1名含む(参照:P.11 - ※1)

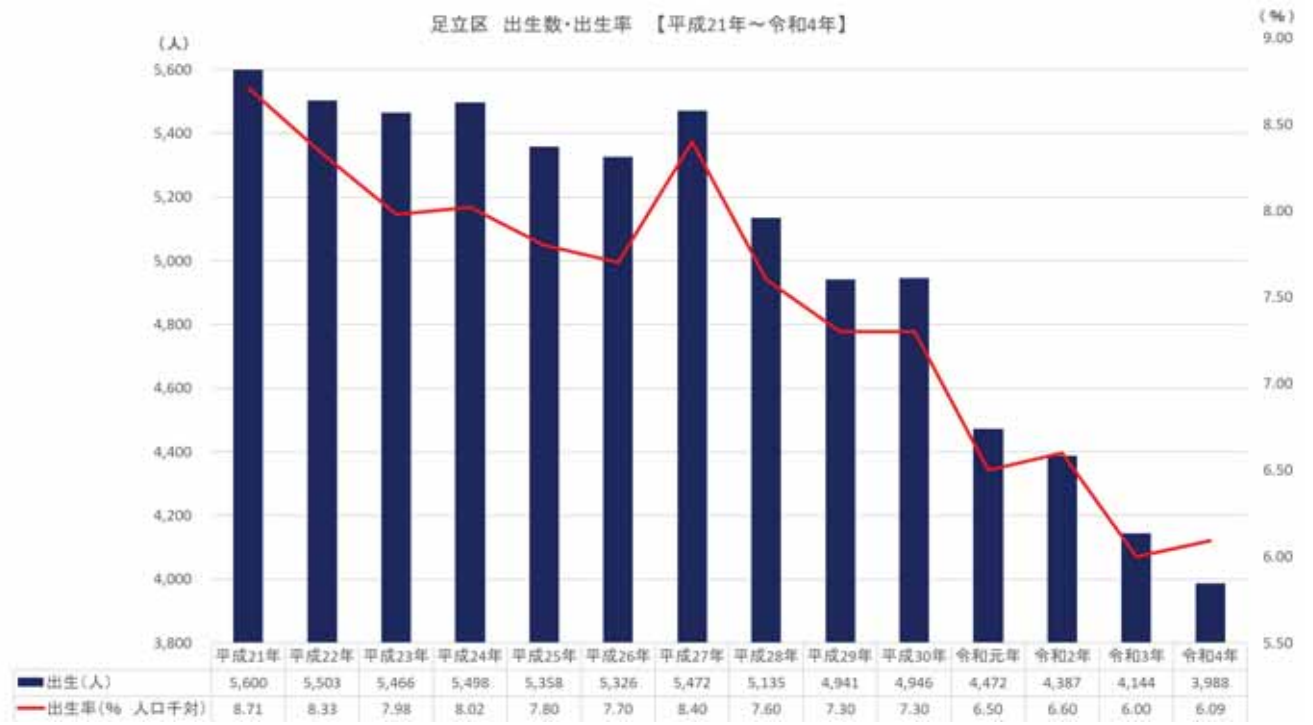
○参考 特別区の合計特殊出生率

年	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
東京都	1.06	1.09	1.13	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.12	1.08
千代田区	0.94	1.15	1.09	1.34	1.30	1.35	1.41	1.20	1.26	1.32	1.23
中央区	1.13	1.18	1.29	1.35	1.43	1.44	1.42	1.42	1.38	1.43	1.37
港区	1.17	1.27	1.27	1.39	1.44	1.45	1.42	1.39	1.35	1.34	1.27
新宿区	0.89	0.96	0.96	0.97	1.02	1.07	1.08	1.03	0.97	1.00	0.97
文京区	1.02	1.01	1.09	1.13	1.17	1.25	1.20	1.24	1.17	1.23	1.12
台東区	1.09	1.12	1.15	1.22	1.23	1.20	1.25	1.23	1.17	1.14	1.10
墨田区	1.10	1.18	1.17	1.22	1.30	1.25	1.28	1.24	1.17	1.12	1.08
江東区	1.24	1.26	1.33	1.33	1.42	1.39	1.35	1.32	1.22	1.22	1.20
品川区	1.05	1.11	1.16	1.14	1.23	1.25	1.23	1.21	1.19	1.21	1.15
目黒区	0.88	0.92	0.94	1.05	1.04	1.04	1.07	1.06	1.05	1.02	0.96
大田区	1.12	1.13	1.17	1.19	1.21	1.18	1.17	1.19	1.10	1.13	1.09
世田谷区	0.96	1.00	1.05	1.10	1.12	1.12	1.07	1.08	1.02	1.00	1.03
渋谷区	0.86	0.93	0.97	1.02	1.08	1.08	1.09	1.08	1.04	1.04	1.05
中野区	0.86	0.90	0.93	0.99	1.03	1.06	1.04	1.00	0.93	0.97	0.96
杉並区	0.87	0.89	0.95	0.99	1.04	1.03	1.00	1.03	0.99	1.00	0.96
豊島区	0.91	0.93	0.99	1.00	1.00	1.02	1.04	0.99	0.95	0.91	0.93
北区	1.05	1.09	1.18	1.20	1.22	1.26	1.21	1.18	1.18	1.18	1.13
荒川区	1.25	1.20	1.30	1.34	1.33	1.33	1.33	1.19	1.24	1.22	1.17
板橋区	1.13	1.13	1.17	1.16	1.19	1.21	1.18	1.16	1.08	1.03	0.99
練馬区	1.14	1.14	1.22	1.21	1.24	1.23	1.20	1.16	1.12	1.10	1.06
足立区	1.34	1.37	1.36	1.37	1.41	1.34	1.30	1.31	1.19	1.17	1.10
葛飾区	1.31	1.34	1.36	1.37	1.38	1.36	1.34	1.34	1.23	1.23	1.14
江戸川区	1.34	1.40	1.45	1.39	1.42	1.43	1.38	1.39	1.32	1.27	1.20

東京都福祉保健局人口動態統計より(令和4年1月1日現在)

※ 合計特殊出生率とは「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

I 総説



(参照：P.11 - ※1)

## (5) 死亡統計

○主要死因の割合

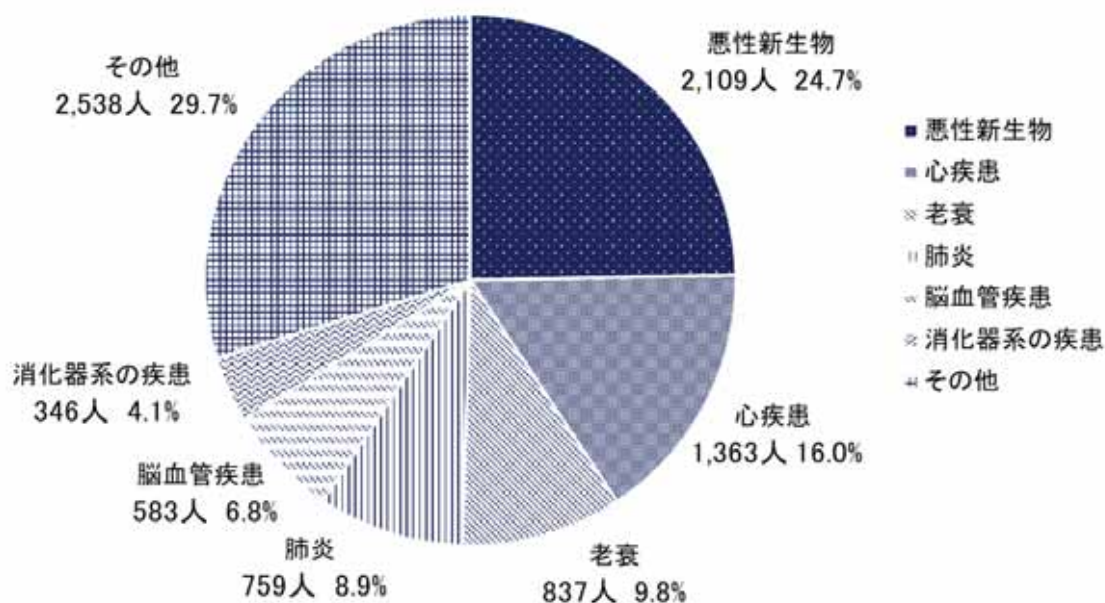
(外国人を含まず)

地域	年	総数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
足立区	2	7,197人 (100%)	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	老衰	肺炎	神経系の疾患
			1,941人	1,121人	555人	531人	470人	214人
			27.0%	15.6%	7.7%	7.4%	6.5%	3.0%
	3	7,840人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	神経系の疾患
			2,090人	1,220人	725人	528人	506人	218人
			26.6%	15.6%	9.2%	6.7%	6.5%	2.8%
4	8,535人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	肺炎	脳血管疾患	消化器系の疾患	
		2,109人	1,363人	837人	759人	583人	346人	
		24.7%	16.0%	9.8%	8.9%	6.8%	4.1%	
東京都	2	121,219人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	28.2%	15.1%	9.6%	7.2%	5.4%	2.9%		
東京都	3	127,649人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	26.9%	14.9%	10.9%	7.0%	4.6%	3.2%		
全国	2	1,372,648人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	27.6%	15.0%	9.6%	7.5%	5.7%	3.1%		
全国	3	1,439,856人 (100%)	悪性新生物	心疾患	老衰	脳血管疾患	肺炎	誤嚥性肺炎
	26.5%	14.9%	10.6%	7.3%	5.1%	3.4%		

(参照：P.11 - ※1)

## 令和4年 主要死因分類 割合

総死亡者数:8,535人(100%)



○乳児死亡主要死因分類 (乳児死因順位に用いる分類項目) (人)

		総数	早期新生児 (再掲)
4		3	1
内 訳	心疾患	-	-
	周産期に発生した病態	-	-
	先天奇形・変形染色体異常	1	-
	不慮の事故	-	-
その他の全死因		2	1

(参照：P.11 - ※1)

I 総説

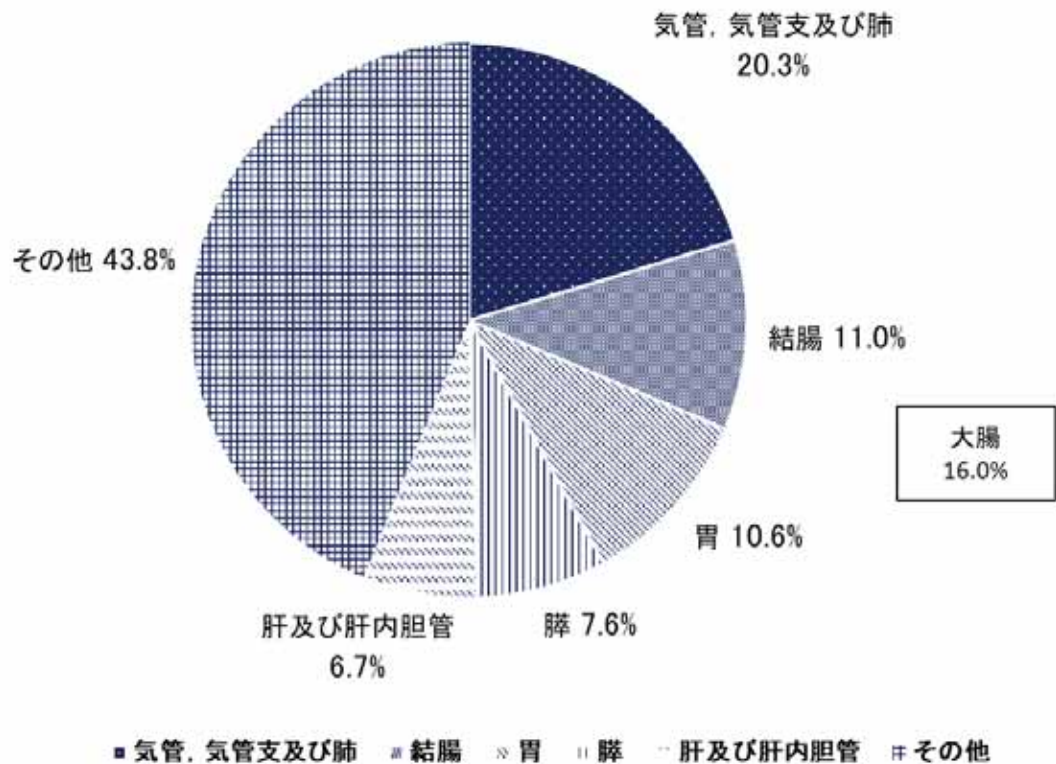
○悪性新生物死亡主要死因分類

年	総数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	大腸(注)
2	1,941人 (100%)	気管、気管支及び肺	胃	結腸	膵	肝及び肝内胆管	大腸
		20.9%	11.3%	10.8%	9.0%	5.3%	15.7%
3	2,090人 (100%)	気管、気管支及び肺	胃	結腸	膵	肝及び肝内胆管	大腸
		22.1%	11.0%	10.6%	8.6%	6.4%	15.7%
4	2,109人 (100%)	気管、気管支及び肺	結腸	胃	膵	肝及び肝内胆管	大腸
		20.3%	11.0%	10.6%	7.6%	6.7%	16.0%

(注) 大腸とは、直腸と結腸の合算 (参照:P.11-※1)

令和4年 悪性新生物主要死因分類

総数:2,109人(100%)



○男女別主要死因分類 (再掲)

4		総数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	大腸(注)
内	男	1,242人 (100%)	気管、気管支及び肺	胃	結腸	肝及び肝内胆管	前立腺	大腸
			23.2%	12.0%	11.2%	7.3%	7.2%	16.6%
訳	女	867人 (100%)	気管、気管支及び肺	結腸	乳房	膵	胃	大腸
			16.3%	10.8%	10.5%	9.8%	8.5%	15.1%

(注) 大腸とは、直腸と結腸の合算

## (6) 死産統計

○死産の妊娠月数－自然死産・人工死産 (外国人を含まず) (人)

年		総 数	自 然 死 産	人 工 死 産
2		108	50	58
3		94	37	57
<b>4</b>		<b>94</b>	<b>35</b>	<b>59</b>
内 訳	妊娠 12～21 週	81	22	59
	妊娠 22 週以降	13	13	-

(参照：P.11 - ※1)

○死因原因別分類 (基本分類) (人)

母側病態 / 児側病態		総 数	先 天 異 常	周産期に発生した病態	そ の 他
<b>4</b>		90	3	87	-
自 然 死 産		33	2	31	-
内 訳	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態	12	-	12	-
	母体の妊娠合併症	2	-	2	-
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	3	-	3	-
	その他の分娩合併症	-	-	-	-
	胎盤又は母乳を介して有害な影響	-	-	-	-
	母側病態の記載のないもの	16	2	14	-
	その他	-	-	-	-
人 工 死 産		57	1	56	-
内 訳	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態	26	-	26	-
	母体の妊娠合併症	2	-	2	-
	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症	-	-	-	-
	その他の分娩合併症	-	-	-	-
	胎盤又は母乳を介して有害な影響	-	-	-	-
	母体保護法による人工死産、母体の病態によらないもの	28	-	28	-
	母側病態の記載のないもの	1	1	-	-
その他	-	-	-	-	

※ 総数は病態不明のもの4名を含まず (参照：P.11 - ※1)

※1… (注) 令和2年、令和3年は確定数 (東京都福祉保健局人口動態統計)

令和4年人口動態数値は確定前のため、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を利用した保健所調べ



I 総説


○主要死因分類（性別・年齢階級別）

死因	合計	腸管感染症		結核	敗血症	ウイルス肝炎	悪性新生物	(再掲) 食道	(再掲) 胃	(再掲) 結腸	(再掲) 直腸S状結腸移行部及び直腸	(再掲) 肝及び肝内胆管	(再掲) 胆のう及びその他の胆道	(再掲) 膵	(再掲) 気管・気管支及び肺	(再掲) 乳房	(再掲) 子宮	(再掲) 白血病	その他の新生物	貧血	糖尿病	精神及び行動の障害	神経系の疾患	(再掲) 髄膜炎	高血圧性疾患	心疾患（高血圧性を除く）	(再掲) 急性心筋梗塞	(再掲) その他の虚血性心疾患
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
2	7,197	13	14	62	18	1,941	68	220	210	94	102	75	174	403	80	30	39	58	8	88	114	214	2	38	1,121	118	394	
3	7,840	12	12	73	13	2,090	67	230	221	108	133	81	183	462	73	36	38	64	14	78	107	218	2	51	1,220	129	436	
<b>4</b>	<b>8,535</b>	<b>12</b>	<b>14</b>	<b>79</b>	<b>6</b>	<b>2,109</b>	<b>65</b>	<b>223</b>	<b>233</b>	<b>104</b>	<b>141</b>	<b>93</b>	<b>160</b>	<b>429</b>	<b>93</b>	<b>42</b>	<b>34</b>	<b>61</b>	<b>11</b>	<b>90</b>	<b>145</b>	<b>240</b>	<b>1</b>	<b>44</b>	<b>1,363</b>	<b>145</b>	<b>482</b>	
男女別	男	4,615	7	10	39	3	1,242	53	149	139	67	91	50	75	288	2	0	18	32	6	55	54	125	-	26	700	90	291
	女	3,920	5	4	40	3	867	12	74	94	37	50	43	85	141	91	42	16	29	5	35	91	115	1	18	663	55	191
年齢別	0	3	男	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	女	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1~4	3	男	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5~9	0	男	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9	女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10~14	2	男	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	14	女	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15~19	6	男	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	19	女	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20~24	15	男	8	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
	24	女	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
25~29	24	男	18	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	29	女	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30~34	14	男	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	34	女	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
35~39	18	男	10	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
	39	女	8	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
40~44	43	男	26	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	7	2	4
	44	女	17	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
45~49	108	男	73	-	-	-	17	1	2	2	1	-	-	2	-	-	2	1	-	3	-	5	-	-	-	9	2	3
	49	女	35	-	1	1	14	-	1	1	-	1	-	1	-	6	1	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	
50~54	168	男	109	-	-	1	23	1	8	-	1	-	1	3	4	-	-	-	-	-	-	2	-	1	16	3	7	
	54	女	59	-	-	-	27	1	-	2	2	-	1	1	2	6	6	-	-	-	-	2	2	-	-	3	1	2
55~59	200	男	136	1	-	1	39	1	4	4	4	3	3	4	8	-	-	2	-	2	-	3	-	1	25	6	13	
	59	女	64	1	-	-	38	1	1	4	1	2	1	2	3	12	5	1	-	-	2	-	1	-	-	3	-	2
60~64	254	男	184	1	1	1	58	-	5	9	7	9	1	6	8	-	-	2	-	2	-	1	4	-	1	26	6	16
	64	女	70	-	-	1	38	3	2	1	3	2	1	4	4	7	4	1	1	-	-	-	1	-	-	6	1	4
65~69	404	男	288	-	-	4	96	9	8	15	9	2	2	5	26	-	-	1	2	-	2	6	5	-	-	59	10	26
	69	女	116	-	-	1	47	1	2	6	5	1	2	5	9	7	2	-	-	2	-	3	-	-	-	13	2	3
70~74	841	男	587	1	2	5	239	7	26	22	17	21	9	17	72	-	-	7	-	14	3	6	-	6	75	13	35	
	74	女	254	-	-	3	98	1	11	9	3	5	4	6	20	8	6	4	3	-	3	5	7	-	-	42	8	17
75~79	1,098	男	710	-	1	8	257	14	26	27	13	18	11	13	61	1	-	7	7	-	6	5	19	-	-	96	15	49
	79	女	388	1	-	4	147	2	15	16	5	5	7	20	28	15	5	2	3	1	5	5	12	-	1	60	5	24
80~84	1,501	男	848	3	4	5	226	10	28	29	6	20	8	15	50	-	-	1	7	-	9	4	26	-	5	136	16	54
	84	女	653	1	1	7	161	-	13	24	6	9	7	17	39	9	6	1	3	1	6	17	22	-	4	109	13	36
85以上	3,833	男	1,599	1	2	14	280	10	42	31	9	18	15	12	56	1	-	2	8	6	16	35	54	-	12	248	17	84
	以上	女	2,234	2	2	23	285	3	29	31	12	25	20	29	35	18	5	6	18	3	17	61	65	1	13	424	25	103

(注) 令和2年、令和3年は確定数（東京都福祉保健局人口動態統計）  
令和4年は概数（保健所調べ）

(人)

																				(年齢)										
(再掲) 心筋症	(再掲) 不整脈及び伝導障害	(再掲) 心不全	脳血管疾患	(再掲) くも膜下出血	(再掲) 脳内出血	(再掲) 脳梗塞	大動脈瘤及び解離	インフルエンザ	肺炎	急性気管支炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	ヘルニア及び腸閉塞	肝疾患	(再掲) 肝硬変(アルコール性を除く)	腎不全	妊娠、分娩及び産じょく1)	周産期に発生した病態	先天奇形、変形及び染色体異常	老衰	不慮の事故	(再掲) 交通事故	(再掲) 転倒・転落	(再掲) 不慮の溺死及び溺水	(再掲) 不慮の窒息	自殺	他殺	その他の全死因	(年齢)
22	96	412	555	59	200	291	85	5	470	-	102	12	22	36	150	57	150	-	5	8	531	186	16	49	27	34	113	-	1,078	
16	99	447	528	47	151	327	104	-	506	1	101	5	21	36	145	56	173	-	2	10	725	171	15	66	21	25	115	1	1,244	
<b>22</b>	<b>118</b>	<b>498</b>	<b>583</b>	<b>57</b>	<b>188</b>	<b>326</b>	<b>101</b>	<b>-</b>	<b>759</b>	<b>2</b>	<b>120</b>	<b>5</b>	<b>34</b>	<b>44</b>	<b>145</b>	<b>55</b>	<b>162</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>10</b>	<b>837</b>	<b>243</b>	<b>19</b>	<b>75</b>	<b>42</b>	<b>38</b>	<b>123</b>	<b>-</b>	<b>1,193</b>	
13	53	216	297	24	97	171	53	-	470	2	101	2	21	24	107	33	84	-	-	7	255	142	15	38	30	17	80	-	671	
9	65	282	286	33	91	155	48	-	289	-	19	3	13	20	38	22	78	-	-	3	582	101	4	37	12	21	43	-	522	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	14	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	1	15~	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	19	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	2	-	2	20~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1	24	
-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	7	-	6	25~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	-	0	29
-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	0	30~	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	1	34	
-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	3	-	2	35~
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	39	
1	-	-	2	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	5	40~	
-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	3	44
1	2	-	5	1	3	1	1	-	2	-	-	-	-	2	11	2	-	-	-	-	-	4	2	-	-	5	-	8	45~	
1	-	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	10	49	
-	3	-	9	2	6	1	3	-	4	-	-	-	1	1	20	3	-	-	-	2	-	3	1	1	-	1	9	-	14	50~
-	-	-	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	1	-	2	1	-	-	1	6	-	8	54
1	-	4	8	2	5	1	5	-	2	-	-	1	1	-	12	3	2	-	-	-	-	3	1	1	-	1	12	-	18	55~
-	1	-	5	1	4	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	-	1	-	-	-	-	4	-	-	1	-	1	-	4	59
-	1	2	13	4	4	5	3	-	9	-	3	-	1	2	14	3	2	-	-	-	-	9	1	-	3	-	7	-	26	60~
-	-	1	4	2	1	1	1	-	2	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	6	-	6	64	
2	4	15	23	2	13	8	8	-	15	-	1	-	-	1	8	3	5	-	-	1	1	4	-	1	1	6	-	39	65~	
-	1	5	12	4	4	4	1	-	7	-	1	-	1	-	2	1	1	-	-	-	-	2	-	-	1	2	-	21	69	
1	6	16	38	3	16	19	5	-	32	-	10	-	5	-	15	7	10	-	-	1	12	16	3	1	5	2	5	-	80	70~
-	1	10	17	4	6	6	6	-	12	-	1	-	1	-	7	5	4	-	-	1	4	9	2	-	-	4	5	-	26	74
2	6	21	44	-	11	32	8	-	64	-	25	-	4	5	5	4	15	-	-	1	16	22	1	7	7	1	-	101	75~	
-	7	21	27	2	10	15	9	-	23	-	2	1	4	2	6	3	5	-	-	1	15	10	1	3	3	2	2	-	41	79
3	9	46	53	2	11	37	11	-	114	1	20	-	3	4	8	5	9	-	-	-	40	32	1	9	7	5	3	-	125	80~
1	9	40	72	10	23	38	9	-	52	-	3	-	1	5	8	6	13	-	-	-	49	17	-	5	4	6	3	-	89	84
2	21	111	101	6	27	67	8	-	227	1	42	1	6	9	12	2	41	-	-	1	186	44	1	18	6	6	4	-	240	85
7	46	204	145	8	41	91	19	-	191	-	12	2	5	13	6	4	52	-	-	-	514	50	-	29	2	8	2	-	308	以上

<b>1 医務</b>	所管課		<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を 						
	生活衛生課								
<b>根拠法令等</b>	医療法、柔道整復師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律								
<b>目 的</b>									
医療関係施設における適正な医療を確保する。									
<b>事業内容</b>									
ア 許可、届出等申請受付の事務取扱、および台帳処理 申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。									
イ 監視指導 施設に立入り、構造設備及び衛生管理等について調査・指導を行っている。違反等がある場合について口頭指導及び報告書の提出を指導している。									
ウ 医療機関等からの相談及び情報提供 区内の医療機関や業者等からの相談を受け付けている。また、医療機関の名称・所在地等の情報提供を行っている。									
エ 救急告示医療機関認定事務 救急病院等を定める省令に基づき東京都知事が認定している。保健所では人的、構造設備の調査を行い、東京都へ意見書を提出している。									
オ 医療従事者の免許事務（経由事務） 新規、書換え、再交付等の申請の受理及び免許の交付を行っている。									
カ その他の経由事務 受胎調節実地指導員、死体解剖資格認定に関する申請等の経由事務を行っている。									
<b>実績表</b>									
■業種別医務対象施設数 <span style="float: right;">各年度3月31日現在</span>									
区分 年度	総数	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所		出張 施術	歯科 技工所	衛生 検査所
					あん 摩等	柔道 整復			
2	1,922	443	377	8	335	325	352	79	3
3	1,943	450	376	8	343	326	360	78	2
<b>4</b>	<b>1,948</b>	<b>456</b>	<b>378</b>	<b>10</b>	<b>350</b>	<b>324</b>	<b>351</b>	<b>77</b>	<b>2</b>
<b>■事務取扱数</b>									
	総数	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	出張施 術業務	歯科 技工所	衛生 検査所	病院等 経由事務
総数	787	211	176	3	204	51	5	3	134
開設許可	34	19	12	-	-	-	-	-	3
開設届出	120	25	21	2	48	20	2	-	2
一部変更許可	38	10	2	-	-	-	-	-	26
一部変更届	265	95	34	1	112	-	-	2	21
休止・廃止・再開届	121	23	19	-	44	30	3	-	2
使用許可	24	1	-	-	-	-	-	-	23
その他許可	4	4	-	-	-	-	-	-	-
その他届出	181	34	88	-	-	1	-	1	57

■監視件数

区分 年度	総数	診療所	歯科 診療所	助産所	施術所	出張施 術業務	歯科 技工所	衛生 検査所	救急等
2	138	40	12	-	36	-	6	1	43
3	90	34	14	-	36	-	-	2	4
<b>4</b>	<b>151</b>	<b>50</b>	<b>38</b>	<b>-</b>	<b>50</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>11</b>

再掲

有床診療所	透析施設	エックス線装置
1	2	54

■報告書等受領件数

総数	内訳	資格関係	管理不備	その他
4		1	3	-

■相談件数

区分 年度	総数	医療行為	広告	法手続き	資格	その他
2	68	7	12	30	4	15
3	67	9	15	23	11	9
<b>4</b>	<b>62</b>	<b>8</b>	<b>17</b>	<b>21</b>	<b>4</b>	<b>12</b>

■情報提供件数

区分 年度	総数	文書による申請	電話による問合せ
2	283	80	203
3	275	84	191
<b>4</b>	<b>249</b>	<b>76</b>	<b>173</b>

■救急告示医療機関認定事務件数

認定数		申出数			調査数
病院	診療所	新規	更新	その他	
27	-	1	10	-	11

■医療従事者免許事務（経由件数）

総数	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他
1063	32	28	106	500	397

■その他の医療事務（経由件数）

受胎調節実地指導員	死体解剖資格認定
2	1



## 2 医療相談窓口

所管課

生活衛生課

### 根拠法令等

医療法第6条の13

### 目的

医療に関する苦情・不安や相談に対応し、医療安全に関する助言や情報提供等を行う。

### 事業内容

- ア 専用電話での相談  
相談員（看護師）を配置し、医療に関する相談、医療機関等に関する相談、苦情の受付を行っている。
- イ ホームページ等による情報発信  
区のホームページで医療安全に関する法令や通知の一覧を掲載している。必要に応じて医療機関へ通知の送付等を行い、患者に向けた最新の医療安全情報の提供も行っている。

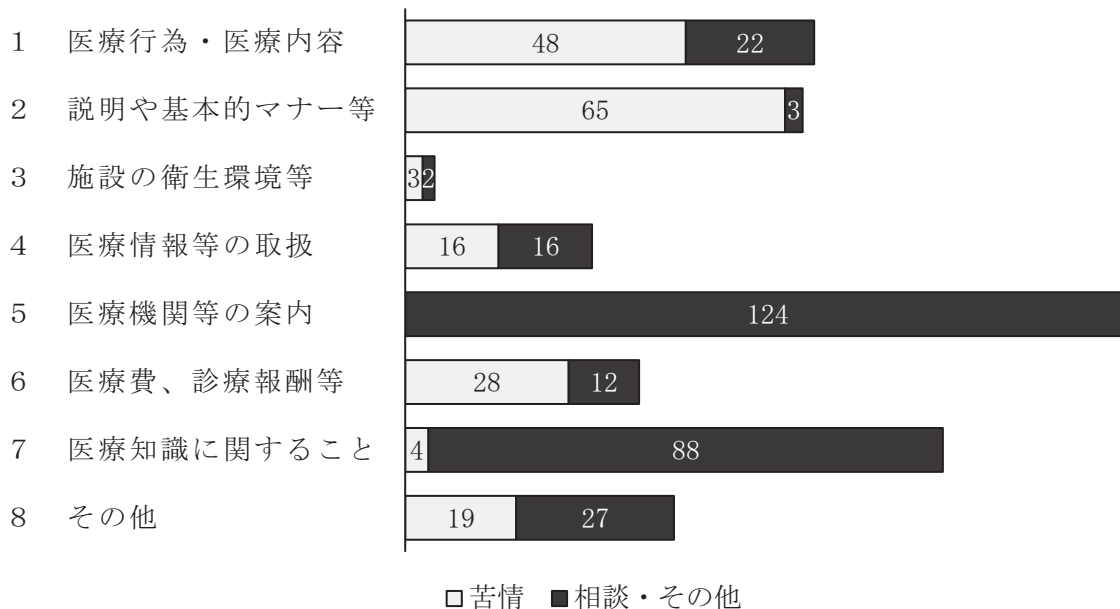
### 実績表

#### ■相談件数

受付区分	件数
専用電話受付	477
保健所受付	72

#### ■苦情・相談内容（専用電話受付分再掲）

苦情・相談件数





<b>3 薬事</b>	所管課
	生活衛生課

<b>根拠法令等</b>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 覚醒剤取締法
--------------	--

**目 的**

薬局・薬店の適正な営業により、保健衛生の向上を図る。

**事業内容**

- ア 許可、届出等申請受付の事務取扱、および台帳処理  
申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。
- イ 監視指導・収去検査  
薬局や医薬品販売業に対し、一斉監視、夜間一斉、麻薬一斉を実施している。また、医薬品等を店舗から収去し、東京都に依頼し試験検査を行っている。平成26年度からはインターネットの販売サイトの監視も実施している。
- ウ 営業者等からの相談  
業務内容や取扱品目などに関し相談を受け付けている。
- エ 改善指導  
監視結果や苦情対応で構造設備や衛生管理等に法違反があった際、口頭指導や報告書・始末書の提出を指導している。

**実績表**

■薬事対象業態数 各年度3月31日現在

区分 年度	総数	薬局	麻薬	薬局製剤		医薬品販売業		医療機器販売業等	
				製造業	製造販売業	店舗	薬種商	高度管理	管理
2	2,707	300	227	7	7	124	1	498	1,543
3	2,783	304	238	8	8	125	1	566	1,533
<b>4</b>	<b>2,872</b>	<b>313</b>	<b>253</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>122</b>	<b>1</b>	<b>581</b>	<b>1588</b>

■監視件数

区分 年度	総数	薬局	麻薬	薬局製剤		医薬品販売業		医療機器販売業等	
				製造業	製造販売業	店舗	薬種商	高度管理	管理
2	802	165	153	4	4	30	-	213	233
3	857	161	144	3	3	58	-	237	251
<b>4</b>	<b>1095</b>	<b>200</b>	<b>184</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>62</b>	<b>-</b>	<b>382</b>	<b>257</b>

■インターネット監視件数

区分 年度	施設数	監視数
2	8	97
3	8	119
<b>4</b>	<b>17</b>	<b>180</b>

■一斉監視等事業別監視件数（再掲）

事業名 年度	第1回 薬事一斉	第2回 薬事一斉	夜間一斉	麻薬一斉	医療機器 一斉
2	75				77
3	100				74
<b>4</b>	<b>82</b>			<b>3</b>	<b>119</b>

令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回薬事一斉、夜間一斉、麻薬一斉を中止した。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第2回薬事一斉、夜間一斉を中止した。

■不適件数

区分	件数
薬局	8
店舗販売業	3

■収去検査実施検体数

区分	品目	収去数	検査結果
一般用医薬品	解熱鎮痛剤	1	適
医療機器	電子式体温計	1	
医薬部外品	日焼け止め剤	1	
化粧品	日焼け止め（用）	1	



■相談件数


区分 年度	総数	調剤業務	広告・表示	販売手続・方法	医薬品の成分	卸からの購入	免許・資格	法令違反の疑い	法規上の手続き	毒物劇物関係	その他
2	74	14	2	8	1	3	2	9	22	7	6
3	67	8	4	14	1	-	1	10	17	5	7
<b>4</b>	<b>48</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>2</b>	<b>11</b>	<b>9</b>	<b>3</b>	<b>4</b>



■報告書等受領件数

総数	内訳	調剤過誤	管理不備	その他
11		5	6	-



<b>4 毒物劇物</b>	所管課		 		
	生活衛生課				
<b>根拠法令等</b>	毒物及び劇物取締法				
<b>目的</b>					
法で規制された化学物質の販売や取扱を厳しく規制し、保健衛生上の危害を未然に防止する。					
<b>事業内容</b>					
ア 登録・廃止・変更等の事務取扱、および台帳処理 申請内容が法令に合致するか審査後処理し、台帳を作成保管している。					
イ 一斉監視指導 農薬、トルエン、無機シアン化合物を扱う業者に立入検査を実施している。					
<b>実績表</b>					
■業種別毒物劇物対象施設数 各年度3月31日現在					
区分 年度	総数	販売業			業務上 取扱者
		一般	農業用	特定品目	
2	360	150	8	11	191
3	360	149	8	11	192
<b>4</b>	<b>354</b>	<b>146</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>190</b>
■監視件数および不適件数					
区分	監視件数	不適件数			
販売業	91	4			
業務上取扱者	27	2			

<b>5 有害物質を有する家庭用品</b>	所管課		
	生活衛生課		
<b>根拠法令等</b>	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		
<b>目的</b>			
日常生活に使用する製品に含まれる政令指定の有害物質（ホルムアルデヒド等）に対し、保健衛生上必要な規制を行い、健康の保護に資する。			
<b>事業内容</b>			
区内の販売店より規制対象商品を購入し、衛生試験所で検査を行っている。不適の際は製品の回収など改善指導し、流通が区外の場合は所管の自治体に通報している。			
<b>実績表</b>			
■試買検査			
区分	検体数	検査結果	
繊維製品			
令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。			

<p><b>6 環境衛生</b></p>	<p>所管課</p>	<p>3 <small>すべての人に健康を届ける</small></p> 	<p>6 <small>環境を清潔に保ちたい</small></p> 
	<p>生活衛生課</p>		
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、足立区プールの衛生管理に関する条例、墓地・埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、住宅宿泊事業法、水道法、足立区小規模給水施設の衛生管理指導要綱、足立区住居内の衛生対策実施要項等</p>		
<p><b>目 的</b></p> <p>区民の日常生活に密着している環境衛生関係施設について、衛生管理の指導を行い、公衆衛生の向上を図る。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 許認可事務及び監視指導          許可申請等の内容や現場検査により法令等に合致するか審査している。また事業による一斉監視を行い、衛生管理の徹底を図る。          さらに区民等からの苦情について現場調査を行っている。</p> <p>イ 環境衛生に関する検査の実施          環境衛生関係施設について、条例等の水質や空気等の衛生管理基準を満たしているか監視指導を行うため、現場における測定や検体採取を行い検査を実施している。</p> <p>ウ 社会福祉施設の循環型浴槽等の調査          社会福祉施設等におけるレジオネラ症の発生を予防するため、循環型浴槽等の管理状況の調査を実施している。</p> <p>エ 蚊の発生予防対応及びスズメバチの巣の撤去          蚊の発生予防のため必要に応じて道路集水マス（区道）に成長抑制剤を投入する。なお、道路集水マスへの成長抑制剤の投入は東部道路公園維持課・西部道路公園維持課へ執行委任している。          また、家屋等に発生したスズメバチの巣については依頼があった場合、撤去作業を実施している。</p> <p>オ 苦情・相談受付          営業施設、蚊・ハチ、衛生害虫、飲み水等に関する苦情・相談を電話や窓口等で受け付け対応している。</p>			

**実績表**

■環境衛生関係施設数および監視指導延件数

年度 業種		2		3		4			
		施設数	監視指導延件数	施設数	監視指導延件数	施設数	許認可件数	廃止件数	監視指導延件数
総数		10,510	1,034	10,323	671	10,243	121	201	1,132
理容所		451	120	442	49	432	3	13	112
美容所		956	210	982	175	1,010	70	42	311
クリーニング所		350	119	324	106	313	7	18	102
旅館業	旅館・ホテル	52	44	50	3	48	1	3	37
	簡易宿所	13	16	11	—	11	1	1	6
公衆浴場	普通	30	51	27	51	26	—	1	43
	その他	19	10	17	11	17	1	1	17
興行場		18	7	18	5	18	—	—	19
住宅宿泊事業		67	45	58	68	60	5	3	8
プール	許可	19	20	18	23	18	—	—	26
	届出	119	9	116	17	114	3	5	28
	小規模	212	—	212	—	212	—	—	—
水道施設	専用水道	33	2	30	2	26	—	4	2
	簡易専用水道	805	89	788	66	779	9	18	64
温泉利用		2	3	2	2	2	—	—	1
墓地等	墓地	139	3	139	3	139	—	—	3
	納骨堂	16	2	16	6	16	—	—	3
特定建築物	3,000～10,000 m <sup>2</sup>	68	46	71	19	74	3	—	31
	10,000 m <sup>2</sup> ～	47	2	48	—	48	1	1	—
要綱	コインランドリー	102	46	105	40	108	7	4	42
	小規模給水施設	6,993	169	6,849	8	6,772	10	87	260
	住居衛生	・	21	・	17	・	・	・	17

■環境衛生関係理化学的検査等の実績

(\*は器具の清浄度検査、\*\*は指導基準)

業 種	年度 主な検査項目	2		3			4			検査施設数	
		検体数	成績		検体数	成績		検体数	成績		
			適	不適		適	不適		適		不適
理 容 所	A T P*	32	・	・	20	・	・	84	・	・	88
	炭酸ガス濃度	74	74	—	24	22	2	84	82	2	
	照度	20	20	—	7	7	—	6	6	—	
美 容 所	炭酸ガス濃度	77	77	—	74	73	1	158	157	1	229
	照度	124	123	1	68	68	—	390	386	4	
クリーニング所	室内空气中テトラクロロエチレン濃度**	8	8	—	6	6	—	10	9	1	5
	排液中テトラクロロエチレン濃度**	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
クリーニング所 (貸しおしぼり等)	大腸菌群**	16	16	—	14	14	—	16	16	—	8
	黄色ブドウ球菌**	16	16	—	14	14	—	16	16	—	
	一般細菌数**	16	12	4	14	10	4	16	12	4	
公衆浴場等 (銭湯・スポーツ施設・旅館業浴室等)	濁度	197	196	1	186	184	2	183	183	—	39
	過マンガン酸カリウム消費量	197	195	2	186	186	—	183	183	—	
	大腸菌群数	46	42	4	60	55	5	61	57	4	
	レジオネラ属菌	101	96	5	82	76	6	80	77	3	
興 行 場	炭酸ガス濃度	8	8	—	8	8	—	15	15	—	5
	浮遊粉じん	—	—	—	8	8	—	10	10	—	
	落下細菌	8	8	—	8	8	—	10	10	—	
	照度	8	8	—	8	4	4	15	9	6	
プ ール	濁度	45	45	—	60	60	0	56	56	—	30
	過マンガン酸カリウム消費量	45	43	2	60	52	8	56	51	5	
	水素イオン濃度	45	44	1	60	60	—	56	56	—	
	大腸菌	45	45	—	60	59	1	56	56	—	
	一般細菌	45	45	—	60	59	1	56	48	8	
	遊離残留塩素濃度	75	70	5	84	73	11	88	79	9	
	レジオネラ属菌	21	21	—	8	7	1	15	13	2	
特定建築物	浮遊粉じん	118	118	—	73	73	—	89	89	—	30
	一酸化炭素濃度	117	117	—	73	73	—	89	89	—	
	二酸化炭素濃度	117	110	7	73	67	6	89	77	12	
	温度	117	111	6	73	73	—	89	80	9	
	相対湿度	117	69	48	73	67	6	89	27	62	
	気流	114	113	1	53	50	3	70	70	—	
	遊離残留塩素濃度	35	31	4	16	15	1	27	24	3	

■社会福祉施設等の循環型浴槽等の調査

種類 \ 年度	2	3	4
自主管理点検表提出施設数	7	4	6
立ち入り調査施設数	—	—	4
遊離残留塩素濃度検査施設数	—	—	2



※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設への立ち入りは未実施とした。


■蚊の発生予防対応件数およびスズメバチの巣の撤去件数

種類 \ 年度	2	3	4	
蚊の発生予防	依頼対応件数	7	2	11
	清掃箇所	1,794	1,639	1,366
スズメバチの巣	撤去件数	91	109	162

■苦情・相談受付件数

種類 \ 年度	2	3	4	主な内容
総数	1,315	1,195	1,095	
営業施設	543	402	372	旅館業、住宅宿泊事業、美容所
飲み水	32	33	25	給水施設の衛生管理
蚊・ハチ	442	513	485	蚊・ハチ
衛生害虫	205	117	160	蚊・ハチ以外の衛生害虫
室内空気環境	6	6	5	シックハウス
その他	87	64	48	生活用水、特定建築物の相談等

<b>7 受動喫煙防止</b>		所管課 生活衛生課 受動喫煙対策担当課	3 すべての人に健康と福祉を 												
		根拠法令等 改正健康増進法 東京都受動喫煙防止条例													
<b>目 的</b> 受動喫煙の防止に関する意識の啓発及び必要な環境の整備を推進し、望まない受動喫煙を防止する。															
<b>事業内容</b> 令和3年度区政モニター「受動喫煙防止について」の結果を受けて、以下の事業を実施した。またチラシを作成し、受動喫煙防止に関する意識の啓発を行った。															
<b>実績表</b> ■空気のおいしいお店登録実績【令和4年11月事業開始】 分煙店よりも禁煙店を選ぶ利用者が増加している結果を受けて、「禁煙」が目立つよう大きく見やすい区オリジナルステッカーを作成し、禁煙店に配付した。あわせて、登録を希望する店内禁煙の飲食店を、「空気のおいしいお店」として登録し、ホームページで紹介する事業を開始した。															
<table border="1"> <tr> <td>空気のおいしいお店登録店</td> <td>56件</td> </tr> </table>		空気のおいしいお店登録店	56件												
空気のおいしいお店登録店	56件														
															
■コンビニエンスストア巡回実績 受動喫煙にあう場所として約半数がコンビニエンスストアと回答した結果を受けて、各店を巡回し、配慮義務を啓発した。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>店舗数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>280</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>灰皿あり</td> <td>78</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>灰皿なし</td> <td>202</td> <td>72%</td> </tr> </tbody> </table>					店舗数	割合	計	280	100%	灰皿あり	78	28%	灰皿なし	202	72%
	店舗数	割合													
計	280	100%													
灰皿あり	78	28%													
灰皿なし	202	72%													

<b>8 食品衛生</b>	所管課															
	生活衛生課															
<b>根拠法令等</b>	食品衛生法 食品表示法 東京都ふぐの取扱い規制条例 東京都食品安全条例 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律															
<p><b>目 的</b></p> <p>食品等（食品・添加物・器具・容器包装等）による危害の発生を防止し、安全を確保することにより、区民の健康の保護を図る。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 営業所の許認可事務                  法及び条例に基づき、一定の構造・設備基準に合致した施設に対して許可する。また、法に基づき、営業届を受理する。</p> <p>イ 一斉監視、特別監視及び緊急監視                  通常監視のほかに、食中毒が多発する時期及び大量の食品が流通する時期に都区共同で一斉監視を実施する。また、国や東京都からの緊急情報に基づく監視指導、大規模な食中毒発生に繋がるリスクの高い施設への監視を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">主な監視施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校及び保育園等一斉監視</td> <td>区立小・中学校及び保育園の給食施設</td> </tr> <tr> <td>夏期一斉監視</td> <td>弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設</td> </tr> <tr> <td>歳末一斉監視</td> <td>ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等に対する監視</td> <td>老人福祉施設、私立保育園等の給食施設</td> </tr> <tr> <td>西新井大師初詣における一斉監視</td> <td>出店している臨時営業者等</td> </tr> <tr> <td>区内における行事監視</td> <td>行事出店者</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 食品衛生知識の普及啓発                  食品関係営業者、消費者に対して、食品衛生に関する知識の普及啓発、最新情報の提供、懇談会等を実施する。また、足立区食品衛生協会と共催で普及啓発事業を実施する。</p> <p>エ 衛生検査                  食品等の安全を確保し、科学的な指標に基づいた監視指導を行うため、食品の収去検査及び簡易検査を実施する。</p> <p>オ 食品に起因する事故等の調査                  食品に起因した事故等が発生した場合は、患者、喫食者、原因施設及び原因食品の流通過程まで調査し、原因究明のための検査を実施する。</p> <p>カ 東京都経由事務                  東京都中央卸売市場足立市場・北足立市場内営業施設の営業許可申請受付のほか、調理師等の免許やふぐ取扱所認証に係る申請の受理及び許可書、免許証等の交付を行う。</p> <p>キ 自主回収報告制度                  食品衛生法と食品表示法に基づき、事業者からの届出を受理し、食品衛生申請等システム（国のシステム）を通じて厚生労働省へ報告する。</p>			事業名	主な監視施設	学校及び保育園等一斉監視	区立小・中学校及び保育園の給食施設	夏期一斉監視	弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設	歳末一斉監視	ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等	社会福祉施設等に対する監視	老人福祉施設、私立保育園等の給食施設	西新井大師初詣における一斉監視	出店している臨時営業者等	区内における行事監視	行事出店者
事業名	主な監視施設															
学校及び保育園等一斉監視	区立小・中学校及び保育園の給食施設															
夏期一斉監視	弁当屋、仕出し屋、すし屋、肉屋、魚屋、病院・診療所及び事業所等の給食施設															
歳末一斉監視	ふぐ取扱い施設、そう菜製造業、食肉処理業等															
社会福祉施設等に対する監視	老人福祉施設、私立保育園等の給食施設															
西新井大師初詣における一斉監視	出店している臨時営業者等															
区内における行事監視	行事出店者															



**実績表**

■法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数(1) ※1

営業種目	内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視指導件数
		年度			新規	更新		
		2	3	4				
総数		9,763	6,565	<b>5,235</b>	・	・	1,330	2,330
飲食店営業		5,940	5,071	<b>4,033</b>	・	・	1,038	1,449
	旅館・ホテル	32	27	<b>15</b>	・	・	12	3
	バー・キャバレー	37	30	<b>15</b>	・	・	15	2
	一般飲食店	4,008	3,369	<b>2639</b>	・	・	730	617
	民生食堂	-	-	-	・	・	-	-
	すし屋	124	100	<b>85</b>	・	・	15	45
	そば屋	172	134	<b>103</b>	・	・	31	13
	仕出し屋	82	69	<b>55</b>	・	・	14	38
	弁当屋	330	283	<b>229</b>	・	・	54	227
	そう菜店	598	456	<b>387</b>	・	・	69	230
	コンビニエンスストア等	-	-	-	・	・	-	-
	移動	7	5	<b>4</b>	・	・	1	-
	臨時	4	3	<b>2</b>	・	・	1	1
	許可ある集団給食	272	380	<b>329</b>	・	・	51	258
	自動車	233	213	<b>168</b>	・	・	45	15
	自動販売機	39	-	-	・	・	-	-
	天ぷら船	-	-	-	・	・	-	-
	屋形船	2	2	<b>2</b>	・	・	-	-
喫茶店営業		400	235	<b>161</b>	・	・	74	76
	店舗	61	49	<b>41</b>	・	・	8	11
	自動販売機	334	182	<b>116</b>	・	・	66	65
	自動車	5	4	<b>4</b>	・	・	-	-
菓子製造業		776	646	<b>517</b>	・	・	129	344
	パン製造業	149	125	<b>104</b>	・	・	21	77
	生菓子製造業	190	152	<b>123</b>	・	・	29	107
	その他の菓子製造業	394	337	<b>267</b>	・	・	70	160
	移動	2	2	<b>2</b>	・	・	-	-
	臨時	-	-	-	・	・	-	-
	自動車	41	30	<b>21</b>	・	・	9	-
あん類製造業		3	2	<b>2</b>	・	・	-	-
アイスクリーム類製造業		62	57	<b>51</b>	・	・	6	25
乳処理業		-	-	-	・	・	-	-
特別牛乳さく取処理業		-	-	-	・	・	-	-
乳製品製造業		3	3	<b>3</b>	・	・	-	1
集乳業		-	-	-	・	・	-	-
乳類販売業		950	-	-	・	・	-	-
	専業	59	-	-	・	・	-	-
	ショーケース売り	710	-	-	・	・	-	-
	自動販売機	169	-	-	・	・	-	-
	自動車	12	-	-	・	・	-	-

■法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数(2)※1

営業種目	内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視指導件数
		年度			新規	更新		
		2	3	4				
食肉処理業		81	66	59	・	・	7	80
食肉販売業		721	179	157	・	・	22	136
	一般	209	179	157	・	・	22	136
	包装食肉	508	-	-	・	・	-	-
	自動販売機	-	-	-	・	・	-	-
	自動車	4	-	-	・	・	-	-
食肉製品製造業		9	8	8	・	・	-	8
魚介類販売業		645	158	127	・	・	31	158
	一般	168	139	116	・	・	23	156
	包装魚介類	455	-	-	・	・	-	-
	自動車	22	19	11	・	・	8	2
魚介類せり売業		-	-	-	・	・	-	-
魚肉ねり製品製造業		4	3	3	・	・	-	-
食品の冷凍又は冷蔵業		6	6	6	・	・	-	-
	冷凍業	4	4	4	・	・	-	-
	冷蔵業	2	2	2	・	・	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	・	・	-	-
清涼飲料水製造業		1	1	1	・	・	-	-
乳酸菌飲料製造業		-	-	-	・	・	-	-
氷雪製造業		1	1	1	・	・	-	-
	氷雪製造業	1	1	1	・	・	-	-
	(自動角氷製造業)	-	-	-	・	・	-	-
	(自動販売機)	-	-	-	・	・	-	-
氷雪販売業		6	-	-	・	・	-	-
食用油脂製造業		-	-	-	・	・	-	-
	動物性油脂	-	-	-	・	・	-	-
	植物性油脂	-	-	-	・	・	-	-
マーガリン又はショートニング製造業		-	-	-	・	・	-	-
みそ製造業		-	-	-	・	・	-	-
しょう油製造業		-	-	-	・	・	-	-
ソース類製造業		5	3	3	・	・	-	1
酒類製造業		2	2	1	・	・	1	-
豆腐製造業		22	18	14	・	・	4	3
納豆製造業		-	-	-	・	・	-	-
めん類製造業		28	23	20	・	・	3	7
そうざい製造業		91	77	62	・	・	15	42
かん詰又はびん詰食品製造業		2	1	1	・	・	-	-
添加物製造業		5	5	5	・	・	-	-

※1 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、施行後、営業許可の申請はない。

■改正法に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数 ※2

営業種目	内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視指導件数
		年度			新規	更新		
		2	3	4				
総数		・	1,224	<b>2,398</b>	1,230	-	56	1,954
飲食店営業		・	1,042	<b>2,013</b>	1,024	-	53	1,532
	一般飲食店	・	912	<b>1710</b>	846	-	48	1199
	集団給食	・	43	<b>88</b>	47	-	2	104
	自動車	・	71	<b>168</b>	99	-	2	106
	簡易	・	15	<b>44</b>	30	-	1	39
	移動	・	1	<b>2</b>	1	-	-	1
	臨時	・	-	<b>1</b>	1	-	-	83
	天ぷら船	・	-	-	-	-	-	-
	屋形船	・	-	-	-	-	-	-
	調理機能を有する自動販売機	・	10	<b>24</b>	14	-	-	25
	食肉販売業	・	27	<b>48</b>	22	-	1	58
	魚介類販売業	・	19	<b>42</b>	24	-	1	70
	魚介類競り売り営業	・	-	-	-	-	-	-
	集乳業	・	-	-	-	-	-	-
	乳処理業	・	-	-	-	-	-	-
	特別牛乳搾取処理業	・	-	-	-	-	-	-
	食肉処理業	・	10	<b>20</b>	10	-	-	33
	一般	・	10	<b>20</b>	10	-	-	33
	自動車	・	-	-	-	-	-	-
	食品の放射線照射業	・	-	-	-	-	-	-
	菓子製造業	・	74	<b>151</b>	77	-	-	143
	アイスクリーム類製造業	・	1	<b>1</b>	-	-	-	-
	乳製品製造業	・	-	-	-	-	-	-
	清涼飲料水製造業	・	-	-	-	-	-	-
	食肉製品製造業	・	-	-	-	-	-	-
	水産製品製造業	・	3	<b>4</b>	1	-	-	2
	氷雪製造業	・	-	-	-	-	-	-
	液卵製造業	・	-	-	-	-	-	-
	食用油脂製造業	・	-	-	-	-	-	-
	みそ又はしょうゆ製造業	・	-	-	-	-	-	-
	酒類製造業	・	-	<b>1</b>	1	-	-	1
	豆腐製造業	・	3	<b>5</b>	2	-	-	2
	納豆製造業	・	-	-	-	-	-	-
	麺類製造業	・	5	<b>7</b>	2	-	-	3
	そうざい製造業	・	15	<b>44</b>	30	-	1	44
	複合型そうざい製造業	・	1	<b>1</b>	-	-	-	1
	冷凍食品製造業	・	1	<b>2</b>	1	-	-	1
	複合型冷凍食品製造業	・	-	-	-	-	-	-
	漬物製造業	・	7	<b>21</b>	14	-	-	24
	密封包装食品製造業	・	4	<b>8</b>	4	-	-	9
	食品の小分け業	・	2	<b>6</b>	4	-	-	6
	添加物製造業	・	-	-	-	-	-	-

※2 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、営業許可業種が改変された。

■ 条例に基づく業種別許可施設数及び監視指導件数 (1) ※3

営業種目	内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視指導件数
		年度			新規	更新		
		2	3	4				
総数		1,209	・	▪	・	・	・	
行商		13	・	▪	・	・	・	
	弁当等人力販売業	7	・	▪	・	・	・	
	菓子	3	・	▪	・	・	・	
	豆腐及びその加工品	1	・	▪	・	・	・	
	ゆでめん類	-	・	▪	・	・	・	
	アイスクリーム類	-	・	▪	・	・	・	
	魚介類及びその加工品	2	・	▪	・	・	・	
	つけ物製造業	35	・	▪	・	・	・	
	製菓材料等製造業	2	・	▪	・	・	・	
	粉末食品製造業	14	・	▪	・	・	・	
	そう菜半製品等製造業	11	・	▪	・	・	・	
	調味料等製造業	33	・	▪	・	・	・	
	魚介類加工業	12	・	▪	・	・	・	
	液卵製造業	2	・	▪	・	・	・	
	食料品等販売業	1,084	・	▪	・	・	・	
	一般	605	・	▪	・	・	・	
	包装	394	・	▪	・	・	・	
	包装（一時販売）	9	・	▪	・	・	・	
	自動販売機	38	・	▪	・	・	・	
	自動車	38	・	▪	・	・	・	
	卵選別包装業	3	・	▪	・	・	・	

※3 食品製造業等取締条例の廃止(令和3年6月1日)に伴い、営業許可業種が廃止された。

■ ふぐの取締規制条例に規定する営業 ※4

営業種目	内訳	営業施設数			許可件数		廃業数	監視指導件数
		年度			新規	更新		
		2	3	4				
制ふぐの営業規定規	ふぐ取扱所	58	55	<b>52</b>	2	-	5	57
	ふぐ加工製品取扱施設	190	187	▪	・	・	187	・

※4 ふぐの取締規制条例の改正(令和4年4月1日)に伴い、ふぐ加工製品が廃止された。

■届出業種別施設数及び監視指導件数 ※5

営業種目	内訳	営業施設数			新規	廃業数	監視指導件数
		年度					
		2	3	4			
総数		5,131	・	・	・	・	
集団給食		458	・	・	・	・	
許可を要しない食品製造業		247	・	・	・	・	
許可を要しない食品販売業		3,873	・	・	・	・	
食器具容器包装・おもちゃ		106	・	・	・	・	
添加物販売業		447	・	・	・	・	

※5 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、届出業種が廃止された。

■届出業種別施設数及び監視指導件数 ※6

営業種目	内訳	営業施設数			新規	廃業数	監視指導件数
		年度					
		2	3	4			
総数		・	2,847	<b>3,100</b>	408	155	1,377
旧許可業種であった営業		・	1,426	<b>1,386</b>	69	109	554
販売業		・	1,048	<b>1,276</b>	262	34	608
製造・加工業		・	70	<b>96</b>	27	1	18
上記以外のもの		・	249	<b>280</b>	42	11	189
公衆衛生に与える影響が少ない営業		・	54	<b>62</b>	8	-	8

※6 食品衛生法の一部改正(令和3年6月1日施行)に伴い、届出業種が新設された。

■施設数及び監視指導件数の総計

業種		年度			新規	廃業
		2	3	4		
施設数	総数	16,351	10,878	<b>10,785</b>	1,640	1,546
	法に基づく許可業種	9,763	7,789	<b>7,633</b>	1,230	1,386
	条例に基づく許可業種等	1,667	・	・	・	・
	法に基づく届出業種等	4,673	2,847	<b>3,100</b>	408	155
	ふぐ取扱所	248	242	<b>52</b>	2	192
監視指導件数	総数	6,664	6,364	<b>5,718</b>		
	法に基づく許可業種	4,488	4,022	<b>4,284</b>		
	条例に基づく許可業種等	701	58	-		
	法に基づく届出業種等	1,388	2,177	<b>1,377</b>		
	ふぐ取扱所	87	107	<b>57</b>		

■食鳥検査法に基づく許可施設数及び監視指導件数

営業種目	内訳	許可施設数			新規	廃止	監視指導件数
		2	3	4			
食鳥処理場（認定小規模）		11	9	10	1	0	14
届出食肉販売業者		4	2	2	0	0	1

■食鳥処理状況報告内容（令和4年度）

種類	処理羽数	基準に適合した羽数	廃棄羽数	基準に適合しなかった羽数		
				体壁内面の状況が基準に不適合	内臓の状況が基準に不適合	
					廃棄	当該臓器のみ廃棄
鶏	95,847	95,704	143	0	143	0

■一斉監視等事業別監視件数（令和4年度）

事業名	監視件数
学校及び保育園等一斉監視	249
夏期一斉監視	633
歳末一斉監視	638
社会福祉施設等一斉監視	103
西新井大師初詣における一斉監視	82
区内における行事監視	-

■食品関係営業者への普及啓発

年度	内訳	回数	受講者数
	2	3	22
	3	-	-
	4	3	49
4年度対象	一般飲食店	-	-
	すし屋	-	-
	そば屋	-	-
	仕出し屋・弁当屋	-	-
	販売業（食肉販売店・魚介類販売店）	-	-
	製造業（菓子・豆腐・めん類製造業）	1	9
	集団給食・給食関係者	-	-
	学校・保育園給食従事者	-	-
	食品衛生自治指導員	1	14
	営業許可更新業者	-	-
	企業への出張講習会	-	-
	イベント臨時出店者	-	-
食中毒再発防止講習会	1	26	

■消費者等への普及啓発

事業内容	年度	実施内容・参加者数等	
出前講習会	2	家庭や施設での食中毒予防講習会	3回開催、100名受講
	3		5回開催、166名受講
	4		7回開催、145名受講

■食の安全懇談会

年度	開催回数	参加人数	内容
4	1	7	食品衛生監視指導計画案の審議、食品衛生に関する情報提供

■食品衛生協会との共催事業

事業内容	年度参加者数			内容
	2	3	4	
街頭相談	-	-	-	食品衛生相談、パンフレット等の配付、パネル展示等
消費者懇談会	-	-	37	消費者・食品業者・行政の三者による意見交換会
その他	自治指導員(※)活動の支援、健康教室等			

※ 自治指導員：食品衛生協会独自の自主的衛生管理制度。会員の中から任命され、会員の店を巡回指導する。

■食の安全に関する相談件数

内容	年度総数			4年度 受付内訳	
	2	3	4	電話受付件数	窓口受付件数
総数	6,071	5,976	<b>5,978</b>	3,567	2,411
営業許可	2,940	2,827	<b>2,972</b>	1,717	1,255
表示	504	367	<b>337</b>	255	82
規格・基準	170	343	<b>344</b>	230	114
食中毒	75	81	<b>76</b>	72	4
残留農薬	16	6	<b>11</b>	10	1
輸入食品	41	43	<b>42</b>	36	6
添加物	6	8	<b>8</b>	7	1
新規開発食品	186	184	<b>174</b>	137	37
食用可・不可に関する疑義	10	6	<b>18</b>	14	4
マスコミ報道に関する事項	1	0	<b>0</b>	0	0
その他	2,122	2,111	<b>1,996</b>	1,089	907
「その他」の主な内容	調理師試験、調理師免許、行事開催、情報提供、講習会、手洗いキット貸し出し、異物混入について等				



■収去検査実施検体数（令和4年度）

品目		内訳	細菌検査		化学検査			
			検体数	不適検体数	検体数※	不適検体数		
総数			232	(-)	12	134	(40)	-
魚介類等	刺身・すし種・生食用カキ		4	(-)	1	-	-	-
	その他の魚介類		-	-	-	20	(3)	-
	魚介類加工品		-	-	-	9	(1)	-
冷凍食品			-	-	-	-	-	-
肉・卵類等	肉・卵類		-	-	-	-	-	-
	肉・卵類加工品		12	(-)	-	12	(-)	-
乳・乳類等			-	-	-	-	-	-
農産物等	穀類及びその加工品		-	-	-	5	(5)	-
	野菜類・果物		-	-	-	18	(4)	-
	野菜類・果物加工品		-	-	-	21	(9)	-
菓子類			25	(-)	1	20	(3)	-
清涼飲料水・酒精飲料等			-	-	-	5	(5)	-
その他の食品	缶詰・びん詰		-	-	-	5	(4)	-
	調味料		-	-	-	4	(4)	-
	そうざい類及びその半製品		144	(-)	8	13	(-)	-
	弁当類		47	(-)	2	-	-	-
	その他の食品		-	-	-	2	(2)	-
器具・容器・包装			-	-	-	-	-	-
おもちゃ			-	-	-	-	-	-
その他			-	-	-	-	-	-

※（ ）内の数値は、検査検体中の輸入食品の検体数

■簡易検査検体数

年度	実施検体数
4	-

■内容別苦情届出件数

年度		2	3	4
総数		146	185	233
内訳	食品に異物の混入	15	12	25
	食品の腐敗・変敗	3	3	4
	食品にカビの発生	2	3	4
	食品の異味・異臭	5	4	10
	食品の変色	2	2	-
	食品の変質	1	-	1
	食品の取扱い不良	17	19	19
	食品の表示	3	9	4
	食品による原因不明の症状発生	25	31	34
	施設・設備の管理不良	10	16	30
	営業者等からの報告・相談	40	69	81
	その他	23	17	21

■食中毒・苦情による検査検体数

実施機関 内訳 検体	東京都健康安全研究センター委託					区衛生試験所実施				
	年度総数			4年度 内訳		年度総数			4年度 内訳	
	2	3	4	細菌検査	化学検査	2	3	4	細菌検査	化学検査
総数	188	37	<b>208</b>	199	9	35	39	<b>22</b>	4	18
食品	58	6	<b>23</b>	23	-	19	9	<b>5</b>	2	3
ふん便	105	20	<b>106</b>	106	-	12	4	<b>2</b>	2	-
ふき取	25	10	<b>65</b>	65	-	-	-	-	-	-
吐物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	3	1	<b>14</b>	5	9	4	26	<b>15</b>	-	15

■事件数

年度	2	3	4
食中毒の発生	4	1	<b>4</b>
成分規格違反	-	1	<b>1</b>

4年度 食中毒の発生 概要					
発生日	患者数	原因食品	原因物質	責任の所在	処分内容
5月20日	4名	飲食店の食事	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店営業 (一般)	営業停止7日
11月3日	1名	ぶりさく(天然)	アニサキス	魚介類販売業	営業停止1日
2月19日	1名	イワシの酢じめ	アニサキス	家庭	-
3月1日	10名	施設の食事	黄色ブドウ球菌	飲食店営業 (集団給食)	営業停止4日 (自粛3日)

4年度 処分内容			
処分日	業種	違反食品等	処分内容
8月24日	食品輸入・卸売業	生鮮バナナ(ブランド名:ベトナムHPバナナ)	販売禁止命令

■他自治体からの関連調査(令和4年度)


調査依頼件数	調査実施対象者	検便実施者	関連施設調査
29	29	19	26

■東京都経由事務申請件数(令和4年度)

申請内容	件数
調理師免許申請	178
製菓衛生師免許申請	17
ふぐ取扱所認証申請	7

## ■自主回収届出報告書（令和4年度）

年月日	対象食品	回収理由
6月10日	ザクッとろチーズクッキー チョコレートソース	食品表示法に違反するおそれ (アレルギー表示の欠落)
12月14日	東京雷おこし	食品表示法に違反 (賞味期限表示の欠落)
2月14日	フィナンシェ10個入り	食品表示法に違反 (原材料、アレルギー表示の欠落)
3月2日	男子ラーメン	食品表示法に違反 (アレルギー表示等の欠落)

<b>9 動物愛護衛生</b> <b>(1) 狂犬病予防対策</b>		所管課		<b>3</b> <small>すべての人に健康と幸せを</small> 																																																			
		生活衛生課																																																					
根拠法令等	狂犬病予防法																																																						
<p><b>目 的</b>                  狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。</p> <p><b>事業内容</b>                  ア 犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底                  (ア) 犬の登録及び廃犬届等は、保健所・保健センター及び区民事務所などで受付                  (イ) 4月中旬に東京都獣医師会足立支部の協力により、狂犬病予防の集合注射を実施（2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため10月に実施）</p> <p><b>実績表</b></p> <p>■犬の登録及び狂犬病予防注射件数（頭）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">犬の登録</th> <th colspan="3">狂犬病予防注射接種</th> </tr> <tr> <th>登録頭数 (年度末)</th> <th>新規登録</th> <th>他県鑑札 交換</th> <th>廃犬※</th> <th>集合注射</th> <th>動物病院</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>25,414</td> <td>2,173</td> <td>409</td> <td>3,166</td> <td>1,433</td> <td>17,026</td> <td>72.6%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>25,374</td> <td>2,343</td> <td>476</td> <td>2,865</td> <td>2,080</td> <td>16,195</td> <td>72.0%</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>28,813</b></td> <td><b>5,916</b> <b>(5,056)</b></td> <td><b>1,243</b></td> <td><b>3,720</b></td> <td><b>2,203</b></td> <td><b>16,228</b></td> <td><b>71.0%</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>( ) 内は、マイクロチップでの登録頭数。</p> <p>※ 廃犬：転出・死亡・職権削除をいう。</p> <p>■こう傷事故発生届受理件数（頭）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>発生件数</th> <th>被害者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>37</b></td> <td><b>38</b></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>関係発行物</b>                  ■「愛犬手帳～注射記録付き～」</p>					年度	犬の登録				狂犬病予防注射接種			登録頭数 (年度末)	新規登録	他県鑑札 交換	廃犬※	集合注射	動物病院	接種率	2	25,414	2,173	409	3,166	1,433	17,026	72.6%	3	25,374	2,343	476	2,865	2,080	16,195	72.0%	<b>4</b>	<b>28,813</b>	<b>5,916</b> <b>(5,056)</b>	<b>1,243</b>	<b>3,720</b>	<b>2,203</b>	<b>16,228</b>	<b>71.0%</b>	年度	発生件数	被害者数	2	28	28	3	28	28	<b>4</b>	<b>37</b>	<b>38</b>
年度	犬の登録					狂犬病予防注射接種																																																	
	登録頭数 (年度末)	新規登録	他県鑑札 交換	廃犬※	集合注射	動物病院	接種率																																																
2	25,414	2,173	409	3,166	1,433	17,026	72.6%																																																
3	25,374	2,343	476	2,865	2,080	16,195	72.0%																																																
<b>4</b>	<b>28,813</b>	<b>5,916</b> <b>(5,056)</b>	<b>1,243</b>	<b>3,720</b>	<b>2,203</b>	<b>16,228</b>	<b>71.0%</b>																																																
年度	発生件数	被害者数																																																					
2	28	28																																																					
3	28	28																																																					
<b>4</b>	<b>37</b>	<b>38</b>																																																					



**9 動物愛護衛生**  
**(2) 猫の不妊去勢手術費助成**

所管課

生活衛生課

**根拠法令等**

動物の愛護及び管理に関する法律  
東京都動物の愛護及び管理に関する条例  
足立区猫の不妊去勢手術費助成要綱  
足立区地域猫活動支援モデル事業要綱

**目 的**

猫の不必要な繁殖及び飼い主のいない猫の増加を抑え、猫による近隣への被害及び迷惑を未然に防止する。

**事業内容**

**ア 猫の不妊去勢手術費助成【平成19年5月事業開始】**

区内の飼い猫及び飼い主のいない猫を対象に、手術費の一部を助成

【飼い猫】不妊：4,000円、去勢：2,000円

【飼い主のいない猫】不妊：6,000円、去勢：4,000円

手術は猫の不妊去勢手術費助成協力動物病院（協定締結）で行う。

※ 令和4年度から、飼い主のいない猫の助成金を増額した（2,000円）。

**イ 地域猫活動支援モデル事業【平成23年4月事業開始】**

登録された足立区地域猫活動ボランティアグループの活動対象猫を対象に、手術費の範囲内で助成

【地域猫】不妊：10,000円、去勢：5,000円

手術は地域猫活動支援モデル事業協力動物病院（協定締結）で行う。

**実績表**

■不妊去勢手術費助成件数（頭）

年度	区分	合計	飼い猫			飼い主のいない猫		
			不妊	去勢	小計	不妊	去勢	小計
2	承認	2,915	590	373	963	1,660 (-)	292 (-)	1,952 (-)
	助成	2,068	490	342	832	739 (-)	497 (-)	1,236 (-)
3	承認	2,457	588	386	974	1,216 (13)	267 (7)	1,483 (20)
	助成	1,722	482	355	837	514 (6)	371 (5)	885 (11)
4	<b>承認</b>	<b>2,172</b>	<b>688</b>	<b>385</b>	<b>1,073</b>	<b>883</b> <b>(9)</b>	<b>216</b> <b>(10)</b>	<b>1,099</b> <b>(19)</b>
	<b>助成</b>	<b>1,535</b>	<b>509</b>	<b>434</b>	<b>943</b>	<b>331</b> <b>(-)</b>	<b>261</b> <b>(-)</b>	<b>592</b> <b>(-)</b>

( ) は、地域猫活動支援モデル事業の件数

**関係発行物**

- 「ネコを飼うなら徹底！4カ条」
- 「地域猫活動で、トラブルを解消！」

<b>9 動物愛護衛生</b> <b>(3) 普及啓発及び適正飼育指導</b>	所管課 生活衛生課	<b>3</b> 市民生活に 貢献する 
--	--------------	-------------------------------

<b>根拠法令等</b>	動物の愛護及び管理に関する法律 狂犬病予防法 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例
--------------	---

**目 的**  
動物に関係した生活環境衛生の確保及び人畜共通疾病を予防する。

**事業内容**  
ア 犬の飼い方教室、猫の飼い方教室の開催  
イ 苦情・相談対応

**実績表**  
■犬・猫の飼い方教室

年 度	総 数		犬の飼い方教室		猫の飼い方教室	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
2	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-
<b>4</b>	-	-	-	-	-	-

※ 2年度、3年度、4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

■苦情・相談対応件数

年 度	相談受付件数	
	相談受付件数	実態調査
2	3,164	354
3	1,908	375
<b>4</b>	<b>2,474</b>	<b>343</b>

(内訳) 苦情・相談対応件数

種 類	総 数		犬		猫		その他の動物	
	相談受付件数	実態調査	相談受付件数	実態調査	相談受付件数	実態調査	相談受付件数	実態調査
4年度	2,474	343	1,039	127	1,022	153	413	63
登録・注射	665	-	665	-	-	-	-	-
猫の餌やり	85	-	-	-	85	-	-	-
鳴き声	121	59	96	51	4	4	21	4
糞尿	389	142	78	23	189	78	122	41
悪臭	16	9	2	2	7	7	7	-
放し飼い	17	14	17	14	-	-	-	-
侵入	69	-	-	-	69	-	-	-
迷子・逸走	216	-	44	-	136	-	36	-
死体	28	-	13	-	15	-	-	-
不妊去勢	286	-	-	-	286	-	-	-
その他	582	119	124	37	231	64	227	18

※ 1件の相談・実態調査件数に複数内容を含む場合がある。  
 ※ 猫の餌やりの実態調査件数はその他（施設外飼養）で計上している。



**9 動物愛護衛生**  
**(4) 化製場及び動物質原料の運搬等**

所管課

生活衛生課

**根拠法令等**

化製場等に関する法律  
 動物質原料の運搬等に関する条例

**目 的**

公衆衛生の向上を図る。

**事業内容**

化製場、動物質原料運搬業に関する許認可業務を行う。


**実績表**


■化製場等業態数（件）

年度	区分	総数	化 製 場 等			動物質原料 運 搬 業
			化製場 (※1)	第8条準用 業態(※2)	畜舎	
2		9	2	1	5	1
3		9	2	1	5	1
<b>4</b>		<b>8</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>1</b>



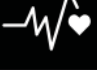
※1 化製場：牛、豚等の肉、皮等を原料として皮革、油脂等を製造する施設

※2 第8条準用業態：魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原材料として、油脂、飼料等を製造する施設

<b>9 動物愛護衛生</b> <b>(5)カラス被害対策</b>		所管課				
		生活衛生課				
根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 足立区カラスの巣の撤去等に関する実施要綱					
<b>目 的</b> カラスの繁殖期における威嚇行動による被害を防止する。						
<b>事業内容</b> カラスの繁殖期にあたる時期（4月から7月頃）には、巣やヒナに近づいた人などへの威嚇や攻撃をする場合がある。このため、区立公園や街路樹のほか、個人宅、寺社などにつくられたカラスの巣の撤去を行っている（東京都から鳥獣保護管理法に基づく許可を得た事業者に委託）。 【平成14年4月事業開始】						
<b>実績表</b>						
年 度	相談件数	撤去・捕獲数				
		調査件数	巣	卵	巣中のヒナ	落下ヒナ
2	196	128	117	37	118	22
3	189	110	86	75	85	23
<b>4</b>	<b>174</b>	<b>133</b>	<b>103</b>	<b>75</b>	<b>71</b>	<b>31</b>
※ 対応する施設管理者が判明している場合は巣の撤去はしない（電柱・高速道路・マンション等）。						

<b>9 動物愛護衛生</b> <b>(6)ハクビシン・アライグマ対策</b>		所管課					
		生活衛生課					
根拠法令等	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画 足立区ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱						
<b>目 的</b> ハクビシン・アライグマによる生活環境被害の軽減を図る。							
<b>事業内容</b> 生活環境被害を受けている区民の協力を条件に、区内に生息するハクビシン・アライグマを捕獲する（東京都から鳥獣保護管理法に基づく許可を得た事業者に委託）。 【平成30年1月事業開始】							
<b>実績表</b>							
年 度	相談件数			捕獲器 設置数	捕獲数		
		調査無	調査有		ハクビシン	アライグマ	
2	127	80	47	52	24	11	13
3	230	159	71	66	22	15	7
<b>4</b>	<b>162</b>	<b>104</b>	<b>58</b>	<b>56</b>	<b>30</b>	<b>21</b>	<b>9</b>
※ 調査無の理由：目撃情報のみや設置条件を満たしていない場合（屋根裏設置等）。 なお、現地調査後に判明する場合もある。							
<b>関係発行物</b> ■「ハクビシンの被害を防ぐために」							



<b>10 母子保健</b>	所管課	1 貧困をなくそう 	2 紙類をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 
	保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			

<b>根拠法令等</b>	母子保健法、児童福祉法、各事業実施要綱等
--------------	----------------------

**目 的**

乳幼児を健やかに生み育てていくためには、結婚前・妊娠・出産・新生児・乳幼児等のあらゆる時期を通じて、一貫した体系のもとで総合的に母子保健対策を進めていく必要がある。

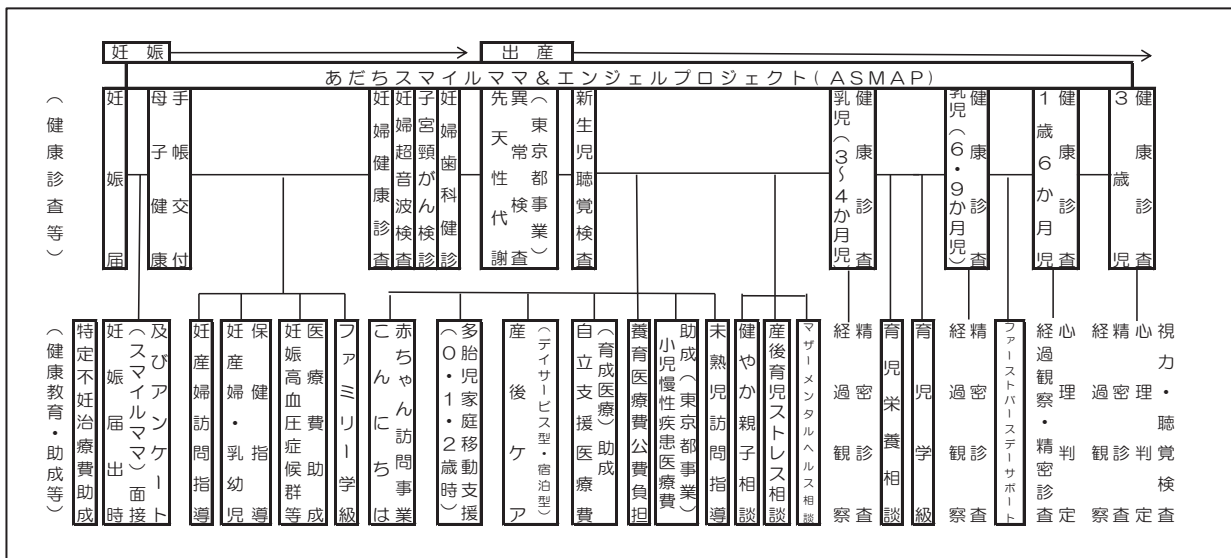
一方、核家族化や少子化の進行、育児不安の増加等、母子の健康をとりまく状況は大きく変化しており、それぞれの状況や特性に即した母子保健施策が求められている。




こうした状況の変化に柔軟に対応しながら、それぞれの時期に応じたサービス（健康診査、栄養・歯科・保健指導等）を提供し、乳幼児の健康の保持増進を図っている。

区民の保健向上を目的とした、区における母子保健サービスの実施体制は、下図のとおり。平成19年度からは、生後3か月までの乳児がいる全家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施している。

また、平成28年度からは、妊娠期から産後期の母子保健事業を充実することにより、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みを「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト (ASM&P)」と総称し、妊娠期からの切れ目のない支援を推進している。

母子保健体系図



<p><b>10 母子保健</b> <b>(1) 妊産婦支援 (ASMAP)</b></p>	<p>所管課 保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター</p>	<p>1 群団をなくそう </p>	<p>2 紙屑をゼロに </p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を </p>
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>母子保健法第10・13・15・16条、妊婦健康診査実施要綱、里帰り出産等の妊婦健康診査、腹部超音波検査、子宮頸がん検診及び新生児聴覚検査に要した費用の助成事業実施要綱、保健指導票事務取扱要綱、妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱、ファミリー学級等実施要綱、あだちスマイルママ&amp;エンジェルプロジェクト事業実施要綱、産後ケア事業（デイサービス型）実施要綱</p>			
<p><b>目 的</b> 各種事業により妊婦が健やかに妊娠期間を過ごし、安全な出産を迎えるための支援を実施する。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 母子健康手帳の交付 母子健康手帳は、妊娠届出時に、「母と子の保健バッグ」とともに、保健予防課、各保健センター等及び区民事務所で交付している。</p> <p>イ 妊娠届出時面接 保健予防課及び各保健センター等では届出時に合わせて、保健師等による面接相談を実施している。令和2年5月からはスマイルママ面接に名称を変更し、妊婦全数面接を実施するとともに、育児パッケージとして「こども商品券」1万円分（令和2年度は感染防止対策分1万円を上乗せして2万円分）を配付している。</p> <p>ウ 妊婦健康診査 妊娠週数に応じた健康診査により、母体の健康を守り、妊娠高血圧症候群（旧：妊娠中毒症）等を早期に発見し、流産・早産、未熟児出生等の防止に努めている。</p> <p>エ 里帰り出産等による妊婦健康診査等費用助成 里帰り出産等のため都外の医療機関で妊婦健康診査を実費で受診した場合、妊婦健康診査等の費用の一部を助成している。さらに、助産所での受診についても13回（健診1回目は医療機関での受診に限られるため）までの範囲で一部助成している。</p> <p>オ 保健指導票の交付 経済的理由により医療機関等による保健指導を受けがたい妊産婦、乳児を対象に保健指導票を交付し、委託医療機関において必要な保健指導を受ける機会を提供している。</p> <p>カ 妊娠高血圧症候群等医療費助成 妊娠高血圧症候群や糖尿病等は、妊産婦死亡や周産期死亡の原因のみならず、胎児の発育を妨げて未熟児等の発生要因となるなど、出生児への影響も大きく、分娩後の産婦に後遺症が残ることもある。早期に医療を施すことが重要なため医療費を助成している。</p> <p>キ 妊産婦訪問指導 妊産婦に対し、家庭訪問により日常生活の指導を行うとともに、疾病の発生防止及び早期発見に努め母子保健の向上を図っている。</p> <p>ク ファミリー学級 平成29年度からファミリー学級に名称を変更した。また、令和元年度から4日制を3日制に変更し、妊娠・出産・育児・歯の健康・食生活等について知識と技術を習得させるとともに「父と母と一緒に子どもを育てる」という意識を高める。また、参加者同士の交流を深め、妊娠中から地域で孤立せず、楽しみながら子育てのできる仲間作りをめざし、地域の子育てグループへと育てていく。 仕事をしている保護者も参加できるように、平成23年度からは、ダイジェスト版として1日制を実施している。また、平成30年度からは、「日曜ファミリー学級」も実施している。</p>				

#### ケ 産後ケア（デイサービス型）

心身の不調や育児不安等を抱える産婦※を対象に、一時的な休息の場を提供している。

※ 令和2年度：産後4か月未満、令和3年度・4年度：産後1年未満

#### コ 産後ケア（宿泊型）

令和4年度から、心身の不調や育児不安を抱える産後4か月未満の産婦を対象に、6泊7日までを限度とし休息の場を提供している。

#### サ ファーストバースデーサポート

子どもの成長の節目の年齢となる1歳時アンケートにより育児状況を把握し、適切なケアを実施している。加えて、育児パッケージとして「こども商品券」を配付している（第1子には1万円、第2子には2万円、第3子以降には3万円）。

#### シ 多胎児家庭移動支援

0歳、1歳、2歳時に、保健師等と面接した多胎児家庭を対象に、タクシー利用が可能な「こども商品券」を2万4千円分配付し、母子保健事業利用時の移動を支援している。

### あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）の概要

妊娠期から産後期の母子保健事業をさらに充実させ、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みとして「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」事業を、平成28年度から本格実施した。母子保健コーディネーター等による支援対象妊婦への訪問やケアプランに基づく支援を通じて、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進する。

#### ア ASMAPの体系図

## 1 気づく

### 支援を要する方を妊娠期から把握

- ・ 妊娠届出時のアンケートから、健康管理を必要とする妊婦、産後の育児困難や生活困窮が予想される妊婦を抽出
- ・ 支援対象者には電話や訪問等にて状況を確認
- ・ 医療機関から情報提供してもらう仕組みを構築

## 2 支える

### 個別の状況に合わせたケアプランを作成し、支援実施

- ・ 継続的支援が必要な方へ、一人ひとりの状況に合わせた本人同意に基づくケアプランを作成
- ・ ケアプランに基づく訪問や事業案内等の支援を実施

## 3 つなぐ

### 早期から関係機関と連携・協力

- ・ 早期から関係機関と連携し、対応していくことで、育児困難状態となることを回避
- ・ 適切な対応のため、関係機関との個別連絡票により情報を共有

## 4 見守る

### 支援対象者を含めた全ての妊産婦の状況を確認し、支援・見守りを継続

- ・ 母子保健事業の様々な機会に、支援対象者を含めた全ての妊産婦やその子どもの育児・生活の状況を確認し、支援と見守りを継続
- ・ 関係機関とともに、継続的な支援・見守り体制を構築

#### イ ASMAP関係機関ネットワーク連絡会議

産科・小児科医療機関等との連携強化を目的に、平成30年度から年に1度開催している。

ウ 妊産婦支援連絡会

ケアプランの確認や進行管理等を目的に各保健センター毎に開催している。保健予防課の母子保健コーディネーターが担当地域の保健センター等に出向き、継続的な支援が行えるように連絡調整を行っている。

**実績表**

■妊娠届出状況

区分 年度	届出者数	妊 娠 週 数					出生後 届出者数 (出産届)
		11週以下	12～19週	20～27週	28週以上	不詳	
2	4,597	4,354 (94.7%)	179 (3.9%)	14 (0.3%)	8 (0.2%)	42 (0.9%)	7
3	4,496	4,274 (95.0%)	165 (3.7%)	30 (0.7%)	7 (0.2%)	20 (0.4%)	3
<b>4</b>	<b>4,350</b>	<b>4,116 (94.6%)</b>	<b>178 (4.1%)</b>	<b>17 (0.4%)</b>	<b>8 (0.2%)</b>	<b>31 (0.7%)</b>	<b>5</b>

※ ( ) 内は構成比

■妊娠届出書およびアンケートからの主な把握内容（届出数に対する割合）

区分 年度	若年 (20歳未満)	高齢初妊 (40歳以上)	多胎	こころの病気 (既往歴・現病)	サポート・ 助けなし	本人喫煙	経済不安 あり	BMI25 以上	BMI18.5 未満
2	0.9%	2.1%	1.0%	4.0%	14.1%	1.7%	5.7%	11.0%	13.3%
3	1.0%	2.2%	1.1%	4.3%	16.4%	1.3%	6.4%	12.8%	13.2%
<b>4</b>	<b>0.9%</b>	<b>2.9%</b>	<b>1.3%</b>	<b>4.9%</b>	<b>15.5%</b>	<b>1.7%</b>	<b>5.6%</b>	<b>13.0%</b>	<b>12.4%</b>

■妊娠届出状況

住所 届出場所	総 数		中央本町		竹の塚		江 北		千 住		東 部	
	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数	受付数	面接数
3	4,496	3,145	886	703	1,284	863	793	524	609	375	924	680
<b>4</b>	<b>4,350</b>	<b>3,051</b>	<b>802</b>	<b>627</b>	<b>1,341</b>	<b>868</b>	<b>815</b>	<b>548</b>	<b>511</b>	<b>346</b>	<b>881</b>	<b>663</b>
保健予防課	1,687	1,595	543	516	523	505	288	272	86	76	247	227
保健センター	1,488	1,456	114	111	373	363	282	276	280	270	439	436
区民事務所	1,175	・	145	・	445	・	245	・	145	・	195	・

※ 面接数は対面の面接のみ

■スマイルママ面接数

区分 年度	面接数	妊娠届出者数 (転入含む)
2	4,487	4,962
3	4,348	4,853
<b>4</b>	<b>4,333</b>	<b>4,693</b>

※ 面接数は、令和5年5月までの対応数

■妊婦健康診査受診状況

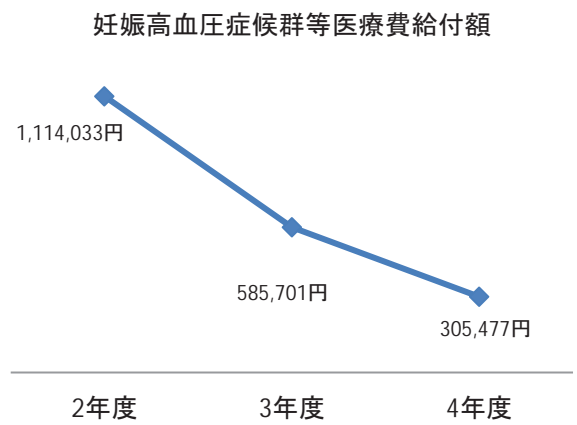
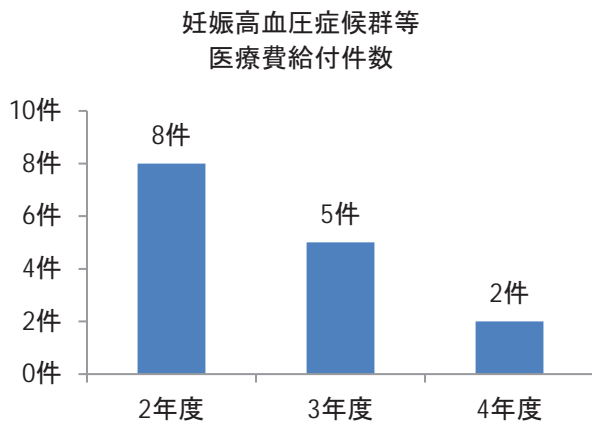
区分 年度	対象者数 (妊娠届出数) A	妊婦健康診査 受診数B	超音波検査 受診数	子宮頸がん 検診 受診数	里帰り出産等 による受診数 C	計 D = (B + C)	平均受診 回数 (D/A)
2	4,597	46,452	7,045	3,988	6,767	53,219	12
3	4,496	45,406	7,087	3,913	6,529	51,935	12
<b>4</b>	<b>4,350</b>	<b>44,278</b>	<b>7,118</b>	<b>3,855</b>	<b>6,023</b>	<b>50,301</b>	<b>12</b>

■保健指導（医療機関）実施状況

区分 年度	妊 産 婦		乳 児		公費負担（円）
	対象者	保健指導票 交付枚数	対象者	保健指導票 交付枚数	
2	43	126	32	32	1,069,687
3	63	180	34	34	1,687,908
<b>4</b>	<b>77</b>	<b>265</b>	<b>26</b>	<b>28</b>	<b>2,833,942</b>

■妊娠高血圧症候群等医療費給付状況

区分 年度	申請件数	給付件数	公費負担（円）
2	7	8	1,114,033
3	4	5	585,701
<b>4</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>305,477</b>



■妊産婦訪問指導実施状況

年度	区分	指導件数	保健所実施		委託分(産婦)
			実人数	延人数	延人数
2		4,892	1,332	1,894	2,998
3		4,507	973	1,614	2,893
<b>4</b>		<b>4,643</b>	<b>1,029</b>	<b>1,551</b>	<b>3,092</b>
内 訳	中央本町		52	56	631
	竹の塚		137	165	884
	江北		44	50	552
	千住		83	101	380
	東部		104	115	645
	保健予防課		609	1,064	•

■ファミリー学級実施状況  
(3日制・1日制：土曜、平日)

年度	区分	学級数	延回数	受講者数 (実)	受講者数(延べ)			集団指導数			
					総数	本人	パートナー	その他	保健 指導	栄養 指導	歯科 保健 指導
2		39	47	730	774	413	355	6	730	22	22
3		37	37	884	884	449	428	7	884	-	-
<b>4</b>		<b>67</b>	<b>67</b>	<b>1,221</b>	<b>1,221</b>	<b>629</b>	<b>587</b>	<b>5</b>	<b>1,221</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
3日制		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内 訳	中央本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	竹の塚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	江北	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	千住	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1日制		<b>67</b>	<b>67</b>	<b>1,221</b>	<b>1,221</b>	<b>629</b>	<b>587</b>	<b>5</b>	<b>1,221</b>	-	-
内 訳	中央本町	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>161</b>	<b>161</b>	<b>85</b>	<b>76</b>	<b>0</b>	<b>161</b>	-	-
	竹の塚	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>320</b>	<b>320</b>	<b>165</b>	<b>153</b>	<b>2</b>	<b>320</b>	-	-
	江北	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>220</b>	<b>220</b>	<b>114</b>	<b>105</b>	<b>1</b>	<b>220</b>	-	-
	千住	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>245</b>	<b>245</b>	<b>126</b>	<b>119</b>	<b>0</b>	<b>245</b>	-	-
	東部	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>275</b>	<b>275</b>	<b>139</b>	<b>134</b>	<b>2</b>	<b>275</b>	-	-

※ 令和元年度から、4日制から3日制へ変更した。令和4年度は、令和3年度に続き、新型コロナウイルス感染症拡大のため、1日制のみ実施した。

(1日制：日曜)

年度	区分	学級数	受講者数 (実)	受講者内訳	
				本人	パートナー等
2		9	483	244	239
3		7	363	183	180
<b>4</b>		<b>9</b>	<b>448</b>	<b>225</b>	<b>223</b>

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、9回中2回中止した。

■産後ケア（デイサービス型）実施状況

年度	区分	利用者延人数
3		329
<b>4</b>		<b>332</b>

※ 令和2年度は、9月から週1回実施。令和3・4年度は、週2回実施

■産後ケア（宿泊型）実施状況

年度	区分	利用者実人数
<b>4</b>		<b>219</b>

■ファーストバースデーサポート

区分 年度	アンケート 発送数	アンケート 回答数	育児パッケージ 配付数
3	4,420	4,030	4,030
<b>4</b>	<b>4,363</b>	<b>3,980</b>	<b>3,976</b>

区分 年度	保健フォロー	栄養フォロー	歯科フォロー	
3	805	351	309	
<b>4</b>	<b>886</b>	<b>369</b>	<b>295</b>	
内 訳	中央本町	91	65	55
	竹の塚	300	115	81
	江北	133	66	49
	千住	226	71	46
	東部	136	52	64

※ 令和4年度中に育児パッケージを配付、フォローを実施した実績

■多胎児家庭移動支援

区分 年度	0歳児	1歳児	2歳児	
3	72	64	73	
<b>4</b>	<b>39</b>	<b>41</b>	<b>37</b>	
内 訳	中央本町	7	5	4
	竹の塚	12	16	13
	江北	6	4	6
	千住	8	7	9
	東部	5	9	5
	保健予防課	1	0	0

※ 令和4年度中にこども商品券を配付した実績

■ASMAP関係機関ネットワーク連絡会議実施状況

区分 年度	回数	参加機関数	参加人数	内 容	対 象
2	1	33	-	妊娠期からの連携について ・妊娠届出状況 ・要支援妊産婦等連絡票の活用 ・情報共有 等	区内産婦人科医療機関 近隣産科医療機関 区内小児科医療機関 福祉事務所・NPO等
3	1	35	-		
<b>4</b>	<b>1</b>	<b>36</b>	-		




※ 令和2・3・4年度は書面開催



## ■妊産婦支援連絡会

年度		区分	回数	参加延人数
		2	58	765
		3	60	455
		<b>4</b>	<b>59</b>	<b>685</b>
内 訳	中央本町		11	107
	竹の塚		12	178
	江北		12	155
	千住		12	122
	東部		12	123

※ 令和3年度のうち、25回は書面開催。令和4年度のうち9回は書面開催

<b>10 母子保健</b> <b>(2) 乳幼児健康診査</b>	所管課	1 貧困をなくそう 	2 気候をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 
	保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			
<b>根拠法令等</b>	母子保健法第12条・13条、乳児（3～4か月児）健康診査実施要綱、乳児（6か月児・9か月児）健康診査実施要綱、1歳6か月児健康診査実施要綱、3歳児健康診査実施要綱、新生児聴覚検査実施要綱			
<b>目 的</b> 乳幼児期に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、要治療者には専門医療機関へ受診勧奨するとともに経過観察健康診査や保健指導により乳幼児の健やかな成長に資する。 また、特に注意を要する者には、個別に保健指導を行い、必要に応じて保健師が家庭訪問等により保健指導を行うとともに、未受診者には保健師等が電話や訪問で勧奨及び状況を確認する。 なお、所在確認が取れないなどの場合には、こども支援センターげんきへ情報提供している。				
<b>事業内容</b> ア 新生児聴覚検査 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図ることを目的として実施している。 イ 乳児（3～4か月児）健康診査 乳児一人ひとりの発達・発育を支援するため、疾病の予防と早期発見、運動発達等についての確認及び育児・栄養に重点をおいた健康教育や育児不安に対する相談等を実施している。 治療を要する者には専門医療機関への受診を勧奨、精密健康診査を要する者には精密健康診査受診票を交付。また、要経過観察と指示された者には、経過観察健康診査を予約制で実施している。 ウ 乳児（6か月児・9か月児）健康診査 6～7か月期、9～10か月期の乳児を対象に健康診査を実施し、健康管理の向上を図っている。委託医療機関から送付された健康診査の結果に基づいて、精密検査や経過観察健康診査の受診を勧奨し、保健指導、栄養指導を実施している。 エ 1歳6か月児健康診査 1歳6か月児に対し、身体及び精神発達両面の健康診査を委託医療機関で実施し、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な保健指導及び支援を行い、健康の保持増進を図っている。また、この時期は生活習慣の確立、むし歯の予防、食生活など総合的な支援・相談が必要であることから歯科健康診査・歯科保健指導や育児・栄養に関する指導を各保健センター等で実施している。 平成28年度から、歯科健康診査の結果、C（むし歯）またはCO（要観察歯）の者へのフォロー事業を開始した。丁寧な受診勧奨と歯科受診報告ハガキの受領及び未報告（2か月以内）の者への電話確認を実施している。				

オ 3歳児健康診査

3歳児は、身体及び情緒、人格及び行動の傾向が形成されるとともに基本的な生活習慣を身につけていく大切な時期である。この時期に、心身の発育・発達の診査、歯科健康診査等総合的な健康診査を実施することにより、疾病の予防及び早期発見に努め、各々の専門職種による相談・保健指導を行い、一人ひとりの発達と発育を支援している。

診査内容においては、機器を用いて数秒で弱視等目の異常の可能性を発見できる屈折検査を令和4年度10月から導入した。

治療を要する者には専門医療機関への受診を勧奨、精密健康診査を要する者には精密健康診査受診票や紹介状を交付している。また、要経過観察と指示された者には、経過観察健康診査を予約制で実施している。平成27年度から、歯科健康診査の結果、CまたはCOの者へのフォロー事業を開始し、丁寧な受診勧奨と歯科受診報告ハガキの受領及び未報告者への電話確認を実施している。

カ 経過観察健康診査

乳幼児の一般健康診査及び訪問や相談などから、経過観察が必要とされた者について定期的に健康診査を行い、その健全な育成を期するとともに異常の早期発見に努めている。

実績表

■新生児聴覚検査受診状況

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	受診結果内訳	
					異常なし	要精密検査
2		4,659	3,724	79.9	3,699	25
3		4,143	3,603	87.0	3,577	26
<b>4</b>		<b>4,164</b>	<b>4,066</b>	<b>97.6</b>	<b>4,040</b>	<b>26</b>

※ 令和元年度から事業を開始

■乳児（3～4か月児）健康診査受診状況（各保健センター等実施）

年度	区分	実施回数	対象者数	受診者数	受診率 %	診察結果内訳			精健票 発行数	集団指導数		個別指導数	
						異常なし	有所見者実数	有所見率(%)		保健指導	栄養指導	保健指導	栄養指導
2		138	4,013	3,767	93.9	2,202	1,565	41.5	192	-	-	3,767	2,268
3		133	3,457	3,288	95.1	1,937	1,351	41.0	131	-	-	3,288	1,957
<b>4</b>		<b>165</b>	<b>4,247</b>	<b>4,057</b>	<b>95.5</b>	<b>2,183</b>	<b>1,874</b>	<b>46.2</b>	<b>106</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>4,057</b>	<b>2,265</b>
内 訳	中央本町	32	807	773	95.8	350	423	54.7	7	-	-	773	488
	竹の塚	45	1,263	1,211	95.9	652	559	46.2	50	-	-	1,211	761
	江北	32	779	738	94.7	373	365	49.5	22	-	-	738	400
	千住	24	550	522	94.9	258	264	50.6	24	-	-	522	233
	東部	32	848	813	95.9	550	263	32.3	3	-	-	813	383

■乳児（3～4か月児）健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	診察結果内訳		
					異常なし	有所見者実数	有所見率(%)
3		884	713	80.7	567	146	25.7

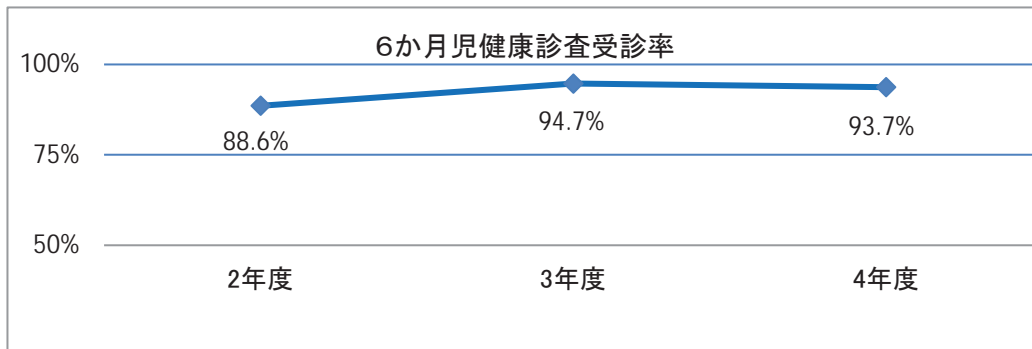
※ 令和4年1月21日から3月21日まで各保健センター等での実施を中止し、区内医療機関で個別受診とした。

■乳児（3～4か月児）健康診査診察結果所見及び指示区分（延べ数）各保健センター等実施

区分 年度	有所見者延数	所見内訳(延)												
		発育	皮膚	頭頸部	顔面口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部腹部	鼠径外陰部	背部	四肢	発達・神経	その他	
2	1,935	174	762	28	28	35	45	143	63	33	329	166	129	
3	1,697	160	623	34	25	30	46	141	53	25	293	163	104	
<b>4</b>	<b>2,320</b>	<b>176</b>	<b>899</b>	<b>78</b>	<b>41</b>	<b>47</b>	<b>65</b>	<b>183</b>	<b>74</b>	<b>30</b>	<b>413</b>	<b>172</b>	<b>142</b>	
要精密健診	548	8	29	31	5	9	12	26	15	18	385	6	4	
内訳	中央本町	108	1	9	-	1	2	1	4	6	4	76	2	2
	竹の塚	150	2	6	3	-	3	6	8	1	5	115	1	0
	江北	119	2	11	24	2	3	4	2	4	4	62	-	1
	千住	92	3	3	2	2	-	1	11	4	4	59	2	1
	東部	79	-	-	2	-	1	-	1	-	1	73	1	-
受診勧奨	181	2	146	4	1	11	4	8	3	-	1	-	1	
内訳	中央本町	64	1	57	1	-	2	-	3	-	-	-	-	-
	竹の塚	27	-	20	-	1	4	-	2	-	-	-	-	-
	江北	42	1	31	1	-	3	1	2	1	-	1	-	1
	千住	31	-	27	1	-	-	1	1	1	-	-	-	-
	東部	17	-	11	1	-	2	2	-	1	-	-	-	-
他機関管理中	653	20	353	10	18	19	30	102	26	6	15	23	31	
内訳	中央本町	143	3	83	3	4	5	2	20	4	1	2	4	12
	竹の塚	206	5	105	2	6	8	12	32	12	2	5	7	10
	江北	123	6	68	2	2	2	6	17	4	3	5	7	1
	千住	97	4	47	-	3	3	8	20	3	-	2	3	4
	東部	84	2	50	3	3	1	2	13	3	-	1	2	4
要経過観察	257	95	10	6	2	1	1	4	10	-	2	117	9	
内訳	中央本町	49	17	3	-	-	-	-	1	1	-	-	23	4
	竹の塚	61	38	1	1	-	-	-	-	1	-	-	19	1
	江北	76	17	1	3	1	-	-	1	3	-	-	48	2
	千住	42	13	3	1	1	-	-	-	1	-	-	22	1
	東部	29	10	2	1	-	1	1	2	4	-	2	5	1
一時的指導	681	51	361	27	15	7	18	43	20	6	10	26	97	
内訳	中央本町	165	10	95	11	4	1	7	6	-	2	4	6	19
	竹の塚	270	22	135	9	4	2	6	11	6	1	4	9	61
	江北	80	5	45	3	1	-	1	5	7	1	-	6	6
	千住	85	7	49	2	4	1	-	11	3	1	-	4	3
	東部	81	7	37	2	2	3	4	10	4	1	2	1	8

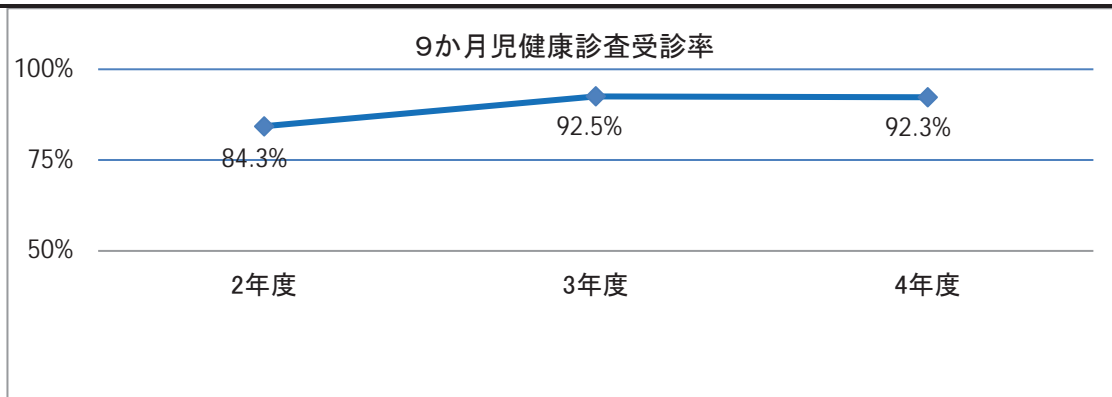
■ 6か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導と区への連絡事項(延数)			
					問題なし	あり	疑い	不明	医療機関で行う	区で行う	他機関管理中	その他
2		4,747	4,204	88.6	3,922	69	212	1	2,375	11	44	3
3		4,341	4,112	94.7	3,837	72	203	-	2,513	11	53	5
<b>4</b>		<b>4,247</b>	<b>3,981</b>	<b>93.7</b>	<b>3,717</b>	<b>88</b>	<b>176</b>	<b>-</b>	<b>2,421</b>	<b>9</b>	<b>66</b>	<b>2</b>
内 訳	中央本町	807	773	95.8	723	17	33	-	334	-	9	-
	竹の塚	1,263	1,176	93.1	1,072	18	86	-	895	2	12	-
	江北	779	735	94.3	687	27	21	-	490	4	20	1
	千住	550	541	98.4	502	20	19	-	440	2	16	1
	東部	848	756	89.2	733	6	17	-	262	1	9	-



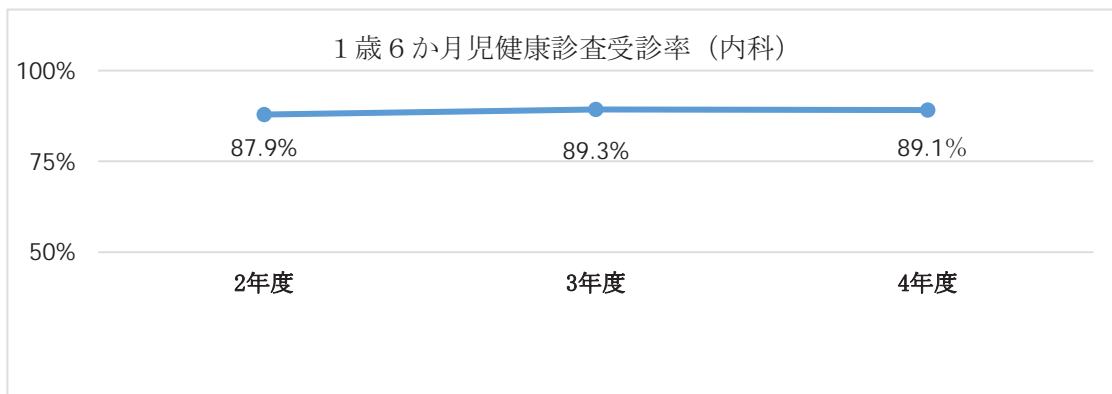
■ 9か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導と区への連絡事項(延数)			
					問題なし	あり	疑い	不明	医療機関で行う	区で行う	他機関管理中	その他
2		4,747	4,003	84.3	3,813	62	128	-	2,190	12	58	1
3		4,341	4,017	92.5	3,819	80	118	-	2,339	17	42	4
<b>4</b>		<b>4,247</b>	<b>3,921</b>	<b>92.3</b>	<b>3,675</b>	<b>80</b>	<b>166</b>	<b>-</b>	<b>2,300</b>	<b>16</b>	<b>46</b>	<b>3</b>
内 訳	中央本町	807	764	94.7	718	14	32	-	320	2	9	1
	竹の塚	1,263	1,160	91.8	1,076	22	62	-	850	1	13	1
	江北	779	714	91.7	674	20	20	-	454	8	7	1
	千住	550	521	94.7	467	22	32	-	401	2	12	0
	東部	848	762	89.9	740	2	20	-	275	3	5	-



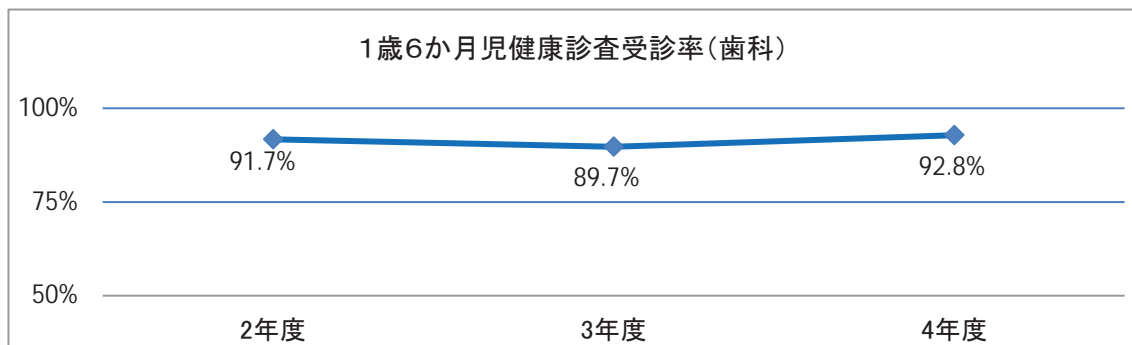
■ 1歳6か月児健康診査受診状況（医療機関実施）

年度	区分	対象者数	受診者数	受診率 %	有所見者実数	区への連絡事項内訳				
						要保健指導	要経過観察	要心理判定	要精密検査	要医療機関治療
2		4,671	4,107	87.9	241	16	349	8	51	41
3		4,542	4,058	89.3	259	18	422	6	43	45
<b>4</b>		<b>4,334</b>	<b>3,863</b>	<b>89.1</b>	<b>276</b>	<b>17</b>	<b>425</b>	<b>5</b>	<b>58</b>	<b>49</b>
内 訳	中央本町	804	717	89.1	83	3	45	-	13	7
	竹の塚	1,335	1,196	89.6	40	5	134	3	15	15
	江北	779	693	89.0	17	6	72	2	17	17
	千住	578	489	84.6	65	2	113	-	8	8
	東部	838	768	91.6	71	1	61	-	5	2



■ 1歳6か月児歯科健康診査受診状況（各保健センター等実施）

区分 年度	実 施 回 数	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 %	むし歯のない者			むし歯のある者			現 在 患 者 率 %	現 在 歯 総 数	むし歯の数					1 人 平 均 む し 歯 数	処 置 歯 の あ る 者	不 正 咬 合 の あ る 者	口 腔 軟 組 織 の 異 常 の あ る 者	そ の 他 の 異 常 が あ る 者		
					総 数	O1		総 数	A 型	B 型			C 型	総 数	C1	C2	C3 以上						処 置 歯 数	
						むし歯 になりにくい	むし歯 になりにやすい																	
2	99	4,671	4,285	91.7	4,251	2,625	1,626	34	30	2	2	0.8	63,343	102	67	25	9	1	0.02	1	177	225	450	
3	94	3,981	3,572	89.7	3,549	2,281	1,268	23	18	5	-	0.6	52,335	69	55	12	2	-	0.02	-	170	200	336	
<b>4</b>	<b>122</b>	<b>4,843</b>	<b>4,495</b>	<b>92.8</b>	<b>4,470</b>	<b>2,928</b>	<b>1,542</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>0.6</b>	<b>65,508</b>	<b>79</b>	<b>47</b>	<b>26</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>0.02</b>	<b>1</b>	<b>222</b>	<b>241</b>	<b>431</b>	
内 訳	中央本町	28	960	882	91.9	879	601	278	3	3	-	-	0.3	12,920	4	4	-	-	-	0.00	-	57	81	91
	竹の塚	25	1,403	1,299	92.6	1,289	810	479	10	8	1	1	0.8	18,948	36	19	17	-	-	0.03	-	65	84	121
	江北	24	878	834	95.0	827	537	290	7	6	1	-	0.8	12,167	24	16	6	-	2	0.03	1	50	35	88
	千住	21	648	577	89.0	575	400	175	2	-	1	1	0.3	8,377	7	7	-	-	-	0.01	-	24	13	42
	東部	24	954	903	94.7	900	580	320	3	3	-	-	0.3	13,096	8	1	3	4	-	0.00	-	26	28	89



■ 1歳6か月児歯科健康診査フォロー状況

区分 年度	有所見者 (人)	有所見者 割合(%)	受診勧奨者 (人)	歯科医療機関受診確認数				
				ハガキ(人)	電話(人)	合計(人)	割合(%)	
2	135	3.2	135	82	7	89	65.9	
3	82	2.3	82	66	5	71	86.6	
<b>4</b>	<b>104</b>	<b>2.3</b>	<b>104</b>	<b>73</b>	<b>8</b>	<b>81</b>	<b>77.9</b>	
内 訳	未処置歯	25	0.6	25	19	2	21	84.0
	要観察歯	79	1.8	79	54	6	60	75.9

※ 令和4年度歯科健康診査受診者4,495人分(令和5年4月末現在)

■ 1歳6か月児歯科健康診査 集団・個別指導状況（各保健センター等実施）

年度	区分	集団指導		個別指導	
		保健指導	栄養指導	保健指導	栄養指導
2		・	-	4,288	1,173
3		・	-	3,405	1,060
<b>4</b>		・	-	<b>4,496</b>	<b>1,200</b>
内 訳	中央本町	・	-	882	180
	竹の塚	・	-	1,299	548
	江北	・	-	834	145
	千住	・	-	577	125
	東部	・	-	904	202

※ 平成29年度から集団指導の保健指導はなくなった。

■ 1歳6か月児歯科健康診査受診状況（心理相談）

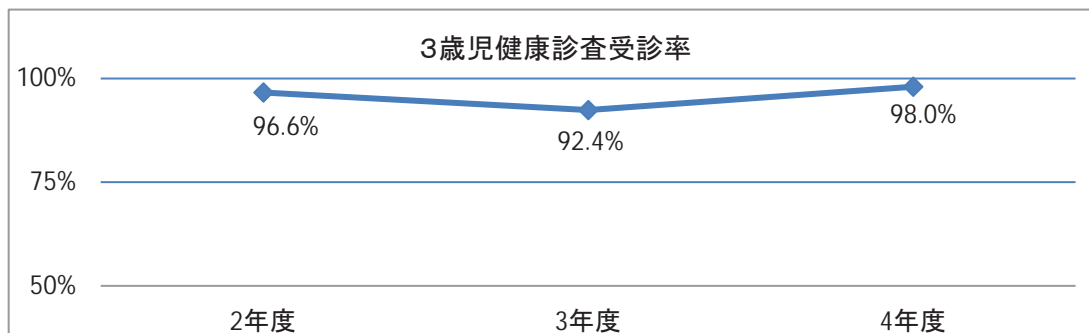
年度	区分	実施回数	心理判定	1歳6か月	経過観察者	
					1歳～2歳児	3歳児～
2		・	417	257	129	31
3		・	427	256	124	47
<b>4</b>		・	<b>582</b>	<b>344</b>	<b>173</b>	<b>65</b>
内 訳	中央本町	・	127	78	30	19
	竹の塚	・	106	78	26	2
	江北	・	132	85	35	12
	千住	・	60	31	20	9
	東部	・	157	72	62	23

※ 平成30年度から1歳6か月児歯科健康診査実施日に心理相談を開始した。

■ 3歳児健康診査受診状況（各保健センター等実施）

年度	区分	実施回数	対象者数	受診者数	受診率%	尿検査（蛋白）			スクリーニング 問診・発育・発達	計測	診察結果内訳			心理判定	精健票発行	集団指導		個別指導			
						実施数	(-)	(±)			(+)	異常なし	有所見者数			有所見率%	保健指導	栄養指導	保健指導	栄養指導	歯科衛生指導
2		114	4,847	4,684	96.6	4,296	4,286	6	4	4,684	4,684	2,989	1,695	36.2	385	84	・	-	4,684	1,133	411
3		101	4,248	3,925	92.4	3,566	3,558	5	3	3,925	3,925	2,339	1,586	40.4	412	73	・	-	3,925	1,056	292
<b>4</b>		<b>136</b>	<b>5,144</b>	<b>5,042</b>	<b>98.0</b>	<b>4,936</b>	<b>4,514</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>5,042</b>	<b>5,042</b>	<b>2,769</b>	<b>2,273</b>	<b>45.0</b>	<b>596</b>	<b>106</b>	・	-	<b>5,042</b>	<b>1,535</b>	<b>328</b>
内 訳	中央本町	29	962	926	96.3	926	848	0	2	926	926	553	373	40.3	94	7	・	-	926	223	63
	竹の塚	29	1,804	1,727	95.7	1,727	1,572	0	1	1,727	1,727	799	928	53.7	236	50	・	-	1,727	793	128
	江北	27	922	909	98.6	909	797	0	1	909	909	534	375	41.3	106	22	・	-	909	192	67
	千住	21	578	571	98.7	571	499	0	1	571	571	307	264	46.2	70	24	・	-	571	130	22
	東部	30	878	909	103.5	803	798	3	2	909	909	576	333	36.6	90	3	・	-	909	197	48

※ 平成29年度から集団指導の保健指導はなくなった。





■ 3歳児健康診査診察結果所見及び指示区分（延べ数）各保健センター等実施

区分 年度	有所見者延数	所見内訳（延）													
		発育	皮膚	顔面口腔頭頸部	眼	耳鼻咽喉	胸部腹部	鼠径外陰部	背部・四肢	運動	精神	言動	日常習慣	その他	
2	2,427	284	195	18	234	139	82	114	38	36	247	435	395	210	
3	2,238	222	184	24	221	133	100	120	27	19	206	403	386	193	
<b>4</b>	<b>3,365</b>	<b>268</b>	<b>264</b>	<b>26</b>	<b>470</b>	<b>207</b>	<b>130</b>	<b>157</b>	<b>28</b>	<b>22</b>	<b>305</b>	<b>639</b>	<b>616</b>	<b>233</b>	
要精密健診	729	42	6	8	358	158	39	70	7	4	8	14	2	13	
内訳	中央本町	137	10	1	5	67	27	3	12	2	1	3	-	4	
	竹の塚	240	13	2	2	114	51	14	23	4	4	7	2	3	
	江北	156	10	2	1	80	37	7	14	1	-	1	3	-	
	千住	69	1	1	-	32	17	-	13	-	1	1	-	3	
	東部	127	8	-	-	65	26	15	8	-	-	1	1	-	
受診勧奨	67	1	23	1	8	5	7	14	-	1	-	3	1	3	
内訳	中央本町	3	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	
	竹の塚	45	1	16	-	6	2	5	11	-	-	2	-	2	
	江北	6	-	3	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	
	千住	3	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
	東部	10	-	2	1	1	2	1	1	-	-	1	-	1	
他機関管理中	771	30	132	11	81	37	59	40	13	9	95	151	26	87	
内訳	中央本町	82	2	8	-	12	3	10	4	1	-	9	21	4	8
	竹の塚	388	16	81	6	27	16	25	17	7	3	46	63	15	66
	江北	140	2	23	2	22	5	17	8	2	2	18	31	3	5
	千住	65	3	5	1	11	3	4	5	2	2	8	13	3	5
	東部	96	7	15	2	9	10	3	6	1	2	14	23	1	3
要経過観察	72	34	-	-	1	-	1	4	-	-	3	19	5	5	
内訳	中央本町	9	8	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
	竹の塚	14	9	-	-	-	-	1	1	-	-	3	-	-	
	江北	24	8	-	-	-	-	-	-	-	2	9	1	4	
	千住	8	3	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	
	東部	17	6	-	-	1	-	-	3	-	-	3	3	1	
一時的指導	1,726	161	103	6	22	7	24	29	8	8	199	452	582	125	
内訳	中央本町	300	42	11	-	5	1	1	1	-	2	44	77	97	19
	竹の塚	755	80	59	3	7	5	20	16	7	1	62	182	262	51
	江北	207	17	13	1	5	-	2	1	-	1	31	66	54	16
	千住	255	12	10	-	2	-	1	4	-	4	48	70	75	29
	東部	209	10	10	2	3	1	-	7	1	-	14	57	94	10

■ 3歳児視力検診実施状況

年度	区分	受診者数	判定結果				個別 保健指導
			異常なし	要再検査	要精密検査	その他 (追跡中止等)	
2		4,684	4,489	11	130	54	195
3		3,925	3,751	10	125	39	164
<b>4</b>		<b>5,042</b>	<b>4,630</b>	<b>8</b>	<b>347</b>	<b>57</b>	<b>412</b>
内 訳	中央本町	926	843	7	64	12	83
	竹の塚	1,727	1,604	-	110	13	123
	江北	909	814	-	78	17	95
	千住	571	536	-	30	5	35
	東部	909	833	1	65	10	76

■ 3歳児視力検診精密検査結果

年度	区分	視力 検診受診者数	精密 健診受診者 数・ 紹介状発行数	結果 把握数	結果内訳							
					異常なし	要経過 観察	要医療	有所見内訳 (延数)				
								弱視あり			弱視なし又は 弱視の有 無不明	
								不同 視弱視	斜視 弱視	屈折 弱視	斜視	屈折 異常
<b>4</b>		<b>2,297</b>	<b>238</b>	<b>184</b>	<b>29</b>	<b>116</b>	<b>39</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>31</b>	<b>12</b>	<b>111</b>
内 訳	中央本町	415	44	31	3	26	2	0	0	3	1	11
	竹の塚	772	75	59	14	28	17	4	0	15	2	38
	江北	403	52	40	6	26	8	1	0	6	6	23
	千住	257	19	15	1	10	4	0	1	2	1	12
	東部	450	48	39	5	26	8	1	0	5	2	27

■ 3歳児聴覚検診実施状況

年度	区分	受診者数	判定結果				個別 保健指導
			異常なし	要再検査	要精密検査	その他 (追跡中止等)	
2		4,684	4,540	9	94	41	144
3		3,925	3,790	16	84	35	119
<b>4</b>		<b>5,042</b>	<b>4,834</b>	<b>9</b>	<b>157</b>	<b>42</b>	<b>208</b>
内 訳	中央本町	926	884	7	30	5	42
	竹の塚	1,727	1,660	0	51	16	67
	江北	909	865	1	36	7	44
	千住	571	522	1	14	4	19
	東部	909	873	-	26	10	36

■ 3歳児健康診査受診状況（心理相談）

年度	区分	心理判定	3歳児	経過観察者	
				1歳～2歳児	3歳児～
2		673	436	139	98
3		649	381	128	115
<b>4</b>		<b>832</b>	<b>590</b>	<b>124</b>	<b>118</b>
内 訳	中央本町	153	102	23	28
	竹の塚	315	236	44	35
	江北	145	106	19	20
	千住	96	70	12	14
	東部	123	76	26	21

※ 平成30年度から、3歳児健康診査実施日に心理相談を実施した新規以外に、経過観察で来所した心理相談件数も計上する表に変更した。

■ 3歳児歯科健康診査受診状況（各保健センター等実施）

年度	区分	実施回数	対象者数	受診者数	受診率%	むし歯のない者	むし歯のある者				罹患率%	現在歯総数	むし歯の数					1人平均むし歯数	処置歯のある者	不正咬合のある者	口腔軟組織の異常のある者	その他の異常がある者
							総数	A型	B型	C型			総数	C1	C2	C3以上	処置歯数					
2		114	4,847	4,674	96.4	4,263	411	303	83	25	8.8	92,605	1,379	556	546	34	243	0.3	107	454	140	561
3		101	4,248	3,919	92.3	3,627	292	205	68	19	7.5	77,653	942	322	372	34	214	0.2	99	378	78	486
<b>4</b>		<b>136</b>	<b>5,144</b>	<b>5,035</b>	<b>97.9</b>	<b>4,707</b>	<b>328</b>	<b>242</b>	<b>72</b>	<b>14</b>	<b>6.5</b>	<b>99,658</b>	<b>998</b>	<b>381</b>	<b>407</b>	<b>37</b>	<b>173</b>	<b>0.2</b>	<b>67</b>	<b>521</b>	<b>124</b>	<b>636</b>
内 訳	中央本町	29	962	923	95.9	860	63	50	11	2	6.8	18,258	197	75	69	2	51	0.2	18	109	37	114
	竹の塚	29	1,804	1,726	95.7	1,598	128	94	28	6	7.4	34,194	376	141	160	17	58	0.2	25	166	54	213
	江北	27	922	908	98.5	841	67	48	17	2	7.4	17,969	216	85	103	4	24	0.2	7	105	24	123
	千住	21	578	570	98.6	548	22	19	2	1	3.9	11,296	58	29	9	4	16	0.1	9	40	3	53
	東部	30	878	908	103.4	860	48	31	14	3	5.3	17,941	151	51	66	10	24	0.2	8	101	6	133

■ 3歳児歯科健康診査フォロー状況




年度	区分	有所見者(人)	有所見者割合(%)	受診勧奨者(人)	歯科医療機関受診確認数			
					ハガキ(人)	電話(人)	合計(人)	割合(%)
2		622	13.3	621	420	62	482	77.6
3		447	11.4	447	281	54	335	74.9
<b>4</b>		<b>446</b>	<b>8.9</b>	<b>446</b>	<b>266</b>	<b>47</b>	<b>313</b>	<b>70.2</b>
内 訳	未処置歯	285	5.7	285	174	47	221	77.5
	要観察歯	161	3.2	161	92	-	92	57.1

※ 令和4年度歯科健康診査受診者5,035人分(令和5年4月末現在)

■乳幼児経過観察（身体・心理）健康診査受診状況

年度	区分	実施回数	対象者数	受診者数	受診率%	身体内訳			年齢内訳			心理相談		個別指導	
						初診	有所見者	再診	乳児	1～2歳児	3歳児～	1～2歳児	3歳児～	保健指導	栄養指導
2		72	739	618	83.6	370	140	92	234	122	79	166	65	387	90
3		70	598	524	87.6	325	96	85	225	130	35	138	62	417	73
<b>4</b>		<b>79</b>	<b>769</b>	<b>646</b>	<b>84.0</b>	<b>358</b>	<b>156</b>	<b>94</b>	<b>253</b>	<b>153</b>	<b>46</b>	<b>145</b>	<b>77</b>	<b>452</b>	<b>99</b>
内 訳	中央本町	12	195	151	77.4	81	33	16	40	41	16	25	33	97	20
	竹の塚	28	217	186	85.7	106	42	20	76	40	10	54	6	126	30
	江北	12	133	112	84.2	56	17	7	43	18	2	35	14	63	7
	千住	12	135	113	83.7	64	17	18	46	25	11	20	11	82	15
	東部	15	89	84	94.4	51	47	33	48	29	7	11	13	84	27

※ 平成30年度から、乳幼児経過観察健康診査の身体と心理を年齢別で一覧にする形式に変更した。

10 母子保健 (3)乳幼児家庭訪問	所管課	1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
	保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			

根拠法令等	母子保健法第10・17条、妊産婦訪問指導実施要綱、こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱、未熟児養育事業実施要綱、児童福祉法第6条
-------	---

**目的**

妊娠期から乳幼児期にかけて、個別に保健指導等が必要な場合、家庭訪問等により、妊娠・出産・育児についての相談支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達や家族の健康増進に寄与する。

**事業内容**

ア こんにちは赤ちゃん訪問事業

児童福祉法及び母子保健法に基づき、生後3か月までの乳児がいる家庭を訪問し、新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上必要な事項についての指導・助言とともに、子育て支援に関する情報提供をしている。

イ 未熟児訪問指導

未熟児及び低体重児（2,500g未満）のいる家庭を訪問し、疾病及び異常の予防と早期発見、ならびに栄養・感染予防・環境や生活に関することなど、養育上必要な助言・指導を行っている。

ウ 乳幼児訪問指導

健康診査等で継続した支援が必要な乳幼児や、発育・発達及び健康について相談希望がある保護者の家庭を訪問し、生活スタイルを考慮した効果的な保健指導を行っている。

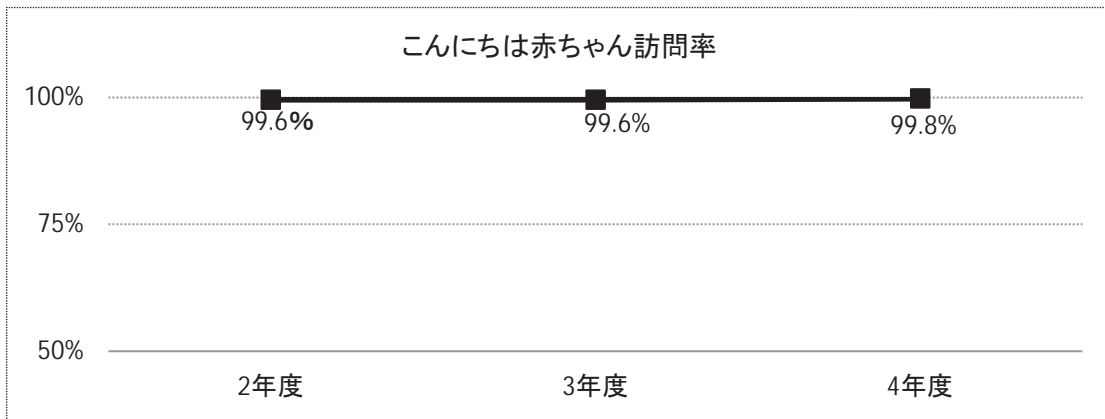
**実績表**

■こんにちは赤ちゃん訪問事業

年度	区分	届出（希望）件数 A	訪問指導件数 B	内訳		訪問率 (B/A)
				保健師訪問数	委託指導員訪問数	
2		3,745	3,729	787	2,942	99.6%
3		3,643	3,627	706	2,921	99.6%
<b>4</b>		<b>3,632</b>	<b>3,624</b>	<b>628</b>	<b>2,996</b>	<b>99.8%</b>
内 訳	中央本町	626	625	54	571	99.8%
	竹の塚	977	977	105	872	100%
	江北	594	593	60	533	99.8%
	千住	437	432	63	369	98.9%
	東部	716	715	64	651	99.9%
	保健予防課	282	282	282	-	100%

※ 当該年度に出生した訪問希望者（届出件数）に対する保健師・助産師等が訪問指導した件数及び届出件数に対する訪問率。令和4年度については、令和5年7月末現在暫定値

■こんにちは赤ちゃん訪問事業訪問率






■未熟児（低体重児）届出数・保健指導実施状況

年度	区分	出生届出件数	保健指導実施状況（延）		
			総数	訪問	面接・電話
2		373	624	277	347
3		403	586	296	290
<b>4</b>		<b>395</b>	<b>574</b>	<b>313</b>	<b>261</b>
内 訳	中央本町	76	128	64	64
	竹の塚	109	137	93	44
	江北	73	117	49	68
	千住	49	84	40	44
	東部	88	108	67	41

※ 委託訪問指導員による訪問数を含める。

■乳幼児訪問件数

年度	区分	訪問件数(延)
3		1,688
<b>4</b>		<b>1,446</b>
内 訳	中央本町	95
	竹の塚	215
	江北	164
	千住	114
	東部	137
	保健予防課	721

10 母子保健 (4) 育児相談	所管課	1 貧困をなくそう	2 気候をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を
	中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター			

根拠法令等	足立区マザーメンタルヘルス相談事業実施要綱、療育相談事業実施要綱、児童福祉法第19条
-------	--

**目 的**

各種相談事業を通し、乳幼児とその保護者に対し専門的な関わりをもつことで、保護者の育児不安を軽減し、乳幼児の健やかな成長を支援する。

**事業内容**

ア 育児栄養相談

乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士・歯科衛生士等が子どもの発育・発達に関する相談に対応し、育児に自信が持てるよう支援するとともに、来所者同士の交流の場としている。

イ 乳幼児療育指導

乳幼児健康診査等で身体機能や発達に障がいの疑いがあると判断された者に対し、神経発達専門医による療育相談を実施している。また、各種疾病や障がいについての情報提供や保護者の不安、疑問等に対して指導・助言を行う。要治療の者には、医療費助成（育成医療）の申請や各専門医療機関への受診を勧奨する。

ウ 産後育児ストレス相談・マザーメンタルヘルス相談

乳幼児健康診査・家庭訪問・育児相談等の母子保健活動の中で、強度の育児不安や精神医学的、心理学的に専門的な関わりが必要と思われる養育者を早期に発見し、グループカウンセリングや個別相談などを行い、母子の健全な育成と、虐待の発生防止を図っている。

**実 績 表**

■ 育児栄養相談実施状況

区分		来所者数 (オンライン相談者数)	問診・発達スクリーニング	計 測	保健指導数	栄養指導数	歯科保健指導数
年度							
	2	-	-	-	-	-	-
	3	252 (28)	238	238	190 (19)	86 (21)	46 (5)
	<b>4</b>	<b>505 (11)</b>	<b>505</b>	<b>505</b>	<b>527 (0)</b>	<b>281 (10)</b>	<b>148 (2)</b>
内 訳	中央本町	79 (1)	79	79	79 (0)	40 (0)	7 (0)
	竹 の 塚	52 (4)	52	52	51 (0)	39 (4)	21 (0)
	江 北	68 (1)	68	68	101 (0)	43 (0)	26 (0)
	千 住	136 (5)	136	136	135 (0)	74 (5)	28 (2)
	東 部	170 (0)	170	170	161 (0)	85 (0)	66 (0)

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

※ 令和3年度は、予約制で10月から実施。( )内は、オンライン実施

■随時育児相談実施状況

区分		保健指導数	栄養指導数	歯科保健指導数
年度				
2		8,419	786	429
3		6,670	651	439
<b>4</b>		<b>6,750</b>	<b>485</b>	<b>391</b>
内 訳	中央本町	1,015	86	75
	竹の塚	1,519	140	105
	江北	1,429	69	80
	千住	1,707	105	59
	東部	1,080	85	72

■乳幼児療育指導実施状況（竹の塚保健センター実施）

区分		実施回数	受診予約者数 (延)	受診者数 (延)	診療所見内訳		個別 保健指導
年度					要治療	治療不要	
2		4	36	34	16	18	34
3		3	20	15	1	14	15
<b>4</b>		<b>5</b>	<b>16</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>12</b>	<b>13</b>




■産後育児ストレス相談実施状況




区分		実施回数	相談者実数	相談者	相談者
年度				(母親) 延数	(子ども) 延数
3		34	56	70	54
<b>4</b>		<b>44</b>	<b>59</b>	<b>73</b>	<b>47</b>
内 訳	中央本町	7	6	13	7
	竹の塚	11	19	20	11
	江北	9	15	15	10
	千住	5	6	9	5
	東部	12	13	16	14

■マザーメンタルヘルス相談実施状況

区分		実施回数	相談者実数	相談者	相談者
年度				(母親) 延数	(子ども) 延数
2		48	52	131	69
3		45	56	101	66
<b>4</b>		<b>57</b>	<b>47</b>	<b>109</b>	<b>74</b>
内 訳	中央本町	10	13	15	6
	竹の塚	11	12	28	17
	江北	12	4	22	21
	千住	12	7	17	13
	東部	12	11	27	17



10 母子保健 (5) 子どもの虐待防止	所管課	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を																																																																																						
	中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター、保健予防課																																																																																									
根拠法令等	児童福祉法																																																																																									
<p><b>目 的</b></p> <p>母子保健事業のあらゆる場面で、関係機関と連携し虐待防止の取り組みを行うことにより乳幼児とその保護者の健康と安全を守る。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 虐待ケース調整会議への参加</p> <p>平成21年度から子どもの虐待防止を目的として、こども支援センターげんきが開催する虐待調整会議に保健師が参加している。保健所（各保健センター等）・こども支援センターげんき・足立児童相談所・福祉事務所がそれぞれ把握した通告・受理ケースやハイリスクケースについて情報交換し、相互確認や対応を検討している。</p> <p>平成26年度から、乳幼児健康診査の未受診者のフォロー・確認を居住実態把握調査として実施、また、特定妊婦の基準を明確にし、妊娠届時の面接やアンケートから対象者を把握しフォローする取り組みを試験的に開始した。把握経路としては、妊娠届、医療機関（産科等）からの連絡であった。</p> <p>また、げんき・児童相談所への各保健センター等からの報告数は令和4年度583件（特定妊婦408件、通告ケース175件）となった。</p> <p>今後も関係機関の連携による切れ目のない支援や見守りを継続するために実施していく。</p> <p><b>実績表</b></p> <p>■げんき・児童相談所への通告ケース（月齢・年齢別等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="14">一般通告ケース</th> <th rowspan="2">特定妊婦</th> </tr> <tr> <th>0～2か月</th> <th>3～5か月</th> <th>6～8か月</th> <th>9～11か月</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th>高校生</th> <th>妊婦</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>664</td> <td>31</td> <td>22</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>47</td> <td>6</td> <td>68</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>67</td> <td>259</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>570</td> <td>22</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>24</td> <td>4</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>71</td> <td>171</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>583</td> <td>12</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>35</td> <td>7</td> <td>43</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>35</td> <td>175</td> <td>408</td> </tr> </tbody> </table>					年度	総数	一般通告ケース														特定妊婦	0～2か月	3～5か月	6～8か月	9～11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	妊婦	計	2	664	31	22	3	3	47	6	68	2	2	1	3	2	2	67	259	405	3	570	22	14	5	0	24	4	22	1	2	2	3	0	1	71	171	399	4	583	12	26	1	2	35	7	43	2	3	0	3	4	2	35	175	408
年度	総数	一般通告ケース														特定妊婦																																																																										
		0～2か月	3～5か月	6～8か月	9～11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生	妊婦		計																																																																									
2	664	31	22	3	3	47	6	68	2	2	1	3	2	2	67	259	405																																																																									
3	570	22	14	5	0	24	4	22	1	2	2	3	0	1	71	171	399																																																																									
4	583	12	26	1	2	35	7	43	2	3	0	3	4	2	35	175	408																																																																									

<p><b>10 母子保健</b> <b>(6) 乳幼児健康教育・自主グループ</b></p>	<p>所管課 中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター</p>	<p>1 貧困をなくそう </p>	<p>2 熱帯をゼロに </p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を </p>
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>母子保健法第9条</p>			
<p><b>目 的</b> 各健康教室等を実施することにより、妊娠・出産・育児といったその時必要な情報を提供するとともに、子育て支援のための地域のコミュニティを形成する。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 育児学級 母乳または育児用ミルクだけでは足りない栄養素を補完する必要性が高まる7、8か月児の保護者を対象に、離乳食の進め方や食べ方の目安など、実演を含めた教室を実施している。</p> <p>イ 乳幼児健康教室等 発達支援の小グループの教室（ア）の実施および、乳幼児健康診査や講演会、住区センター等での育児相談などあらゆる機会を捉えて、地域の母子健康づくり事業（イ）を行っている。また、母子の学習活動を実施し、参加者が主体的に考え、学べるように支援している。 （ア）親子の発達支援グループ事業 1歳6か月児健康診査等で発達の課題があると判断した児とその保護者や、親子の関わり不安がある母子を対象に、小集団の遊びの教室を月1～2回実施している。 （イ）地域の母子健康づくり事業 育児不安の解消や情報提供の場としてだけでなく、同じ月齢や年齢の子どもをもつ親同士が交流し、悩みや不安を共有したり具体的な解決策を情報交換できる場として各保健センター等及び住区センターを会場に、講演会・学習会や相談会を実施している。</p> <p>ウ 健やか親子支援 「健やか親子21」は、母子の健康水準向上のための国民運動計画で、平成27年度から第2次（令和6年度まで）が始まった。「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指して、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに向け、以下の事業を行っている。 各保健センター等では、地域の関係機関・団体・子育てアドバイザー等との連携を深めるため、ネットワーク会議を開き、情報交換・学習会・シンポジウム等を実施している。</p> <p>エ 自主グループ育成・支援 地域の子育てグループへの支援や、保健師活動の中でかかわった障がい児、多胎児をもつ母親のグループ等の育成に努め、住区センターを拠点とした子育て支援を展開している。</p>				

## 実績表

### ■育児学級実施状況

年度	区分	学級数	受講者数 (保護者数)	個別相談数	離乳食個別相談会
				栄養指導	参加人数
2		5	35	20	108
3		-	-	-	126
<b>4</b>		<b>31</b>	<b>143</b>	<b>128</b>	<b>69</b>
内 訳	中央本町	7	28	28	13
	竹の塚	7	44	32	22
	江北	4	15	15	6
	千住	7	30	30	6
	東部	6	26	23	22

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次のように実施した。

令和2年度 7月のみ実施。4～6月および8～3月は予約制「離乳食個別相談会」実施

令和3年度 予約制「離乳食個別相談会」実施

令和4年度 4～8月は予約制「離乳食個別相談会」実施、9月以降育児学級再開

### ■親子の発達支援グループ実施状況（参加児延人数）

年度	区分	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部
			2	46	6	12	18
3		5	0	0	5	0	0
<b>4</b>		<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

### ■講演会・学習会実施状況

年度	区分	回数	人数	テーマ
				2
3		3	30	
<b>4</b>		<b>10</b>	<b>121</b>	
内 訳	中央本町	-	-	実施なし
	竹の塚	4	47	アレルギー予防教室、食物アレルギー予防教室
	江北	1	34	発達と抱っこ
	千住	1	14	私らしい卒乳
	東部	4	26	アレルギー予防教室、食物アレルギー予防教室

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず。

### ■住区センターでの健康学習・健やか親子相談

年度	区分	回数	人数
3	107	1,229	
<b>4</b>	<b>217</b>	<b>2,943</b>	
内 訳	中央本町	27	383
	竹の塚	12	273
	江北	54	579
	千住	18	114
	東部	106	1,594

■ 健やか親子支援事業実施状況

(ア) 健やか親子相談事業

年度	区分	回数	参加人数	内 容・目 的	対 象
2		63	911	保健師・助産師による個別相談、グループワーク、身体計測等の機会を通じて保護者の育児不安を軽減し、健やかに子育てができるよう支援する。	生後1歳未満児の保護者
3		104	1,062		
<b>4</b>		<b>283</b>	<b>2,391</b>		

(イ) 子育て健康ひろば

年度	区分	参加人数	内 容・目 的	対 象
2		60	各保健センター等を地域の親子の交流や子育て自主グループ等の活動の場として提供し、情報交換、相談、学習会などを実施している。	子育て中の親子、その関係者
3		16		
<b>4</b>		<b>243</b>		

(ウ) 健やか親子ネットワーク連絡会

年度	区分	回数	参加人数	内 容・目 的	対 象
2		-	-	地域での子育てに関する課題解決に向け、子どもに関わる関係機関・団体とともに、学習会、情報交換などを実施し、地域での子育て支援ネットワークを推進する。	地域関係機関・団体及び子育てに関わっている者
3		-	-		
<b>4</b>		<b>1</b>	<b>33</b>		
内 訳	中央本町	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし	
	竹の塚	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし	
	江北	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし	
	千住	-	-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施なし	
	東部	1	33	発達障害を抱える子への支援	

■ 自主グループ育成・支援

実施回数 延 321回      参加者数 延 4,097人

10 母子保健 (7)小児医療費助成	所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 
	保健予防課、中央本町地域・ 保健総合支援課	

根拠法令等	母子保健法第20条、未熟児養育事業実施要綱 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52～58条 東京都医療費助成実施要綱
-------	---

**目的**

未熟児、身体障がい・特定疾病のある児童に対し、医療費助成を行い、健やかな育成を図る。

**事業内容**

ア 養育医療費公費負担

未熟児で指定医療機関の医師が入院養育の必要を認めた者に対し、医療券を交付し、各医療保険分を除く自己負担分を給付する。なお、所得に応じて自己負担金が生じる。

イ 自立支援医療（育成医療）

身体に機能障がいがある、または疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対し、手術などで確実に治療効果が期待できる場合に、身体障がいの改善に要する医療費や、補助用具代の一部を支給している。

ウ 小児慢性特定疾病医療費助成

対象疾病にかかっている18歳未満の者（ただし、引き続き医療を受ける場合は、満20歳に満たない者）に対し、申請に基づき、医療給付を行う。区では、東京都医療費助成実施要綱により、医療費助成申請経由事務を扱っている。

**実績表**

■未熟児養育医療給付状況

区分 年度	申請件数	承認件数	医療件数(延)	公費負担(円)
2	129	129	329	34,906,101
3	115	115	371	41,108,685
4	111	111	282	57,825,820




■育成医療支給認定件数

※ 令和2年度は有効期限の自動延長措置に伴う申請受付分を含む

区分 年度	総数	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく 機能障がい	心臓 機能障がい	腎臓 機能障がい	小腸 機能障がい	肝臓 機能障がい	その他の内臓 機能障がい	免疫機能 障がい
2	35	10	1	3	9	5	-	1	-	6	-
3	23	6	1	1	8	3	-	-	-	4	-
4	29	5	1	3	13	6	1	-	-	-	-

■小児慢性特定疾病病名別申請状況（件）

区分 年度	総 数	慢 性 心 疾 患	膠 原 病	慢 性 腎 疾 患	内 分 泌 疾 患	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	慢 性 血 液 疾 患	悪 性 新 生 物	慢 性 呼 吸 器 疾 患	神 経 ・ 筋 疾 患	免 疫 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患	染 色 体 又 は 遺 伝 子 に 変 化 を 伴 う 症 候 群	皮 膚 疾 患	骨 系 統 疾 患	脈 管 系 疾 患
2	219	30	8	6	35	16	7	9	40	9	26	4	17	4	0	8	0
3	470	76	18	26	59	28	24	11	74	21	57	3	36	20	3	13	1
4	483	77	14	25	54	24	24	12	81	26	62	5	37	22	6	13	1

<b>10 母子保健</b> <b>(8) 特定不妊治療費助成</b>	所管課	  
	保健予防課	

<b>根拠法令等</b>	特定不妊治療費助成事業実施要綱
--------------	-----------------

**目 的**

不妊治療を受ける者に対し、不妊治療に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るために実施する。

**事業内容**

ア 特定不妊治療費助成

令和2年度から、「東京都特定不妊治療費助成事業」の承認決定を受けた方に対して、特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療にかかった保険適用外の医療費の一部を助成している。また、令和5年1月から、特定不妊治療（保険診療）と併せて自費で実施した先進医療にかかる費用の一部助成を開始。

**実績表**

■特定不妊治療費助成実施状況

区分 年度	特 定 不 妊		男 性 不 妊		特 定 不 妊 (先 進 医 療)		公費負担（円）
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	
2	329	486	3	3	・	・	21,441,456
3	472	754	3	3	・	・	32,274,465
<b>4</b>	<b>513</b>	<b>824</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>34,220,166</b>

※ 特定不妊治療費助成は、令和2年度から開始。  
 特定不妊治療費（先進医療）助成は、令和5年1月から開始。

<b>1 1 感染症対策</b> <b>(1)結核予防</b>		所管課																															
		感染症対策課																															
<b>根拠法令等</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針 結核予防週間実施要領																																
<b>目 的</b> 感染症の予防及び発生時のまん延防止に努める。																																	
<b>事業内容</b> ア BCG接種：小児の重症結核の予防を目的とし、生後1歳に達するまでに接種を行っている。 イ 定期健康診断：事業所長、学校長、施設長及び区長は定期健康診断の実施を義務付けられ、その結果を保健所に報告するよう定められている。 ウ 接触者健康診断：結核患者からの新たな感染者・患者の早期発見及び感染源・感染経路を明らかにし、結核のまん延を防止するために行っている。 エ 患者管理：保健所は結核と診断された患者に対し、必要な医療を徹底させるため、①結核患者登録、②医療費公費負担、③服薬支援、④管理検診を行っている。 オ 啓発：「結核は、まだある」ということを広く一般に情報提供するために、結核予防週間（9月24日～9月30日）、世界結核デー（3月24日）に合わせて結核予防啓発を行っている。																																	
<b>実績表</b>																																	
■BCG接種																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数 (人)</th> <th>BCG接種実施数 (件)</th> <th>接種率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>4,528</td> <td>4,677</td> <td>※103.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4,341</td> <td>4,202</td> <td>96.8</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>4,302</b></td> <td><b>4,102</b></td> <td><b>95.4</b></td> </tr> </tbody> </table>						年度	対象者数 (人)	BCG接種実施数 (件)	接種率 (%)	2	4,528	4,677	※103.3	3	4,341	4,202	96.8	<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>4,102</b>	<b>95.4</b>												
年度	対象者数 (人)	BCG接種実施数 (件)	接種率 (%)																														
2	4,528	4,677	※103.3																														
3	4,341	4,202	96.8																														
<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>4,102</b>	<b>95.4</b>																														
※ 対象者数は、令和2年4月1日時点の人数のため、転入者等を含めると接種率が100%を超えることがある。																																	
■定期健診実施状況（65歳以上）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">胸部X線撮影 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>68,867</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>70,370</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>69,532</b></td> </tr> </tbody> </table>						年度	胸部X線撮影 (人)	2	68,867	3	70,370	<b>4</b>	<b>69,532</b>																				
年度	胸部X線撮影 (人)																																
		2	68,867																														
3	70,370																																
<b>4</b>	<b>69,532</b>																																
■日本語学校就学生結核健康診断実施状況																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">実施校数 (対象校数)</th> <th colspan="2">一次健診(人)</th> <th colspan="2">精密健診(人)</th> </tr> <tr> <th>受診数</th> <th>要精密</th> <th>要観察</th> <th>要医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>・(・)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・(・)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td>・(・)</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>						年度	実施校数 (対象校数)	一次健診(人)		精密健診(人)		受診数	要精密	要観察	要医療	2	・(・)	・	・	・	・	3	・(・)	・	・	・	・	<b>4</b>	・(・)	・	・	・	・
年度	実施校数 (対象校数)	一次健診(人)		精密健診(人)																													
		受診数	要精密	要観察	要医療																												
2	・(・)	・	・	・	・																												
3	・(・)	・	・	・	・																												
<b>4</b>	・(・)	・	・	・	・																												
※ 令和2年～令和4年は日本語学校移転等による健診対象者数の大幅な減少により休止																																	

■患者発生に伴う定期外の健康診断実施状況（人）

区分 年度	ツベルクリン反応		結核菌感染 マーカー検査	X線撮影	結核 要医療者	潜在性結核 感染症	保健指導 実施
	検査	陽性					
2	5	-	111	100	2	6	187
3	2	-	296	249	-	4	339
<b>4</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>282</b>	<b>260</b>	<b>2</b>	<b>18</b>	<b>321</b>

■結核予防週間における結核予防啓発実施状況

実施内容	実績
区災害用電子看板による予防啓発画面の放映	令和4年9月24日から9月30日
区役所アトリウムでパネル展示	令和4年9月24日から9月30日
結核予防啓発チラシ入りマスク、リーフレット、ポスター、結核通信の配布	保健所、福祉事務所、関係機関で配布

■世界結核デーにおける結核予防啓発実施状況

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



11 感染症対策 (2)結核患者管理	所管課
	感染症対策課

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針 東京都結核予防推進プラン2018 日本版21世紀型DOTS戦略
-------	---

**目 的**

結核と診断された患者に対し、必要な医療の徹底及び支援を行っている。

**事業内容**

ア 結核患者登録

保健所は結核患者を診断した医師からの届出に基づき、結核登録票を備え、結核患者の病状の管理を行っている。

イ 直接服薬確認療法（DOTS）

結核及び潜在性結核感染症の治療は6か月以上の服薬治療が必要であるが、症状が軽減した後も服薬を継続することは難しい。そのため、医療・保健分野、その他関係機関が連携し治療成功に向けて、服薬支援を行っている。

ウ 管理検診

結核の治療終了後、再発の起こりやすい概ね2年間は経過観察期間として、定期的な検診や受療状況を追跡・確認している。また、治療を中断し受診していない患者に対し、保健師の家庭訪問等により治療及び受診勧奨をしている。

**実績表**

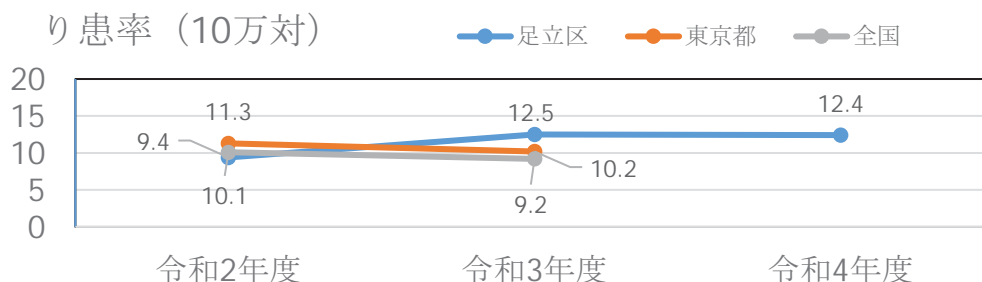
■新登録結核患者数（人）

年	区分	総数 (潜在性結核 感染症を除く)	肺結核活動性		肺外結核 活動性	潜在性結核 感染症（別掲）
			喀痰塗抹 陽性	その他		
2		65	30	22	13	38
3		87	45	14	18	46
<b>4</b>		<b>86</b>	<b>35</b>	<b>28</b>	<b>23</b>	<b>35</b>

■結核り患率（人口10万人対）

年	2	3	4
足立区	9.4	12.5	<b>12.4</b>
東京都	11.3	10.2	
全国	10.1	9.2	

■り患率の推移



■DOTS実施率 各年の新登録結核患者と潜在性結核感染症（LTBI）

年	元	2	3
全結核（結核+LTBI）	98.7%	100%	<b>91.8%</b>

\*DOTSの実施率算定は、治療終了状況が確認できる年（2年前）が対象となる。

■管理検診実施状況（保健所実施分）（人）

年度	X線撮影	要医療者	保健指導数
2	174	-	174
3	120	-	120
<b>4</b>	<b>142</b>	-	<b>142</b>

<b>1 1 感染症対策</b> <b>(3)結核医療費</b>	所管課
	感染症対策課

<b>根拠法令等</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 児童福祉法 育成医療及び療育給付事業実施要綱
--------------	---

**目 的**

結核患者の医療費の負担軽減と適正な医療を普及するため。

**事業内容**

- ア 一般患者に対する公費負担（感染症法第37条の2）  
 主に感染性のない活動性結核患者に対するものである。結核指定医療機関での通院医療費については、最長6か月を単位とし、公費負担対象医療費の95%のうち、医療保険各法で給付された額の残りの額について感染症法で公費負担を行っている。
- イ 入院勧告患者に対する公費負担（感染症法第37条）  
 入院勧告（感染症法第19条、20条）は、感染性活動性結核患者に対して、感染のまん延を防止するために結核指定医療機関に入院すべきことを勧告する制度である。費用は、患者の収入や健康保険の種類に応じて一部又は全部の公費負担を行っている。
- ウ 療養給付  
 緊急時の特例による医療費について、一部負担金の助成制度を設けている。
- エ 療育給付  
 骨関節結核及びその他の結核にかかっている18歳未満の者で、医師が入院の必要を認めた者について、健康保険の負担金の一部助成を行っている。

**実績表**

■結核医療費公費負担状況

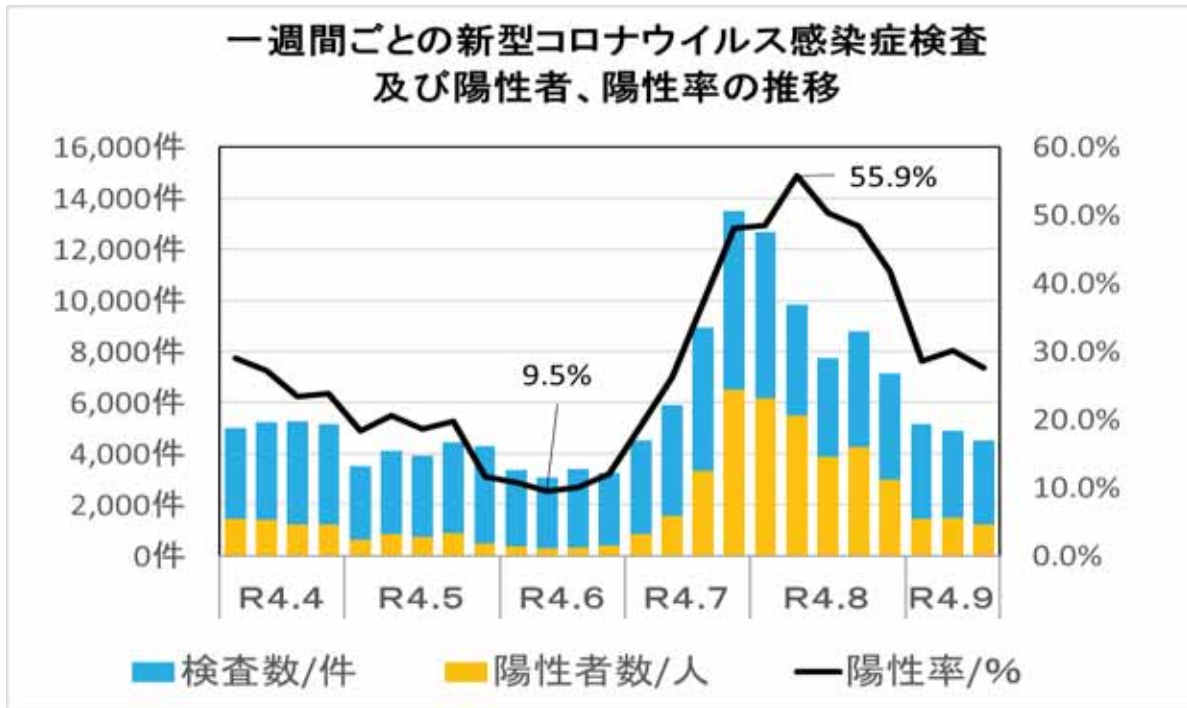
年度	申請件数(件)	承認件数(件)	公費負担額(円)
2	297	293	31,092,218
3	319	317	34,308,361
<b>4</b>	<b>273</b>	<b>273</b>	<b>17,967,836</b>
内訳	法37条	127	15,716,896
	法37条の2	146	2,250,940

■保険区分別登録患者数（令和4年12月末現在）

総数(人)	187
被用者保険	54
本人	43
家族	11
国民健康保険	52
一般	52
退職本人	0
退職家族	0
後期高齢者	54
生活保護法	26
その他	1
不明	0

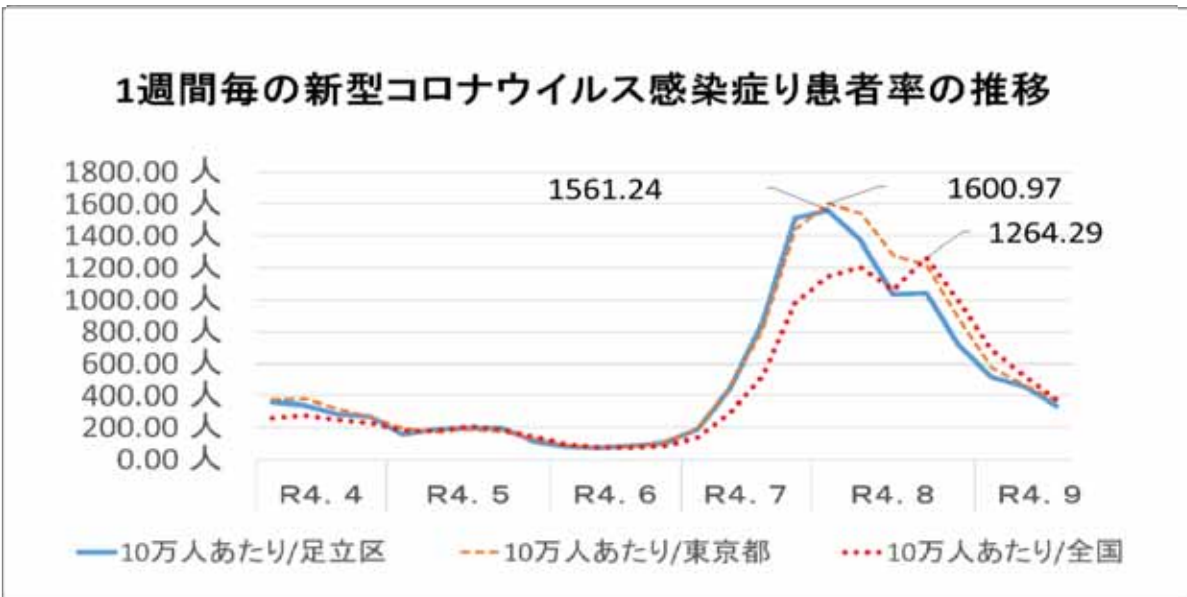
<b>1 1 感染症対策</b> <b>(4)新型コロナウイルス感染症対策</b>		所管課																								
		感染症対策課																								
<b>根拠法令等</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 足立区新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援金交付要綱																									
<b>目 的</b> 新型コロナウイルス感染症対策の推進に努める。																										
<b>事業内容</b>																										
ア 相談体制の整備と確保 新型コロナウイルス感染症について幅広く相談できる体制として、令和元年に開設した足立区発熱電話相談センター、令和3年度に開設したPCR予約専用ダイヤル及び自宅療養サポートセンターの機能を維持し、区民の不安払拭に努めた。																										
イ 検査体制の整備と確保 令和2年度からの継続事業として、保健所の依頼に基づく行政検査を行う協力医療機関（区内11か所）の医療従事者に対して危険手当等を支給し、検査体制の維持を行った。また、医師会への委託による足立区PCR検査センターとして土曜・日曜・祝日における検査体制の確保を行った。																										
ウ 療養体制の整備と確保 自宅療養する者に対し、東京都全体で食料品、日用品の配送や、パルスオキシメーターの貸出を実施した。また、令和2年度から継続して、区が管理する自宅療養者に対して区が独自にパルスオキシメーターの貸出を実施した。 また、入院が必要な陽性患者の医療機関への搬送費や入院医療費に加え、抗体カクテル療法対象者用として区独自でハイヤーを確保し、円滑に医療に結び付けられる体制を整備した。 さらに新型コロナウイルス感染症患者管理システムを導入し、患者情報の管理を徹底するとともに、SMSによる患者への初回連絡、Google formを活用して自宅療養者の療養体制の整備に努めた。																										
<b>実績表</b>																										
■新型コロナウイルス感染症電話相談状況																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">電話相談（件）</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>区民</th> <th>※医療機関 その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>35,038</td> <td>28,616</td> <td>2,567 3,855</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>56,633</td> <td>50,718</td> <td>1,380 4,535</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>59,144</b></td> <td><b>53,005</b></td> <td><b>1,039</b> <b>5,100</b></td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	電話相談（件）			総数	区民	※医療機関 その他	2		35,038	28,616	2,567 3,855	3		56,633	50,718	1,380 4,535	<b>4</b>		<b>59,144</b>	<b>53,005</b>	<b>1,039</b> <b>5,100</b>
年度	区分	電話相談（件）																								
		総数	区民	※医療機関 その他																						
2		35,038	28,616	2,567 3,855																						
3		56,633	50,718	1,380 4,535																						
<b>4</b>		<b>59,144</b>	<b>53,005</b>	<b>1,039</b> <b>5,100</b>																						
※ 医療機関は、医師会からの相談件数も含まれる。																										
■新型コロナウイルス感染症PCR検査件数及び登録患者数																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>※検査件数 （件）</th> <th>登録患者数 （人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>73,347</td> <td>6,056</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>282,903</td> <td>56,125</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>142,652</b></td> <td><b>101,716</b></td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	※検査件数 （件）	登録患者数 （人）	2		73,347	6,056	3		282,903	56,125	<b>4</b>		<b>142,652</b>	<b>101,716</b>							
年度	区分	※検査件数 （件）	登録患者数 （人）																							
2		73,347	6,056																							
3		282,903	56,125																							
<b>4</b>		<b>142,652</b>	<b>101,716</b>																							
※ 検査件数は、足立区内の実施件数であり、区外在住者も含まれる。																										

■一週間毎の新型コロナウイルス感染症検査数及び陽性者、陽性率の推移（令和4年4月～令和4年9月）



※ 令和4年9月26日からの全数届け出の見直しに伴い、集計は9月で終了

■一週間毎の新型コロナウイルス感染症り患者率の推移（令和4年4月～令和4年9月）



※ 令和4年9月26日からの全数届け出の見直しに伴い、集計は9月で終了

■自宅療養セットの配付及びパルスオキシメーターの貸出状況

・自宅療養者の体調の変化を見逃さないために、パルスオキシメーターの貸出しを行った。

年度	区分	パルスオキシメーター (個)
2		69
3		3,575
4		20

■新型コロナウイルス感染症患者医療費公費負担状況

- ・陽性患者が安心して治療に専念できるよう、入院医療費を公費にて負担した。

区分 年度	医療費公費負担状況		
	申請件数 (件)	承認件数 (件)	公費負担額 (円)
2	1,708	1,708	214,011,050
3	2,788	2,788	504,941,483
<b>4</b>	<b>6,866</b>	<b>6,866</b>	<b>1,051,561,807</b>

■新型コロナウイルス感染症患者搬送件数及び搬送費

- ・入院医療機関への搬送費を公費にて負担した。
- ・民間救急車での患者搬送件数 (自宅から病院、病院から病院)

区分 年度	搬送件数 (件)	搬送費 (円)
2	1,257	92,766,859
3	1,914	144,845,000
<b>4</b>	<b>1,012</b>	<b>66,012,000</b>

<b>11 感染症対策</b> <b>(5)新型コロナウイルスワクチン接種</b>	所管課	
	新型コロナウイルスワクチン接種担当課	

根拠法令等	予防接種法、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱、足立区予防接種健康被害調査委員会設置要綱
-------	--

**目 的**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。

**事業内容**

- ア 新型コロナウイルスワクチン接種の推進  
希望する全ての方が円滑に接種を受けられるよう、足立区医師会や事業者と連携し、医療機関の個別接種、区が実施する集団接種の両輪による接種体制を構築する。
- イ 予防接種健康被害救済制度に基づく健康被害への対応  
接種を受けたことによる健康被害に関する救済給付の請求に対して、足立区予防接種健康被害調査委員会を開催し、適正かつ円滑に処理する。

**実績表**

■新型コロナウイルスワクチン接種状況

区分 年度	対象 年齢	対象 者数	1回目		2回目		オミクロン株対 応ワクチン	
			接種 者数 (人)	接種 割合 (%)	接種 者数 (人)	接種 割合 (%)	接種 者数 (人)	接種 割合 (%)
4	12歳 以上	634,173	502,323	79.2	499,953	78.8	279,858	44.1

区分 年度	対象 年齢	対象 者数	1回目		2回目		3回目	
			接種 者数 (人)	接種 割合 (%)	接種 者数 (人)	接種 割合 (%)	接種 者数 (人)	接種 割合 (%)
4	5～11 歳	35,623	9,494	26.7	8,955	25.1	3,161	8.9
	6か月 ～4歳	19,645	771	3.9	686	3.5	389	2.0

- ※ 令和5年4月1日現在の接種状況（3月31日までの接種者数）
- ※ 接種者数、接種割合は接種開始時からの総数
- ※ 令和4年10月から乳幼児（6か月～4歳）の接種を開始
- ※ 令和5年3月から小児（5～11歳）の追加接種（3回目以降）は、オミクロン株対応2価ワクチンを使用
- ※ 12歳以上と小児（5～11歳）は、1・2回目接種が初回接種、乳幼児（6か月～4歳）は、1～3回目接種が初回接種

■足立区予防接種健康被害調査委員会の開催数及び東京都への請求書類などの進達数


区分 年度	回数 (回)	進達数 (件)
4	6	36

- ※ 回数、進達数は接種開始時からの総数



<b>11 感染症対策</b>		所管課																																																						
<b>(6)エイズその他の感染症</b>		感染症対策課																																																						
<b>根拠法令等</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針																																																							
<b>目 的</b>																																																								
正しい知識の普及啓発活動及び検査・相談業務を行い、エイズ・H I V感染症のまん延予防に努める。 その他の感染症に関しては、感染源・感染経路の探求と、まん延防止に努める。																																																								
<b>事業内容</b>																																																								
ア HIV検査・HIV感染、エイズ相談 電話や面接による相談は随時受付けている。必要に応じて匿名、無料、予約制でH I V検査を行っている。																																																								
イ 健康教育 区内中学校、高等学校において、エイズや性感染症予防の健康教育を実施している。																																																								
ウ 積極的疫学調査 感染症発生時には初動チームを編成し、感染拡大の防止に努めるとともに感染症の発生状況・動向及び原因を明らかにするために調査を行う。																																																								
<b>実績表</b>																																																								
■エイズ相談状況（件）																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">電話相談</th> <th colspan="3">来所相談</th> <th colspan="3">検査実施数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>13</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>467</td> <td>313</td> <td>154</td> <td>333</td> <td>224</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	電話相談			来所相談			検査実施数			総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	2		13	8	5	467	313	154	333	224	109	3		2	2	0	-	-	-	.	.	.	4		-	-	-	-	11	5	.	.	.
年度	区分	電話相談				来所相談			検査実施数																																															
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女																																														
2		13	8	5	467	313	154	333	224	109																																														
3		2	2	0	-	-	-	.	.	.																																														
4		-	-	-	-	11	5	.	.	.																																														
※ 検査は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止																																																								
■エイズをテーマとした健康教育																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">他の目的と併設した 感染症健康教育</th> </tr> <tr> <th>回数（回）</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	他の目的と併設した 感染症健康教育		回数（回）	人数（人）	2		-	-	3		-	-	4		-	-																																			
年度	区分	他の目的と併設した 感染症健康教育																																																						
		回数（回）	人数（人）																																																					
2		-	-																																																					
3		-	-																																																					
4		-	-																																																					
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止																																																								
■その他感染症																																																								
主な感染症の発生件数（件） <span style="float: right;">（各年12月31日現在）</span>																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>区分</th> <th>総数</th> <th>コレラ</th> <th>細菌性赤痢</th> <th>腸チフス</th> <th>パラチフス</th> <th>腸管出血性大腸菌感染症</th> <th>サル痘</th> <th>レジオネラ症</th> <th>梅毒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>33</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>16</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>27</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>42</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>				年	区分	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症	サル痘	レジオネラ症	梅毒	2		33	-	-	-	-	16	0	9	8	3		27	-	-	-	-	8	0	4	15	4		42	-	-	-	-	15	0	2	25									
年	区分	総数	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症	サル痘	レジオネラ症	梅毒																																														
2		33	-	-	-	-	16	0	9	8																																														
3		27	-	-	-	-	8	0	4	15																																														
4		42	-	-	-	-	15	0	2	25																																														



<b>1 1 感染症対策</b> <b>(7) 予防接種</b>		所管課																																																														
		保健予防課																																																														
<b>根拠法令等</b>	予防接種法、予防接種法施行令、予防接種施行規則、予防接種実施規則、予防接種実施要領、足立区定期予防接種費用助成実施要綱、足立区任意予防接種費用助成実施要綱、足立区風しん予防接種費用助成事業実施要綱、足立区予防接種外来実施要綱、足立区麻しん風しん任意予防接種事業実施要綱、足立区予防接種健康被害調査委員会設置要綱、足立区依頼書による定期予防接種ワクチン接種費用助成要綱、足立区風しん抗体検査費用助成事業実施要綱、足立区インフルエンザ任意予防接種実施要綱																																																															
<b>目 的</b> 予防接種を行うことで、感染症の発生及びまん延を予防する。																																																																
<b>事業内容</b> ア 定期予防接種 予防接種法により一定年齢期に受けるもので、BCG、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ロタ、ジフテリア、破傷風、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）、水痘、B型肝炎、インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症の15種類がある。接種費用は、全額公費負担（無料）で行っている。																																																																
予防接種対象者（令和4年度）																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>法律による対象年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">BCG</td> <td>1歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒブ感染症</td> <td>生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小児の肺炎球菌感染症</td> <td>生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B型肝炎</td> <td>1歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ロタ</td> <td>生後6週から24週まで（ロタリックス） 生後6週から32週まで（ロタテック）</td> </tr> <tr> <td>三種混合（DPT）</td> <td>ジフテリア・百日せき 破傷風</td> <td>生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで</td> </tr> <tr> <td>四種混合（DPT-IPV）</td> <td>ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ</td> <td>生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">急性灰白髄炎（ポリオ）</td> <td>生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二種混合（DT）（ジフテリア・破傷風）</td> <td>11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水痘</td> <td>1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">MR</td> <td rowspan="2">麻しん 風しん</td> <td>1期</td> <td>1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>5歳から7歳未満で、小学校入学前の1年間</td> </tr> <tr> <td colspan="2">風しん（緊急対策）</td> <td>5期</td> <td>昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎</td> <td rowspan="2"></td> <td>1期</td> <td>生後6か月の前日から7歳6か月の前日まで ただし、現在経過措置実施中</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで ただし、現在経過措置実施中</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）</td> <td></td> <td>小6から高1相当の女子</td> </tr> <tr> <td colspan="2">インフルエンザ</td> <td></td> <td>満65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高齢者の肺炎球菌感染症</td> <td></td> <td>満65歳の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者</td> </tr> </tbody> </table>		種 類		法律による対象年齢	BCG		1歳の誕生日の前日まで	ヒブ感染症		生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで	小児の肺炎球菌感染症		生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで	B型肝炎		1歳の誕生日の前日まで	ロタ		生後6週から24週まで（ロタリックス） 生後6週から32週まで（ロタテック）	三種混合（DPT）	ジフテリア・百日せき 破傷風	生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで	四種混合（DPT-IPV）	ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ	生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで	急性灰白髄炎（ポリオ）		生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで	二種混合（DT）（ジフテリア・破傷風）		11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで	水痘		1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで	MR	麻しん 風しん	1期	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで	2期	5歳から7歳未満で、小学校入学前の1年間	風しん（緊急対策）		5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性	日本脳炎		1期	生後6か月の前日から7歳6か月の前日まで ただし、現在経過措置実施中	2期	9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで ただし、現在経過措置実施中	ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）			小6から高1相当の女子	インフルエンザ			満65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者	高齢者の肺炎球菌感染症			満65歳の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者		
種 類		法律による対象年齢																																																														
BCG		1歳の誕生日の前日まで																																																														
ヒブ感染症		生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで																																																														
小児の肺炎球菌感染症		生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで																																																														
B型肝炎		1歳の誕生日の前日まで																																																														
ロタ		生後6週から24週まで（ロタリックス） 生後6週から32週まで（ロタテック）																																																														
三種混合（DPT）	ジフテリア・百日せき 破傷風	生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで																																																														
四種混合（DPT-IPV）	ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ	生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで																																																														
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで																																																														
二種混合（DT）（ジフテリア・破傷風）		11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで																																																														
水痘		1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで																																																														
MR	麻しん 風しん	1期	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで																																																													
		2期	5歳から7歳未満で、小学校入学前の1年間																																																													
風しん（緊急対策）		5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性																																																													
日本脳炎		1期	生後6か月の前日から7歳6か月の前日まで ただし、現在経過措置実施中																																																													
		2期	9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで ただし、現在経過措置実施中																																																													
ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）			小6から高1相当の女子																																																													
インフルエンザ			満65歳以上の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者																																																													
高齢者の肺炎球菌感染症			満65歳の者及び満60歳以上65歳未満で、心臓等の障害1級の者																																																													
※ 高齢者の肺炎球菌感染症は、平成26年10月1日から定期接種となる。令和5年度まで経過措置年齢有（経過措置＝当該年度に70,75,80,85,90,95,100歳になる方） ※ 風しん第5期は、平成31年4月1日から定期接種となる。なお、令和6年度までの時限措置である。																																																																

イ 任意予防接種

現在、予防接種法に定められていない疾病の予防接種や、定期接種で定められた予防接種のうち定められた方法以外で接種したものは、任意予防接種となる。

(ア) MR任意予防接種

一度も麻しんワクチンまたは風しんワクチンを接種したことがない者または1度しか接種したことがない者で、麻しんまたは風しんに罹患したことのない2歳から高校3年生相当の年齢の者にMR任意接種公費負担制度を平成21年度から実施している。

(イ) 風しん任意予防接種

風しん蔓延防止を目的とし、19歳以上の区民で抗体検査の結果、抗体価が低い者に予防接種費用助成を実施している。

(ウ) インフルエンザ任意予防接種

当該年度にインフルエンザ定期予防接種の対象年齢になる方が、接種開始日の10月1日以降に速やかにワクチンを接種することができるよう、令和2年度から任意予防接種助成制度を開始した。

ウ 風しん抗体検査費用助成事業

令和元年度から、風しん蔓延防止を目的とし、19歳以上の区民を対象に、医療機関への委託による風しん抗体検査費用助成事業を実施している。

エ 予防接種事故者に対する救済措置（予防接種法第15～22条）

予防接種を受けた者の中には、接種の実施にあたって過失等がなくても、極めてまれではあるが、副反応が生じる例がみられる。これらに対して、予防接種法により、救済制度が法制化されている。

(ア) 救済対象予防接種

予防接種法に基づく定期予防接種

(イ) 給付の種類

医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料

オ 予防接種外来

平日に予防接種が困難な区民に対して予防接種の機会を提供することで、接種率の向上を目的とし、毎月第3土曜日（8月及び12月を除く）に足立区医師会館で予防接種外来を実施している。

カ 予防接種情報提供サービス「これで安心♪予防接種ナビ」

複雑化する予防接種スケジュールに簡便かつ適切に対応できるように、スケジュールの自動生成及び情報配信システムを平成25年10月から導入している。

実績表

■ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%	追加分 実施率%
ヒブ	2	4,528	18,533	96.8	101.8	104.0	106.8
	3	4,341	17,025	99.1	96.9	96.7	99.5
	<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>16,411</b>	<b>96.0</b>	<b>95.9</b>	<b>94.6</b>	<b>95.0</b>
小児肺炎球菌	2	4,528	18,251	96.8	100.5	101.6	104.2
	3	4,341	16,950	99.1	96.8	96.8	97.9
	<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>16,444</b>	<b>96.0</b>	<b>95.8</b>	<b>94.8</b>	<b>95.7</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 平成25年4月1日から定期接種となる。

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■ B型肝炎ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
2	4,528	13,624	98.5	101.9	100.5
3	4,341	12,556	98.8	96.5	94.0
<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>12,171</b>	<b>95.3</b>	<b>95.6</b>	<b>92.0</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 平成28年10月1日から定期接種となる。

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■ ロタワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
2	2,251	4,132	89.6	89.9	86.9
3	4,341	9,605	95.4	93.7	91.4
<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>9,118</b>	<b>92.7</b>	<b>91.5</b>	<b>88.6</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 令和2年10月1日から定期接種となる。

※ 3回目はロタテック（5価）のみの実施

■ DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) 四種混合ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%	追加分 実施率%
2	4,528	18,811	102.3	103.5	104.0	105.7
3	4,341	17,080	97.6	97.5	97.4	101.1
<b>4</b>	<b>4,302</b>	<b>16,262</b>	<b>96.1</b>	<b>95.5</b>	<b>95.1</b>	<b>91.4</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の0歳児の人口とする。

※ 四種混合（DPT-IPV）ワクチンは、平成24年11月1日から定期接種となる。

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

※ 不活化ポリオワクチンの単体での総接種者数は、令和2年度が5件、令和3年度が4件、令和4年度が1件となっている。

■ DT（ジフテリア・破傷風）二種混合ワクチン予防接種実施状況

区分 年度	対象者数	実施者数	実施率%
2	5,562	3,856	69.3
3	5,495	3,453	62.8
<b>4</b>	<b>5,336</b>	<b>3,114</b>	<b>58.4</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の11歳児の人口とする。

※ 令和2年度の予防接種実施者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■日本脳炎ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	追加分 実施率%
1 期	2	4,994	15,481	104.7	106.5	98.8
	3	4,855	7,532	63.6	62.2	29.3
	<b>4</b>	<b>4,694</b>	<b>14,889</b>	<b>105.0</b>	<b>100.8</b>	<b>111.4</b>
2 期	2	5,359	5,258	98.1		
	3	5,377	1,503	28.0		
	<b>4</b>	<b>5,291</b>	<b>4,608</b>	<b>87.1</b>		

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1期は3歳児、2期は9歳児の人口とする。

※ 平成28年4月1日から2期の積極的勧奨再開

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■MR（麻しん・風しん混合）ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	実施者数	実施率%
1 期	2	4,912	4,592	93.5
	3	4,473	4,128	92.3
	<b>4</b>	<b>4,325</b>	<b>4,105</b>	<b>94.9</b>
2 期	2	5,312	4,917	92.6
	3	5,177	4,700	90.8
	<b>4</b>	<b>4,867</b>	<b>4,381</b>	<b>90.0</b>

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1期は1歳児、2期は5歳児の人口とする。

※ 令和2年度の予防接種実施者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■水痘ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%
2		4,912	9,241	93.2	94.9
3		4,473	8,255	93.0	91.5
<b>4</b>		<b>4,325</b>	<b>7,829</b>	<b>95.7</b>	<b>85.3</b>

※ 平成26年10月1日から定期接種となる。

※ 対象者数は、該当年度4月1日現在の1歳児の人口とする。

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）ワクチン予防接種実施状況

年度	区分	対象者数	総接種者数	1回目 実施率%	2回目 実施率%	3回目 実施率%
2		2,619	918	19.0	11.3	4.7
3		2,629	2,430	34.8	33.1	24.5
<b>4</b>		<b>2,663</b>	<b>3,077</b>	<b>40.2</b>	<b>40.1</b>	<b>35.2</b>

※ 対象者数は、該当年度の4月1日現在の中学1年相当の年齢の女子の人口とする。

※ 平成25年4月1日から定期接種となる。平成25年6月14日から積極的勧奨休止

※ 令和2年度の予防接種総接種者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。

■インフルエンザワクチン予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	実施者数	実施率%
2		173,839	110,160	63.4
3		173,537	101,958	58.8
<b>4</b>		<b>172,152</b>	<b>109,649</b>	<b>63.7</b>
内訳	65歳以上	171,785	109,433	63.7
	60～65歳未満	367	216	58.9

- ※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。
- ※ 令和2年度から生活保護受給者等以外の自己負担額が2,500円から一律公費負担（無料）となる。

■高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	実施者数	実施率%
2		25,719	5,010	19.5
3		25,692	7,192	28.0
<b>4</b>		<b>27,372</b>	<b>7,881</b>	<b>29.0</b>
内訳	65歳以上	27,091	7,836	28.9
	60～65歳未満	281	45	16.0

- ※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。
- ※ 平成26年10月1日から定期接種となる。
- ※ 令和2年度の予防接種実施者数には、予防接種施行規則第2条の5第3項（新型コロナウイルス感染症対策による延長措置等）の該当者を含む。
- ※ 令和3年10月から生活保護受給者等以外の自己負担額が4,000円から一律公費負担（無料）となる。

■風しん第5期（緊急対策）実施状況

区分 年度	対象者数 (平成31年4月1日現在)	送付数 (該当年度中)	総実施者数	抗体検査数	予防接種者数 (低抗体者数)
2	<b>95,373</b>	89,031	12,378	10,473	1,905
3		76,653	4,024	3,267	757
<b>4</b>		<b>73,939</b>	<b>1,403</b>	<b>1,144</b>	<b>259</b>

- ※ 【元年度送付者数】昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方へのクーポン券発行数
- ※ 【2年度送付者数】昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの方へのクーポン券・元年度未実施者への勧奨通知の合計発行数
- ※ 【3年度送付者数】令和元年度・令和2年度の未実施者への勧奨通知の合計発行数
- ※ 平成31年4月1日から定期接種（令和6年度までの時限措置）となる。

■MR任意予防接種実施状況

年度	2	3	<b>4</b>
接種者数	210	132	<b>135</b>

- ※ 平成29年4月1日から対象者の要件を拡大

■風しん任意予防接種実施状況

年度	2	3	<b>4</b>
接種者数	1,162	1,022	<b>1,180</b>

- ※ 平成30年11月1日から対象者の要件を拡大

■インフルエンザワクチン任意予防接種実施状況

年度	年齢	対象者数	実施者数	実施率%
2		1,849	1,394	75.4
3		1,718	1,100	64.0
<b>4</b>		<b>1,986</b>	<b>1,324</b>	<b>66.7</b>
内訳	65歳以上	1,964	1,305	66.4
	60～65歳未満	22	19	86.3

※ 対象者数は、該当年度中の予診票発行数とする。

※ 令和2年10月1日から事業を開始

■風しん抗体検査実施状況

年度	2	3	4
接種者数	957	904	<b>865</b>

※ 令和元年4月1日から事業を開始

■予防接種事故者に対する給付実施人数

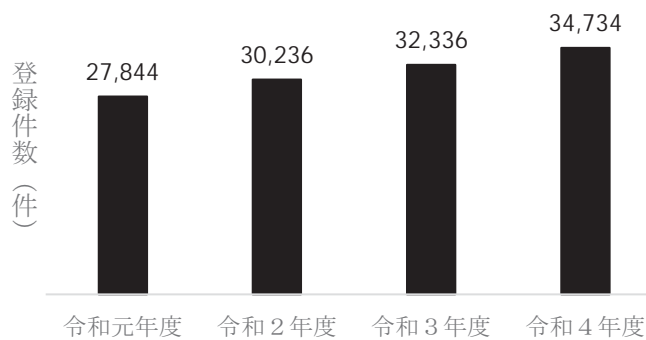
年度	2	3	4
障害年金	3	3	<b>3</b>
医療費、医療手当	2	2	<b>2</b>


■予防接種外来利用者数

年度	2	3	4
利用者数	126	111	<b>119</b>

■これで安心♪予防接種ナビ利用状況

これで安心♪予防接種ナビ登録件数推移



<p><b>12 難病対策</b></p>	<p>所管課</p>							
	<p>保健予防課</p>							
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>東京都在宅難病患者訪問診療事業実施要綱、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則、足立区難病訪問指導事業実施要綱</p>							
<p><b>目 的</b></p> <p>難病は効果的な治療方法が現在のところ確立されておらず、予後不良の慢性的経過を呈し、患者やその家族の精神的、経済的負担は大きい。 東京都や区がさまざまな支援事業を行い患者やその家族の負担軽減を目的としている。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 難病訪問診療事業 専門医、地域の医師、保健師等が合同で定期的に訪問、検討会を行い、在宅医療への支援を行っている。 また、医療機関職員の資質向上を目的に難病研修を開催している。</p> <p>イ 医療機器貸与事業 東京都と区が難病患者の在宅療養環境の充実と、安定した療養生活の確保を目的とし実施している。</p> <p>ウ 難病訪問指導事業 要支援難病患者とその家族に対して、各保健センター等の保健師や委託契約をしている看護師、理学療法士が訪問し、療養指導と日常生活援助を行い、在宅療養の支援をしている。</p> <p>エ 患者・家族会の育成支援 パーキンソン病の患者・家族会が竹の塚保健センターを中心に活動している。保健師による支援により、学習、情報交換、交流等の活動を通じ、お互いに支えあい安定した療養の継続を目指している。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="185 1272 499 1330">グループ名</th> <th colspan="2" data-bbox="499 1272 1409 1330">活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="185 1330 499 1516">パーキンソン病交流会</td> <td data-bbox="499 1330 1278 1516">                     パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催なし。 令和4年度は、4回開催                 </td> <td data-bbox="1278 1330 1409 1516">竹の塚</td> </tr> </tbody> </table>			グループ名	活動内容		パーキンソン病交流会	パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催なし。 令和4年度は、4回開催	竹の塚
グループ名	活動内容							
パーキンソン病交流会	パーキンソン病についての学習や情報交換、悩みや疑問を話し合いながら交流を深めている。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催なし。 令和4年度は、4回開催	竹の塚						
<p>オ 普及・啓発 広く一般区民を対象として、難病に対する最新知識の普及・啓発を行うため、各種講演会等を開催している。</p> <p>カ 保健師などによる相談 療養生活への不安等を軽減するために、医療費公費負担申請受付時等に保健師による相談を行っている。また、必要に応じて所内相談、家庭訪問を随時行っている。</p>								



## 実績表

### ■難病訪問診療実施状況

年度	回数	延訪問数	事例検討 延参加者数
2	8	23	57
3	8	21	48
<b>4</b>	<b>8</b>	<b>24</b>	<b>58</b>

### ■難病研修実施状況

年度	回数	参加機関数	参加者数
2	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止		
3			
<b>4</b>			

### ■医療機器貸与実施状況（件）

吸入器	吸引器	疾病名および医療機器貸与数
-	1	進行性筋ジストロフィー 1

### ■訪問指導実績

年度	区分	指導件数	保健所実施		委託分	
			実人員	延人員	実人員	延人員
2		112	32	92	2	20
3		111	35	88	2	23
<b>4</b>		<b>95</b>	<b>24</b>	<b>84</b>	<b>2</b>	<b>11</b>
内 訳	中央本町	1	1	1	0	0
	竹の塚	68	9	68	0	0
	江北	8	8	8	0	0
	千住	13	1	2	2	11
	東部	5	5	5	0	0

### ■講演会開催状況

年度	区分	参加数	テーマ
2		-	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3		-	
<b>4</b>		-	
内 訳	中央本町	-	
	竹の塚	-	
	江北	-	
	千住	-	
	東部	-	



■都・国疾病一覧

区分	総数	球脊髄性筋萎縮症	筋萎縮性側索硬化症	脊髄性筋萎縮症	原発性側索硬化症	進行性核上性麻痺	パーキンソン病	大脳皮質基底核変性症	ハンチントン病	神経有棘赤血球症	シャルコー・マリイ・トウース病	重症筋無力症	先天性筋無力症候群	多発性硬化症／視神経脊髄炎	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多果性運動ニューロパチー	封入体筋炎	クロウ・深瀬症候群	多系統萎縮症	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	ライソゾーム病	副腎白質ジストロフィー	ミトコンドリア病	もやもや病	プリオン病	亜急性硬化性全脳炎
3	8,650	5	44	7	1	44	665	18	3	-	7	147	-	125	29	2	3	54	123	5	3	10	75	-	-
4	8,935	8	52	7	2	56	685	16	3	-	8	153	-	126	31	5	3	57	125	6	2	9	80	4	-

区分	進行性多果性白質脳症	H T L V - 1 関連脊髄症	特発性基底核石灰化症	全身性アミロイドーシス	ウルリッヒ病	遠位型ミオパチー	ペスレムミオパチー	自己食空胞性ミオパチー	シュワルツ・ヤンベル症候群	神経線維腫症	天疱瘡	表皮水疱症	膿疱性乾癬（汎発型）	ステイヴンス・ジョンソン症候群	中毒性表皮壊死症	高安動脈炎	巨細胞性動脈炎	結節性多発動脈炎	顕微鏡的多発血管炎	多発血管炎性肉芽腫症	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	悪性関節リウマチ	パージヤー病	原発性抗リン脂質抗体症候群	全身性エリテマトーデス
3	-	4	-	24	-	-	-	-	-	30	20	-	10	-	-	19	10	29	62	20	41	35	17	1	427
4	-	3	-	30	-	-	-	-	-	31	19	2	9	1	0	18	14	23	67	31	49	34	13	0	454

区分	皮膚筋炎／多発性筋炎	全身性強皮症	混合性結合組織病	シェーグレン症候群	成人スチル病	再発性多発軟骨炎	ペーチェット病	特発性拡張型心筋症	肥大型心筋症	拘束型心筋症	再生不良性貧血	自己免疫性溶血性貧血	発作性夜間ヘモグロビン尿症	特発性血小板減少性紫斑病	血栓性血小板減少性紫斑病	血栓性血小板減少性紫斑病	原発性免疫不全症候群	I g A 腎症	多発性嚢胞腎	黄色靱帯骨化症	後縦靱帯骨化症	広範脊柱管狭窄症	特発性大腿骨頭壊死症	下垂体性 A D H 分泌異常症	下垂体性 T S H 分泌亢進症	下垂体性 P R L 分泌亢進症
3	132	167	57	144	42	2	127	87	29	-	35	5	8	99	3	13	89	89	32	190	20	123	29	-	-	15
4	127	178	66	140	48	4	119	82	26	-	40	6	7	92	2	13	91	89	31	211	26	134	39	-	-	17

区分	クッシング病	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	下垂体前葉機能低下症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	甲状腺ホルモン不応症	先天性副腎皮質酵素欠損症	先天性副腎低形成症	アジソン病	サルコイドーシス	特発性間質性肺炎	肺動脈性肺高血圧症	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	慢性血栓性肺高血圧症	リンパ脈管腫症	網膜色素変性症	バンド・キアリ症候群	特発性門脈圧亢進症	原発性胆汁性胆管炎	原発性硬化性胆管炎	自己免疫性肝炎	クローン病	潰瘍性大腸炎	好酸球性消化管疾患	慢性特発性偽性腸閉塞症
3	10	-	23	84	-	2	6	-	2	83	95	29	-	20	8	144	2	3	126	4	65	264	868	9	1
4	12	-	23	87	-	1	5	-	5	83	97	31	-	22	10	135	2	3	113	7	68	294	884	6	1

区分	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	腸管神経節細胞減少症	ルピシニユタイン・テイビ症候群	C F C 症候群	コステロ症候群	チャージ症候群	クリオピリン関連周期熱症候群	若年性特発性関節炎	T N F 受容体関連周期熱症候群	非典型型溶血性尿毒症症候群	ブラウ症候群	先天性ミオパチー	マリネスコ・シェーグレン症候群	筋ジストロフィー	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	遺伝性周期性四肢麻痺	アトピー性脊髄炎	脊髄空洞症	脊髄膜瘤	アイザックス症候群	遺伝性ジストニア	神経フェリチン症	脳表ヘモジデリン沈着症	体劣性白質脳症	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体劣性脳動脈症
3	-	-	-	-	-	3	1	7	2	-	-	3	-	37	-	1	-	3	-	-	-	-	1	-	-	2
4	-	-	-	-	-	2	1	5	2	-	-	3	-	32	-	1	-	3	-	1	-	-	1	-	-	4

区分	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	游走性焦点発作を伴う乳児てんかん	早期ミオクロニー脳症	大田原症候群	ウエスト症候群	レノックス・ガストー症候群	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	ミオクロニー欠伸てんかん	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	ドラベ症候群	先天性大脳白質形成不全症	神経細胞移動異常症	限局性皮質異形成	片側巨脳症	アイカレディ症候群	中隔神経形成異常症/ドモルシア症候群	メビウス症候群	先天性核上性球麻痺	アレキサンダー病	先天性無痛無汗症	痙攣重定型(二相性)急性脳症	ピツカースタッフ脳幹脳炎	前頭頭頂葉変性症	ペリー症候群	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
3	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	6	-	-
4	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	7	-	-

区分	コフィン・ローリー症候群	ウィーバー症候群	那須・ハコラ病	VATER症候群	低ホスファターゼ症	ウイelson病	オキシビタル・ホーン症候群	メンケス病	エーラス・ダンロス症候群	マルファン症候群	弾性線維性仮性黄色腫	肥厚性皮膚骨膜炎	眼皮膚白皮症	特発性後天性全身性無汗症	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む)	家族性慢性天疱瘡	先天性魚鱗癬	色素性乾皮症	結節性硬化症	スタージ・ウェーバー症候群	レット症候群	ランドウ・クレフナー症候群	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	難治頻回部分発作重定型急性脳炎	PCDH19関連症候群	ラスムッセン脳炎	環状20番染色体症候群
3	-	-	-	-	-	6	-	-	1	9	1	-	2	2	27	2	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	9	-	-	2	9	1	-	-	2	24	3	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	アンジェルマン症候群	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	5p欠失症候群	4p欠失症候群	1p36欠失症候群	ヤング・シンブソン症候群	ヌーナン症候群	ソトス症候群	ブラダー・ウイリ症候群	コケイン症候群	ウエルナー症候群	鯉耳腎症候群	無脾症候群	多脾症候群	歌舞伎症候群	ロスマンド・トムソン症候群	コフィン・シリズ症候群	アントレー・ピクスラー症候群	ファイファー症候群	アペール症候群	クルーゾン症候群	ATRX症候群	ウイリアムズ症候群	モワット・ウイelson症候群	ジュベール症候群関連疾患
3	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-

区分	間質性膀胱炎(ハンナ型)	先天性腎性尿崩症	紫斑病性腎炎	一次性的増殖性糸球体腎炎	一次性ネフローゼ症候群	抗糸球体基底膜腎炎	急速進行性糸球体腎炎	ギヤロウエイ・モワト症候群	アルポート症候群	エプスタイン病	両大血管右室起始症	フアロー四徴症	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	鎖症	三尖弁閉鎖症	左心低形成症候群	単心室症	完全大血管転位症	修正大血管転位症	総動脈幹遺残症	脆弱X症候群	脆弱X症候群関連疾患	エマヌエル症候群	22q11.2欠失症候群	スミス・マガニス症候群
3	-	-	7	3	115	2	4	-	1	1	5	3	-	1	-	-	-	4	2	-	-	-	1	-	-	
4	-	-	8	3	117	2	7	-	1	1	3	4	-	2	-	1	-	7	2	-	-	-	-	-	-	

区分	グルコーストランスポーター1欠損症	イン吉草酸血症	メチルマロン酸血症	プロピオン酸血症	メーブルシロップ尿症	高チロシン血症3型	高チロシン血症2型	高チロシン血症1型	フェニルケトン尿症	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	副腎皮質刺激ホルモン不応症	偽性副甲状腺機能低下症	副甲状腺機能低下症	副甲状腺機能低下症	ベルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)	ウォルフラム症候群	カーニー複合	α1アンチトリプシン欠乏症	肺胞低換気症候群	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	閉塞性細気管支炎	オスラー病
3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	6	-

区分	助骨異常を伴う先天性側弯症	進行性骨化性線維異形成症	強直性脊椎炎	慢性再発性多発性骨髄炎	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群	中條・西村症候群	高IGD症候群	家族性地中海熱	脂肪萎縮症	無βリポタンパク血症	脳髄黄色腫症	原発性高カイロミクロン血症	タンジール病	シトステロール血症	レスチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	ガラクトースーリリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	肝型糖尿病	筋型糖尿病	複合カルボキシラーゼ欠損症	ホルフィン症	先天性葉酸吸収不全	リジン尿性蛋白不耐症	尿素サイクル異常症	グルタル酸血症2型	グルタル酸血症1型
年度																									
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-



区分	遺伝性膝炎	アラジール症候群	胆道閉鎖症	乳幼児肝巨大血管腫	先天性横隔膜ヘルニア	総排泄腔遺残	総排泄腔外反症	ヒルシユスブルング病(全結腸型又は小腸型)	非特異性多発性小腸潰瘍症	クローンカイト・カナダ症候群	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	エプスタイン症候群	遺伝性鉄芽球性貧血	ファンコニ貧血	ダイアモンド・ブラックファン貧血	後天性赤芽球病	先天性赤血球形成異常性貧血	クリツベル・トレノネー・ウエーパー症候群	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	巨大動脈奇形(頸部顔面病変)	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	リンパ管腫症/ゴーム病	軟骨無形成症	タナトフォリック骨異形成症	骨形成不全症
年度																									
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-
4	-	-	2	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	4	-	2	1	1	-	1	-	3	-



区分	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	β-ケトチオラーゼ欠損症	非ケト-シス型高グリシン血症	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	セヒアプテリン還元酵素(SR)欠損症	シトリン欠損症	三頭酵素欠損症	カルニチン回路異常症	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	左肺動脈右肺動脈起始症	先天性肺静脈狭窄症	先天性僧帽弁狭窄症	先天性二尖弁狭窄症	先天性異常症候群	進行性ミオクローヌステんかん	進行性白質脳症	カナパン病	好酸球性副鼻腔炎	遅発性内リンパ水腫	若年発症型両側性感音難聴	アッシュヤー症候群	レーベル遺伝性視神経症	黄斑ジストロフィー	IGG4関連疾患	囊胞性線維症	
年度																										
3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	78	-	8	21	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	103	-	7	20	-	-	

区分	B・C型ウイルス肝炎インターフェロン治療	スモン	人工透析を必要とする腎不全	先天性血液凝固因子欠乏症	網膜脈絡膜萎縮症	遺伝性QT延長症候群	びまん性汎細気管支炎	古典的特発性好酸球增多症候群	肝内結石症	母斑症	原発性骨髄線維症	悪性高血圧	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	ホモシスチン尿症	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	ネフロン病	脳クレアチン欠乏症候群	ハッチンソン・ギルフォード症候群	膠様滴状角膜ジストロフィー	特発性多中心性キヤツスルマン病	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	無虹彩症	前眼部形成異常	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	大理石骨病	遺伝性自己炎症疾患	メチルグルタコン酸尿症
年度																											
3	-	5	2,167	45	1	2	2	1	2	2	10	-	-	-	-	-	-	-	-	9	1	-	-	-	-	-	
4	-	4	2,215	44	1	3	4	3	3	4	9	1	-	-	-	-	-	-	9	-	6	1	-	-	-	-	

区分	重度肝硬変	肝がん	C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療
年度				
3	-	-	64	363
4	-	3	52	354

※ 疾病名は令和5年3月31日現在

<b>13 精神保健福祉</b> <b>(1)精神保健福祉に関する連絡会等</b>		所管課	 																										
		中央本町地域・保健総合支援課																											
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第89条の3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法） 第46条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領																												
<b>目 的</b> 区内の精神障がい者の地域保健福祉向上のため、関係職員と協働で取り組み、知識の習得、技術向上、連携の強化を図る。																													
<b>事業内容</b> ア 足立区精神保健福祉情報ネットワーク連絡会 区内関係機関と情報交換・学習会等を年に2回程度開催 イ 地域精神ケア会議 地域における複雑困難事例や保健センター等のデイケア等の利用に関し、精神科医師の助言のもと評価等を行う。																													
<b>開始時期</b> ア 平成3年度 イ 平成20年度																													
<b>実績表</b> ■足立区精神保健福祉情報ネットワーク連絡会実施状況（令和4年度）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>主な内容</th> <th>参加数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年 10月13日</td> <td>                     ・国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」の動きについて                      ・足立区の動きについて                      ・足立区精神保健福祉に関する統計について                      ・意見交換等                 </td> <td>51団体 60人</td> </tr> <tr> <td>参加関係機関</td> <td colspan="2">                     就労支援施設、グループホーム、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、家族会、当事者会、ボランティア団体、更生施設、権利擁護センター、居宅介護支援事業所、東京都立精神保健福祉センター、基幹地域包括支援センター、各保健センター等、                 </td> </tr> </tbody> </table>				開催日	主な内容	参加数	令和4年 10月13日	・国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」の動きについて ・足立区の動きについて ・足立区精神保健福祉に関する統計について ・意見交換等	51団体 60人	参加関係機関	就労支援施設、グループホーム、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、家族会、当事者会、ボランティア団体、更生施設、権利擁護センター、居宅介護支援事業所、東京都立精神保健福祉センター、基幹地域包括支援センター、各保健センター等、																		
開催日	主な内容	参加数																											
令和4年 10月13日	・国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築」の動きについて ・足立区の動きについて ・足立区精神保健福祉に関する統計について ・意見交換等	51団体 60人																											
参加関係機関	就労支援施設、グループホーム、地域活動支援センター、相談支援事業所、医療機関、訪問看護ステーション、家族会、当事者会、ボランティア団体、更生施設、権利擁護センター、居宅介護支援事業所、東京都立精神保健福祉センター、基幹地域包括支援センター、各保健センター等、																												
■地域精神ケア会議実施状況（令和4年度）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施場所</th> <th>回数</th> <th>検討ケース件数</th> <th>参加者数</th> <th>参加関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央本町</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>85</td> <td rowspan="5">医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、権利擁護センターあだち、こども支援センターげんき、各福祉課等</td> </tr> <tr> <td>竹の塚</td> <td>12</td> <td>30</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>江北</td> <td>9</td> <td>16</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>千住</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>				実施場所	回数	検討ケース件数	参加者数	参加関係機関	中央本町	10	20	85	医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、権利擁護センターあだち、こども支援センターげんき、各福祉課等	竹の塚	12	30	114	江北	9	16	58	千住	7	11	41	東部	1	1	10
実施場所	回数	検討ケース件数	参加者数	参加関係機関																									
中央本町	10	20	85	医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、権利擁護センターあだち、こども支援センターげんき、各福祉課等																									
竹の塚	12	30	114																										
江北	9	16	58																										
千住	7	11	41																										
東部	1	1	10																										

<b>13 精神保健福祉</b> <b>(2) 精神保健福祉の推進</b>	所管課 中央本町地域・保健総合支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	 10 人や国の不平等をなくそう
<b>根拠法令等</b>	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法） 第46条、第47条 地域保健法 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領		
<b>目 的</b> 当事者やその家族を支援し、精神障がい者の社会参加を促進する。			
<b>事業内容</b>			
ア 精神保健相談 [昭和47年 開始] こころの健康問題や不登校・ひきこもり等の思春期特有の相談について精神科医師と保健師が面接や家庭訪問を行い、専門的助言や指導を行う。			
イ 健康教育 [昭和46年 開始] 地域住民や患者家族、関係者等を対象に、精神保健福祉に関する様々な問題について健康教育を実施し、こころの健康及び精神障がいに関する啓発・広報活動を実施している。			
ウ 思春期保健事業 [平成8年 開始] 精神科医師による精神保健相談の他、個別相談・家族教室・ネットワーク連絡会・健康教育を実施している。			
エ デイケア [昭和51年 開始] 精神障がいや思春期の問題を抱える人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活訓練の場として実施している。主な内容は社会生活技能訓練（ロールプレイング等）や作業療法（料理、作品制作等）などである。			
オ アルコール関連問題事業 [昭和57年 開始] アルコール依存症患者や家族に対し、アルコール専門医も参加してグループワークを主体とした相談事業を中央本町地域・保健総合支援課で実施している。また、関係機関とアルコール関連問題事例の問題解決と職員の技能向上及び関係機関との連携強化のためネットワーク連絡会にて講演会や事例検討会を開催している。			
カ 家庭訪問等 [昭和12年 開始] 保健師は、医療が必要な精神障がい者を医療機関へ繋げたり、社会復帰支援に関して主治医や家庭等と連絡を取りながら、家庭訪問・所内面接・電話相談・同行受診・関係機関連絡などの方法で支援を行っている。			
キ グループ支援 [昭和44年 開始] 精神障がい者の当事者グループや家族が集う家族会に対して、学習や情報交換や交流を保健師が支援している。			
ク 地域の人材育成 [平成14年 開始] 区内の精神保健福祉に関わる関係機関の新人職員を対象に、関係機関の協力を得て新人研修を行っている。			
ケ 足立区こころの健康フェスティバル [平成8年度 開始] 精神障がい者の社会参加、一般区民の理解促進を目的に、講演会や精神障がい者の活動発表を、実行委員会と共催にて実施している。			
コ 措置入院者退院後支援事業 [令和3年度 開始] 措置入院者が退院後に地域で安心して生活するため、入院中から関係機関と連携し、包括的支援を行っている。			

**実績表**

■精神保健相談実施状況

年度		区分	一般（うつ含む）		思春期	
			回数	相談件数	回数	相談件数
2			58	122	9	16
3			62	160	5	8
<b>4</b>			<b>77</b>	<b>191</b>	<b>6</b>	<b>14</b>
実施機関	中央本町		12	42	・	・
	竹の塚		24	68	6	14
	江北		12	28	・	・
	千住		10	15	・	・
	東部		19	38	・	・

■精神保健福祉に関する健康教育実施状況（令和4年度）

対象	実施機関	参加者数	テーマ
区民	中央本町	16	うつ病・双極性障害家族教室 「病気の理解と家族の対応について」
		100	平野小学校「自分を大切にしよう」
		176	亀田小学校「自分を大切にしよう」
		105	梅島小学校「自分を大切にしよう」
		84	弥生小学校「自分を大切にしよう」
	竹の塚	-	(新型コロナウイルス感染対策により開催せず)
	江北	103	西新井小学校「自分を大切にしよう」
	千住	101	千寿小学校「自分を大切にしよう」
	東部	60	北三谷小学校「自分を大切にしよう」
		93	東加平小学校「自分を大切にしよう」
80		中川北小学校「自分を大切にしよう」	

■思春期ネットワーク連絡会開催状況（令和4年度）

対象	実施機関	参加者数	テーマ
区民	中央本町	25	思春期のこころに寄り添う支援
	竹の塚	-	(新型コロナウイルス感染対策により開催せず)
	江北	-	(新型コロナウイルス感染対策により開催せず)
	千住	-	(新型コロナウイルス感染対策により開催せず)
	東部	16	思春期のこころの理解と対応

■デイケア実施状況

年度		区分	回数	参加者数		個別面接回数	保護者会		見学者への対応回数	
				実人数	延人数		回数	人数	本人・家族	その他
2			81	11	417	69	-	-	6	-
3			68	14	344	69	-	-	7	4
<b>4</b>			<b>97</b>	<b>15</b>	<b>405</b>	<b>83</b>	-	-	<b>9</b>	<b>13</b>

※ 実施機関：竹の塚保健センター

※ 令和2年度～令和4年度の保護者会は新型コロナウイルス感染対策により開催せず。

■デイケア退所者のその後の状況（人）

年度	区分	総数	就労	家事 家業	進学	作業所	入院	中断	その他
2		2	-	-	-	1	-	-	1
3		3	-	-	-	1	-	-	2
<b>4</b>		<b>3</b>	-	-	-	<b>3</b>	-	-	-

■アルコール関連問題相談実施状況

年度	区分	ミーティング		個別相談	
		回数	参加者数	回数	相談件数
2		9	46	7	9
3		7	46	5	7
<b>4</b>		<b>12</b>	<b>89</b>	<b>10</b>	<b>10</b>

※ 実施機関：中央本町地域・保健総合支援課

■アルコール関連問題ネットワーク連絡会講演会開催状況

年度	区分	テーマ	参加者数	参加関係機関
2			-	医療機関、就労支援施設、更生施設、断酒会、AA、地域包括支援センター、各保健センター等
3			-	
<b>4</b>		コロナ禍でのアルコール問題の変化と新たな課題	<b>24</b>	

※ 令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

■精神保健福祉に関する家庭訪問件数（令和4年度）

総数	認知症等 高齢特有	社会 復帰	依存症	児童・ 思春期	心の健康 づくり	摂食 障がい	てん かん	一般 精神	その他
2,145	103 (4.8%)	191 (8.9%)	75 (3.4%)	26 (1.2%)	91 (4.2%)	5 (0.2%)	18 (0.8%)	1,512 (70.4%)	124 (5.7%)

■グループ支援実施状況（令和4年度）

実施機関	区分	当事者グループ		地域家族会	
		回数	人数	回数	人数
中央本町		-	-	・	・
竹の塚		24	63	-	-
江北		-	-	4	20
千住		-	-	-	-
東部		-	-	4	4



■精神保健福祉関係機関合同新人研修実施状況（令和4年度）

日時	内容	場所	人数
6月9日	講義 「精神疾患の理解と対応について」	オンライン	31
6月17日	施設見学 東京足立病院（病棟、デイケア） ハートパル花畑、一粒の麦	東京足立病院 ハートパル花畑 一粒の麦	27
6月22日	事業紹介と施設見学 就労支援事業所WiZ、ZiP、 地域活動支援センターふれんどりい 説明 「精神障がい者に関する制度・社会資源について」 ピアサポーターからのメッセージ	足立区精神障がい者 自立支援センター	27
10月28日	講義 「働く人のメンタルヘルス ストレスケアについて」 「うつ病について」	竹の塚保健センター	17



■第27回足立区こころの健康フェスティバル実施状況（令和4年度）

テーマ	heart to heart ～取り戻そう!! 笑顔とつながり～
開催年月日	令和5年3月4日（土）～24日（金）
内容	（オンライン開催） ・講演「コロナ禍の心と体の不調ののりこえ方」 東京女子医科大学附属足立医療センター 心療・精神科 部長・教授 大坪 天平 氏 ・参加団体活動紹介スライド
参加人数	1,660回（視聴回数）
参加関係機関	・主催 こころの健康フェスティバル実行委員会、足立区 ・運営 こころの健康フェスティバル実行委員会（当事者会、家族会、就労支援事業所、グループホーム、医療機関、ボランティア団体等 35 団体） ・後援 足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会、東京法務局 東京人権擁護委員協議会（足立地区人権擁護委員会）、足立区社会福祉協議会、足立区医師会、東京都足立区歯科医師会、足立区学校歯科医会、足立区立小学校PTA連合会、足立区立中学校PTA連合会、足立区立小学校長会、足立区立中学校長会、東京都立精神保健福祉センター

■措置入院者退院後支援実施状況

年度	区分	相談件数	支援件数
	3		15
4		13	3



<p><b>13 精神保健福祉</b> <b>(3) 障害者総合支援法における事業</b></p>	<p>所管課 中央本町地域・保健総合支援課</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条、第58条、第77条 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 足立区第6期障がい福祉計画（2021年度～2023年度）</p>		
<p><b>目 的</b> 回復途上にある精神障がい者を対象に、職業訓練や日常生活の援助、生活の場の提供等を行う。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 障がい福祉サービス</p> <p>(ア) 精神障がい者通所訓練施設 現状のままでは一般企業等での就労が困難な人への働く場の提供と、一般就労に向けた知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う場を提供する（区内26カ所）。</p> <p>(イ) 精神障がい者グループホーム 地域で共同生活を営む住居の提供と、生活等の相談または助言、その他日常生活の支援を行う（区内10事業所）。</p> <p>(ウ) 精神障がい者ホームヘルプサービス事業 居宅において家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる支援を行う（区内172事業所）。</p> <p>イ 計画相談事業 課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かく支援するための計画を作成し、サービス事業者との連絡調整や利用状況の検証（モニタリング）を行う。</p> <p>ウ 地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会と場の提供、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために、通所により必要な支援を行う施設。区内にはふれんどりいといかなめの2カ所がある。</p> <p>エ 自立支援医療（精神通院） 通院により精神科医療を続ける必要がある方の医療費の自己負担を軽減するために、平成18年から通院医療費の一部助成を開始</p> <p>オ 小児精神病医療費助成 精神疾患のため精神科病院または精神科病床に入院している満18歳未満の人に対して、平成12年から医療費の一部助成を開始</p> <p><b>開始時期</b></p> <p>ア (ア)昭和54年から「作業所」の名称で開始。(イ)平成6年 (ウ)平成14年 平成18年から障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）に基づく事業へ移行</p> <p>イ 平成18年（足立区では平成24年から導入）</p> <p>ウ ふれんどりいは平成10年 かなめは平成26年</p>			

**実績表**

■精神障がい者就労支援施設運営状況（人）

年度及び内訳		区分	通所者 延人数	訓 練 結 果					開設 年	
				社会復帰 (就労)	他 部門	中断	継続	その 他		合計
2			79,892	39(28)	28	55	380	8	511	
3			83,598	64(55)	21	57	454	15	611	
<b>4</b>			<b>91,623</b>	<b>51(43)</b>	<b>44</b>	<b>56</b>	<b>356</b>	<b>10</b>	<b>517</b>	
就労 移行 支援	WiZ		1,333	4(4)	-	1	5	-	10	H20
	フリーデザイン		2,126	8(8)	1	2	10	-	21	H23
	Job 庵北千住		2,573	12(11)	5	3	9	-	29	H26
	あすた足立		4,294	7(7)	3	3	21	-	34	H29
	フォーム竹ノ塚		3,934	3(3)	2	10	23	-	38	R2
就労 継続 支援	A型	LiNE PARK	2,540	2(0)	1	-	14	-	17	R4
	B型	ZiP	4,974	3(0)	1	-	36	-	40	H20
		アリス	3,238	-	1	-	19	-	20	H9
		協立作業所	3,248	-	1	-	-	-	1	S54
		綾瀬スマイル工房	3,445	1(0)	-	1	-	-	2	S63
		ボンサンス・千寿	4,206	-	-	-	35	1	36	H15
		アトリエほっと・しかはま	3,817	-	6	2	36	3	47	S60
		萌作業所	2,612	1(1)	4	-	-	-	5	H3
		諏訪木作業所	3,489	-	-	-	-	-	-	H2
		保木間作業所	3,593	-	1	2	22	-	25	H7
		コスモス会	2,442	-	-	1	18	-	19	H3
		ベルの会共同作業所	5,451	2(2)	-	9	-	-	11	H6
		S. G. S. さんらいず	2,917	1(0)	4	1	-	2	8	H6
		綾瀬共同作業所	2,159	-	-	3	-	-	3	H6
		一粒の麦	6,354	-	2	1	51	1	55	H16
		コレカラ堂	4,565	1(1)	1	2	36	-	40	H26
		湊江作業所	3,426	-	7	1	21	-	29	H28
		ワーカーズコープ青井	3,244	-	-	4	-	2	6	H27
		アトリエ・ミック	3,215	-	-	2	-	-	2	H30
		OUCHI CAFE・KITCHEN	4,860	3(3)	3	3	-	1	10	H31
就労継続支援B型事業所びすた	2,948	3(3)	1	5	-	-	9	R2		

■精神障がい者グループホーム入居状況

グループホーム名		定員	入居継 続者数 A	退去 者数 B	入居者 総 数 C=A+B	退去率 (%) D=B/C	開設 年月	運営費 補助開始 年月
2		110	104	34	138	24.6		
3		110	92	36	128	28.1		
<b>4</b>		<b>109</b>	<b>93</b>	<b>32</b>	<b>125</b>	<b>25.6</b>		
内 訳	ハウスウイング	5	5	3	8	37.5	H7年3月	H7年4月
	クララハイツ	7	7	4	11	36.3	H7年5月	H8年4月
	潤グループホーム(1号館、2号館)	12	11	3	14	21.4	H9年8月	H13年4月
	グループホーム仲(ノア・ハンナ・タビタ)	14	11	3	14	21.4	H10年12月	H10年12月
	すてーきホーム	6	6	3	9	33.3	H22年6月	H22年6月
	ハートパル花畑	12	12	2	14	14.2	H23年10月	-
	ボヌール(ボヌール・第2ボヌール)	17	13	4	17	23.5	H29年9月	-
	さくらホーム(さくらホーム1・2)	12	11	3	14	21.4	H29年10月	H30年10月
	OUCHI HOME (A・B・かりん)	14	12	5	17	29.4	H30年12月	-
	エヌホームズ(梅島・五反野)	10	5	2	7	28.5	H31年3月	H31年3月

■精神障がい者ホームヘルプサービス事業

年度	区分	利用者数	身体介護		家事援助	
			利用回数	利用時間数	利用回数	利用時間数
2		508	1,942	1,653.00	29,068	33,495.75
3		554	2,042	1,749.00	33,032	37,963.00
<b>4</b>		<b>579</b>	<b>2,016</b>	<b>1,653.00</b>	<b>36,367</b>	<b>41,109.75</b>

■計画相談実施状況

年度	計画相談件数	計画相談導入率
2	1,759件	100%
3	2,027件(セルフプラン624件含む)	100%
<b>4</b>	<b>2,491件(セルフプラン609件含む)</b>	<b>100%</b>

■地域活動支援センターでの精神障がい者相談支援事業実施状況(人)

年度	区分	相談内容(主たる相談内容で分類)									相談方法		
		総数	衣食住・家事等	人間関係	経済問題	健康問題	将来への不安	就労	福祉制度	問題日常生活上の	その他	電話	来所
2		20,446	463	1,520	112	1,593	125	155	121	12,497	3,860	18,410	2,036
3		15,557	254	1,328	113	1,548	130	142	74	2,916	9,052	13,612	1,945
<b>4</b>		<b>20,315</b>	<b>265</b>	<b>1,327</b>	<b>74</b>	<b>1,241</b>	<b>129</b>	<b>169</b>	<b>43</b>	<b>13,728</b>	<b>3,339</b>	<b>17,690</b>	<b>2,625</b>
内訳	ふれんどりい	17,468	226	1,114	68	855	121	151	36	12,853	2,044	16,511	957
	かなめ	2,847	39	213	6	386	8	18	7	875	1,295	1,179	1,668

■地域活動支援センター(生活支援事業実施状況)



事業名	内容	人数
ふれんどりい		5,640
生活支援プログラム	簡単料理の会・スポーツ・テーマ別話し合いの運営等	620
パソコン利用	パソコン教室の運営・パソコン自由利用	185
カラオケ利用	カラオケ自由利用等	233
ほっとタイム	語らい・休憩の場の提供等	4,519
自主グループ活動等	情報提供・活動場所の提供等	0
見学・視察	利用見学等	83
かなめ		2,956
生活支援プログラム	スポーツ、絵画、音楽等のプログラム	2,913
郊外レク	お花見、外出レク、カラオケ等	29
地域イベント参加	レインボー行事、チャレンジ杯、こころの健康フェスティバル等	14

■自立支援医療費(精神通院)制度承認状況

年度	承認件数
2	9,611
3	15,309
<b>4</b>	<b>16,558</b>

■小児精神障害者入院医療費助成状況

年度	助成件数
2	6
3	13
<b>4</b>	<b>3</b>

<p><b>13 精神保健福祉</b> <b>(4) 精神保健福祉法における事業</b></p>	<p>所管課 中央本町地域・保健総合 支援課</p>	<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> 	<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第23条、第33条、第45条、足立区障がい者福祉手当条例、東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、東京都精神障害者社会適応訓練の実施に関する規則</p>		
<p><b>目 的</b> 精神疾患の再発防止と精神障がい者の社会復帰の促進、自立及び社会参加の促進を図る。</p>			
<p><b>事業内容</b></p> <p>ア 精神障害者保健福祉手帳の交付 精神障がいのため日常生活や社会生活に制約がある人を対象に、税制の優遇措置や都営交通乗車証の発行等が受けられる。なお、1級対象者には障がい者福祉手当（区制度）が支給されている。 また、平成31年1月から東京都心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象となった。</p> <p>イ 精神障がい者社会適応訓練 精神障がい者に対する理解を持つ事業主が経営する事業所と、保健所・都精神保健福祉センターが連携・協力し、精神障がいの回復途上者を一定期間事業所で受け入れる事業</p> <p>ウ 精神障がい者の入院に対する区長同意 医療保護入院が必要であるが同意する親族がいない場合、またはその親族等全員がその意思を表示することが出来ない場合等に区長が同意者となり医療保護入院させる制度</p> <p>エ 警察官通報 精神障がいあるいはその疑いのために自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれがあると認められる人を発見したときに、警察官が直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通報する制度</p>			
<p><b>開始時期</b></p> <p>ア 平成7年精神保健福祉法改正により創設。1級対象者の手当については平成27年4月から足立区障がい者福祉手当条例に基づき支給開始</p> <p>イ 昭和45年東京都精神衛生職親制度として開始。平成7年に現在の制度に法制化され、平成23年精神保健福祉法改正において、事業は廃止となったが都の事業として継続してきた。 なお、令和2年度末で新規訓練受け入れを終了しており、令和4年度末で事業も終了予定</p> <p>ウ 昭和25年精神衛生法（平成7年から精神保健福祉法）。昭和62年以前は「保護義務者の同意による入院」。昭和62年改正により「医療保護入院」となる。 平成26年改正により保護者制度廃止</p> <p>エ 昭和25年精神衛生法（平成7年から精神保健福祉法）。昭和40年の改正前は、警察官職務執行法第3条の規定によって保護された事例についてのみ通報されていた。</p>			

**実績表**

■精神障害者保健福祉手帳交付件数（件）

年度	総数		1級	2級	3級
2	3,840	→	229	2,024	1,587
3	5,004	→	273	2,615	2,116
<b>4</b>	<b>4,790</b>	→	<b>296</b>	<b>2,422</b>	<b>2,072</b>

■障がい者福祉手当受給者数

年度	総数
2	159
3	171
<b>4</b>	<b>190</b>

毎年度末現在

■心身障害者医療費受給者証交付件数

年度	総数
2	204
3	232
<b>4</b>	<b>235</b>

毎年度末現在


■医療保護入院同意書交付件数

年度	件数
2	67
3	84
<b>4</b>	<b>88</b>

■警察官通報受理件数

年度	件数	うち措置入院
2	125（うち区民は114）	44
3	103（うち区民は93）	34
<b>4</b>	<b>134（うち区民は116）</b>	<b>※</b>

※ 東京都が集計を行っているため年度末まで不明

<p><b>14 自殺対策</b></p>	<p>所管課</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を </p>												
	<p>こころとからだの健康づくり課</p>													
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>自殺対策基本法 自殺総合対策大綱                  東京都地域自殺対策強化事業実施要綱                  東京都地域自殺対策強化交付金交付要綱                  足立区の「生きる支援」自殺対策計画</p>													
<p><b>目的</b></p> <p>自殺を「個人の問題」ではなく「社会の問題」と捉え、都市部に点在している専門相談機関をつなぎ、複数の悩みを抱えている相談者を連携して支援することで、区民が自殺に追い込まれることのない、健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会をつくる。</p>														
<p><b>事業内容</b></p> <p>ア 当事者への支援                  平成21年11月から「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」を実施した。保健師がこころの相談に応じ、状況によって地区担当保健師につなぎ、継続支援している。また遺族支援のための分かちあいの会を実施している。さらに自殺未遂者支援対策として、平成24年度から医療従事者向けに「自殺未遂者ケア研修」を開始した。</p> <p>イ 若年者対策                  平成22年度から40歳前の健康づくり健診の間診票に「眠れていますか」の項目を導入した。また、児童・生徒の自殺を未然に防止するため、平成21年12月から小・中学校等において特別授業「SOSの出し方教育～自分を大切にしよう」を実施している。                  平成30年4月から「インターネット・ゲートキーパー事業」を開始した。区内で「死にたい」などの語句を検索した方に相談を促す広告を表示し、メール相談に誘導し現実の相談へとつないでいく。相談につながりにくい若年層に効果的に情報を届け、自殺を未然に防止する。</p> <p>ウ 人材育成                  自殺のサインに気づける人材を育成することを目的に、平成20年10月からゲートキーパー研修を実施した。</p> <p>エ ネットワークの構築                  自殺対策を区全体の課題として捉え、庁内及び関係機関と連携して取り組むために平成21年10月「こころといのちの相談支援ネットワーク会議」を設置した。また相談者を関係機関に円滑に繋ぐための紹介票「つなぐシート」を平成24年1月から使用している。</p> <p>オ 区民への普及啓発                  足立区の自殺対策の取り組みを広く区民に周知するため、9月・3月の自殺対策強化月間を中心に啓発活動を実施している。</p>														
<p><b>開始時期</b></p> <p>平成20年10月東京都「こころといのちの相談支援東京ネットワーク事業」モデル指定を受け、「足立区こころといのちの相談支援事業」を開始した。</p>														
<p><b>実績表</b></p> <p>■分かちあいの会実績（人）</p> <table border="1" data-bbox="204 1877 954 2056"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施回数</th> <th>延参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>10</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>12</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>12</b></td> <td><b>20</b></td> </tr> </tbody> </table>			年度	実施回数	延参加者数	2	10	16	3	12	16	<b>4</b>	<b>12</b>	<b>20</b>
年度	実施回数	延参加者数												
2	10	16												
3	12	16												
<b>4</b>	<b>12</b>	<b>20</b>												



■ 40歳前の健康づくり健診における問診状況（人）

年度	受診者数	疲れているのに2週間以上不眠ありと答えた者	医療機関受診など支援が必要な者
2	949	55	3
3	955	106	10
<b>4</b>	<b>1229</b>	<b>90</b>	<b>7</b>

■ SOSの出し方教育「自分を大切にしよう」実施状況（衛生部実施数）

年度	実施回数・参加人数	
2	区立中学校 0校 区立小学校 6校	都立高校 2校 334人 420人（※学校実施分含む合計35校3,884人）
3	区立中学校 5校 1,328人 区立小学校 13校 992人	（※学校実施分含む合計40校4,721人）
<b>4</b>	<b>区立中学校 5校 1,728人</b> <b>区立小学校 18校 1,491人</b>	<b>（※学校実施分含む合計40校5,008人）</b>

※平成30年度より、区教育委員会が主体となつて行うSOSの出し方教育が開始

■ ゲートキーパー研修実施状況

年度	初級（※1）		中級（※2）		上級		出張（住区含）	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
2（※3）	3	208	1	84	0	0	8	270
3	1	163	1	63	1	58	6	392
<b>4</b>	<b>2</b>	<b>210</b>	<b>2</b>	<b>168</b>	<b>1</b>	<b>64</b>	<b>12</b>	<b>658</b>

※1 初級研修対象者：3年目職員（平成26年度より）、民生・児童委員、健康づくり推進員等

※2 中級研修対象者：係長級昇任職員、民生・児童委員等

※3 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため初級研修を重視し、受講人数を制限して開催

■ インターネット・ゲートキーパー事業実施状況

年度	広告表示件数 （キーワードを検索し 広告を表示した件数）	ホームページ クリック数	実相談者数
2	115,798	7,751	115
3	93,622	5,635	115
<b>4</b>	<b>76,831</b>	<b>5,631</b>	<b>111</b>

■ インターネット・ゲートキーパー事業年齢別相談実績（人）


年度	総数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
2	115	31	45	21	10	7	1
3	115	34	44	20	8	6	3
<b>4</b>	<b>111</b>	<b>26</b>	<b>37</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>2</b>

■ 自殺対策強化月間（9月、3月）の取り組み

例年、以下のとおり啓発を行っている。

懸垂幕・横断幕掲出、パネル展示（本庁舎アトリウム、区内全図書館）、ポスター掲示（コミュニティバス、都バス、庁内・関係機関窓口、浴場、救急指定病院、住区センター等）、自殺対策啓発画像・DVD放映（区内ビュー坊テレビ）、Aメール配信

令和2年度より、ハローワーク、東京商工会議所足立支部、足立労働基準監督署、北千住パブリック法律事務所で一般向け啓発ティッシュの配布を開始した。

<b>15 成人保健</b>		所管課																																		
		データヘルス推進課																																		
<b>根拠法令等</b>	高齢者の医療の確保に関する法律、足立区特定健康診査実施要綱、足立区特定保健指導実施要綱、東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱、足立区後期高齢者医療健康診査実施要綱、足立区上乘せ項目等健康診査実施要綱、健康増進法第19条の2、足立区健康増進健康診査実施要綱、足立区簡易血液検査事業実施要綱、足立区40歳前の健康づくり健診実施要綱、足立区がん検診実施要綱																																			
<p><b>概 要</b></p> <p>区では、昭和58年の老人保健法の施行に伴い、下記のように各種健（検）診事業に取り組んできた。今後も国の動向や費用対効果を十分考慮し、より高い保健ニーズに応えられるような健（検）診体制の整備を進めていくとともに、区民の健康づくりに対する意識の醸成を図っていく。</p> <p>ア 健康診査（18歳から39歳まで）                  平成8年度から女性を対象として実施していたが、平成26年度からは対象に男性も加えて「40歳前の健康づくり健診」へと拡大した。平成27年度からは、自宅に採血キットを送付して検査する簡易血液検査を民間事業者との実証事業として開始し、平成30年度からは区の事業へと移行した。なお、平成27年度以降は、「40歳前の健康づくり健診」と35歳を対象とした「若年者健康診査」は、対象者や実施内容が重複することから事業を統合した。</p> <p>イ 健康診査（40歳以上）                  平成20年度からは医療制度改革により、40歳以上を対象としていた健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」や「健康増進法」に基づく「特定健康診査」、「後期高齢者医療健康診査」へと移行して実施している。</p> <p>ウ がん検診                  国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく「胃がん内視鏡検診」「肺がん検診」「大腸がん検診」「子宮頸がん検診」「乳がん検診」のほか、それぞれのがんの予防と早期発見を目的とした「胃がんハイリスク検診」、「前立腺がん検診」を実施している。                  平成28年度から受診可能ながん検診が全て記載された総合受診券方式を導入し、平成30年度からは「特定健康診査」、「後期高齢者医療健康診査」に大腸がん検診受診券を同封するなど、わかりやすく、セットで受診できる体制を推進してきた。</p> <p>エ その他                  肝炎ウイルスへの罹患の早期発見・早期治療を目的とした「肝炎ウイルス検診」と、糖尿病や眼科疾患の早期発見・早期治療を目的とした「糖尿病・成人眼科健診」を実施している。</p>																																				
<p><b>実績表</b></p> <p>■健康診査・検診と精密検査、健康教育などとの関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">特定健康診査</td> <td style="text-align: center;">所見あり</td> <td style="text-align: center;">特定保健指導</td> <td style="text-align: center;">特定保健指導実施医療機関での積極的支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要医療</td> <td></td> <td style="text-align: center;">特定保健指導実施医療機関での動機づけ支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期高齢者医療健康診査</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">所見あり</td> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">医療機関での精密検査・治療</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">健康増進健康診査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">簡易血液検査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40歳前の健康づくり健診</td> <td style="text-align: center;">保健指導</td> <td></td> <td style="text-align: center;">保健指導、栄養指導など</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">受診勧奨</td> <td></td> <td style="text-align: center;">医療機関での精密検査・治療</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各種がん検診</td> <td style="text-align: center;">要精密検査</td> <td></td> <td style="text-align: center;">医療機関での精密検査・治療</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">肝炎ウイルス検診</td> <td style="text-align: center;">陽性</td> <td></td> <td style="text-align: center;">医療機関での治療</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">糖尿病・成人眼科健診</td> <td style="text-align: center;">所見あり</td> <td></td> <td style="text-align: center;">医療機関での精密検査・治療</td> </tr> </table>				特定健康診査	所見あり	特定保健指導	特定保健指導実施医療機関での積極的支援	要医療		特定保健指導実施医療機関での動機づけ支援	後期高齢者医療健康診査	所見あり		医療機関での精密検査・治療	健康増進健康診査	簡易血液検査	40歳前の健康づくり健診	保健指導		保健指導、栄養指導など		受診勧奨		医療機関での精密検査・治療	各種がん検診	要精密検査		医療機関での精密検査・治療	肝炎ウイルス検診	陽性		医療機関での治療	糖尿病・成人眼科健診	所見あり		医療機関での精密検査・治療
特定健康診査	所見あり	特定保健指導	特定保健指導実施医療機関での積極的支援																																	
	要医療		特定保健指導実施医療機関での動機づけ支援																																	
後期高齢者医療健康診査	所見あり		医療機関での精密検査・治療																																	
健康増進健康診査																																				
簡易血液検査																																				
40歳前の健康づくり健診	保健指導		保健指導、栄養指導など																																	
	受診勧奨		医療機関での精密検査・治療																																	
各種がん検診	要精密検査		医療機関での精密検査・治療																																	
肝炎ウイルス検診	陽性		医療機関での治療																																	
糖尿病・成人眼科健診	所見あり		医療機関での精密検査・治療																																	



健（検）診体系図

健（検）診名称	健（検）診内容 または実施形態	対象年齢 (年度末年齢)	実施場所等	通知方法
特定健康診査	健康診査	40歳～74歳	区内指定医療機関	個別通知(※1)
特定保健指導	保健指導	40歳～74歳	区内指定医療機関	個別通知(※2)
後期高齢者 医療健康診査	健康診査	75歳以上	区内指定医療機関	個別通知(※1)
健康増進健康診査	健康診査	40歳以上	区内指定医療機関	広報周知
簡易血液検査	血液検査	18歳～39歳	簡易血液検査 キットを送付	広報周知 個別勧奨(※3)
40歳前の健康づくり 健診	健康診査	18歳～39歳	各保健センター	広報周知
胃がんハイリスク 検	ピロリ菌抗体検査 ペプシノゲン法検査	40歳～74歳	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※4)
胃がん内視鏡検診	経口・経鼻内視鏡検査	50歳以上前年度 未受診の区民 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※5)
肺がん検診	胸部X線検査 喀痰検査	40歳以上	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※6)
大腸がん検診	便潜血反応検査	40歳以上	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※7)
子宮頸がん検診	陰鏡診査 頸部細胞診検査	20歳以上前年度 未受診の女性 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨 (※8、10、13)
乳がん検診	マンモグラフィ撮影	40歳以上前年度 未受診の女性 (2年度に1回)	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨 (※9、10、13)
前立腺がん検診	前立腺特異抗原 (PSA)検査	60歳～64歳男性	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※11)
肝炎ウイルス検診	H B s 抗原検査 H C V 抗体の検出 H C V 抗体検査 H C V 核酸増幅検査	肝炎ウイルス検診 未受診の区民	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※12)
糖尿病・成人眼科健診	矯正視力検査 屈折検査 細隙灯検査 眼圧検査 眼底検査	45, 50, 55, 60, 65歳	区内指定医療機関	広報周知 個別勧奨(※1)

※1 対象者全員に受診券を送付

※2 対象者に利用券を送付

※3 対象者に検査案内状を送付

※4 40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付


※5 前々年度受診者、50・55・60・65・70歳に受診券を送付

※6 前年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付

※7 前年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付、また、「特定健康診査」及び「後期高齢者医療健康診査」に大腸がん検診受診券を同封

健(検)診名称	申込方法	受診時期 期間等	費用	その他
特定健康診査	申込不要	5月～1月	無料	国民健康保険加入者に対して実施
特定保健指導	申込不要	8月～3月	無料	特定健診受診者のうち、生活習慣の改善が必要と判断された者に対して実施
後期高齢者医療健康診査	申込不要	5月～1月	無料	後期高齢者医療制度加入者に対して実施
健康増進健康診査	窓はがき申口 込	11月～1月	無料	特定健診・後期高齢者医療健診などの健診機会がない区民に対して実施
簡易血液検査	電子申請	8月～12月	無料	
40歳前の健康づくり健診	電子申請	5月～1月	無料	
胃がんハイリスク検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	1,000円	
胃がん内視鏡検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	2,000円	
肺がん検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	X線800円 喀痰300円	
大腸がん検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	300円	
子宮頸がん検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	500円	
乳がん検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	500円	
前立腺がん検診	窓はがき申口 電子申請	4月～2月	800円	
肝炎ウイルス検診	窓電子申口 申請	通年	無料	
糖尿病・成人眼科健診	申込不要	6月～3月	無料	

※8 前々年度受診者、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付  
 ※9 前々年度受診者、40・45・50・55・60・65・70歳に受診券を送付  
 ※10 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、対象者(4月1日現在、子宮頸がん20歳、乳がん40歳)に無料クーポン券を送付  
 ※11 60歳に受診券を送付  
 ※12 40歳に受診券を送付  
 ※13 子宮頸がん22～58歳の偶数年齢の対象者、乳がん42～58歳の偶数年齢の対象者にリーフレット型医療券を送付(ただし、30、40、50歳を除く)

<p><b>15 成人保健</b> <b>(1) 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査</b></p>	<p>所管課 データヘルス推進課</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を </p>
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律、足立区特定健康診査実施要綱、足立区特定保健指導実施要綱、東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱、足立区後期高齢者医療健康診査実施要綱、足立区上乘せ項目等健康診査実施要綱</p>	
<p><b>目的</b> 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見と予防を目的としている。</p>		
<p><b>事業内容</b> 足立区国民健康保険に加入している40歳から74歳までの区民を対象として、特定健康診査及び特定保健指導を、後期高齢者医療制度に加入している区民を対象に、後期高齢者医療健康診査を区内指定医療機関にて実施している。また、特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査を受診する際、区の「上乘せ項目健康診査」も併せて実施している。</p>		
<p><b>健診対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特定健康診査・特定保健指導 足立区国民健康保険に加入している40歳から74歳（年度末年齢）の区民</li> <li>イ 後期高齢者医療健康診査 後期高齢者医療制度に加入している区民</li> <li>ウ 上乘せ項目健康診査 特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査を受診した区民 足立区以外の医療保険者が、足立区医師会に委託して実施する特定健康診査を受診した区民</li> </ul>		
<p><b>検査内容</b></p>		
<p>■ 特定健康診査・後期高齢者医療健康診査</p>		
<p>必須検査</p>	<p>既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体計測（身長、体重、腹囲（健診対象者（イ）は実施せず）、BMI） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT（γ-GTP）） 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）、尿検査（糖、蛋白）</p>	
<p>※1 選択検査</p>	<p>貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン</p>	
<p>※2 上乘せ項目健康診査</p>	<p>胸部X線検査、血清クレアチニン※3、血清尿酸</p>	
<p>※1 健康状況により医師が選択して行う検査 ※2 受診者の希望により行う検査 ※3 選択検査の基準に該当しない方に上乘せ項目健康診査として実施</p>		
<p>■ 特定保健指導の基準 ※下記のア、イともに該当する者</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 腹囲が男性85cm、女性90cm以上、またはBMIが25以上</li> <li>イ 以下の項目のうち1つ以上該当する <ul style="list-style-type: none"> <li>・血糖：空腹時血糖100mg/dL以上、またはヘモグロビンA1c5.6%以上</li> <li>・脂質：中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満</li> <li>・血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上</li> </ul> </li> </ul>		

## 実績表

### ■特定健康診査実施状況（法定報告値）

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
2	94,549	36,942	39.1
3	91,239	37,696	41.3
<b>4</b>	<b>84,749</b>	<b>34,777</b>	<b>41.0</b>

資料：衛生部データヘルス推進課、区民部国民健康保険課

### ■特定保健指導実施状況（法定報告値）

区分 年度	対象者数 (人)	利用者数 (人)	終了率 (%)
2	4,109	217	5.3
3	4,065	239	5.9
<b>4</b>	<b>3,712</b>	<b>229</b>	<b>6.2</b>

資料：衛生部データヘルス推進課、区民部国民健康保険課

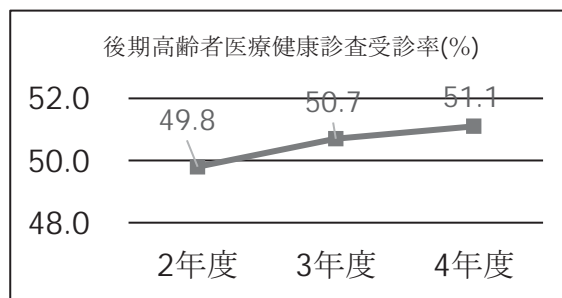
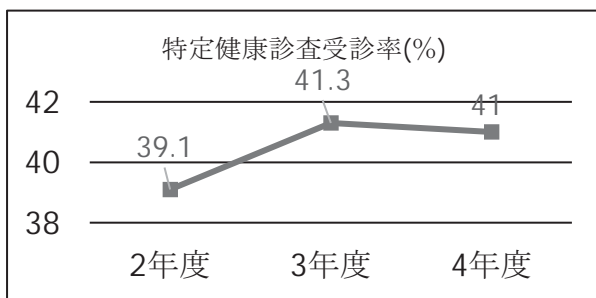
### ■後期高齢者医療健康診査実施状況

区分 年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
2	82,858	41,283	49.8
3	82,625	41,847	50.7
<b>4</b>	<b>83,979</b>	<b>42,916</b>	<b>51.1</b>

資料：衛生部データヘルス推進課、区民部高齢医療・年金課

### ■上乘せ項目健康診査実施状況（件）

区分		胸部X線	血清クレアチン	血清尿酸
年度				
2		81,149	16,455	83,803
3		83,318	18,892	86,245
<b>4</b>		<b>81,727</b>	<b>17,980</b>	<b>84,609</b>
内訳	国保特定健康診査	37,762	10,689	39,763
	後期高齢者医療健康診査	42,196	6,577	42,936
	国保外特定健康診査	1,769	714	1,910



<b>15 成人保健</b> <b>(2) 健康増進健康診査</b>	所管課	
	データヘルス推進課	

根拠法令等	健康増進法第19条の2 足立区健康増進健康診査実施要綱
-------	--------------------------------

### 目的

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の早期発見と予防を目的としている。

### 事業内容

特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診対象者とならない区民に対し、健康増進法に基づく健診機会を提供するため、平成20年度から区内指定医療機関にて実施している。

### 健診対象者

- ア 健診実施年度の12月1日以降に足立区国民健康保険に加入した40歳以上（年度末年齢）の区民
- イ 健診実施年度の12月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した区民
- ウ 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給している40歳以上（年度末年齢）の区民

### 検査内容

必須検査	既往症の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む） 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体計測（身長、体重、腹囲（75歳以上は実施せず）、BMI） 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧） 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） 肝機能検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)) 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）、尿検査（糖、蛋白）
※1 選択検査	貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン
※2 上乗せ項目健康診査	胸部X線検査、血清クレアチニン※3、血清尿酸

※1 健康状況により医師が選択して行う検査


※2 受診者の希望により行う検査

※3 選択検査の基準に該当しない方に上乗せ項目健康診査として実施

### 実績表

#### ■健康増進健康診査実施状況

区分 年度	受診者数 (人)	健診結果	
		異常なし	異常所見あり
2	507	3	504
3	1,091	12	1,079
<b>4</b>	<b>1,087</b>	<b>10</b>	<b>1,077</b>

<b>15 成人保健</b> <b>(3) 簡易血液検査(若年者の健康づくり事業)</b>		所管課		
		データヘルス推進課		
<b>根拠法令等</b>	健康増進法第4条 足立区簡易血液検査事業実施要綱			
<b>目 的</b> 特定健診未受診者対策及び若年者への健診機会の提供を目的としている。				
<b>事業内容</b> 18歳から39歳(年度末年齢)の区民を対象に、自宅へ簡易血液検査キットを送付し、検査を実施する。				
<b>検査項目</b>				
中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、HbA1c、AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、総タンパク、アルブミン				
<b>受診方法・結果説明</b> 受診者が区へ検査申込みを行い、区から送信される検査案内メールにより実施事業者が設けるホームページへアクセスし検査登録を行う。登録後、郵送された簡易血液検査キットにより採取した検体を返送し、ホームページ上で検査結果を閲覧する。				
<b>開始時期</b> 平成27年度から民間事業者と協定を締結し、実証事業を開始した。平成30年度からは協定期間終了に伴い、区の独自事業として実施している。				
<b>実績表</b> ■簡易血液検査実施状況(受診結果)				
年 度 \ 区 分		受診者数 (人)	検査結果	
			所見なし	所見あり
2		1,533	264	1,269
3		1,552	245	1,307
<b>4</b>		<b>1,506</b>	<b>164</b>	<b>1,342</b>
内 訳	10代	18	2	16
	20代	289	39	250
	30代	1,199	123	1,076

<b>15 成人保健</b> <b>(4) 40歳前の健康づくり健診</b> <b>(若年者の健康づくり事業)</b>	所管課	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 
	データヘルス推進課	

<b>根拠法令等</b>	足立区40歳前の健康づくり健診実施要綱
--------------	---------------------

**目 的**

将来の生活習慣病予防及び40歳からの特定健診・特定保健指導の動機づけを目的としている。

**事業内容**

健診機会のない18歳から39歳（年度末年齢）の区民に対し、健診機会を提供するため、各保健センターにて実施している。

**検査内容**

- 問診（現症、既往歴、家族歴、生活習慣、過去の健診受診状況等）
- 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）、打聴診（心雑音、不整脈、呼吸音異常、その他）
- 血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）
- 脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
- 肝臓検査（AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GTP)
- 糖尿病検査（血糖、ヘモグロビンA1c、尿糖）
- 腎臓検査（クレアチニン、尿酸、尿蛋白、eGFR）
- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、体組成測定、胃がんハイリスク検査

**結果説明・保健指導**

検査項目の結果に応じて受診者に対し適切な保健指導を行う。また、ヘモグロビンA1cの値が保健指導判定値や、生活習慣病関連項目が受診勧奨判定値の者には、電話等による事後フォローを行っている。

**開始時期**

平成26年度から開始した。平成27年度には、対象者や実施内容が重複する健診であった、若年者健康診査と統合した。

**実績表**

■ 40歳前の健康づくり健診実施状況（受診結果）

年度	区分	受診者（人）	健診結果・指導区分		
			異常なし	保健指導	受診勧奨
2		949	227	349	373
3		955	253	326	376
<b>4</b>		<b>1,290</b>	<b>299</b>	<b>467</b>	<b>524</b>
内 訳	男性	417	51	166	200
	女性	873	248	301	324

■ 結果による事後フォロー対象者

年度	受診者数（人）	対象者（延）	
		ヘモグロビンA1c 保健指導判定値	生活習慣病関連項目 受診勧奨判定値
2	949	287	187
3	955	182	152
<b>4</b>	<b>1,290</b>	<b>376</b>	<b>235</b>

※ 保健指導判定値、受診勧奨判定値の両方に該当する者あり



<b>15 成人保健</b> <b>(5) 胃がんハイリスク検診</b>		所管課																																					
		データヘルス推進課																																					
根拠法令等	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱																																						
<b>目 的</b> 胃がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。																																							
<b>事業内容</b> 40歳から74歳（年度末年齢）の区民を対象に、血液検査（ピロリ菌抗体、ペプシノゲン法）を区内指定医療機関にて実施し、胃がんの発がんリスクを明らかにする。その結果に応じて精密検査（内視鏡検査）の受診勧奨を行う。																																							
<b>開始時期及び変遷</b> 平成4年度から、節目健康診査において、間接X線法検査（X線法）を各保健センターにて開始した。平成8年度からは、X線法から血清ペプシノゲン法検査（PG法）に移行した。平成14年度から、生活習慣病予防（消化器）健診に追加して、PG法を区内指定医療機関にて実施した。その後、平成20年度には、PG法とピロリ菌抗体検査と大腸がん検診をセットにし、「ピロリ検診」と名称変更のうえ各保健センターで実施し、平成24年度で終了した。平成25年度からは区内指定医療機関にて胃がんハイリスク検診を実施している。																																							
<b>実績表</b>																																							
■胃がんハイリスク検診実績数（一次検診） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">対象者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th rowspan="2">受診率</th> <th colspan="2">検診結果</th> </tr> <tr> <th>異常なし</th> <th>要精検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>167,354</td> <td>4,597</td> <td>2.7</td> <td>3,033</td> <td>1,564</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>167,994</td> <td>4,195</td> <td>2.5</td> <td>2,705</td> <td>1,490</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>167,537</b></td> <td><b>3,182</b></td> <td><b>1.9</b></td> <td><b>2,069</b></td> <td><b>1,113</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		異常なし	要精検	2	167,354	4,597	2.7	3,033	1,564	3	167,994	4,195	2.5	2,705	1,490	<b>4</b>	<b>167,537</b>	<b>3,182</b>	<b>1.9</b>	<b>2,069</b>	<b>1,113</b>													
区分 年度					対象者数	受診者数	受診率	検診結果																															
	異常なし	要精検																																					
2	167,354	4,597	2.7	3,033	1,564																																		
3	167,994	4,195	2.5	2,705	1,490																																		
<b>4</b>	<b>167,537</b>	<b>3,182</b>	<b>1.9</b>	<b>2,069</b>	<b>1,113</b>																																		
■胃がんハイリスク検診実績数（精密検査） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">要精検者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="4">精密検査結果内訳</th> <th rowspan="2">未把握</th> </tr> <tr> <th>異常なし</th> <th>がん</th> <th>がんの疑い</th> <th>その他の疾患</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1,564</td> <td>1,045</td> <td>87</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>930</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,490</td> <td>928</td> <td>113</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>792</td> <td>562</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>1,113</b></td> <td><b>617</b></td> <td><b>84</b></td> <td><b>6</b></td> <td><b>15</b></td> <td><b>512</b></td> <td><b>496</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握	異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	2	1,564	1,045	87	9	19	930	519	3	1,490	928	113	6	17	792	562	<b>4</b>	<b>1,113</b>	<b>617</b>	<b>84</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>512</b>	<b>496</b>			
区分 年度				要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握																													
	異常なし	がん	がんの疑い			その他の疾患																																	
2	1,564	1,045	87	9	19	930	519																																
3	1,490	928	113	6	17	792	562																																
<b>4</b>	<b>1,113</b>	<b>617</b>	<b>84</b>	<b>6</b>	<b>15</b>	<b>512</b>	<b>496</b>																																



<b>15 成人保健</b> <b>(6) 胃がん内視鏡検診</b>	所管課	
	データヘルス推進課	

根拠法令等	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱
-------	-------------------------

**目 的**

胃がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

**事業内容**

50歳以上（年度末年齢）で、前年度未受診の区民（2年度に1回）を対象に、問診・経口内視鏡または経鼻内視鏡を区内指定医療機関で実施する。

**開始時期及び変遷**

令和元年7月から開始した。

**実績表**

■胃がん内視鏡検診実績数（一次検診）（令和5年5月末現在）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		
				異常なし	要経過観察	要精密検査
2	158,370	4,093	6.2	2,052	1,594	447
3	160,499	6,212	6.4	2,401	3,013	798
<b>4</b>	<b>162,601</b>	<b>5,345</b>	<b>7.1</b>	<b>2,669</b>	<b>2,104</b>	<b>572</b>

受診率＝（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100

ただし、事業を開始した令和元年度は、上記の計算式は適用しない。

■胃がん内視鏡検診実績数（精密検査）（令和5年5月末現在）

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
2	447	379	25	14	16	324	68
3	798	706	36	22	102	546	92
<b>4</b>	<b>572</b>	—	—	—	—	—	—

※ 4年度実績数は未確定のため、3年度分まで掲載

<b>15 成人保健</b> <b>(7) 肺がん検診</b>		所管課																																										
		データヘルス推進課																																										
<b>根拠法令等</b>	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱																																											
<b>目 的</b> 肺がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。																																												
<b>事業内容</b> 40歳以上（年度末年齢）の区民を対象に、胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を区内指定医療機関にて実施している。																																												
<b>開始時期及び変遷</b> 昭和63年度から、所内健診、巡回健診、50歳健康診査及び成人病検診、また平成4年度から節目健康診査において胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を実施していた（医療制度改革により平成19年度で終了）。 平成20年度から平成25年度までは40歳以上の区民を対象に、胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を各保健センターで、毎月1回、一般健康相談実施日に実施していた（ただし、平成25年度中央本町地域・保健総合支援課では未実施）。平成26年度からは区内指定医療機関にて胸部X線直接撮影及びかく痰細胞診検査を実施している。 なお、胸部X線の撮影は2名以上の医師による二重読影を行っている。																																												
<b>実績表</b> ■肺がん検診実績数（一次検診） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">対象者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th rowspan="2">受診率</th> <th rowspan="2">異常なし (判定不能を含む)</th> <th rowspan="2">要経過 観察</th> <th colspan="2">要精密検査</th> </tr> <tr> <th>肺がん以外の疑い</th> <th>肺がんの疑い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>227,532</td> <td>9,708</td> <td>4.3</td> <td>8,146</td> <td>1,045</td> <td>293(27)</td> <td>224(29)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>228,189</td> <td>10,150</td> <td>4.4</td> <td>8,514</td> <td>1,099</td> <td>313(40)</td> <td>224(25)</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>228,527</b></td> <td><b>8,753</b></td> <td><b>3.8</b></td> <td><b>8,466</b></td> <td><b>-</b></td> <td><b>111(18)</b></td> <td><b>176(25)</b></td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	対象者数	受診者数	受診率	異常なし (判定不能を含む)	要経過 観察	要精密検査		肺がん以外の疑い	肺がんの疑い	2		227,532	9,708	4.3	8,146	1,045	293(27)	224(29)	3		228,189	10,150	4.4	8,514	1,099	313(40)	224(25)	<b>4</b>		<b>228,527</b>	<b>8,753</b>	<b>3.8</b>	<b>8,466</b>	<b>-</b>	<b>111(18)</b>	<b>176(25)</b>	※ 令和4年度から判定区分を「異常なし」と「要精密検査」で実施				
年度	区分								対象者数	受診者数	受診率	異常なし (判定不能を含む)	要経過 観察	要精密検査																														
		肺がん以外の疑い	肺がんの疑い																																									
2		227,532	9,708	4.3	8,146	1,045	293(27)	224(29)																																				
3		228,189	10,150	4.4	8,514	1,099	313(40)	224(25)																																				
<b>4</b>		<b>228,527</b>	<b>8,753</b>	<b>3.8</b>	<b>8,466</b>	<b>-</b>	<b>111(18)</b>	<b>176(25)</b>																																				
■肺がん検診実績数（精密検査） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">要精検者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="4">精密検査結果内訳</th> <th rowspan="2">未把握</th> </tr> <tr> <th>異常なし</th> <th>がん</th> <th>がんの疑い</th> <th>その他の疾患</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>517(56)</td> <td>297(34)</td> <td>156(17)</td> <td>4(-)</td> <td>23(6)</td> <td>114(11)</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>537(65)</td> <td>334(43)</td> <td>186(19)</td> <td>1(1)</td> <td>16(3)</td> <td>131(20)</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>287(43)</b></td> <td><b>172(21)</b></td> <td><b>81(3)</b></td> <td><b>2(1)</b></td> <td><b>12(2)</b></td> <td><b>77(15)</b></td> <td><b>115</b></td> </tr> </tbody> </table>		年度	区分	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握	異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	2		517(56)	297(34)	156(17)	4(-)	23(6)	114(11)	220	3		537(65)	334(43)	186(19)	1(1)	16(3)	131(20)	203	<b>4</b>		<b>287(43)</b>	<b>172(21)</b>	<b>81(3)</b>	<b>2(1)</b>	<b>12(2)</b>	<b>77(15)</b>	<b>115</b>	※ ()内の数字はかく痰検査の再掲である。		
年度	区分					要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握																																
		異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患																																							
2		517(56)	297(34)	156(17)	4(-)	23(6)	114(11)	220																																				
3		537(65)	334(43)	186(19)	1(1)	16(3)	131(20)	203																																				
<b>4</b>		<b>287(43)</b>	<b>172(21)</b>	<b>81(3)</b>	<b>2(1)</b>	<b>12(2)</b>	<b>77(15)</b>	<b>115</b>																																				

<b>15 成人保健</b> <b>(8) 大腸がん検診</b>	所管課	
	データヘルス推進課	

<b>根拠法令等</b>	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱
--------------	-------------------------

**目 的**

大腸がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

**事業内容**

40歳以上（年度末年齢）の区民を対象に、問診及び免疫学的便潜血反応検査を区内指定医療機関にて実施している。

**開始時期及び変遷**

平成2年度から50歳健康診査にあわせて実施し、平成4年度から節目健康診査において実施した。また、平成17年度から生活習慣病予防（消化器）健診対象者のうち40、50、60歳の区民に対して、平成18年度からは生活習慣予防（消化器）健診のすべての対象者に対して、大腸がん検診を追加して実施した（医療制度改革により平成19年度で終了）。

平成20年度から大腸がん検診（対象：40歳以上の区民）を区内指定医療機関において実施している。

また、PG法と大腸がん検診をセットにした消化器健診は、平成20年度からPG法にピロリ菌抗体検査を加えた「胃健診」と「大腸がん検診」をセットにし、「ピロリ検診」と名称変更し、実施した。検査内容は、問診と免疫学的便潜血反応検査で、問診による有症状者及び便潜血反応陽性者等には、医療機関での精密検査をすすめていた（平成24年度で終了）。平成25年度からは、大腸がん検診として問診と免疫学的便潜血反応検査を区内指定医療機関で実施している。

**実績表**

■大腸がん検診実績数（一次検診） （令和5年5月末現在）

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		
				判定不能	異常なし	要精密検査
2	228,355	40,815	17.9	10	34,838	5,967(2,502)
3	229,016	41,948	18.3	7	36,305	5,636(2,377)
<b>4</b>	<b>229,358</b>	<b>38,733</b>	<b>16.9</b>	<b>16</b>	<b>35,490</b>	<b>3,227</b>

※（）内の数字は令和3年度まで実施していた「問診による精密検査」

■大腸がん検診実績数（精密検査） （令和5年5月末現在）

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
2	5,967	2,549	512	102	1	1,934	3,418
	(2,502)	(428)	(130)	(1)	(-)	(297)	
3	5,636	2,498	511	117	1	1,869	3,138
	(2,377)	(443)	(140)	(2)	(-)	(301)	
<b>4</b>	<b>3,227</b>	<b>1,776</b>	<b>313</b>	<b>94</b>	<b>-</b>	<b>1,369</b>	<b>1,451</b>

※（）内の数字は「問診による精密検査」の再掲である。

<b>15 成人保健</b> <b>(9) 子宮頸がん検診</b>	所管課																																							
	データヘルス推進課																																							
<b>根拠法令等</b>	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱																																							
<b>目的</b> 子宮頸がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。																																								
<b>事業内容</b> 20歳以上（年度末年齢）の女性で、前年度未受診の区民（2年度に1回）を対象に、子宮頸部の細胞診検査を区内指定医療機関にて実施																																								
<b>開始時期及び変遷</b> 平成4年度から子宮頸部の細胞診検査を実施している。 子宮頸がん検診の細胞診報告様式については、平成23年度までは日母分類、平成24年度からは日母分類とベセスダシステムとの併用で実施していたが、令和元年度からベセスダシステムのみで実施している。																																								
<b>実績表</b> ■子宮頸がん検診実績数（一次検診） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">対象者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th rowspan="2">受診率</th> <th colspan="3">検診結果</th> </tr> <tr> <th>判定不能</th> <th>異常なし</th> <th>要精密検査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>166,024</td> <td>14,210</td> <td>17.5</td> <td>13</td> <td>13,763</td> <td>434</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>166,429</td> <td>15,157</td> <td>17.6</td> <td>14</td> <td>14,759</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>166,650</b></td> <td><b>15,954</b></td> <td><b>18.6</b></td> <td><b>21</b></td> <td><b>15,496</b></td> <td><b>437</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果			判定不能	異常なし	要精密検査	2	166,024	14,210	17.5	13	13,763	434	3	166,429	15,157	17.6	14	14,759	384	<b>4</b>	<b>166,650</b>	<b>15,954</b>	<b>18.6</b>	<b>21</b>	<b>15,496</b>	<b>437</b>	$\text{受診率} = \left( \frac{\text{「前年度の受診者数」} + \text{「当該年度の受診者数」} - \text{「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」}}{\text{「当該年度の対象者数」}} \right) \times 100$								
区分 年度					対象者数	受診者数	受診率	検診結果																																
	判定不能	異常なし	要精密検査																																					
2	166,024	14,210	17.5	13	13,763	434																																		
3	166,429	15,157	17.6	14	14,759	384																																		
<b>4</b>	<b>166,650</b>	<b>15,954</b>	<b>18.6</b>	<b>21</b>	<b>15,496</b>	<b>437</b>																																		
■子宮頸がん検診実績数（精密検査） <span style="float:right">(令和5年5月末現在)</span>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">要精検者数</th> <th rowspan="2">受診者数</th> <th colspan="4">精密検査結果内訳</th> <th rowspan="2">未把握</th> </tr> <tr> <th>異常なし</th> <th>がん</th> <th>がんの疑い</th> <th>その他の疾患</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>434</td> <td>301</td> <td>45</td> <td>4</td> <td>96</td> <td>156</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>384</td> <td>271</td> <td>52</td> <td>5</td> <td>90</td> <td>124</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>437</b></td> <td><b>227</b></td> <td><b>25</b></td> <td><b>2</b></td> <td><b>94</b></td> <td><b>106</b></td> <td><b>210</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握	異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	2	434	301	45	4	96	156	133	3	384	271	52	5	90	124	113	<b>4</b>	<b>437</b>	<b>227</b>	<b>25</b>	<b>2</b>	<b>94</b>	<b>106</b>	<b>210</b>				
区分 年度				要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握																														
	異常なし	がん	がんの疑い			その他の疾患																																		
2	434	301	45	4	96	156	133																																	
3	384	271	52	5	90	124	113																																	
<b>4</b>	<b>437</b>	<b>227</b>	<b>25</b>	<b>2</b>	<b>94</b>	<b>106</b>	<b>210</b>																																	
■女性がん予防のための健康教育実施状況																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">回数</th> <th rowspan="2">参加人員</th> <th colspan="5">内訳</th> </tr> <tr> <th>中央本町</th> <th>竹の塚</th> <th>江北</th> <th>千住</th> <th>東部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>16</td> <td>327</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>18</td> <td>213</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>29</b></td> <td><b>334</b></td> <td><b>87</b></td> <td><b>59</b></td> <td><b>10</b></td> <td><b>87</b></td> <td><b>91</b></td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	回数	参加人員	内訳					中央本町	竹の塚	江北	千住	東部	2	16	327						3	18	213						<b>4</b>	<b>29</b>	<b>334</b>	<b>87</b>	<b>59</b>	<b>10</b>	<b>87</b>	<b>91</b>			
区分 年度				回数	参加人員	内訳																																		
	中央本町	竹の塚	江北			千住	東部																																	
2	16	327																																						
3	18	213																																						
<b>4</b>	<b>29</b>	<b>334</b>	<b>87</b>	<b>59</b>	<b>10</b>	<b>87</b>	<b>91</b>																																	

15 成人保健 (10) 乳がん検診	所管課	3 すべての人に 健康と福祉を 
	データヘルス推進課	

根拠法令等	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱
-------	-------------------------

### 目 的

乳がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

### 事業内容

40歳以上(年度末年齢)の女性で、前年度未受診の区民(2年度に1回)を対象に、マンモグラフィ(胸部X線撮影)、問診を区内指定医療機関にて実施。普及啓発のための取り組みとして、平成16年から乳がん月間である10月に、データヘルス推進課、自主グループ「たんぼぼの会」、各保健センター、医療機関、民間企業などと組織した実行委員会が「ピンクリボンあだちミニウォーク&講演会」を実施している。また、女性がん予防のための健康教育については、各保健センター等にて実施し、平成16年から乳がんの自己検診法など、知識の普及に努めている。

### 開始時期及び変遷

平成15年から、マンモグラフィと視触診を併用した検診を開始した。判定結果によって、要精密検査と判定された者には、医療機関での精密検査をすすめている。国の指針の改正に伴い、平成29年度から視触診を廃止し、現在はマンモグラフィのみを実施している。

### 実績表

■乳がん検診実績数(一次検診) (令和5年5月末現在)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		
				判定不能	異常なし (所見あるが精 検不要を含む)	要精検者数
2	125,221	9,380	16.5	4	8,786	590
3	125,589	11,055	16.1	5	10,478	572
<b>4</b>	<b>125,862</b>	<b>10,298</b>	<b>16.9</b>	<b>672</b>	<b>9,090</b>	<b>536</b>

受診率=(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100

※ 令和4年度「判定不能」の数値は検診結果確定前も含む。

■乳がん検診実績数(精密検査) (令和5年5月末現在)

区分 年度	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
			異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
2	590	568	159	54	4	351	22
3	572	537	126	56	5	350	35
<b>4</b>	<b>536</b>	<b>255</b>	<b>56</b>	<b>35</b>	<b>2</b>	<b>162</b>	<b>281</b>

■ピンクリボンあだち講演会等実施状況

年度	講演会参加者数	DVD上映会参加者数	検診車体験参加者数
2	-	-	-
3	-	-	-
<b>4</b>	-	-	-

※ 令和2年度から4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

<b>15 成人保健</b> <b>(11) 前立腺がん検診</b>	所管課 データヘルス推進課	<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を
---------------------------------------	------------------	------------------------------

<b>根拠法令等</b>	健康増進法第19条の2、足立区がん検診実施要綱
--------------	-------------------------

**目 的**

前立腺がんの早期発見・早期治療及び死亡率の低下を目的としている。

**事業内容**

60歳から64歳（年度末年齢）の男性区民を対象に、前立腺特異抗原（PSA）検査を区内指定医療機関にて実施している。

**開始時期**

平成17年から区内指定医療機関において実施している。

**実績表**

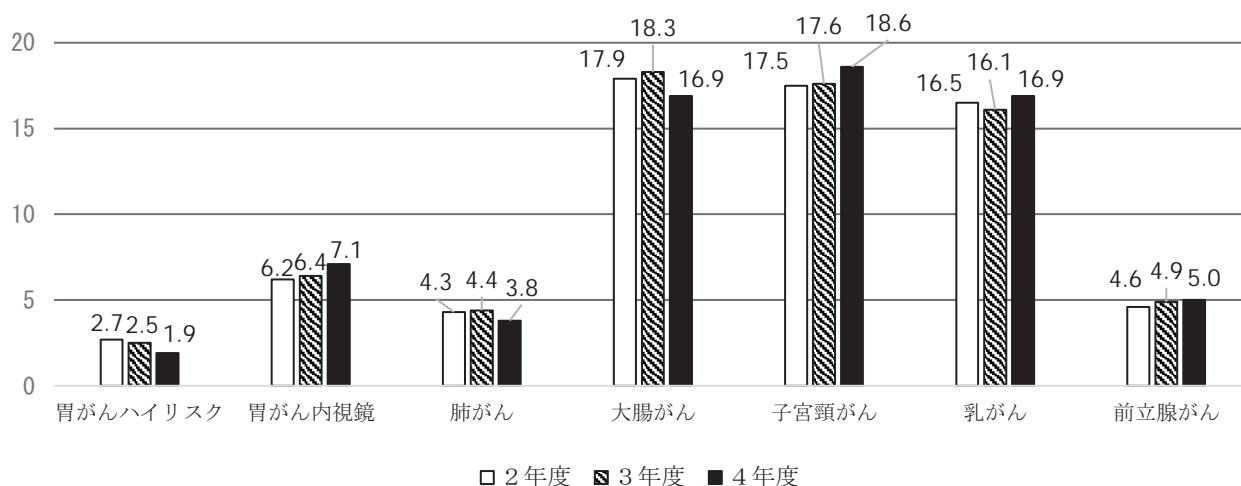
■前立腺がん検診実績数（一次検診） （令和5年5月末現在）


年度	区分	対象者数	受診者数	受診率	検診結果		
					判定不能	異常なし	要精密検査
2		18,300	844	4.6	-	787	57
3		18,632	906	4.9	-	849	57
<b>4</b>		<b>19,105</b>	<b>948</b>	<b>5.0</b>	-	<b>880</b>	<b>68</b>

■前立腺がん検診実績数（精密検査） （令和5年5月末現在）

年度	区分	要精検者数	受診者数	精密検査結果内訳				未把握
				異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	
2		57	17	7	1	2	7	40
3		57	24	9	-	4	11	33
<b>4</b>		<b>68</b>	<b>32</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>14</b>	<b>36</b>

**がん検診受診率（%）**



<b>15 成人保健</b> <b>(12) 肝炎ウイルス検診</b>		所管課																																																												
		データヘルス推進課																																																												
<b>根拠法令等</b>		健康増進法第19条の2、足立区肝炎ウイルス検診事業実施要綱																																																												
<p><b>目 的</b>                  肝炎ウイルスを早期発見・早期治療し、肝硬変、肝がんへの進行の予防を目的としている。</p> <p><b>事業内容</b>                  肝炎ウイルス検診未受診の区民を対象にB型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）、C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体の検出、HCV抗体検査、HCV核酸増幅検査）を区内指定医療機関で実施している。</p> <p><b>事業変遷</b>                  平成19年度までは、40歳の節目健診及び生活習慣病予防健診と同時に実施していた。平成20年度から保健センターまたは4指定医療機関、平成26年度から4指定医療機関、令和元年度からは医師会に委託し、区内指定医療機関にて実施している。</p> <p><b>実績表</b>                  ■肝炎ウイルス検診実績数 (令和5年5月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">受診者数</th> <th colspan="2">陽性者数</th> <th colspan="2">陽性率</th> </tr> <tr> <th>B型</th> <th>C型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> <th>B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>1,155</td> <td>1,154</td> <td>1,152</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>0.8</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>973</td> <td>972</td> <td>969</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>0.7</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>802</b></td> <td><b>802</b></td> <td><b>801</b></td> <td><b>5</b></td> <td><b>0</b></td> <td><b>0.6</b></td> <td><b>0</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>健康増進事業</td> <td>762</td> <td>762</td> <td>761</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0.4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特定感染症検査等事業</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>5.0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					年度	区分	受診者数		陽性者数		陽性率		B型	C型	B型	C型	B型	C型	2		1,155	1,154	1,152	9	3	0.8	0.3	3		973	972	969	7	1	0.7	0.1	<b>4</b>		<b>802</b>	<b>802</b>	<b>801</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0.6</b>	<b>0</b>	内訳	健康増進事業	762	762	761	3	0	0.4	0	特定感染症検査等事業	40	40	40	2	0	5.0	0
年度	区分	受診者数		陽性者数			陽性率																																																							
		B型	C型	B型	C型	B型	C型																																																							
2		1,155	1,154	1,152	9	3	0.8	0.3																																																						
3		973	972	969	7	1	0.7	0.1																																																						
<b>4</b>		<b>802</b>	<b>802</b>	<b>801</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0.6</b>	<b>0</b>																																																						
内訳	健康増進事業	762	762	761	3	0	0.4	0																																																						
	特定感染症検査等事業	40	40	40	2	0	5.0	0																																																						



<b>15 成人保健</b> <b>(13) 糖尿病・成人眼科健診</b> <b>(糖尿病予防健診事業)</b>	所管課	<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を 
	データヘルス推進課	

<b>根拠法令等</b>	足立区糖尿病眼科健診実施要綱
--------------	----------------

**目的**

糖尿病網膜症を早期に発見し進行を予防するとともに、内科につなげることで糖尿病の重症化を防ぐ。併せて眼の健康状態を検査し、緑内障、白内障、加齢黄斑変性等の眼疾患を早期発見し、早期治療を行うことで、区民の眼の健康維持に寄与する。

**事業内容**

- ア 45歳、50歳、55歳（年度末年齢）のうち、当該年度4月1日時点において足立区国民健康保険加入者で、次のいずれかの条件に該当する区民を対象に、問診、矯正視力検査、屈折検査、細隙灯検査、眼圧検査、眼底検査を区内指定医療機関にて実施
- ・ 前年度の足立区国民健康保険特定健康診査を受診しなかった者
  - ・ 前年度の足立区国民健康保険特定健康診査を受診し、HbA1c 5.6%以上で眼底検査を受診しなかった者
- イ 60歳、65歳（年度末年齢）の区民全員（前年度の足立区国民健康保険特定健康診査眼底検査を受診した者を除く）

**開始時期**

平成28年度から実施

**実績表**

■糖尿病・成人眼科健診実績数


区分 年度	対象者	受診者	判定区分			
			問題なし	要眼科受診	要内科受診	その他
2	19,214	2,818	1,830	945	27	16
3	18,548	3,218	2,029	1,125	42	22
<b>4</b>	<b>19,551</b>	<b>3,145</b>	<b>2,032</b>	<b>1,057</b>	<b>34</b>	<b>22</b>

(令和5年5月末現在)

区分 年度	前眼部所見		眼底所見										
	白内障		糖尿病網膜症			緑内障			加齢黄斑変性			動脈硬化性変化	
	問題なし	所見有	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有	疑い	問題なし	所見有
2	1,367	1,451	2,779	32	7	2,393	69	356	2,758	15	45	2,100	718
3	1,572	1,646	3,165	47	6	2,731	89	398	3,159	11	48	2,410	808
<b>4</b>	<b>1,466</b>	<b>1,679</b>	<b>3,095</b>	<b>44</b>	<b>6</b>	<b>2,694</b>	<b>96</b>	<b>355</b>	<b>3,096</b>	<b>15</b>	<b>34</b>	<b>2,445</b>	<b>700</b>

※ 白内障の所見有は、右眼か左眼のどちらかに所見がある件数



<p><b>16 糖尿病対策</b></p>	<p>所管課</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 
	<p>こころとからだの健康づくり課、データヘルス推進課</p>	
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>健康日本21（第二次）、健康増進法、健康あだち21（第二次）行動計画、足立区糖尿病対策アクションプラン、歯科口腔保健対策編、おいしい給食・食育対策編</p>	
<p><b>目 的</b></p> <p>平成25年度に策定した健康あだち21（第二次）行動計画では、区民の健康状態の中で顕著な課題である糖尿病対策に重点をおき、健康寿命の延伸を目指すこととした。平成30年3月には「足立区糖尿病対策アクションプラン【中間見直しによる改定版】」を策定し、全庁を挙げて対策を進めている。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 野菜を食べやすい環境づくり</p> <p>「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」をスローガンに、健康を意識しなくても、自ずと野菜の摂取量が確保・増加するような「野菜を食べやすい環境づくり」を目指した取り組みを進めている。</p> <p>(ア) あだちベジタベライフ協力店</p> <p>あだちベジタベライフ「野菜から食べる・野菜を食べる」の普及啓発を行う店舗をあだちベジタベライフ協力店として登録している。</p> <p>(イ) 北足立市場まつり 【連携機関：東京都北足立市場及び北足立市場協会】</p> <p>(ウ) 啓発・イベントの実施</p> <p>(エ) 食習慣調査</p> <p>平成25年から、毎年20～59歳の区民1,000人に対し、簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）を用いて実施している。</p> <p>(オ) 健康応援部会</p> <p>健康に関心がない人でも足立区に住んでいれば自ずと健康になれるよう、野菜が食べやすくなる環境づくりを民間企業・団体と協力しながら進めている。</p> <p>(カ) 元気な職場づくり応援事業（健康経営）</p> <p>支援事業所として選定した区内中小事業所の若い世代や働き世代を対象に、野菜摂取量の増加や生活改善に繋がる支援を実施している。</p> <p>イ 子ども・家庭の良い生活習慣の定着</p> <p>幼少期から良い生活習慣が身につくよう、子ども、保護者などそれぞれの年代に合わせた方法で、継続した啓発を行っている。</p> <p>(ア) 保護者向け血糖測定</p> <p>乳幼児の保護者が集まるイベントや乳幼児健康診査等で糖尿病予防を啓発するため指先穿刺による簡易血糖検査やヘグロピンA1c測定を実施している。</p> <p>(イ) 子ども部会</p> <p>子どもに関わる関係機関と、子どもの健康の現状について課題や情報を共有している。</p> <p>ウ 重症化予防</p> <p>糖尿病が重症化し、様々な合併症により生活が著しく制限されてしまう区民を減らすため、重症化予防の取り組みを実施している。</p> <p>(ア) 40歳前の健康づくり健診における保健・栄養指導</p> <p>40歳前の健康づくり健診において、血糖結果判定が要指導の者へ栄養指導を、要受診の者へ保健指導を実施している。</p> <p>(イ) 重症化予防部会</p> <p>平成25年度から医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表者で開催</p>		

- (ウ) 三師会連携マニュアル・医科歯科連携チケットの活用  
平成27年度に作成した医師会・歯科医師会・薬剤師会の連携マニュアルや、医科歯科連携チケットの活用を進めている。
- (エ) 管理栄養士による糖尿病重症化予防栄養指導  
重症化を予防するために、栄養指導を受ける機会のない区民を対象にした栄養相談、個別訪問指導を実施している。
- (オ) 糖尿病重症化予防栄養指導学習会  
患者の病態にあった効果的な栄養指導ができるように、病院栄養士や地域の栄養士を対象に講演会や事例検討会を実施している。
- (カ) 保健所内学習会  
区民の糖尿病の重症化を予防するために、区の保健師・栄養士・歯科衛生士等が集まり、学習会を開いている。
- (キ) 健康増進教室  
妊婦健診結果等を元に、将来糖尿病を発症する可能性の高い若年者に対し、健康教育を実施している。

エ 歯科口腔保健対策

「野菜を食べる」ためには、「歯と歯肉の健康」を保ち、よく噛んで食べる必要がある。関係機関、区の庁内組織が連携・協働して取り組むことを目指して、「足立区糖尿病対策アクションプラン 歯科口腔保健対策編【中間見直しによる改定版（平成30年3月）】」を策定し、特に、子ども施策を重点に対策を進めている。

- (ア) 歯科口腔保健対策会議の開催
- (イ) 4～6歳のあだちっ子歯科健診の実施  
子ども家庭部、足立区歯科医師会、各保育施設・幼稚園等と連携し、統一的な歯科健診を実施している。
- (ウ) 「野菜からよく噛んで食べる」取り組みの実施
- (エ) 歯周病と糖尿病に関する啓発

オ おいしい給食・食育対策

平成29年3月、従来の「足立区食育推進計画」と「おいしい給食推進事業」を一本化し、次世代を担う子どもたちへの施策に重点を置きつつ、全区民をも巻き込む新たな計画「足立区糖尿病対策アクションプラン おいしい給食・食育対策編」を策定した。

凝った料理を覚えるよりも、簡単であってもバランスのとれた食生活を可能とする実践力＝「あだち 食のスタンダード」の定着を推進する。

- (ア) 「足立区糖尿病対策アクションプラン おいしい給食・食育対策編」の担当者部会を、食育月間イベントの企画、あだち食のスタンダードの推進等を目的として、開催している。
- (イ) あだち 食のスタンダード定着に向け、庁内栄養士ネットワーク連絡会及びおいしい給食・食育ネットワーク交流会を実施している。

**開始時期**

平成25年度

**実績表**

ア 野菜を食べやすい環境づくり

■あだちベジタベライフ協力店

年度	店舗数
2	910
3	875
<b>4</b>	<b>827</b>

■あだちベジタベライフ協力店向け講演会《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

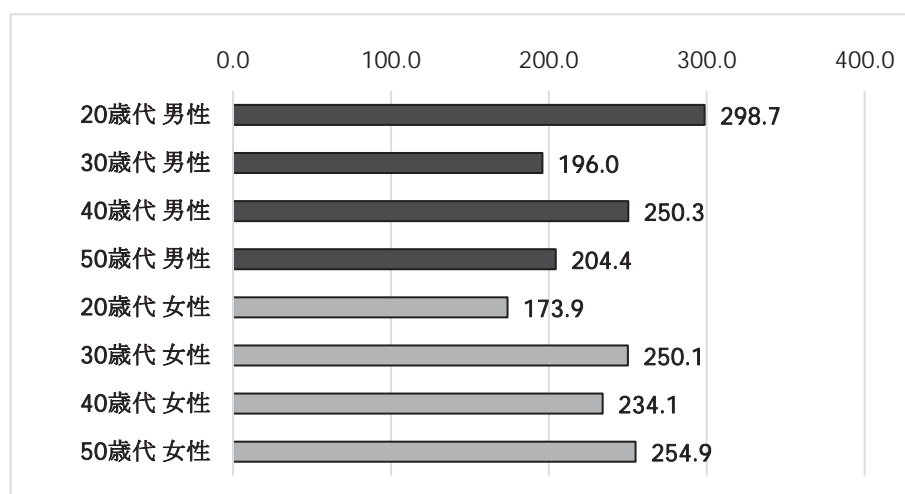
■啓発・イベントの実施

啓発	内容	実施場所（イベント名）	参加数等
早うま簡単ベジレシピの掲載	足立区オリジナルのベジタベレシピの作成及び掲載	足立区公式ホームページ（3月末）	21レピ <sup>※</sup>
糖尿病月間イベント	自分で選択！ベジ×○○チャレンジ！	足立区公式ホームページへの応募	944名
	カラダ測定会	元気な職場づくり応援事業所、図書館、商店街、おいしい給食フェア（マリオ西新井）等	1,965名
	「ウォーキングチャレンジ」や健康器具がある公園を紹介。	リーフレット、Aメール	—

■食習慣調査

年度	推定野菜摂取量（g）
2	229
3	219
<b>4</b>	<b>233</b>

令和4年度 足立区民年代別・性別推定野菜摂取量（g）



「簡易型自記式食事歴法質問票（BDHQ）による食習慣調査」

期間：令和4年11月1日～令和4年11月30日

対象：20歳以上60歳未満の男女1,000人

有効回答者数：301人

■元気な職場づくり応援事業（健康経営）

年度	支援事業所数（延べ数）
2	5
3	5
<b>4</b>	<b>10</b>

イ 子ども・家庭の良い生活習慣の定着

■啓発・イベントでのヘモグロビンA1c測定結果

イベント (場所等)		測定 人数	ヘモグロビンA1c値(%)	
			5.6~6.4% 人数 ※1	6.5%以上 人数 ※2
4年度		696	184(26.4%)	5(0.7%)
内 訳	乳幼児健診 (中央本町地域・保健総合支援 課、保健センター)	696	184(26.4%)	5(0.7%)
	区民まつり等のイベント	-	-	-

※1 要指導・  
要精密検  
査レベル

※2 糖尿病が  
強く疑わ  
れるレベル

※ 乳幼児健診の際に、母の糖尿病ハイリスク者に対して、ヘモグロビンA1c測定696件の他短時間でできる簡易血糖検査を1,251件実施した。

ウ 重症化予防対策

■重症化予防部会《新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止》

■40歳前の健康づくり健診における糖尿病重症化予防のための保健・栄養指導  
(令和5年5月31日現在)

年度	受診者 (人)	栄養指導 (ヘモグロビンA1c 5.6~6.4%の人数)	保健指導 (ヘモグロビンA1c 6.5%以上の人数)	2ヵ月後フ ォロー数 (人)
3	955	182	5	183
<b>4</b>	<b>1,290</b>	<b>376</b>	<b>12</b>	<b>381</b>

■管理栄養士による糖尿病重症化予防栄養相談

年度	栄養相談	個別訪問
2	-	-
3	-	-
<b>4</b>	-	-

※ 出張型栄養相談も含む

■糖尿病重症化予防栄養指導学習会

区分 年度	講演会		事例検討会	
	日時	参加者数	日時	参加者数
2	3月2日	85	-	-
3	3月5日~21日※	63	-	-
<b>4</b>	<b>2月3日</b>	<b>30</b>	<b>2月28日</b>	<b>21</b>

※ 令和3年度はオンデマンド配信で実施

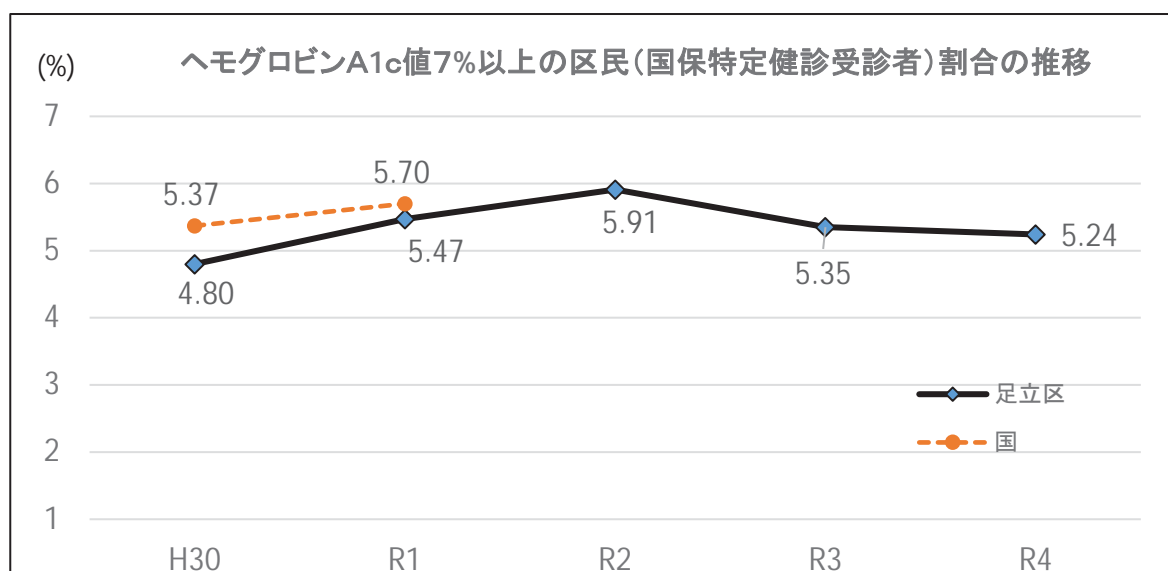
■健康増進教室

年度		区分	回数	延べ人数	テーマ
4年度			12	41	
内訳	中央本町		2	8	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ ・妊婦健診の結果から見る自分のからだ・糖尿病 予防の食事・歯周病と糖尿病との関係
	竹の塚		3	7	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	江北		2	9	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	千住		1	11	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ
	東部		1	6	赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予備群の方へ

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室から内容を変更し個別指導を実施（江北：延べ12人）

■合併症管理が必要となる者の割合

（足立区国保40～74歳の特定健診受診者のうちヘモグロビンA1c値7%以上の者の割合）



エ 歯科口腔保健対策

■歯科口腔保健対策会議（令和4年度は計画改定準備のため延期）

庁外（足立区医師会、足立区歯科医師会、足立区学校歯科医会、学識経験者）および庁内の委員が区の課題と対策について検討している。

■医科歯科連携（歯周病と糖尿病の関係について啓発）

成人歯科健診再勧奨リーフレットに掲載 4年度発送件数 35,343通

■よい姿勢でよく噛んで食べることの啓発

「ゲー・ペタ・ピン・カムカム」ポスターおよびリーフレットの作成・配付

※ 小中学校、教育・保育施設等に配付

4年度 ポスター 1,158部

リーフレット 18,290部

<b>17 食育推進</b>		所管課																																																		
		こころとからだの健康づくり課																																																		
<b>根拠法令等</b>	食育基本法、食育推進基本計画、健康増進法、健康増進施行規則 足立区健康増進法施行細則、足立区食育基本計画、足立区糖尿病対策アクションプラン 保健栄養指導実施要綱、あだち食の健康応援店普及啓発事業実施要綱 健康的な生活習慣づくり重点化事業費（国）、健康づくり活動推進事業費（都）																																																			
<p><b>目 的</b></p> <p>「食」をめぐる状況の改善を図るため、平成19年3月に足立区食育推進計画を策定した。平成29年3月には、従来の「足立区食育推進計画」と「おいしい給食推進事業」を一本化した、足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」を策定し、野菜摂取が当然な地域社会の実現を通して、子どもに重点を置きつつ全区民の望ましい食習慣の定着と健康増進を図り、ひいては健康寿命の延伸をめざす。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 全庁的な食育イベント                  平成19年度から関係部署、地域の関係団体等と連携し、食育イベントを実施している。平成25年度からは、6月の食育月間に月間スペシャルメニューをはじめ、若い世代（特に男性）や親子向けに野菜への関心を高める啓発に重点を置いてイベントや体験教室を実施している。</p> <p>イ 地域や関係機関と協働での取り組み                  若い世代への食育を推進するため、地域に出向いた活動を中心に事業を展開するとともに、平成21年度からAメール、平成27年10月からはクックパッドを活用しレシピ配信等の情報発信を行った。また、あだち食の健康応援店等からの情報発信も行い、野菜摂取の啓発と環境づくりを精力的に実施している。</p> <p><b>実績表</b></p> <p>■全庁的な食育月間イベント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者数</th> <th>内容</th> <th>実施場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>—</td> <td rowspan="3">区制90周年記念事業として「ベジタベ×おいしい給食で“ちょい増し野菜”」をテーマに啓発を行った。</td> <td rowspan="3">ベジタベライフ協力店においておいしい給食メニューの提供、図書館等でベジチェック（推定野菜摂取量の測定）の実施等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4,556</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>2,757</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>■地域や関係機関と協働での取り組み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>学童保育室料理教室</th> <th>高校生への食育啓発</th> <th>歯と口から考える食育</th> <th>区民まつり等出展</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>19回 830名</td> <td>7校 1,709名</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>15回 449名</td> <td>8校 1,822名</td> <td>493名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>24回 995名</b></td> <td><b>7校 1,518名</b></td> <td><b>499名</b></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和2、3年度の料理教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止としたが、代わりに学童保育室は野菜クイズの動画を活用した啓発、高校生は栄養教室や資料配付を実施</p> <p>※ 令和4年度の学童保育室料理教室は、前半は昨年度に引き続き野菜クイズの動画を活用した啓発、後半は調理を伴わない出張型教室（おやつ選び方）を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>あだち食の健康応援店事業（3月末）</th> <th>Aメール配信（3月末） 簡単レシピの配信</th> <th>おいしい給食・食育ネットワーク交流会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>110店舗</td> <td>登録者約 13,500名 年間53回配信</td> <td>150名</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>104店舗</td> <td>登録者約 13,500名 年間41回配信</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><b>100店舗</b></td> <td><b>登録者約 13,100名 年間36回配信</b></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					年度	参加者数	内容	実施場所等	2	—	区制90周年記念事業として「ベジタベ×おいしい給食で“ちょい増し野菜”」をテーマに啓発を行った。	ベジタベライフ協力店においておいしい給食メニューの提供、図書館等でベジチェック（推定野菜摂取量の測定）の実施等	3	4,556	4	<b>2,757</b>	年度	学童保育室料理教室	高校生への食育啓発	歯と口から考える食育	区民まつり等出展	2	19回 830名	7校 1,709名	—	—	3	15回 449名	8校 1,822名	493名	—	4	<b>24回 995名</b>	<b>7校 1,518名</b>	<b>499名</b>	—	年度	あだち食の健康応援店事業（3月末）	Aメール配信（3月末） 簡単レシピの配信	おいしい給食・食育ネットワーク交流会	2	110店舗	登録者約 13,500名 年間53回配信	150名	3	104店舗	登録者約 13,500名 年間41回配信	—	4	<b>100店舗</b>	<b>登録者約 13,100名 年間36回配信</b>	—
年度	参加者数	内容	実施場所等																																																	
2	—	区制90周年記念事業として「ベジタベ×おいしい給食で“ちょい増し野菜”」をテーマに啓発を行った。	ベジタベライフ協力店においておいしい給食メニューの提供、図書館等でベジチェック（推定野菜摂取量の測定）の実施等																																																	
3	4,556																																																			
4	<b>2,757</b>																																																			
年度	学童保育室料理教室	高校生への食育啓発	歯と口から考える食育	区民まつり等出展																																																
2	19回 830名	7校 1,709名	—	—																																																
3	15回 449名	8校 1,822名	493名	—																																																
4	<b>24回 995名</b>	<b>7校 1,518名</b>	<b>499名</b>	—																																																
年度	あだち食の健康応援店事業（3月末）	Aメール配信（3月末） 簡単レシピの配信	おいしい給食・食育ネットワーク交流会																																																	
2	110店舗	登録者約 13,500名 年間53回配信	150名																																																	
3	104店舗	登録者約 13,500名 年間41回配信	—																																																	
4	<b>100店舗</b>	<b>登録者約 13,100名 年間36回配信</b>	—																																																	





## 18 地域健康づくり推進事業

所管課

こころとからだの健康づくり課

### 根拠法令等

健康日本21（第二次）、健康増進法、東京都健康推進プラン（第二次）、健康あだち21（第二次）行動計画、足立区地域健康づくり推進事業実施要綱、足立区子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業実施要綱

### 目的

区民の地域における自主的な健康づくり活動を促すと共に、これを支援する事業を実施することで足立区民の健康状態を向上し、区民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指す。

### 事業内容

#### ア 健康づくり推進員

区民の地域における自主的な健康づくり活動を支援するとともに、健康づくり活動を地域に密着・浸透させていくために、健康づくり推進員制度を設置している。住区運営委員長の推薦により選出された住区健康づくり推進員と、中央本町地域・保健総合支援課長及び各保健センター長の推薦により選出された保健所健康づくり推進員が活躍している。

足立区の健康情報等共有のため研修会を年2回開催している。

#### イ 地域健康づくり連絡会

中央本町地域・保健総合支援課及び各保健センター毎に健康づくり推進員・自主グループの代表者・町会関係者等により、健康な地域づくりをめざして「地域健康づくり連絡会」を開催している。各所の地域特性に応じたテーマを掲げ、活動発表や意見交換を交えた交流会・学習会等を行い、地域健康づくりのネットワークの構築を進めている。

#### ウ 住区健康学習事業・健康相談

住区センター運営委員会、健康推進部、健康づくり推進員などと協働で企画、運営を行っている。

#### エ 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業

18歳未満の子どもの同居する保護者、もしくは妊婦およびそのパートナーを対象に、健康保険が適用される禁煙治療の自己負担分を助成する。

### 開始時期

足立区は従前より自主グループによる健康な地域づくりに取り組んできた。平成3年には中央本町保健相談所で自主グループ同士の活動の交流の場として、健康学習・交流会が始まった。さらに平成4年からは住区センターを拠点に、住民と協働して住区健康フェスティバルや住区健康学習を開始し、地域の健康づくり活動のリーダーが現在の推進員の母体となった。

足立区健康づくり推進員は、健康づくり活動を地域に浸透させることを目的として、平成8年に設置された。

### 実績表

#### ア 健康づくり推進員

■健康づくり推進員数（令和4年4月1日現在）

年度	区分	健康づくり推進員	
		住区	保健所
2		233	28
3		237	26
<b>4</b>		<b>209</b>	<b>26</b>

■保健センター健康づくり推進員の活動状況

保健センター		回数	延参加人数	内 容
<b>4年度</b>		<b>29</b>	<b>221</b>	
内 訳	中央本町	5	37	令和4年度の地域健康づくり連絡会や学習会・交流会(はつらつ会)の運営について検討
	竹の塚	7	21	地域健康づくり連絡会の企画・運営、保健センター事業における健康教育(ベジチェック等)
	江北	8	46	コロナ禍における健康づくりの啓発(推進員だよりの作成、掲示等)
	千住	-	-	-
	東部	9	117	コロナ禍における健康づくり活動の啓発(食事・運動習慣に関する通信の発行)、交流会の企画・運営

■推進員研修実施状況

	内 容	参加者
6月	「健康づくりは何のため?社会参加から問い直す人生100年」 東京都健康長寿医療センター研究所 藤原 佳典 氏	健康づくり推進員 関係機関職員
1月	「足立区における健康づくりの現状とこれから」 ・ ころとからだの健康づくり課長 ・ 地域包括ケア推進課高齢者栄養施策推進担当係長 「食生活でフレイル予防～健康長寿のための食事と栄養～」 東京都健康長寿医療センター研究所 横山 友里 氏	健康づくり推進員

イ 地域健康づくり連絡会

■地域健康づくり連絡会実施状況

保健センター		回数	参加人数	内 容(テーマ)
<b>4年度</b>		<b>13</b>	<b>517</b>	
内 訳	中央本町	4	219	「生活習慣の質を上げ、健康寿命を延ばそう～みんなで進める糖尿病予防～」のテーマのもと情報交換会と書面開催を実施
	竹の塚	1	35	「誰もがいきいきと健康で暮らせる地域づくり」を目指し、竹の塚地域全体の健康づくり活動をすすめる
	江北	2	95	「地域に根ざした健康情報を全世代へ発信しよう!」をテーマに、講演「ちょっとした工夫で簡単手軽に効果的に。野菜を食べる方法について」(書面・対面1回ずつ開催)
	千住	4	61	「健康と長寿のまちづくり」をテーマに千住地域の健康づくり活動及び体制づくりについて検討
	東部	2	107	「生活習慣を見直して糖尿病を予防し、免疫力アップで感染症にも打ち勝とう～若い世代や関心のない人にも伝えよう～」のテーマのもと、書面・対面各1回ずつ実施

ウ 住区健康学習事業・健康相談

■住区健康学習事業

年度	開催回数	参加者数
2	69	873
3	99	1,276
<b>4</b>	<b>252</b>	<b>3,209</b>


エ 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業

■子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業  
(令和5年3月末現在)

登録年度	登録者	治療終了者数
2	54	40
3	96	19
<b>4</b>	<b>51</b>	<b>3</b>

※令和3年7月より禁煙治療内服薬が出荷停止中



<p><b>19 栄養指導</b> <b>(1) 保健栄養事業</b></p>	<p>所管課 こころとからだの健康づくり課</p>	<p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> 
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>健康増進法、健康増進法施行規則 足立区健康増進法施行細則、足立区糖尿病対策アクションプラン、保健栄養指導実施要綱、食育サポーター事業実施要綱 健康増進対策事業費補助金</p>	
<p><b>目 的</b> 疾病を予防し健康な生活を営むために、出生前から生涯を通じて、家庭・地域・職域（特定給食）にいたるまで幅広い栄養指導を行い、望ましい食生活を習慣づける。 区民一人ひとりがより良い食習慣を身につけられるように、食生活の改善等に向けた正しい知識の普及、糖尿病予防および重症化予防等健康状態に合わせた栄養管理の推進等を行う。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 1歳ごろの栄養教室 平成23年度から離乳食から幼児食への移行期の1歳前後の親子を対象に体の発達、食事のリズム、1食の目安量など食生活の基本を伝える教室として実施している。</p> <p>イ 食生活講演会 平成19年度から区民の健康保持増進のために「食育月間」「食生活改善普及運動月間」等に合わせ、毎日の生活の中で健康づくりを实践できるよう食生活の最新情報を提供する講演会として実施している。</p> <p>ウ 幼稚園等保護者向け出張栄養教室 食生活の改善と家族の健康づくりの推進のために、平成26年度から幼稚園や保育園等の保護者を対象に施設に向いて食事のバランスや適量、野菜摂取等を伝えている。</p> <p>エ 幼稚園児向け出張栄養教室 野菜を好きになるきっかけづくりとなるように、平成26年度から幼稚園に向いて野菜を中心とした食事の話やクイズ等を行う5歳児向けの体験型栄養教室として実施している。</p> <p>オ 食生活相談 食習慣を確認しながら肥満、糖尿病などの生活習慣病を予防・改善するために予約制で食事の相談を実施している。</p> <p>カ 食育サポーター事業 食育サポーターは養成講習会を受講後、ボランティア登録し、地域で開催する食育体験教室や健康教育を通して食の大切さを伝える活動を行っている。</p> <p>キ 食育サポーター養成講座 食育サポーターが活動する際に必要な食生活を主とした健康づくり等の知識を習得するための養成講座として平成24年度から開催している。</p> <p>ク 食生活に関する地域健康教育 学童保育室を対象とした調理体験教室、小・中学校の保護者を対象にした健康教室、連携事業として自主グループや地域団体への食生活講習会等を実施している。</p>		

**実績表**

■教室・講習会実施状況

分年度	区	1歳ごろの栄養教室		幼児食相談会※	食生活講演会	
		教室数	受講者数	参加人数	講演会数	受講者数
2		-	-	24	-	-
3		-	-	74	-	-
<b>4</b>		<b>14</b>	<b>76</b>	<b>39</b>	<b>2</b>	<b>34</b>
内訳	中央本町	3	21	9	1	15
	竹の塚	3	17	16	・	・
	江北	2	5	5	・	・
	千住	4	23	4	1	19
	東部	2	10	5	・	・

※ 令和2年から令和4年度9月までは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため教室は中止し、「1歳ごろの栄養教室」に代わり、予約制の「幼児食相談会」を実施した。

■出張栄養教室

年度	区分	保護者向け		幼稚園児向け	
		教室数	受講者数	教室数	受講者数
2		-	-	-	-
3		-	-	-	-
<b>4</b>		<b>2</b>	<b>42</b>	<b>13</b>	<b>586</b>
	中央本町	2	42	2	71
	竹の塚	-	-	4	151
	江北	-	-	2	73
	千住	-	-	2	34
	東部	-	-	3	257

※ 令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため教室は中止し、「おうちでもひと口目は野菜からチャレンジシート」を作成し、実施した（令和2年度98施設、4,972人/令和3年度29施設1,404人）。

■食育サポーター地域活動実施状況

年度	活動回数	サポーター数 (延人数)	交流会	活動打ち合わせ会		食育活動 (再掲)
				回数	参加人数	
2	-	-	- ※	-	-	-
3	-	-	16(1回) ※	-	-	-
<b>4</b>	<b>21</b>	<b>42</b>	<b>39(2回)</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>21回</b>

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため交流会は中止し、資料配付を行った（2回117人）。令和3年度の交流会は1回とし、その他資料配布を行った（2回124人）。


■食育サポーター養成講座

日時	内容
5年3月6日(月) 1部:10時~12時 2部:14時~16時	オリエンテーション 足立区の現状・健康づくり・食育活動 栄養の基本について 衛生管理について グループワーク 他

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、時間を短縮し2部制で実施。外部講師なし。

■地域健康教育実施状況

年度	区分	総数		乳幼児～学齢・思春期		青壮年・高齢期	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2		30	2,596	26	2,539	4	57
3		32	2,428	24	2,275	8	153
<b>4</b>		<b>44</b>	<b>2,252</b>	<b>28</b>	<b>1,759</b>	<b>16</b>	<b>493</b>
内訳	中央本町	5	443	4	424	1	19
	竹の塚	9	636	7	406	2	230
	江北	13	653	8	533	5	120
	千住	5	57	3	25	2	32
	東部	12	463	6	371	6	92

<p><b>19 栄養指導</b> <b>(2) 食環境整備</b></p>	<p>所管課 こころとからだの健康づくり課 中央本町地域・保健総合支援課</p>	<p>3 <small>すべての人に健康と福祉を</small></p> 
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>健康増進法、健康増進法施行規則、食育基本法、健康日本21、食品表示法、足立区健康増進法施行細則、足立区食育推進計画、健康あだち21（第二次）行動計画、足立区食品表示法施行細則、あだち食の健康応援店普及啓発事業実施要綱、特定給食施設指導実施要綱、健康増進対策事業費補助金</p>	
<p><b>目 的</b></p> <p>地域で支え、健康を守るために、地域の様々な団体との連携により、食を通した健康づくりを推進している。</p> <p>自発的に健康づくりに取り組む地区組織の支援、給食施設の実態把握及び管理者に対する啓発・指導、食品の表示に関する普及啓発等、食を通した環境の整備を行う。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 食生活改善のための地区組織育成</p> <p>(ア) 足立フリー栄養士会 平成6年に発足した地域の在宅栄養士で構成している自主組織で、栄養士の資格を活かし、住区センターやヘルパー対象の研修会、災害時の食支援、資質向上のための学習活動、自主研究を行う。</p> <p>(イ) 給食研究会 昭和42年度から社会福祉施設、児童福祉施設、病院、事業所等の給食施設管理者や給食担当で組織されている自主組織で、情報交換や学習活動を通して連携を図り、質の向上に努めている。</p> <p>イ あだち食の健康応援店事業 平成24年1月から身近な地域から食生活を応援する店舗として、健康をサポートするメニューの提供や食育体験教室の開催、食に関する情報を伝えるなど地域で健康づくりをサポートしている。</p> <p>ウ 地域栄養相談 足立区栄養士の会や在宅栄養士等と連携し、栄養士のいない区内医療機関に対し、平成16年度から糖尿病や脂質異常症等の栄養相談の支援を行う。</p> <p>エ 給食施設の把握 区内の特定の多数人に継続的に食事を提供している保育園、学校、事業所、病院、社会福祉施設等の給食施設の状況を把握し、年1回の東京都への施設数報告を行うほか、各施設の開始、廃止、変更、休止等の届出処理を行う。</p> <p>オ 給食施設指導 年に2回提出される栄養管理報告書の結果及び給食施設調査の状況によって、巡回指導、施設への助言等を行う。</p> <p>カ 給食技術者講習会 各給食施設の給食内容の資質向上が図れるよう毎年課題を明確にし、給食管理者及び給食担当者、その他給食関係者が効率的な給食運営ができるよう施設を対象に開催している。</p> <p>キ 食品の栄養表示指導 加工食品の栄養成分表示の義務化による表示に関する事業者や区民からの相談、虚偽誇大表示の指導、特別用途食品・特定保健用食品の相談等の窓口として対応している。</p>		

## 実績表

### ■地区組織の育成状況

年度	区分	足立フリー栄養士会	給食研究会
		活動延人数	活動延人数
2		49	27
3		116	43
<b>4</b>		<b>103</b>	<b>62</b>

### ■あだち食の健康応援店事業実施状況

年度	区分	応援店数	栄養情報・食育推進等支援
2		110	493件
3		104	512件
<b>4</b>		<b>100</b>	<b>421件</b>

### ■給食施設数

区分	施設総数	管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設		
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数			
<b>4年度</b>		561	109	178	110	221	182	108	176	234	
特定給食及びその他の給食施設	学校	公立	102	37	37	0	0	0	6	6	59
		その他	10	2	3	0	0	0	2	2	6
	病院	56	18	51	38	113	70	0	0	0	
	介護老人保健施設	12	5	17	7	9	9	0	0	0	
	介護医療院	2	2	2	0	0	0	0	0	0	
	老人福祉施設	56	14	24	14	28	21	5	5	23	
	児童福祉施設	164	13	20	39	57	67	64	123	48	
	社会福祉施設	23	4	6	1	1	1	6	7	12	
	事業所	31	0	0	0	0	0	3	3	28	
	寄宿舍	9	1	1	1	1	1	2	2	5	
	一般給食センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	96	13	17	10	12	13	20	28	53		

※ 管理栄養士または栄養士数は常勤職員に限る

### ■特定給食施設指導状況

年度	区分	巡回、助言指導 各種報告等	技術者講習会	地域栄養士講習会
2		2,573件	1回 69人	—
3		2,643件	1回 82人	1回 124人
<b>4</b>		<b>2,385件</b>	<b>2回 45人</b>	<b>1回 28人</b>

※ 令和2年度の技術者講習会は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令のため、書面開催とした。

※ 令和3年度の各種講習会はオンデマンド配信での開催とした。

■技術者講習会内容  
令和4年度 <課題：災害対策・摂食指導>

実施日	内容
令和4年 12月8日	給食施設における実用的な災害時の備え 日本災害食学会 災害食専門員 管理栄養士 川尻 由美子 氏
令和5年 1月26日	摂食嚥下機能を理解した摂食指導の実際 昭和大学歯学部 スペシャルニーズ口腔医学講座 口腔衛生学部門 講師 渡邊 賢礼氏

■食品関係業者相談等件数

区分 年度	特別用途食品等の 相談	栄養成分表示基準の 相談、助言
2	—	38件
3	—	37件
<b>4</b>	—	<b>60件</b>



**19 栄養指導**  
**(3)国民健康・栄養調査**

所管課

中央本町地域・保健総合支援課、  
各保健センター

**根拠法令等**

健康増進法、健康増進法施行規則、足立区健康増進法施行細則、国民健康・栄養調査実施細目

**目 的**

国民の健康状態と栄養摂取状況及び経済負担との関係を明らかにし、健康増進施策の基礎資料を得るための調査として行っている。

**事業内容**

国が無作為に抽出した全国300地区内の全世帯及び全世帯員を対象に実施


**実績表**

■国民健康・栄養調査

年度	調査対象世帯	調査項目と実施時期
2	—	身体状況・生活習慣・栄養摂取状況調査 血液検査・歩数調査 11月中旬 結果通知は、翌年1月頃
3	—	
4	千住大川町 18世帯 東和5丁目 17世帯	

※ 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止



<p><b>20 歯科保健</b> <b>(1) 歯科保健推進事業</b></p>	<p>所管課 データヘルス推進課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター</p>	<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を </p>
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>歯科口腔保健法、足立区歯科口腔保健推進条例、健康あだち21(第二次)行動計画、足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-【中間見直しによる改定版】、足立区歯科保健活動事業実施要綱、あだちっ子・いい歯推進園表彰事業実施要綱</p>	
<p><b>目的</b> 「健康あだち21(第二次)行動計画」及び「足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-【中間見直しによる改定版】」に基づき、乳幼児から高齢者までライフコースに沿った歯科健診・相談・健康教育を展開し、歯の健康やよく噛んで食べる習慣づくりを推進している。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 妊婦歯科健診 平成10年度から、妊娠中の口腔保健の維持向上を目的に、歯科健診及び相談・歯科保健指導を実施し、平成28年度で終了した。平成29年度からは、区内指定医療機関で、通年受診できる「妊婦歯科健診」を開始している。※ 実績は(2)歯周病予防事業 ア 成人歯科健診に計上</p> <p>イ 親子はじめて歯科健診(こんにち歯ひろば) 平成17年度から、乳歯の萌出時期である1歳前後(9か月~1歳2か月)の子どもと保護者を対象に、歯みがきのはじめ方や食べる機能、甘味習慣についての歯科相談および指導を実施している。平成26年度に、歯科医師による親子歯科相談を「親子はじめて歯科健診」に変更し、歯科受診の機会が少ない保護者の歯・口の健康増進を図っている。令和2年度からは、グループ学習から個別指導に切り替え、保護者の相談等にきめ細かく対応している。</p> <p>ウ 乳幼児歯科相談(歯っぴいパーク) 平成20年度から、主に2歳児と保護者を対象に、むし歯予防や歯の健康づくりが楽しくできるように、生活習慣・食習慣の振り返り、歯みがきに関する歯科保健指導を実施している。</p> <p>エ あだちっ子・いい歯推進園表彰事業 平成27年度から、「0~15歳の歯科口腔保健対策」を進めるため、「あだちっ子歯科健診(4~6歳)」「規則正しい食習慣・歯みがき習慣づくり」等に積極的に取り組んでいる幼稚園および保育施設を募集し、優れた取り組みを表彰するとともに、広く区民等に紹介している。</p> <p>オ 歯みがき推進支援事業 平成27年度から、保育施設・小学校等と連携し、「給食後の歯みがき」や「仕上げみがき」等、子どもの歯みがき習慣づくりの取り組みを支援している。</p> <p>カ 6歳臼歯健康教室 平成24年度から、最初に生える永久歯の奥歯「6歳臼歯(第一大臼歯)」をテーマに、関係所管および幼稚園・保育施設・小学校と連携し、年長児・小学校1年生とその保護者を対象にした歯の健康教室「ハ(歯)ロー!6ちゃんクラス」を実施している。</p> <p>キ こきざみの技・体験教室 令和4年度から、小学校5年生と中学校1年生を対象に、歯ブラシをこきざみに動かす技を習得し、自らの力で「12歳臼歯(第二大臼歯)」と「歯肉」を守る方法について学ぶ、体験型の歯科健康教室を実施している。</p> <p>ク 地域における歯科健康教育 保健センターや住区センター等を拠点に活動している母子、成人、高齢者のグループ、また幼稚園・保育施設や学校、福祉施設等において、歯科保健に関する健康学習を実施している。</p>		



ケ 歯と口の健康づくりグループ支援

保健センターを活動の拠点としている「歯と口の健康づくりグループ」の地域での健康づくり活動を支援している。

コ 「いい歯ね☆あだち」（歯と口の健康づくりグループの集合体）の活動支援

各グループから選出された代表による世話人会の開催、「歯の健康」や「よく噛んで食べることの大切さ」を広める「噛むカム教室」の実施、「あだち☆ちゅうりっぷ体操」の啓発など、様々な活動を支援している。

サ 「歯と口の健康づくりスキルアップ研修会」及び「いい歯推進ネットワーク連絡会」

区内の幼稚園、保育施設、小・中学校、各関係機関の職員等を対象に、歯科保健課題の共有化を図るとともに、効果的な歯・口の健康対策を検討している。

シ 歯と口から考える食育活動

足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」に基づき、小・中学校や民間食堂等において「8（歯ち）がつく日はかむカムデー」や「かむカム体験学習」を実施している。また、幼稚園、保育施設、小・中学校を対象に「正しい姿勢でよく噛んで食べること」を啓発するポスターやチラシ・体験カードの配付等を行っている。

ス スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操 普及啓発事業

口腔機能維持向上や表情筋ストレッチを目的に「スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操」の啓発を行っている。平成30年度からは、高齢者を対象にオーラルフレイル予防のための「あだち☆ちゅうりっぷ体操教室」を実施している。

実績表

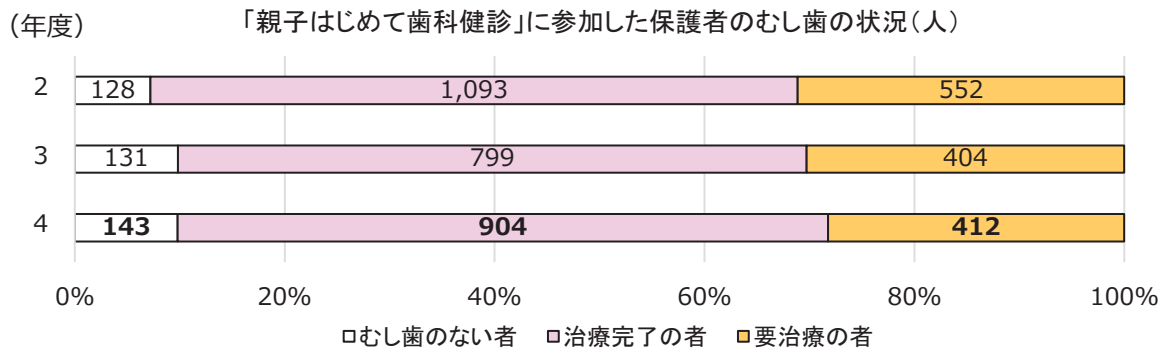
■親子はじめて歯科健診（こんにち歯ひろば）実績

年度	区分	実施回数	人員	乳幼児	保護者	
					参加数	歯科健診受診数
2		130	4,675	2,303	2,372	1,840
3		105	4,063	1,999	2,064	1,334
<b>4</b>		<b>122</b>	<b>4,641</b>	<b>2,284</b>	<b>2,357</b>	<b>1,459</b>
内 訳	中央本町	25	859	428	431	301
	竹の塚	31	1,338	652	686	400
	江北	22	843	411	432	261
	千住	19	699	348	351	222
	東部	25	902	445	457	275

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、122回中17回中止した。

■親子はじめて歯科健診 歯科健診実績

年度	区分	実施回数	実施人員	むし歯のない者	むし歯のある者			歯周疾患				
					治療完了の者	要治療の者	計	要指導		要治療		歯石沈着
2		130	1,773	128	1,093	552	1,645	605	34.1%	40	2.3%	
3		105	1,334	131	799	404	1,203	418	31.3%	41	3.1%	686
<b>4</b>		<b>122</b>	<b>1,459</b>	<b>143</b>	<b>904</b>	<b>412</b>	<b>1,316</b>	<b>392</b>	<b>26.9%</b>	<b>40</b>	<b>2.7%</b>	<b>701</b>
内 訳	中央本町	25	301	38	172	91	263	67	22.3%	2	0.7%	129
	竹の塚	31	400	28	246	126	372	88	22.0%	9	2.3%	167
	江北	22	261	27	155	79	234	86	33.0%	16	6.1%	147
	千住	19	222	19	166	37	203	67	30.2%	8	3.6%	124
	東部	25	275	31	165	79	244	84	30.5%	5	1.8%	134



■乳幼児歯科相談 (歯っぴいパーク)

年度	区分	回数	人員	対象者	
				幼児	保護者
2		66	675	332	343
3		43	588	292	296
<b>4</b>		<b>66</b>	<b>1,065</b>	<b>519</b>	<b>546</b>
内 訳	中央本町	12	194	97	97
	竹の塚	18	313	148	165
	江北	12	190	92	98
	千住	12	163	82	81
	東部	12	205	100	105

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、66回中23回中止した。

■あだちっ子・いい歯推進園表彰事業 (令和4年度)

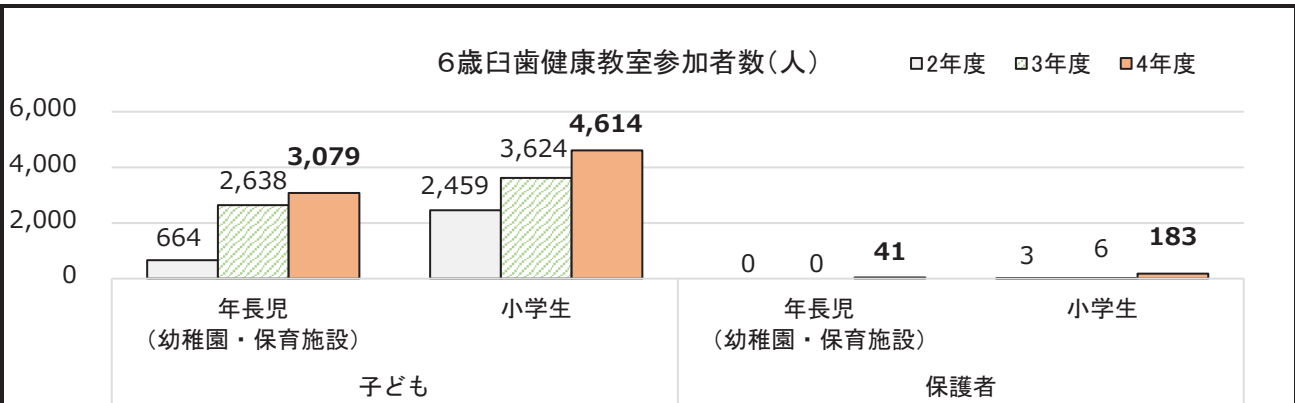
応募総数	65園(令和3年度59園、令和2年度54園)
表彰式	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
表彰園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長賞 1園(私立 聖母のさゆり保育園)</li> <li>・教育長賞 1園(私立 西新井幼稚園)</li> <li>・足立区歯科医師会長賞 1園(私立 恵・YOU保育園)</li> </ul>

■歯みがき推進支援事業

年度	実施施設数
2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず
3	私立保育園 2園
<b>4</b>	<b>私立保育園 3園、区立小学校 1校</b>

■6歳臼歯健康教室 (実施)

年度	区分	年長児(幼稚園・保育施設)				区立小学校			
		回数	人員	園児	保護者	回数	人員	児童	保護者
2		28	664	664	-	34	2,462	2,459	3
3		130	2,638	2,638	-	51	3,630	3,624	6
<b>4</b>		<b>160</b>	<b>3,120</b>	<b>3,079</b>	<b>41</b>	<b>66</b>	<b>4,797</b>	<b>4,614</b>	<b>183</b>
内 訳	中央本町	35	655	630	25	16	1,201	1,081	120
	竹の塚	41	918	911	7	24	1,718	1,686	32
	江北	33	592	586	6	17	1,134	1,129	5
	千住	27	413	413	-	9	744	718	26
	東部	24	542	539	3	-	-	-	-



※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に伴い、保育施設4施設に資料配付を行った。

■こきざみの技・体験教室

年度	区分	区立小学校				区立中学校			
		回数	人員	児童	保護者	回数	人員	生徒	保護者
<b>4年度</b>		<b>13</b>	<b>876</b>	<b>876</b>	-	<b>4</b>	<b>402</b>	<b>402</b>	-
内 訳	中央本町	3	194	194	-	3	372	372	-
	竹の塚	3	162	162	-	1	30	30	-
	江北	4	262	262	-	-	-	-	-
	千住	3	258	258	-	-	-	-	-
	東部	-	-	-	-	-	-	-	-

■地域における歯科健康教育(1)

年度	区分	幼稚園・保育施設		母子グループ		学校(小・中・高等)	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2		3	29	-	-	1	8
3		6	57	1	12	8	517
<b>4</b>		<b>7</b>	<b>91</b>	<b>4</b>	<b>54</b>	<b>2</b>	<b>33</b>
内 訳	中央本町	1	13	-	-	1	7
	竹の塚	5	68	2	24	1	26
	江北	1	10	1	12	-	-
	千住	-	-	1	18	-	-
	東部	-	-	-	-	-	-

■地域における歯科健康教育(2)

年度	区分	成人		高齢者		障がい者(児)	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
2		-	-	-	-	-	-
3		1	13	-	-	-	-
<b>4</b>		<b>2</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>59</b>	-	-
内 訳	中央本町	1	18	-	-	-	-
	竹の塚	1	10	-	-	-	-
	江北	-	-	2	39	-	-
	千住	-	-	1	13	-	-
	東部	-	-	1	7	-	-

■ 歯と口の健康づくりグループ支援 (令和4年度)

区分	グループの名称	回数/年	延参加者数
中央本町	健康・噛むかむの会	1	5
竹の塚	歯っぴい会	1	3
江北	歯美んぐ会	1	6
千住	千住・歯にかむ会	1	3
東部	東和フレッシュ会	2	7

■ 「<sup>わ</sup>いい歯ね☆あだち」の活動支援 (令和4年度)

区分	主な内容	回数/年	延参加者数
全区	世話人会	2	14

■ スキルアップ研修会及びいい歯推進ネットワーク連絡会 (令和4年度)

	内容	参加者数
全区	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施せず	-

■ 歯と口から考える食育活動 (令和4年度)


	主な内容	参加者数
5日間 かむカムチャレンジ	給食をよく噛んで食べる取組(5日間実施)	4,305

■ スマイルアップ あだち☆ちゅうりっぷ体操 普及啓発事業

年度	区分	スマイルアップ		ちゅうりっぷ体操教室	
		回数	参加者数	回数	参加者数
2		-	-	7	47
3		1	168	6	38
<b>4</b>		<b>1</b>	<b>137</b>	<b>12</b>	<b>100</b>
内訳	中央本町	1	137	2	17
	竹の塚	-	-	4	45
	江北	-	-	2	12
	千住	-	-	2	9
	東部	-	-	2	17

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、20回中13回未実施

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、20回中7回未実施

<p><b>20 歯科保健</b> <b>(2) 歯周病予防事業</b></p>	<p>所管課 データヘルス推進課、保健予防課、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>歯科口腔保健法、健康増進事業実施要綱、足立区歯科口腔保健推進条例、足立区成人歯科健診実施要綱、健康あだち21(第二次)行動計画、足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-【中間見直しによる改定版】、東京都後期高齢者医療広域連合健康診査・歯科健康診査推進計画、足立区後期高齢者歯科健診実施要綱</p>	
<p><b>目 的</b> 「健康あだち21(第二次)行動計画」及び「足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-【中間見直しによる改定版】」に基づき、乳幼児から高齢者までライフコースに沿った歯科健診・相談・健康教育を展開し、歯の健康やよく噛んで食べる習慣づくりを推進している。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 成人歯科健診 平成10年度から、歯科健診(むし歯の有無の診査・歯周病チェック・個別相談)を、区内指定医療機関において実施している。平成27年度から、20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・50歳・60歳・70歳の区民を対象に個別勧奨を実施し、平成29年度からは、45歳・55歳・65歳の区民及び妊婦、糖尿病連携を対象者に追加し、歯周病予防と全身の健康について、啓発を行っている(年齢はいずれも年度末年齢)。 令和3年度から、成人歯科健診のスタート年齢である20歳を対象に「前歯のクリーニング」を特典として付加した、「20歳(歯タチ)の歯科健診」を実施している。 ※ 平成25年度「歯周病健診」から「成人歯科健診」に事業名を変更</p> <p>イ 歯周病予防教室 平成10年度から、成人を対象に、歯周病と糖尿病など生活習慣病との関係についての講演会や、歯周病予防に関する口腔清掃体験学習・個別歯科相談等の教室を実施している。</p> <p>ウ 健康増進教室 「健康増進教室」の中で、歯周病と糖尿病の関係について等の講話を実施している。 ※ 「健康増進教室」についての詳細は、「16 糖尿病対策」に記載</p> <p>エ 後期高齢者歯科健診 平成30年度から、76歳・80歳(年度末年齢)の区民を対象に、後期高齢者歯科健診(むし歯の有無の診査・歯周病チェック・個別相談)を、区内指定医療機関において実施している。</p>		

**実績表**

■成人歯科健診実績 (公社) 東京都足立区歯科医師会委託

区分 年度	実施 人数	むし 歯の ない 者	むし歯のある者			歯肉の状態 (PD 最大値)			出血 (BOP)		総合判定区分			
			治療完 了の者	要治療 の者	計	*0	*1	*2	なし	あり	異常 なし	要指導	要精密	
総計	2	6,497	390	3,618	2,489	6,107	3,942	2,211	340	2,308	4,186	575	1,750	4,172
	3	6,656	506	3,678	2,472	6,150	3,893	2,381	378	2,390	4,262	612	1,935	4,109
	<b>4</b>	<b>6,945</b>	<b>600</b>	<b>3,908</b>	<b>2,437</b>	<b>6,345</b>	<b>4,218</b>	<b>2,333</b>	<b>387</b>	<b>2,593</b>	<b>4,345</b>	<b>753</b>	<b>2,113</b>	<b>4,079</b>
成人	2	5,362	307	3,010	2,045	5,055	3,229	1,825	304	1,936	3,423	487	1,424	3,451
	3	5,354	402	3,000	1,952	4,952	3,092	1,926	332	1,947	3,403	492	1,577	3,285
	<b>4</b>	<b>5,663</b>	<b>472</b>	<b>3,208</b>	<b>1,983</b>	<b>5,191</b>	<b>3,419</b>	<b>1,894</b>	<b>343</b>	<b>2,148</b>	<b>3,508</b>	<b>614</b>	<b>1,713</b>	<b>3,336</b>
妊婦	2	1,134	83	607	444	1,051	712	386	36	372	762	88	325	721
	3	1,302	104	678	520	1,198	801	455	46	443	859	120	358	824
	<b>4</b>	<b>1,282</b>	<b>128</b>	<b>700</b>	<b>454</b>	<b>1,154</b>	<b>799</b>	<b>439</b>	<b>44</b>	<b>445</b>	<b>837</b>	<b>139</b>	<b>400</b>	<b>743</b>
連携	2	1	-	1	-	1	1	-	-	-	1	-	1	-
	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

- ・令和5年3月末の累計
- ・歯肉の状態は、CPI-modified 測定不能の場合があるため、合計数と実施人数は一致しない。
- ・歯肉の状態 (PD 最大値) の説明  
 \*0 健康な歯肉    \*1 4~5mm に達するポケット    \*2 6mm に達するポケット

■要精密の内訳 (令和4年度)

内 訳	所見合計 (延べ件数)	歯周治療	う蝕治療	補綴処置	その他
件 数	5,930	2,720	2,437	225	548

■歯周病予防教室 (令和4年度)

区 分	講 演 会 等		個別歯科相談	
	内 容		参加者数	参加者数
全区	新型コロナウイルス感染拡大防止のため 中止		-	-
中央本町			-	21
竹 の 塚			-	39
江 北			-	33
千 住			-	32
東 部			-	30

■後期高齢者歯科健診実績 (公社) 東京都足立区歯科医師会委託

区分 年度	実施 人数	むし 歯の ない 者	むし歯のある者			歯肉の状態 (PD 最大値)			出血 (BOP)		総合判定区分			
			治療完 了の者	要治療 の者	計	*0	*1	*2	なし	あり	異常 なし	要指導	要精密	
2	1,166	13	753	373	1,126	470	468	176	390	723	146	192	828	
3	1,130	8	722	373	1,095	478	426	178	432	650	162	169	799	
<b>4</b>	<b>1,155</b>	<b>8</b>	<b>798</b>	<b>323</b>	<b>1,121</b>	<b>482</b>	<b>445</b>	<b>180</b>	<b>427</b>	<b>680</b>	<b>154</b>	<b>204</b>	<b>797</b>	
年 齢	76歳	614	3	436	164	600	267	238	87	237	355	84	123	407
	80歳	541	5	362	159	521	215	207	93	190	325	70	81	390

・令和5年3月末の累計

\* 無歯顎 (歯が0本) の人 26名 (76歳 11名 80歳 15名)

\* CPI-modified 測定不能者 48名 (76歳 22名 80歳 26名)

・歯肉の状態 (PD 最大値) の説明

\*0 健康な歯肉 \*1 4~5mm に達するポケット \*2 6mm に達するポケット

■要精密の内訳

(令和4年度)

内 訳	所見合計 (延べ件数)	歯周治療	う蝕治療	補綴処置	その他
件 数	1,134	625	323	107	79

■義歯の状態

(令和4年度)

内 訳	実施人数	義歯を使用している者			
		合計	良好	要改善	
2	1,166	580	387	193	
3	1,130	522	356	166	
<b>4</b>	<b>1,155</b>	<b>505</b>	<b>364</b>	<b>141</b>	
年 齢	76歳	614	237	180	57
	80歳	541	268	184	84



## 2 1 地域保健(保健師活動)

所管課  
中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター

### 根拠法令等

地域保健法、健康増進法、母子保健法、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者総合支援法、感染症法、高齢者医療確保法

### 目的

乳幼児から高齢者まですべての区民を対象に、健康な生活の維持・増進、健康な地域づくりを推進する。

### 事業内容

家庭訪問、健康相談、健康教育・健康学習、健康づくりグループ(地区組織活動)の支援、ネットワーク形成、調査・研究。

### 実績表

#### ア 家庭訪問

区分 年度	総数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障がい	長期療養者	生活習慣病	公害	難病	その他の疾病	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	小中高生	虚弱老人等 その他
2	7,164	30	23	-	2,629	28	23	37	-	39	4	1,892	166	1,354	623	137	179
3	5,846	14	76	-	1,988	12	42	38	2	36	2	1,614	114	1,173	446	185	104
4	5,807	37	55	-	2,205	12	40	60	1	21	2	1,551	126	1,078	345	208	66

※ 家庭訪問実施状況(「不在」は総数に含まない)

#### イ 健康相談

指導 対象 年度	総数	感染症	結核	エイズ	精神障がい	心身障がい	長期療養児	生活習慣病	公害	難病	その他の疾病	妊産婦	未熟児	乳児	幼児	小中高生	その他	
面接	2	8,899	141	135	-	4,050	19	9	120	1	7	4	3,501	19	408	374	48	63
	3	9,269	72	94	-	3,186	20	14	94	-	12	5	4,938	9	383	339	57	46
	4	10,792	22	65	-	3,439	19	15	113	-	12	4	6,042	23	502	447	61	28
電話	2	241,631	200,168	582	7	22,169	110	61	289	2	59	37	10,280	299	3,466	3,216	207	679
	3	431,375	395,071	508	8	18,315	77	96	410	-	113	5	9,679	238	2,660	3,923	166	106
	4	858,937	817,019	684	1	23,931	25	244	509	-	120	9	9,040	235	2,811	3,886	245	178
その他	2	19,935	12,114	107	0	1,150	5	-	5,017	-	5	1	1,116	15	169	221	10	5
	3	8,797	3	-	-	2,581	-	-	5,141	-	5	1	1,007	5	26	28	-	-
	4	7,918	68	1	-	1,375	-	1	5,496	-	12	-	824	17	64	60	-	-
関係機関	2	91,438	56,249	992	3	20,321	147	124	100	1	109	23	7,330	286	2,688	2,106	472	487
	3	135,430	105,302	446	-	18,071	146	412	153	2	200	9	6,628	203	2,215	1,326	225	92
	4	129,856	98,975	245	1	17,536	67	339	211	-	220	19	6,881	218	2,610	1,987	399	148

#### ■精神障がい相談内訳

(令和4年度)(件)

指導	総数	社会復帰	高齢者精神	依存症	児童・思春期	心の健康	一般	その他
所内	3,439	495	46	131	48	174	2,401	144
電話	23,931	2,105	212	491	260	903	19,124	836
その他	1,375	894	2	15	-	3	426	35
関係機関	17,536	2,396	523	804	363	360	12,525	565



ウ 健康教育・健康学習

住区センターや町会・自治会、学校において生活習慣病予防や禁煙教育を実施した。また、学校では、SOSの出し方教育（特別授業「自分を大切にしよう」）を実施した。さらに、事業所においては「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」として働く世代の健康づくりを支援した。

■学校・住区センター（内訳 学校 15校 住区センター等 33カ所 88回 3,324人）

センター名	内訳		回数	人数
	学校	住区センター等		
中央本町	小学校（平野、亀田、梅島、弥生） 高校（青井）	住区センター等5カ所	13	735
竹の塚	小学校（保木間、東伊興、足立入谷、 花畑第一）	住区センター等6カ所	16	515
江北	小学校（西新井小学校）	住区センター8カ所	21	374
千住	小学校（千寿）	住区センター5カ所	12	451
東部	小学校（北三谷、長門、綾瀬） 中学校（東綾瀬）	住区センター9カ所	26	1,249

■町会・自治会、施設等

センター名	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部	感染症対策課
回数	3	-	-	-	3	-	-
人数	14	-	-	-	14	-	-

■事業所「元気な職場づくり応援事業（健康経営）」 ※ 支援事業所数はp123に掲載

センター名	総数	中央本町	竹の塚	江北	千住	東部
回数	21	3	13	3	1	1
人数	580	13	360	95	105	7

※ 保健師による健康教育（以下のページにも掲載）

母子保健 P41～68 感染症対策 P71～86 難病対策 P87～91 精神保健 P92～101  
自殺対策 P102～103 成人保健 P104～120 糖尿病対策 P121～125 健康づくり P127～128

エ 健康づくりグループ等（地区組織活動）の支援

区分	こころの健康		心身障害		難病		長期療養児		生活習慣病予防		健康づくり		母子保健		その他		
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	
4年度	196	3,616	7	19	5	44	8	96	80	1,072	283	3,022	441	6,237	76	1,329	
内訳	中央本町	28	2,093	-	-	-	-	-	1	143	47	487	32	428	-	-	
	竹の塚	144	648	-	-	5	44	8	96	33	223	54	333	124	2,014	25	633
	江北	14	84	6	10	-	-	-	-	7	43	58	635	68	805	15	180
	千住	-	-	1	9	-	-	-	-	9	280	79	1,073	83	1,200	24	350
	東部	10	791	-	-	-	-	-	-	30	383	45	494	134	1,790	10	126

※ 詳細は、各所「健康あだち21活動報告集」参照

オ ネットワーク形成

分野	会議名	参加機関
母子保健	健やか親子ネットワーク連絡会	保健センター、保育施設、子育て支援機関、民生・児童委員、発達支援機関、医療機関、子育て支援NPO、子育てアドバイザー、子育て自主グループ、小学校等
	ASMAP 関係機関ネットワーク連絡会（書面開催）	保健センター、足立福祉事務所、こども支援センターげんき産科・小児科医療機関、子育て支援NPO
	こんにちは赤ちゃん訪問指導員連絡会	保健センター、こんにちは赤ちゃん訪問指導員等
感染症対策	関係機関実務者連絡会（Web開催）	感染症対策課、医療機関
	コホート検討会（R4中止）	保健センター、結核予防会、医療機関、薬局等
難病保健	難病対策ネットワーク連絡会（R4中止）	保健センター、専門医、医療機関、訪問看護ステーション、在宅介護施設、地域包括支援センター、都難病相談員等
精神保健	思春期ネットワーク連絡会	保健センター、小学校、中学校、高等学校、民生・児童委員、児童相談所、医療機関、こども支援センターげんき、教育相談関係機関、若者サポートステーション ひきこもりネット等
	精神保健管内ネットワーク連絡会	保健センター、医療機関、就労支援事業所、グループホーム、地域包括支援センター、足立福祉事務所、都精神保健福祉センター、訪問看護ステーション等
	地域精神ケア会議	保健センター、精神科医、地域包括支援センター、医療機関、足立福祉事務所、都精神保健福祉センター、こども支援センターげんき、養育支援関係機関、訪問看護ステーション等

※ ネットワーク形成（以下のページにも掲載）

精神保健 P92～101 自殺対策 P102～103 健康づくり P127～128

※ 新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、一部を中止または書面開催、Web開催とした。

カ 企画・調整、調査・研究

（令和4年度）

課・センター名	調査・内容
こころとからだの健康づくり課	SOSの出し方教育アンケートの分析 SOSの出し方授業実施後の児童・生徒における、援助希求に関する意識の変化を把握するため、区内小学5・6年生、中学生2,665人に対して実施したアンケートを分析した。
こころとからだの健康づくり課	健康あだち21（第二次）行動計画」実態調査 足立区の健康増進計画である「健康あだち21（第二次）行動計画」の評価、分析のため、20歳以上の区民4,000人に対してアンケート調査を実施した。

## 地域保健活動 事業一覧

### 母子保健

母子健康手帳の申請時面接（スマイルママ面接） あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP） 妊産婦・新生児・未熟児訪問 ファミリー学級 こんにちは赤ちゃん訪問 乳幼児訪問 すこやか親子相談（所内・住区） 子育て健康ひろば 乳幼児健康診査 健診未受診者訪問 乳幼児経過観察健診 療育相談 発達支援（心理相談、保護者相談・支援、親子グループ） 育児学級 乳幼児健康教室 アレルギー相談・予防教室 育児栄養相談・オンライン育児栄養相談 子育てグループ支援 子育て（すこやか親子）ネットワーク連絡会 マザーメンタルヘルス相談 子どもの虐待防止連携 予防接種 ファーストバースデーサポート 産後ケア 多胎児家庭移動支援 要支援児グループ もしプリ 産後育児ストレス相談

### 成人保健

40歳前の健康づくり健診 簡易血液検査（スマホ de ドック） 糖尿病重症化予防事業  
赤ちゃんが教えてくれた糖尿病予防（教室・個別） 健康増進教室 生活習慣病予防のグループ支援  
特定健康診査・特定保健指導 がん検診

### 高齢者保健

高齢者訪問指導 後期高齢者医療健康診査 地域健康づくり講習会

### 結核・感染症

【結核】患者管理（訪問 相談 検診） DOTS 接触者検診 コホート検討会 健康教育  
【感染症】新型コロナ対策、エイズ・性感染症検査・相談、新型インフルエンザ対策 三類感染症・麻疹等発生時対応 積極的疫学調査 健康教育 関係機関実務者連絡会

### 精神・思春期保健

思春期相談 思春期健康教育 赤ちゃん抱っこプログラム 思春期デイケア 精神保健相談 うつ家族教室  
地域精神ケア会議 アルコール関連問題相談 アルコールグループミーティング 精神保健福祉健康教育  
こころといのちの相談支援事業 障がい者総合支援法福祉サービス利用支援 当事者・家族会支援  
グループホーム・作業所支援 各ネットワーク連絡会（思春期・アルコール関連問題・精神保健福祉情報）  
関係機関合同新人研修 こころの健康フェスティバル 措置入院者退院後支援事業

### 難病保健

難病地域ケア検討会 難病相談 難病講演会 難病ネットワーク連絡会 難病訪問診療・指導 東京都神経難病ネットワーク連絡会

### 地域健康づくり

地域健康づくり連絡会 健康づくり推進員連絡会・研修 地区組織活動・健康づくりグループ支援 健康づくり推進員（保健センター・住区センター）支援 住区健康学習事業・健康相談 元気な職場づくり応援事業



家庭訪問 面接相談・電話相談 健康診査 健康教育・健康学習  
関係機関の支援コーディネート地区組織活動 自主グループ等の育成支援 ネットワーク形成  
企画調整 調査・研究 教育等  
**地 域 保 健 活 動**



## 22 大気汚染健康障害者の医療費助成

所管課

衛生管理課

### 根拠法令等

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（都条例）

### 目的

大気汚染の影響を受けていると推定される疾病にかかった者に対し、その疾病に関する医療費を助成し、その健康障がいへの救済を図る。

### 事業内容

#### ア 疾病の範囲

- 気管支ぜん息
- 慢性気管支炎
- ぜん息性気管支炎
- 肺気しゅ

#### イ 対象者の要件

次のいずれにも該当すること

- (ア) 18歳未満の者（生年月日が平成9年4月1日以前で、有効期間内の医療券を持っている者は更新のみ可能）
  - (イ) 上記疾病にかかっている者
  - (ウ) 都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住所を有する者
  - (エ) 医療保険（健康保険・社会保険等）に加入している者（被扶養者を含む）
  - (オ) 申請日以降喫煙しない者
- ※ 平成27年4月から新規申請は18歳未満のみが対象

#### ウ 医療費助成の範囲

- 初診料、再診料等
- 薬剤又は治療材料の支給
- 医学的処置、手術その他の治療
- 病院又は診療所への収容
- 看護
- 移送


※ 助成は健康保険法、国民健康保険法等の定めによる。

### 実績表

■大気汚染障害者医療費助成認定状況

（各年度3月末現在）（人）

区分 年度	総数	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	都内全域
2	2,241	—	2,241	—	—	55,109
3	2,113	—	2,113	—	—	51,334
4	1,951	—	1,951	—	—	47,442

<p><b>2 3 公害健康被害補償制度</b></p>	<p>所管課</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 
	<p>衛生管理課</p>	
<p><b>根拠法令等</b></p>	<p>公害健康被害の補償等に関する法律</p>	
<p><b>目 的</b></p> <p>事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染、又は水質の汚濁の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護を図る。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 認定事務</p> <p>慢性気管支炎・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・肺気しゅ及びそれらの続発症にかかり、現にこの制度による認定を受けている健康被害者からの申請に基づき、公害健康被害認定審査会の意見を聞いて、認定更新の可否及び程度の判定を行う。</p> <p>イ 補償給付事務</p> <p>(ア) 医療費の支給 (イ) 障害補償費 (ウ) 療養手当 (エ) 遺族補償費 (オ) 遺族補償一時金 (カ) 葬祭料</p> <p>ウ 公害保健福祉事業</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律第46条の規定に基づき、指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持及び増進させる事業を行っている。</p> <p>(ア) 療養に必要な用具の支給に関する事業 公害等級が特級及び1級の者に対し、療養器具を貸与。貸与器具:空気清浄器、加湿器</p> <p>(イ) 家庭における療養の指導に関する事業 区委託看護師が公害認定患者宅を訪問</p> <p>(ウ) インフルエンザ予防接種費用助成事業 公害健康被害認定患者に対し、インフルエンザ予防接種費用を助成</p> <p>エ 健康被害予防事業</p> <p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、大気汚染の影響による健康被害の予防を図るための事業を行う。</p> <p>(ア) 健康相談事業 地域住民を対象に、医師・専門家等による気管支ぜん息等呼吸器系疾患に関する講演会・相談・指導を実施</p> <p>(イ) 健康診査事業 乳幼児を対象に、医師・看護師・栄養士による問診及び適切な指導を行い、気管支ぜん息の発症を予防する。</p> <p>(ウ) 機能訓練事業</p> <p>a 自己管理支援教室…気管支ぜん息児童を対象に、専門家による当該疾患の療養上有効な講演会を実施</p> <p>b 運動訓練教室………4歳から中学3年生までを対象に、ぜん息児の運動療法の中でも最も有効なものとされている水泳による運動療法を実施。年3期、各期10回</p> <p>※ ぜん息児水泳教室について、令和4年度は2期のみ開催</p>		

**実績表**

■公害健康被害者認定状況

(各年度3月末現在)

区分	年度	被認定者数		
		2	3	4
総数		1,220	1,192	1,150
	特級	-	-	-
	1級	-	-	1
	2級	103	98	118
	3級	343	337	297
	等級外	774	757	734
慢性気管支炎		32	28	24
	特級	-	-	-
	1級	-	-	-
	2級	6	5	5
	3級	16	15	13
	等級外	10	8	6
気管支ぜん息		1,188	1,161	1,124
	特級	-	-	-
	1級	-	-	1
	2級	97	91	112
	3級	327	321	283
	等級外	764	749	728
肺気しゅ		0	3	2
	特級	-	-	-
	1級	-	-	-
	2級	-	2	1
	3級	-	1	1
	等級外	-	-	-

※ ぜん息性気管支炎については3年以上被認定者がいないため記載省略

■補償給付費支給実績

種類	2		3		4	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
総 数	26,220	931,513,618	25,399	898,798,674	<b>24,481</b>	<b>840,542,817</b>
医 療 費	17,239	377,680,458	16,762	373,175,359	<b>16,176</b>	<b>349,437,977</b>
障害補償費	5,447	426,267,710	5,295	409,758,240	<b>5,133</b>	<b>392,735,140</b>
療養手当	3,216	76,681,100	3,081	73,231,400	<b>2,974</b>	<b>70,733,300</b>
遺族補償費	310	33,838,650	253	26,081,375	<b>195</b>	<b>18,827,000</b>
遺族補償一時金	4	15,580,450	4	14,842,800	<b>2</b>	<b>8,474,400</b>
葬 祭 料	4	1,465,250	4	1,709,500	<b>1</b>	<b>335,000</b>

■療養に必要な用具の支給に関する事業  
過去実績なし

■家庭における療養の指導に関する指導実績

年度	件数
2	-
3	-
<b>4</b>	-

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

■インフルエンザ予防接種費用助成実績

年度 区分	2			3			4		
	対象 者数	助成 件数	実施率	対象 件数	助成 件数	実施率	対象 件数	助成 件数	実施率
総 数	1,235	495	40.1%	1,206	433	35.9%	<b>1,180</b>	<b>414</b>	<b>35.1%</b>
区 内	879	391	44.5%	857	330	38.5%	<b>836</b>	<b>326</b>	<b>39.0%</b>
区 外	356	104	29.2%	349	103	29.5%	<b>344</b>	<b>88</b>	<b>25.6%</b>

■健康相談事業実績

年度 会場	2		3		4	
	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数	実施回数	参加延人数
総 数	-	-	5	28	<b>18</b>	<b>141</b>
足立区役所	-	-	-	-	<b>2</b>	<b>28</b>
中央本町	-	-	-	-	-	-
竹 の 塚	-	-	2	10	<b>4</b>	<b>46</b>
江 北	-	-	1	6	<b>4</b>	<b>13</b>
千 住	-	-	-	-	<b>4</b>	<b>28</b>
東 部	-	-	2	12	<b>4</b>	<b>26</b>

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



■アレルギー予防健康診査実績

区分		対象者数	来所者数	スクリーニング 者数	指導対象者数	実施回数
年度						
2		14,343	12,171	3,274	3,274	393
3		13,411	10,677	3,307	3,307	345
<b>4</b>		<b>13,813</b>	<b>12,437</b>	<b>4,316</b>	<b>4,316</b>	<b>419</b>
内 訳	中央本町	2,590	2,340	765	765	89
	竹の塚	4,386	3,962	1,415	1,415	99
	江北	2,518	2,263	839	839	83
	千住	1,682	1,466	489	489	62
	東部	2,637	2,406	808	808	86

※ 対象者数…平成26年度までは3～4か月児健康診査受診者  
平成27年度からは1歳6か月児、3歳児健康診査受診者も含む。

■自己管理支援教室実績

年度	2		3		4	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
庁舎ホール	-	-	-	-	-	-


※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止


■運動訓練教室実績（人）

年度	2			3			4		
	小中	未就学	合計	小中	未就学	合計	小中	未就学	合計
総数	-	-	-	-	-	-	6	2	8
第1期	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第2期	-	-	-	-	-	-	6	2	8
第3期	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全期中止したが、令和4年度は2期のみ開催



<b>24 石綿による健康被害救済制度</b>		所管課		
		衛生管理課		
<b>根拠法令等</b>	石綿健康被害救済法			
<p><b>目 的</b>                  石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p><b>事業内容</b>                  (独) 環境再生保全機構との委託契約により、制度の申請受付や相談業務を行う。</p> <p>ア 対象者                  (ア) 石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた者                  (イ) 本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族                  (ウ) 本法の施行後に申請をしないでこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族</p> <p>イ 指定疾病                  (ア) 中皮腫                  (イ) 石綿による肺がん                  (ウ) 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(平成22年7月1日から追加指定)                  (エ) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚(平成22年7月1日から追加指定)</p> <p>ウ 救済給付の種類等                  (ア) 被認定者に係る給付                      医療費、療養手当、葬祭料、救済給付調整金                  (イ) 遺族に係る給付                      特別遺族弔慰金、特別葬祭料</p>				
<b>実績表</b>				
■申請等受付状況				
区分	年度	2	3	4
		件数	件数	件数
認定申請受付件数(療養中の本人)		5	3	1
特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求件数(遺族の方)		0	1	2

<b>25 試験検査</b> <b>(1) 感染症検査</b>		所管課																																			
		生活衛生課																																			
<b>根拠法令等</b>	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 結核に関する特定感染症予防指針、後天性免疫不全症候群に関する予防指針 足立保健所健康相談実施要綱																																				
<b>目 的</b>																																					
感染性微生物（細菌およびウイルス）検査や血液中の抗体検査等を行い、感染者の発見により感染症の拡大防止を図る。																																					
<b>事業内容</b>																																					
ア 腸内微生物検査（赤痢菌、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス等） 衛生管理の一環としての依頼検査、患者発生時等の感染症拡大防止のための行政検査																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>項目</th> <th>受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">依頼検査</td> <td rowspan="2">健康相談</td> <td>細菌</td> <td>中央本町地域・保健総合支援課 各保健センター 生活衛生課(子ども施設運営課等実施分)</td> </tr> <tr> <td>ノロウイルス</td> <td>生活衛生課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行政検査</td> <td>感染症関係者・経過者</td> <td rowspan="2">細菌 ノロウイルス等</td> <td>感染症対策課</td> </tr> <tr> <td>有症苦情・調査</td> <td>生活衛生課</td> </tr> </tbody> </table>				事業名		項目	受付窓口	依頼検査	健康相談	細菌	中央本町地域・保健総合支援課 各保健センター 生活衛生課(子ども施設運営課等実施分)	ノロウイルス	生活衛生課	行政検査	感染症関係者・経過者	細菌 ノロウイルス等	感染症対策課	有症苦情・調査	生活衛生課																		
事業名		項目	受付窓口																																		
依頼検査	健康相談	細菌	中央本町地域・保健総合支援課 各保健センター 生活衛生課(子ども施設運営課等実施分)																																		
		ノロウイルス	生活衛生課																																		
行政検査	感染症関係者・経過者	細菌 ノロウイルス等	感染症対策課																																		
	有症苦情・調査		生活衛生課																																		
イ HIV等性感染症、麻しん及び風しんウイルス検査 感染症の拡大防止および区民の健康不安解消のための血液・尿・咽頭ぬぐい液検査																																					
ウ 結核菌感染検査（喀痰塗抹・培養、インターフェロンγ遊離試験） 管理検診としての喀痰検査、接触者健康診断としてのインターフェロンγ遊離試験（QFT、T-SPOT.TB検査）																																					
エ 外部精度管理等 検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査																																					
<b>実績表</b>																																					
■感染症検査実施状況(検査検体数)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">検体総数</th> <th rowspan="2">腸内微生物</th> <th rowspan="2">HIV等性感染症</th> <th rowspan="2">麻しん風しん</th> <th colspan="2">結核菌</th> </tr> <tr> <th>喀痰塗抹・培養</th> <th>インターフェロンγ遊離試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>19,781</td> <td>19,772</td> <td>・</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>22,585</td> <td>22,584</td> <td>・</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td></td> <td><b>21,348</b></td> <td><b>21,298</b></td> <td><b>48</b></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><b>2</b></td> </tr> </tbody> </table>				年度	区分	検体総数	腸内微生物	HIV等性感染症	麻しん風しん	結核菌		喀痰塗抹・培養	インターフェロンγ遊離試験	2		19,781	19,772	・	2	-	7	3		22,585	22,584	・	-	-	1	<b>4</b>		<b>21,348</b>	<b>21,298</b>	<b>48</b>	-	-	<b>2</b>
年度	区分	検体総数	腸内微生物							HIV等性感染症	麻しん風しん	結核菌																									
				喀痰塗抹・培養	インターフェロンγ遊離試験																																
2		19,781	19,772	・	2	-	7																														
3		22,585	22,584	・	-	-	1																														
<b>4</b>		<b>21,348</b>	<b>21,298</b>	<b>48</b>	-	-	<b>2</b>																														
HIV等性感染症検査は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度、3年度は中止、4年度は一部実施																																					

■腸内微生物検査実施状況(検体数)

項目 年度	総検体数	細菌		腸管系ウイルス	
		赤痢菌 ・パラチフスA菌 ・チフス菌・サルモネラ等	腸管出血性大腸菌	ノロウイルス	その他の腸管系ウイルス
2	19,772	9,930	9,827	15	-
3	22,584	11,493	11,081	10	-
<b>4</b>	<b>21,298</b>	<b>10,838</b>	<b>10,429</b>	<b>31</b>	-

■令和4年度腸内微生物検査実施状況(事業別)

項目	区分	総検体数	依頼検査		行政検査	
			健康相談		関係者・経過者等	有症苦情・調査
			保健センター等	生活衛生課		
赤痢菌・パラチフスA菌・チフス菌・サルモネラ等		10,838	8,126	2,689	0	23
腸管出血性大腸菌O157		10,360	7,527	2,689	121	23
その他の腸管出血性大腸菌		69	16	・	7	46
ノロウイルス		31	・	4	3	24

■令和4年度細菌検出状況

月	区分		細菌名	血清型・毒素型	検出数
5	依頼	健康相談	サルモネラ	07群:rissen	1
5	行政	関係者	腸管出血性大腸菌O157	VT1(+), VT2(+)	1
6	行政	経過者	腸管出血性大腸菌O157	VT1(+), VT2(+)	3
9	依頼	健康相談	サルモネラ	04群:i:-	1
10	依頼	健康相談	サルモネラ	04群:i:-	1
10	依頼	健康相談	サルモネラ	04群:schwarzengrund	2
11	依頼	健康相談	サルモネラ	04群:schwarzengrund	1
3	行政	有症苦情	サルモネラ	04群:schwarzengrund	1

■令和4年度ウイルス検出状況

月	区分		ウイルス名	グループ	検出数
1	行政	感染症	ノロウイルス	GII	2
3	行政	有症苦情	ノロウイルス	GII	15

■HIV等性感染症検査結果

区分 年度	総数	HIV抗原・抗体		クラミジア抗原		梅毒血清反応	
		件数	陽性数(陽性率)	件数	陽性数(陽性率)	件数	陽性数(陽性率)
2	・	・	・	・	・	・	・
3	・	・	・	・	・	・	・
<b>4</b>	<b>48</b>	<b>16</b>	-	<b>16</b>	<b>1(6.3)</b>	<b>16</b>	-

■麻しん・風しんウイルス検査結果

年度	区分	麻しん・風しんウイルス検査 (PCR)	
		麻しん (陽性数)	風しん (陽性数)
2		1 (-)	1 (-)
3		-	-
<b>4</b>		-	-

■結核菌検査結果 (喀痰塗抹・培養)

年度	区分	検査人数 (件数)		陰性人数 (件数)		塗抹陽性人数 (件数)		培養陽性人数 (件数)	
		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
2		-	-	-	-	-	-	-	-
3		-	-	-	-	-	-	-	-
<b>4</b>		-	-	-	-	-	-	-	-

■結核菌検査結果 (インターフェロン $\gamma$ 遊離試験)

年度	区分	検査件数	陰性	判定保留	陽性 (陽性率)	判定不可	その他
2		7	6	-	1 (14.3)	-	-
3		1	1	-	-	-	-
<b>4</b>		<b>2</b>	<b>2</b>	-	-	-	-

■令和4年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体	項目	検体数
東京都健康安全研究センター	微生物学	スワブ	赤痢菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌	5

<b>25 試験検査</b> <b>(2) 食品検査</b>	所管課	
	生活衛生課	

根拠法令等	食品衛生法
-------	-------

**目 的**

区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品の衛生等に関わる監視・指導・相談に対応した検査を行い、検査結果及び関連する保健衛生情報の提供を行う。

**事業内容**

ア 安全な食品を区民に提供するために行っている食品の微生物学的検査及び理化学的検査

検査区分	依頼元等	検査項目
収去	食品監視指導計画に基づき実施	細菌、ノロウイルス 食品添加物、残留農薬等
苦情相談・調査	区民等	
給食	公立(学校・保育園)	大腸菌、黄色ブドウ球菌 サルモネラ、腸管出血性大腸菌等

イ 外部精度管理等

検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査

ウ 講習会等講師派遣及び情報提供

**実績表**

■食品検査実施状況(検体数)

区分 年度	検体総数		収去		苦情相談・調査 (参考品含む)		給食
	微生物	理化学	微生物	理化学	微生物	理化学	微生物
2	341	129	189	122	16	7	136
3	447	170	307	122	3	48	137
<b>4</b>	<b>369</b>	<b>159</b>	<b>232</b>	<b>134</b>	<b>2</b>	<b>25</b>	<b>135</b>

令和2年度から4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため食品収去検査は縮小

■令和4年度食品微生物検査実施状況(項目別検査数)

区分 項目	項目総数	収去	苦情相談・調査	給食
項目総数	2,295	1,348	2	945
細菌数	355	220	-	135
大腸菌群	356	221	-	135
大腸菌	366	231	-	135
黄色ブドウ球菌	367	232	-	135
サルモネラ	342	207	-	135
腸管出血性大腸菌	336	201	-	135
カンピロバクター	135	-	-	135
腸炎ヒブリオ他ヒブリオ属菌	18	18	-	-
クロストリジア・ウェルシュ菌	1	1	-	-
カビ・酵母	2	-	2	-
その他	17	17	-	-

■ 令和4年度食品微生物検査要注意結果

食品内訳	検体数	項目数	項目内訳			
			細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌 (エンテロトキシン)
総数	12	19	5	9	3	2
未加熱そう菜	7	13	3	6	2	2(1)
加熱済そう菜	1	1	-	1	-	-
菓子	1	1	-	1	-	-
弁当・その他	3	4	2	1	1	-

■ 令和4年度食品微生物苦情相談事例

事例名	検査結果
アイスティールにカビ様異物	Acremonium 属
餅にカビ	Penicillium 属、Cladosporium 属

■ 令和4年度食品理化学除去検査実施状況（項目別検査数）

項目	項目数 (検体数×成分数)
項目総数	4,400
着色料（食用タール色素 12 成分）	936
保存料（10 成分）	940
甘味料	133
漂白剤	27
酸化防止剤	13
発色剤	17
酸価・過酸化物価	-
農薬（111 成分）	1,998
動物用医薬品（24 成分）	336
その他	-

成分数の記載がないものは、検体により成分が異なる。

【事例】

- ・ 冷凍エビから基準値を超えた漂白剤を検出した。
- ・ 和生菓子から表示にない着色料を検出した。

■ 令和4年度食品理化学苦情相談検査内訳

		検体数 (検査に供した参考品含む)	項目数
総数		25	81
内 訳	異味・異臭	-	-
	異物	25	81
	有症苦情	-	-
	着色・変色	-	-
	その他	-	-

## ■令和4年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体（調査検体数）	項目	項目数
一般財団法人 食品薬品安全 センター	微生物学	ハンバーグ（2） 加熱食肉製品（加熱殺菌後 包装）	E.coli（定性）	2
	微生物学	ゼラチン基材（1） 氷菓	一般細菌数（定量）	1
	微生物学	マッシュポテト（2） 加熱食肉製品（加熱殺菌後 包装）	黄色ブドウ球菌（定性）	2
	理化学	果実ペースト（1）	保存料（ソルビン酸） （定量）	1
東京都 健康安全研究 センター	微生物学	おかゆ（2） 細菌数（冷凍食品） 大腸菌群（冷凍食品） サルモネラ属菌（食肉製品）	細菌数（定量） 大腸菌群（定性） サルモネラ属菌（定性）	6
	理化学	ふ菓子（1）	着色料（定性）	1

## ■令和4年度衛生講習会講師派遣及び情報提供

	内 容	対象
衛生講習会 講師	試験検査について	管理栄養士実習生

<b>25 試験検査</b> <b>(3) 水質検査</b>	所管課	<b>3</b> <small>すべての人に 健康と幸福を</small> 
	生活衛生課	

<b>根拠法令等</b>	足立区プールの衛生管理に関する条例、学校保健安全法、公衆浴場法 災害時協力井戸に関する要綱
--------------	--

**目 的**

プール水および災害時協力井戸等の水質検査を行い、区民の安全安心を守る。

**事業内容**

ア プール水検査

衛生管理の一環としての学務課（小中学校）からの依頼検査、営業施設プール等の行政検査。  
pH値、過マンガン酸カリウム消費量、総トリハロメタン（学校プールのみ）、大腸菌等

イ 災害時協力井戸等検査

災害時生活用水確保のため、災害対策課からの災害時協力井戸の依頼検査、及び公園管理課からの防災対策設備設置公園井戸の依頼検査。

pH値、色度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、臭気、外観、大腸菌、一般細菌

ウ レジオネラ属菌検査

公衆浴場等の浴槽水および営業施設のプールの行政検査

エ 外部精度管理等

検査精度確保のため、外部機関が配布する未知検体の検査

オ 情報提供

**実績表**

■水質検査実施状況

種別 年度	検体 総数	項目 総数	プール水		井戸水等		レジオネラ属菌	
			検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数
2	361	1,850	45	225	187	1,496	129	129
3	611	3,251	456	2,718	54	432	101	101
<b>4</b>	<b>760</b>	<b>4,339</b>	<b>482</b>	<b>2,801</b>	<b>180</b>	<b>1,440</b>	<b>98</b>	<b>98</b>

■プール水検査実施状況

区分 年度	検体 総数	項目 総数	小中学校プール※		行政検査	
			検体数	項目数	検体数	項目数
2	45	225	・	・	45	225
3	456	2,718	384	2,406	72	312
<b>4</b>	<b>482</b>	<b>2,801</b>	<b>398</b>	<b>2,491</b>	<b>84</b>	<b>310</b>

※ 小中学校プール水は、各校1回2ポイントで年2回実施。新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年度は中止、令和3年度は一部中止



■災害時協力井戸等検査実施状況

年度	区分	検体総数	項目総数	災害時協力井戸※		防災対策設備設置公園井戸	
				検体数	項目数	検体数	項目数
2		187	1,496	135	1,080	52	416
3		54	432	・	・	54	432
<b>4</b>		<b>180</b>	<b>1,440</b>	<b>126</b>	<b>1,008</b>	<b>54</b>	<b>432</b>

飲用以外のトイレ、清掃、洗濯などの生活用水として使用する。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため災害時協力井戸は中止

■レジオネラ属菌検査実施状況

年度	区分	総数	浴槽水	プール・ジャグジー等	患者関連調査
2		129	89	11	29
3		101	83	14	4
<b>4</b>		<b>98</b>	<b>79</b>	<b>14</b>	<b>5</b>

■令和4年度レジオネラ属菌検査結果

種別	検査名	培養法			LAMP法※	
		検査数	陽性数	菌種・血清型（検出数）	検査数	陽性数
総数		98	5	<i>L. pneumophila</i> 1群 (1) <i>L. pneumophila</i> 5群 (2) <i>L. pneumophila</i> 6群 (2) <i>L. pneumophila</i> 8群 (1) <i>L. pneumophila</i> 群NA (1)	9	2
浴槽水		79	3	<i>L. pneumophila</i> 1群 (1) <i>L. pneumophila</i> 5群 (1) <i>L. pneumophila</i> 6群 (1) <i>L. pneumophila</i> 8群 (1) <i>L. pneumophila</i> 群NA (1)	3	1
プール・ジャグジー等		14	1	<i>L. pneumophila</i> 5群 (1)	1	0
患者関連調査		5	1	<i>L. pneumophila</i> 6群 (1)	5	1

※ LAMP法は原則、培養法検査で基準値以上の菌を検出した施設の洗浄等指導を行った後の陰性確認として実施

■令和4年度外部精度管理等

実施機関	調査	調査検体（調査検体数）	項目	検査数
東京都健康安全研究センター	水質	水（1）	鉄	1
		水（1）	過マンガン酸カリウム消費量	1

■令和4年度情報提供

内 容	対 象
小中学校プール水質検査のまとめ	学務課

<b>25 試験検査</b> <b>(4) 家庭用品・工場廃水シアン検査</b>	所管課 生活衛生課	
---	--------------	---

<b>根拠法令等</b>	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 毒物及び劇物取締法
--------------	-------------------------------------

**目 的**

家庭用品や工場廃水シアンの検査を行い、健康被害の未然防止を図るとともに、原因究明に繋げる。

**事業内容**

- ア 家庭用品検査  
衣類や家庭用エアゾル製品、洗浄剤等による健康被害を未然に防止するため、ホルムアルデヒド、メタノール等を検査
- イ 工場廃水シアン検査  
区内メッキ工場の廃水中シアン含有量検査

**実績表**

■家庭用品検査実施状況


年度 項目	年度			内 訳		
	2	3	4	繊維製品※		家庭用化学製品
				乳幼児用衣料	大人子供用衣料	接着剤 エアゾル製品 洗浄剤等
検体総数 (項目総数)	55 (120)	30 (66)	・	・	・	・
基準違反件数	-	-	・	・	・	・
ホルムアルデヒド	88	46	・	・	・	・
塩化ビニル	-	5	・	・	・	・
メタノール	-	5	・	・	・	・
テトラクロロエチレン	4	5	・	・	・	・
トリクロロエチレン	4	5	・	・	・	・
pH	4	-	・	・	・	・
水酸化カリウムまたは ナトリウム	-	-	・	・	・	・
塩化水素または硫酸	4	-	・	・	・	・
容器試験	16	-	・	・	・	・


令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

※ 繊維製品のホルムアルデヒドは、素材別に検査する必要があるため実施数が検体数よりも増える。

■工場廃水シアン検査実施状況

年度	区分	検体総数	基準値超過数	初回検査	再検査
2		18	-	18	-
3		18	-	18	-
<b>4</b>		<b>15</b>	-	<b>15</b>	-

<b>26 献血運動</b>		所管課																																				
		衛生管理課																																				
<b>根拠法令等</b>	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律																																					
<p><b>目的</b> 医療に必要な血液を確保するためには、地域、職域等における献血を推進する必要がある。足立区議会においては昭和41年12月23日、他区に先がけて足立区を「献血区」とする旨の決議をしている。</p> <p><b>事業内容</b> 広報やパンフレット等により、献血のPRを行い推進を図っている。</p> <p><b>実績表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実践回数</td> <td></td> <td>74</td> <td>71</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>献血人数</td> <td></td> <td>2,976</td> <td>2,676</td> <td>3,139</td> </tr> <tr> <td>全血 200ml</td> <td></td> <td>198</td> <td>165</td> <td>187</td> </tr> <tr> <td>全血 400ml</td> <td></td> <td>2,778</td> <td>2,511</td> <td>2,952</td> </tr> <tr> <td>成分血漿 400ml</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>区内医療機関への製剤供給数(本)</td> <td></td> <td>17,383</td> <td>18,077</td> <td>17,684</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 実践回数は1日を単位とする（半日は0.5回）。</p>				区分	年度	2	3	4	実践回数		74	71	77	献血人数		2,976	2,676	3,139	全血 200ml		198	165	187	全血 400ml		2,778	2,511	2,952	成分血漿 400ml		-	-	-	区内医療機関への製剤供給数(本)		17,383	18,077	17,684
区分	年度	2	3	4																																		
実践回数		74	71	77																																		
献血人数		2,976	2,676	3,139																																		
全血 200ml		198	165	187																																		
全血 400ml		2,778	2,511	2,952																																		
成分血漿 400ml		-	-	-																																		
区内医療機関への製剤供給数(本)		17,383	18,077	17,684																																		

<b>27 骨髄等移植ドナー支援事業</b>		所管課													
		衛生管理課													
<b>根拠法令等</b>	足立区骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱														
<p><b>目的</b> 骨髄等の提供希望者の増加を図り、骨髄等の移植を推進する。</p> <p><b>事業内容</b> 骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付 対象者 ア ドナーのうち骨髄等を提供したことを証する日本骨髄バンクの証明書を有する者（骨髄等を採取する時点において足立区内に住所を有する者に限る。） 助成金：1日につき2万円（7日を上限とする） イ ドナーを雇用する国内に事業所をもつ事業主（国、地方公共団体及び独立行政法人を除き、複数あるときはドナーが指定する事業主とする。） 助成金：1日につき1万円（7日を上限とする）</p> <p><b>開始時期</b> 平成30年4月</p> <p><b>実績表</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドナー提供者（人）</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>雇用主(件)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>				年度	2	3	4	ドナー提供者（人）	3	4	3	雇用主(件)	1	1	1
年度	2	3	4												
ドナー提供者（人）	3	4	3												
雇用主(件)	1	1	1												



## 28 実習生指導・医師臨床研修

所管課

衛生管理課

### 根拠法令等

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第2条・第3条・第4条、栄養士法施行規則第11条、歯科衛生士学校養成所指定規則第2条、医師法第16条の2第1項

### 目的

医療技術系学生に公衆衛生における保健所の役割と地域活動を理解させる。

### 事業内容

保健所の各専門職員等が医療技術系学生に健康教育活動等を通じ、指導・研修を行う。

### 実績表

■実習生指導・医師臨床研修実施状況（人）

年度	区分	総数		看護師		保健師		歯科衛生士		栄養士		医学生	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
2		60	282	0	0	24	96	6	6	30	180	0	0
3		91	666	0	0	46	460	26	26	30	180	0	0
<b>4</b>		<b>91</b>	<b>415</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>240</b>	<b>25</b>	<b>25</b>	<b>25</b>	<b>150</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
内 訳	中央本町	22	117	0	0	5	50	7	7	10	60	-	-
	竹の塚	21	128	0	0	8	80	6	6	7	42	-	-
	江北	18	88	0	0	5	50	8	8	5	30	-	-
	千住	11	62	0	0	4	40	4	4	3	18	-	-
	東部	2	20	0	0	2	20	-	-	-	-	-	-

■実習受入れ校等

(令和4年度)

区 分	学 校 名
大学医学部 - 校	-
看護師・保健師養成学校 6校	東京医科歯科大学(10日間) 東京都立大学(10日間) 帝京科学大学(10日間) 国際医療福祉大学大学院(10日間) 東京女子医科大学(10日間) 文京学院大学(10日間)
歯科衛生士養成学校 2校	日本歯科大学東京短期大学(1日) 太陽歯科衛生士専門学校(1日)
管理栄養士養成学校 2校	日本女子大学(6日間) 昭和女子大学(6日間)

<b>29 公衆浴場対策</b>	所管課	<b>8</b> 働きがい 促進政策	<b>9</b> 産業と地域振興の 基盤をつくらう
	衛生管理課		

<b>根拠法令等</b>	足立区公衆浴場設備改善補助金交付要綱 足立区公衆浴場開放事業に関する補助金交付要綱 足立区公衆浴場施設改善資金利子補助要綱
--------------	---

**目 的**

公衆浴場の環境保全と経営の安定化を図ることで銭湯を利用する人々の利便と機会を確保する。

**事業内容**

- ア 浴場設備改善補助  
風呂釜等の改善工事費用の2分の1を補助する（上限100万円）。  
ただし、「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業」と併用する場合、総工事費用から都の補助金額を差し引いた額の3分の2を補助する（上限200万円）。
- イ 施設改善資金利子補助（平成25年度から新規受付を凍結）  
大規模な内装工事や改築に伴う借入金の利子を補助する。借入額のうち5,000万円を限度として、年利5%以内を20年間補助する（借入額が2,000万円未満の場合は、12年以内）。
- ウ 開放事業補助  
公衆浴場活性化対策として浴場組合が実施する開放事業等に対し、入浴料と経費の一部を補助する。

実施月	事業名
4月	「夏みかん湯」
5月（こどもの日）	「しょうぶ湯」
9月	「すだち湯」
10月	「かぼす湯」
11月・1月	「りんご湯」
12月（冬至）	「ゆず湯」
2月	「伊予柑湯」

**実績表**

■設備改善補助実績

年度	延件数	実軒数
2	26	15
3	18	14
<b>4</b>	<b>12</b>	<b>10</b>

■利子補助実績

年度	件数（上期）	件数（下期）
2	3	3
3	3	3
<b>4</b>	<b>2</b>	<b>2</b>

■区内公衆浴場の動向

区分	年度							
	27	28	29	30	元	2	3	4
浴場数（軒）	40	36	34	32	31	29	27	<b>25</b>
1浴場1日平均入浴者数（人）	95	102	103	103	143	114	120	<b>101</b>

浴場数は各年12月31日現在（令和4年東京都公衆浴場基礎資料による）

入浴者数は各年1月1日～12月31日の平均（令和4年東京都公衆浴場基礎資料による）

<b>30 休日・準夜間応急診療、休日応急歯科診療、休日応急柔道整復施術</b>	所管課	
	衛生管理課	

**根拠法令等** 休日応急診療・休日準夜間応急診療事業実施要綱、休日応急歯科診療事業実施要綱、休日応急柔道整復施術事業実施要綱

**目的**  
 休日は一般医療機関が休診日にあたるため、区民の医療不安を解消する。

**事業内容**  
 ■休日・準夜間応急診療施設

施設名	所在地	電話番号	受付時間	診療科目
足立区医師会館 休日応急・準夜間応急診療所	中央本町三丁目 4-4 足立区医師会館内	(3880) 1866	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分 午後 5時～ 9時	内科 小児科
東部 休日応急診療所	大谷田三丁目 11-13 東部保健センター内	(3629) 7881	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	〃
竹の塚 休日応急・準夜間応急診療所	西竹の塚一丁目 11-2 エミルタワー竹の塚 2階	(3855) 5016	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分 午後 5時～ 9時	〃
竹の塚 休日応急歯科診療所	竹の塚保健センター内	(3855) 5017	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	歯科
江北 休日応急診療所	西新井本町二丁目 30-40 江北保健センター内	(3896) 4010	午前10時～11時30分 午後 1時～ 3時30分	内科 小児科

**開始時期**  
 昭和48年に3か所、昭和51年に1か所の休日応急診療所、昭和53年10月に休日準夜間応急診療、昭和54年9月に休日応急歯科診療所を開設し、移転、改称を経て現在に至る。

**実績表**

■昼間における受診人数

年度	区分	総数	医師会	東部	竹の塚	江北
2		1,963(35)	780(13)	298(6)	544(9)	341(7)
3		4,640(65)	2,151(30)	614(9)	1,058(15)	817(11)
4		7,713(108)	3,904(55)	867(12)	1,585(22)	1,357(19)

■準夜間における受診人数				■歯科受診人数	
年度	区分	総数	医師会	竹の塚	竹の塚
2		13(4)	6(2)	7(2)	193(3)
3		0(0)	0(0)	0(0)	252(4)
4		718(17)	718(17)	0(0)	214(3)

令和3年4月～令和4年8月の準夜間応急診療は新型コロナウイルス感染症の影響で休止  
 令和4年9月から医師会館準夜間応急診療所のみ再開

■柔道整復施術人数

年度	区分	総数	東部地区	西部地区
2		117(2)	62(1)	55(1)
3		114(2)	63(1)	51(1)
4		118(2)	64(1)	54(1)


\*平成14年4月開始  
 1休日あたり東西2か所を開設

実績表の( )内は、診療日1日平均の受診人数

<b>3 1 平日夜間小児初期救急診療</b>		所管課																		
		衛生管理課																		
<b>根拠法令等</b>	平日夜間小児初期救急診療事業実施要綱 足立区小児初期救急診療協議会設置要綱																			
<p><b>目 的</b> 子どもの急病に対する医療不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p><b>事業内容</b> 足立区医師会館休日応急診療所の施設・設備を利用し、平日夜間における小児科の応急診療を行う。</p> <p><b>開始時期</b> 平成20年1月7日</p> <p>■診療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足立区医師会館 休日応急診療所</td> <td>中央本町三丁目4-4 足立区医師会館内</td> <td>(3880)1131</td> <td>月～金(休日、年末年始を除く) 午後7時30分～午後10時</td> <td>小児科</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>実績表</b> ■受診人数 ※ ( )内は診療日1日平均の受診人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>164 (0.7)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>263 (1.1)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>295 (1.2)</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	所在地	電話番号	受付時間	診療科目	足立区医師会館 休日応急診療所	中央本町三丁目4-4 足立区医師会館内	(3880)1131	月～金(休日、年末年始を除く) 午後7時30分～午後10時	小児科	年度	受診人数	2	164 (0.7)	3	263 (1.1)	4	295 (1.2)
施設名	所在地	電話番号	受付時間	診療科目																
足立区医師会館 休日応急診療所	中央本町三丁目4-4 足立区医師会館内	(3880)1131	月～金(休日、年末年始を除く) 午後7時30分～午後10時	小児科																
年度	受診人数																			
2	164 (0.7)																			
3	263 (1.1)																			
4	295 (1.2)																			


<b>3 2 障がい児歯科診療</b>		所管課																																																											
		衛生管理課																																																											
<b>根拠法令等</b>	障がい児歯科診療事業実施要綱																																																												
<p><b>目 的</b> 歯科診療を受ける機会が少ない障がい児に対し、医療不安を解消し、口腔状態の改善を図る。</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>ア 対象者 区内に居住する18歳未満の障がい児</p> <p>イ 診療場所 足立区歯科医師会口腔保健センター(足立区歯科医師会館内) 足立区千住一丁目5番5号 (3882)3882</p> <p>ウ 診療日時 毎週木・土曜日 午前9時～午後1時 (予約制)</p> <p><b>開始時期</b> 平成2年11月</p> <p><b>実績表</b> ■診療実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 年度</th> <th colspan="3" rowspan="2">受診者(人)</th> <th colspan="6">年 齢 別</th> <th rowspan="3">受 診 延人数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">0歳～5歳</th> <th colspan="2">6歳～11歳</th> <th colspan="2">12歳～</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>334</td> <td>236</td> <td>98</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>56</td> <td>23</td> <td>175</td> <td>68</td> <td>914</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>336</td> <td>239</td> <td>97</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>55</td> <td>18</td> <td>179</td> <td>72</td> <td>1,062</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>350</td> <td>242</td> <td>108</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>45</td> <td>25</td> <td>186</td> <td>75</td> <td>1,141</td> </tr> </tbody> </table>			区分 年度	受診者(人)			年 齢 別						受 診 延人数	0歳～5歳		6歳～11歳		12歳～		総数	男	女	男	女	男	女	男	女	2	334	236	98	5	7	56	23	175	68	914	3	336	239	97	5	7	55	18	179	72	1,062	4	350	242	108	11	8	45	25	186	75	1,141
区分 年度	受診者(人)						年 齢 別							受 診 延人数																																															
				0歳～5歳		6歳～11歳		12歳～																																																					
	総数	男	女	男	女	男	女	男	女																																																				
2	334	236	98	5	7	56	23	175	68	914																																																			
3	336	239	97	5	7	55	18	179	72	1,062																																																			
4	350	242	108	11	8	45	25	186	75	1,141																																																			





<b>3 3 健康危機管理</b>	所管課																																					
	衛生管理課																																					
<b>根拠法令等</b>	インフルエンザ等対策特別措置法																																					
<p><b>目 的</b></p> <p>「健康危機」とは、医薬品や化学物質、毒物劇物、食中毒、飲料水、感染症、その他の原因により住民の生命・健康が脅かされる事態と定義されている。また、「健康危機管理」とは、このような健康危機の事態に対して行われる健康被害の発生予防、治療など、拡大防止に関する業務である。</p>																																						
<p><b>事業内容</b></p> <p>■健康危機管理に関する主な動き</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">平成 15 年 1 月</td> <td>平成 14 年度に世田谷区内の病院で発生した院内感染による死亡事故を受け「院内感染対応マニュアル」を作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 月</td> <td>SARS 感染の非常事態に備え「足立区 SARS に関する健康危機管理調整会議」を開催。医療体制の確保、混乱防止、区民への広報・周知と相談体制等について外部の関係機関や庁内各部との連携強化を図った。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 19 年 11 月</td> <td>感染症法の改正に伴い「健康危機管理体制の整備と行動計画」改訂版を策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 21 年 1 月</td> <td>近隣諸国で拡大しつつある新型のインフルエンザの国内発生に伴う対応策として「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 月</td> <td>足立区新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに、発熱相談センターを開設（平成 22 年 4 月解散）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td>1 歳から小学 6 年生を対象に、新型インフルエンザワクチン集団接種を実施（全 2 回接種として、2 回目を平成 22 年 1 月に実施）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 23 年 1 月</td> <td>主に弱毒性対応の初期行動計画に対して、強毒性に対応する「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」改訂版を策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 24 年 5 月</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法制定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 25 年 4 月</td> <td>新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 鳥インフルエンザ（H7N9）対応マニュアル作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 26 年 5 月</td> <td>足立区熱中症対策調整会議設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 月</td> <td>特措法に基づく「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 27 年 6 月</td> <td>足立区デング熱対策調整会議設置 「足立区デング熱等対策行動計画」策定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 28 年 12 月</td> <td>鳥インフルエンザ（H5N6）対応マニュアル作成 足立区新型インフルエンザ等特定接種（公務員）に関する対応マニュアルの作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 30 年 3 月</td> <td>足立区新型インフルエンザ等発生時における住民接種マニュアルを作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成 31 年 4 月</td> <td>体制強化のため、感染症対策課を新設し、感染症業務を一元化集約</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年 2 月</td> <td>新型コロナウイルス（covid-19）の発生状況から危機管理部が足立区新型コロナウイルス対策本部を設置。全庁で対策にあたる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年 1 月</td> <td>新型コロナウイルスのワクチン接種事業を迅速かつ確実に実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 月</td> <td>新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等には先行して実施</td> </tr> </table>			平成 15 年 1 月	平成 14 年度に世田谷区内の病院で発生した院内感染による死亡事故を受け「院内感染対応マニュアル」を作成	5 月	SARS 感染の非常事態に備え「足立区 SARS に関する健康危機管理調整会議」を開催。医療体制の確保、混乱防止、区民への広報・周知と相談体制等について外部の関係機関や庁内各部との連携強化を図った。	平成 19 年 11 月	感染症法の改正に伴い「健康危機管理体制の整備と行動計画」改訂版を策定	平成 21 年 1 月	近隣諸国で拡大しつつある新型のインフルエンザの国内発生に伴う対応策として「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定	4 月	足立区新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに、発熱相談センターを開設（平成 22 年 4 月解散）	12 月	1 歳から小学 6 年生を対象に、新型インフルエンザワクチン集団接種を実施（全 2 回接種として、2 回目を平成 22 年 1 月に実施）	平成 23 年 1 月	主に弱毒性対応の初期行動計画に対して、強毒性に対応する「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」改訂版を策定	平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定	平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 鳥インフルエンザ（H7N9）対応マニュアル作成	平成 26 年 5 月	足立区熱中症対策調整会議設置	9 月	特措法に基づく「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定	平成 27 年 6 月	足立区デング熱対策調整会議設置 「足立区デング熱等対策行動計画」策定	平成 28 年 12 月	鳥インフルエンザ（H5N6）対応マニュアル作成 足立区新型インフルエンザ等特定接種（公務員）に関する対応マニュアルの作成	平成 30 年 3 月	足立区新型インフルエンザ等発生時における住民接種マニュアルを作成	平成 31 年 4 月	体制強化のため、感染症対策課を新設し、感染症業務を一元化集約	令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス（covid-19）の発生状況から危機管理部が足立区新型コロナウイルス対策本部を設置。全庁で対策にあたる。	令和 3 年 1 月	新型コロナウイルスのワクチン接種事業を迅速かつ確実に実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設	5 月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等には先行して実施
平成 15 年 1 月	平成 14 年度に世田谷区内の病院で発生した院内感染による死亡事故を受け「院内感染対応マニュアル」を作成																																					
5 月	SARS 感染の非常事態に備え「足立区 SARS に関する健康危機管理調整会議」を開催。医療体制の確保、混乱防止、区民への広報・周知と相談体制等について外部の関係機関や庁内各部との連携強化を図った。																																					
平成 19 年 11 月	感染症法の改正に伴い「健康危機管理体制の整備と行動計画」改訂版を策定																																					
平成 21 年 1 月	近隣諸国で拡大しつつある新型のインフルエンザの国内発生に伴う対応策として「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定																																					
4 月	足立区新型インフルエンザ対策本部を設置するとともに、発熱相談センターを開設（平成 22 年 4 月解散）																																					
12 月	1 歳から小学 6 年生を対象に、新型インフルエンザワクチン集団接種を実施（全 2 回接種として、2 回目を平成 22 年 1 月に実施）																																					
平成 23 年 1 月	主に弱毒性対応の初期行動計画に対して、強毒性に対応する「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」改訂版を策定																																					
平成 24 年 5 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定																																					
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 鳥インフルエンザ（H7N9）対応マニュアル作成																																					
平成 26 年 5 月	足立区熱中症対策調整会議設置																																					
9 月	特措法に基づく「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定																																					
平成 27 年 6 月	足立区デング熱対策調整会議設置 「足立区デング熱等対策行動計画」策定																																					
平成 28 年 12 月	鳥インフルエンザ（H5N6）対応マニュアル作成 足立区新型インフルエンザ等特定接種（公務員）に関する対応マニュアルの作成																																					
平成 30 年 3 月	足立区新型インフルエンザ等発生時における住民接種マニュアルを作成																																					
平成 31 年 4 月	体制強化のため、感染症対策課を新設し、感染症業務を一元化集約																																					
令和 2 年 2 月	新型コロナウイルス（covid-19）の発生状況から危機管理部が足立区新型コロナウイルス対策本部を設置。全庁で対策にあたる。																																					
令和 3 年 1 月	新型コロナウイルスのワクチン接種事業を迅速かつ確実に実施するため、新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設																																					
5 月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等には先行して実施																																					





令和4年1月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の追加接種（3回目接種）を開始
2月	新型コロナウイルスワクチン小児（5～11歳）初回接種を開始
令和4年5月	新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）を開始（主に高齢者）
9月	新型コロナウイルスワクチン小児（5～11歳）追加接種（3回目接種）開始
10月	新型コロナウイルスワクチン一般区民の令和4年秋開始接種を開始 新型コロナウイルスワクチン乳幼児（6か月～4歳）初回接種を開始

<b>3 4 原爆被爆者見舞金</b>		所管課									
		衛生管理課									
<b>根拠法令等</b>	足立区原爆被爆者見舞金支給要綱										
<p><b>目 的</b>                  原子爆弾の被爆者に対して見舞金を支給することにより、被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p><b>事業内容</b>                  ア・イの要件をいずれも満たす被爆者1人につき、年額1万円の見舞金を支給する。                  ア 当該年の7月1日に足立区に住所を有する者であること。                  イ 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条第3号の規定により、被爆者健康手帳の交付を受けている者であること。</p> <p><b>開始時期</b> 平成31年4月</p> <p><b>実績表</b>                  ■見舞金支給状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td><b>4</b></td> <td><b>92</b></td> </tr> </tbody> </table>				年度	支給件数	2	102	3	97	<b>4</b>	<b>92</b>
年度	支給件数										
2	102										
3	97										
<b>4</b>	<b>92</b>										

<b>1 感染症の診査に関する協議会</b>	所管課	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 
	感染症対策課	
<b>根拠法令等</b>	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 足立区感染症の診査に関する協議会条例、同施行規則 足立区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則	
<b>設置の目的</b> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の的確な運用を図る。		
<b>審議事項</b> 就業制限、入院勧告、入院延長勧告及び医療費公費負担申請の適否について審議する。		
<b>委員</b> 委員数 6名 任期 2年 (令和3年4月1日～令和5年3月31日) ※令和2年4月1日～令和4年3月31日)		
<b>開始時期</b> 平成11年4月1日 (前組織) 足立区結核の診査に関する協議会 足立区結核の診査に関する協議会条例 (昭和50年足立区条例第5号)		
<b>開催実績</b> 毎月2回開催		

<b>2 大気汚染障害者認定審査会</b>	所管課	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 
	衛生管理課	
<b>根拠法令等</b>	足立区大気汚染障害者認定審査会条例 足立区大気汚染障害者認定審査会条例施行規則	
<b>設置の目的</b> 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(東京都)に基づき、認定を行うにあたって必要な調査審議を行い、区長に意見を述べること及び医学的に同法の的確な運用を図る。		
<b>審議事項</b> 大気汚染障害者の認定に係る必要な調査審議を行う。		
<b>委員</b> 委員数 4名 任期 2年(令和5年4月1日～令和7年3月31日)		
<b>開始時期</b> 昭和50年4月1日		
<b>開催実績</b> 毎月1回開催		

<b>3 公害健康被害認定審査会</b>		所管課	
		衛生管理課	
<b>根拠法令等</b>	足立区公害健康被害認定審査会条例 足立区公害健康被害認定審査会条例施行規則		
<p><b>設置の目的</b>                  公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、補償費等の支給を適正かつ迅速に行うため、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから区長が委嘱した委員により組織され、区長に対し必要な意見を述べる。</p> <p><b>審議事項</b>                  被認定者の認定更新及び障がいの程度についての審査を行う。</p> <p><b>委員</b>                  委員数 11名                  任期 2年(令和4年3月1日～令和6年2月29日)</p> <p><b>開始時期</b>                  昭和51年3月1日</p> <p><b>開催実績</b>                  毎月1回開催</p>			
<b>4 公害健康被害補償診療報酬審査会</b>		所管課	
		衛生管理課	
<b>根拠法令等</b>	足立区公害健康被害補償診療報酬審査会条例 足立区公害健康被害補償診療報酬審査会条例施行規則		
<p><b>設置の目的</b>                  公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、医療費の支給を適正かつ迅速に行うため、医学、薬学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから区長が委嘱した委員により組織され、区長に対し必要な意見を述べる。</p> <p><b>審議事項</b>                  診療内容及び診療報酬その他区長が必要と認めた事項についての審査を行う。</p> <p><b>委員</b>                  委員数 5名                  任期 2年(令和4年4月1日～令和6年3月31日)</p> <p><b>開始時期</b>                  昭和51年4月1日</p> <p><b>開催実績</b>                  毎月1回開催(2日間)</p>			

### 5 保健所運営協議会【令和2年度廃止(※)】

(※) 現在、保健衛生分野だけでなく福祉分野も含めた総合的な協議は、地域保健福祉推進協議会で行っており、議事内容も重複していることから、当協議会については廃止した。

## 1 沿革

- 昭和12年 4月 結核予防を主眼とした保健所法（昭和12年法律第42号）公布
- 14年 3月 東京市立足立健康相談所として足立区千住高砂町98番地に開設  
4月 健康相談所に東京市立足立小児保健所を併設  
9月 健康相談所に東京市立足立児童健康指導所を併設
- 18年 6月 足立健康相談所及び足立小児保健所を廃止し、東京市立足立保健所を開設  
7月 東京都制施行
- 19年10月 東京都足立保健所と足立児童健康指導所が統合し、東京都足立高砂保健所と改称  
逋信省所管の足立簡易保険健康相談所の移管を受け、東京都足立龍田保健所と改称
- 20年 4月 足立龍田保健所、戦災により焼失  
6月 足立高砂保健所を東京都足立保健所と改称
- 22年 3月 足立保健所を東京都第五保健所と改称
- 23年10月 改正保健所法の施行に伴い、足立区役所衛生課と統合し、東京都足立保健所（4課17係）と改称して発足
- 27年 8月 東京都千住保健所（千住仲町76番地）が、足立保健所から分離独立
- 31年 7月 足立保健所、千住弥生町34番地（現 中央本町1-5-3）に新庁舎建設移転
- 32年 4月 保健所に優生保護相談所を併設
- 40年 4月 39年7月の地方自治法の一部改正により、伝染病予防法・トラホーム予防及び寄生虫予防に関する事務、予防接種法・結核予防法等の業務の一部が、都から足立区に移管される。  
（なお、予防接種法・結核予防法に定める区長の権限に属する事務等は、保健所長が区長から再委任を受けている。）
- 44年12月 機構改革により、衛生課・予防課に主査制がしかれる。
- 45年 4月 千住保健所東和保健相談所（東和4-10-3）開設
- 46年 4月 千住保健所江北保健相談所（江北6-16-2-101）開設  
足立保健所竹の塚保健相談所（竹の塚6-18-12-101）開設
- 47年 3月 千住保健所の新庁舎完成
- 48年 9月 竹の塚休日診療所（竹の塚2-25-21 教育センター内）開設  
10月 千住休日診療所（千住仲町15 足立区医師会館内）開設  
綾瀬休日診療所（東綾瀬1-5-17 東部区民福祉センター内）開設
- 50年 4月 地方自治法の一部改正に伴い、区内の2保健所、3保健相談所が都から足立区に移管（薬剤師法等業務に関する事務が都直轄となり、医療係は医務担当主査となる。）  
4月 衛生部（管理課）を設置し、保健衛生行政事業の総合調整を開始  
9月 公害健康被害補償担当主査設置  
12月 公害健康被害補償法に基づく第一種地域（大気系）の指定を受ける。
- 51年 1月 江北休日診療所（江北6-16-2-101 江北保健相談所内）開設  
4月 衛生部業務課を設置、公害健康補償担当主査及び衛生係が管理課から移管
- 52年 4月 衛生部管理課保健係及び予防係を組織変更し、保健予防係となる。衛生部管理課に保健計画担当主査を設置
- 53年 4月 綾瀬休日診療所を東和保健相談所内に移転し、東和休日診療所として開設  
8月 足立区保健センター（伊興町前沼1157-6）竣工  
9月 足立保健所、保健センター内に移転  
10月 足立区保健センター開設
- 54年 1月 竹の塚休日診療所を竹の塚保健相談所内（竹の塚6-28-12-101）移転  
3月 竹の塚保健相談所を中央本町保健相談所と改称し、旧足立保健所跡（中央本町1-5-3）に移転し、旧竹の塚保健相談所施設を足立保健所分室と改称

#### IV 資料

- 54年 9月 竹の塚休日歯科診療所（竹の塚6-18-12-101足立保健所分室内）開設
- 56年 3月 足立区保健衛生教育員及び足立区伝染病予防員廃止
- 57年 3月 千住保健所東和保健相談所及び東和休日診療所、東和3-12-9に移転  
4月 足立保健所所管区域の一部（綾瀬川以東）を千住保健所所管区域に編入
- 58年 3月 千住保健所江北保健相談所及び江北休日診療所、西新井本町2-30-40に新庁舎建設  
移転 足立区保健センター廃止  
4月 足立保健所及び千住保健所の所管区域を変更  
所管区域の変更に伴い、足立保健所中央本町保健相談所を千住保健所中央本町保健相談所、  
千住保健所江北保健相談所を足立保健所江北保健相談所と改称  
足立・千住保健所庶務課普及係及び衛生部管理課保健計画主査を廃止し、管理課に保健計  
画係を設置
- 60年 2月 千住保健所中央本町保健相談所、改築のため仮設庁舎（中央本町1-16-1）に移転
- 61年 4月 衛生部管理課を衛生部健康管理課に名称変更  
9月 千住保健所中央本町保健相談所、中央本町1-5-3に新庁舎建設移転  
10月 衛生試験所（千住保健所中央本町保健相談所に併設）開設
- 63年 3月 公害健康被害の補償に関する法律の施行により、第1種地域（大気系）の指定解除  
4月 衛生部業務課公害保健係を廃止
- 平成 2年 4月 衛生部次長を廃止し、衛生部主幹（保健医療担当）を設置  
衛生部健康管理課に健康管理主査を置く  
3年 4月 衛生部主幹（保健医療担当）を衛生部参事（保健医療）に改める。  
5年 4月 衛生部参事（保健医療）を廃止し、衛生部次長を設置  
業務課を保健推進課に改め公害補償係と保健予防係を所管し、防疫指導係を廃止  
6年 6月 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律可決（7月1日施行）により保健  
所法が地域保健法に改正  
7年 4月 計画・調整機能強化のため、衛生部に副参事（地域保健計画推進）を設置  
健康管理課から計画調整主査を移管  
保健所・保健相談所の事業実施体制の整備、強化を図るため、衛生指導課に食品衛生係、  
環境衛生係を設置 保健予防課及び保健相談所に保健指導係を設置
- 8年 4月 衛生部健康管理課を衛生部保健管理課に変更  
9月 竹の塚休日診療所及び竹の塚休日歯科診療所を竹の塚センター（竹の塚2-25-17）  
に移転
- 9年 4月 地域保健法施行、保健所・保健相談所の実施体制の整備、強化を図るため、足立保健所保  
健予防課保健指導第一係を設置、既存の保健指導係を保健指導第二係と改称
- 10年 1月 地域生活支援センター（竹の塚6-18-12-101）開設  
4月 足立保健所保健予防課成人保健係を設置、既存の業務係を母子保健係と改称
- 11年 12月 千住保健所、千住仲町19-3（複合施設千住庁舎新設）に移転
- 12年 4月 衛生部・保健所の組織を再編  
衛生部に衛生管理課、衛生試験所を設置、従来の2保健所3保健相談所体制を1保健所2  
課5保健総合センター体制に再編  
足立保健所に生活衛生課、健康推進課、中央本町保健総合センター、竹の塚保健総合セン  
ター第一課・第二課、江北保健総合センター、千住保健総合センター、東和保健総合セン  
ターを設置
- 13年 4月 足立保健所生活衛生課保健総務係を生活衛生係に改め、所管事項に害虫等駆除を加え環境  
衛生担当係長を設置
- 14年 3月 「健康あだち21」行動計画策定



- 14年 4月 衛生部組織と保健所組織一体化のため、衛生部衛生管理課を衛生部足立保健所衛生管理課に、また、足立保健所を衛生部足立保健所に変更  
「健康あだち21」等執行体制強化のため、副参事（特命）及び調整担当係長を設置  
地域生活支援センター（就労支援係、生活支援係）を（財）社会福祉協議会から移管
- 15年 4月 竹の塚保健総合センター第一課、第二課を廃止し、竹の塚保健総合センターを設置 千住  
休日応急診療所を医師会館（中央本町3-4-4）に移転し、足立区医師会館休日応急診  
療所に改称  
5月 健康増進法施行  
10月 マンモグラフィによる乳がん検診導入
- 16年 4月 足立保健所衛生管理課を衛生部衛生管理課に変更  
衛生部に副参事（保健計画）及び保健計画担当係長を設置  
衛生部衛生試験所を足立保健所衛生試験所に変更  
足立保健所の副参事（特命）及び調整担当係長を廃止  
足立保健所生活衛生課生活衛生係、衛生調整担当係長を廃止、環境衛生係を環境衛生監視  
係に改称  
足立保健所健康推進課に健康づくり係を設置、健康推進担当係長を健康づくり担当係長に  
改称  
地域生活支援センターに育成支援担当係長を設置
- 17年 4月 足立保健所竹の塚保健総合センター、竹の塚休日応急診療所、竹の塚休日応急歯科診療所  
を西竹の塚1-11-2（エミエルタワー竹の塚2階）に移転  
足立保健所健康推進課の母子保健係を健康推進係に改称し、健康づくり係を廃止、健康づ  
くり担当係長及び成人保健担当係長を設置、中央本町及び東和保健総合センターに地域保  
健担当係長を設置  
子宮がん検診の対象年齢引き下げ（30歳以上→20歳以上）  
前立腺がん検診の導入（60歳から64歳の男性対象）
- 18年 4月 障害者自立支援法施行  
足立保健所竹の塚保健総合センターの担当区域の一部を中央本町保健総合センター及び江  
北保健総合センターへ変更  
衛生部副参事（保健計画）の保健計画担当係長を廃止  
足立保健所健康推進課成人保健担当係長及び疾病対策係、公衆衛生担当係長を廃止  
同健康推進課に保健医療係を設置  
足立保健所中央本町保健総合センターに公衆衛生担当係長を設置  
足立保健所竹の塚保健総合センターに事務調整担当係長を設置  
足立保健所東和保健総合センターの公衆衛生担当係長を廃止  
地域生活支援センターの育成支援担当係長を廃止
- 19年 3月 「足立区食育推進計画」を策定  
4月 足立保健所竹の塚保健総合センターの事務調整担当係長を廃止
- 20年 1月 平日夜間小児初期救急診療の開始  
4月 医療制度改革により特定健診・特定保健指導、後期高齢者医療制度などの開始  
足立保健所生活衛生課の環境衛生担当係長及び食品保健担当係長を廃止  
足立保健所健康推進課に成人保健担当係長及び地域支援担当係長を設置  
地域生活支援センターの就労支援係及び生活支援係を廃止し指定管理者による運営を開始  
（精神障害者自立支援センター（ふれんどりい）に名称を変更）  
ピロリ菌抗体検査を導入（5年間の試行）  
5月 足立保健所生活衛生課の医薬衛生係に医療安全相談窓口を設置
- 21年 1月 「足立区新型インフルエンザ対策行動計画」を策定

## IV 資料

- 21年 3月 「足立区保健衛生計画」（平成21年度～23年度）の改正  
4月 生活習慣病予防と特定健診・保健指導の動議付けを目的に若年者健診（35歳の区民健診）を開始  
新型インフルエンザの世界的流行により、「足立区新型インフルエンザ対策本部」を区長室に設置  
5月 衛生部副参事（健康づくり担当）を設置
- 22年 4月 「足立区新型インフルエンザ対策本部」を解散  
足立保健所生活衛生課に食品衛生担当係長を設置  
足立保健所健康推進課を廃止し、保健予防課（保健予防係、保健医療係、精神保健担当係長、こころといのち支援担当係長）と健康づくり課（健診事業係、健康づくり係、事業調整担当係長）を設置  
衛生部副参事（健康づくり担当）を廃止、足立保健所衛生試験所に担当課長を設置  
6月 日本脳炎予防接種の積極的勧奨を再開
- 23年3月11日 東日本大震災発生  
(14時46分) 【規模】三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震  
・マグニチュード9.0、最大震度7  
3月 【震災関連】足立区災害対策本部設置  
東京都が東京都武道館に避難所を開設（足立区職員応援）  
4月 足立保健所にこころといのち支援担当課長を設置  
【震災関連】被災地（福島県及び宮城県など）保健師を中心とする衛生部職員を派遣  
5月 MR予防接種の4期対象年齢（高2まで）拡大（平成24年3月31日までの時限）  
【震災関連】足立区災害対策本部解散
- 24年 4月 足立保健所生活衛生課に庶務係を設置（足立保健所の庶務管理機能を集約）  
併せて同課の住居衛生係を廃止し、生活衛生担当係長を設置  
足立保健所中央本町保健総合センター診療放射線担当係長を足立保健所保健予防課に移設  
9月 不活化ポリオワクチンの定期接種導入
- 25年 3月 足立保健所改修工事のため中央本町保健総合センターが梅島2-2-2、衛生試験所が入谷8-11-1へ仮移転  
4月 健康づくり課とこころといのち支援担当課長を廃止し、保健予防課とこころとからだの健康づくり課を設置  
ヒブ・肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンを定期接種化  
先天性風しん症候群発生防止のための緊急予防接種助成開始（平成26年3月末まで）  
6月 足立保健所改修工事のため、生活衛生課が中央本町1-12-24へ仮移転  
子宮頸がんワクチン予防接種の積極的勧奨中止  
9月 「足立区糖尿病対策アクションプラン」策定
- 11月 健康あだち21（第二次）行動計画（平成25年度～平成34年度）作成
- 26年 3月 足立保健所改修工事完了のため、生活衛生課、中央本町保健総合センター、衛生試験所が、中央本町1-5-3へ戻る  
4月 足立保健所保健予防課診療放射線担当係長を足立保健所竹の塚保健総合センターに移設  
肺がん検診、結核検診を足立区医師会へ委託、受託検診の廃止  
次長制の廃止  
こころとからだの健康づくり課健康づくり担当係長を糖尿病対策担当係長に名称変更  
9月 「足立区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定  
「足立区糖尿病対策アクションプラン（改訂版）」策定  
「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」策定  
10月 水痘ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンを定期接種化

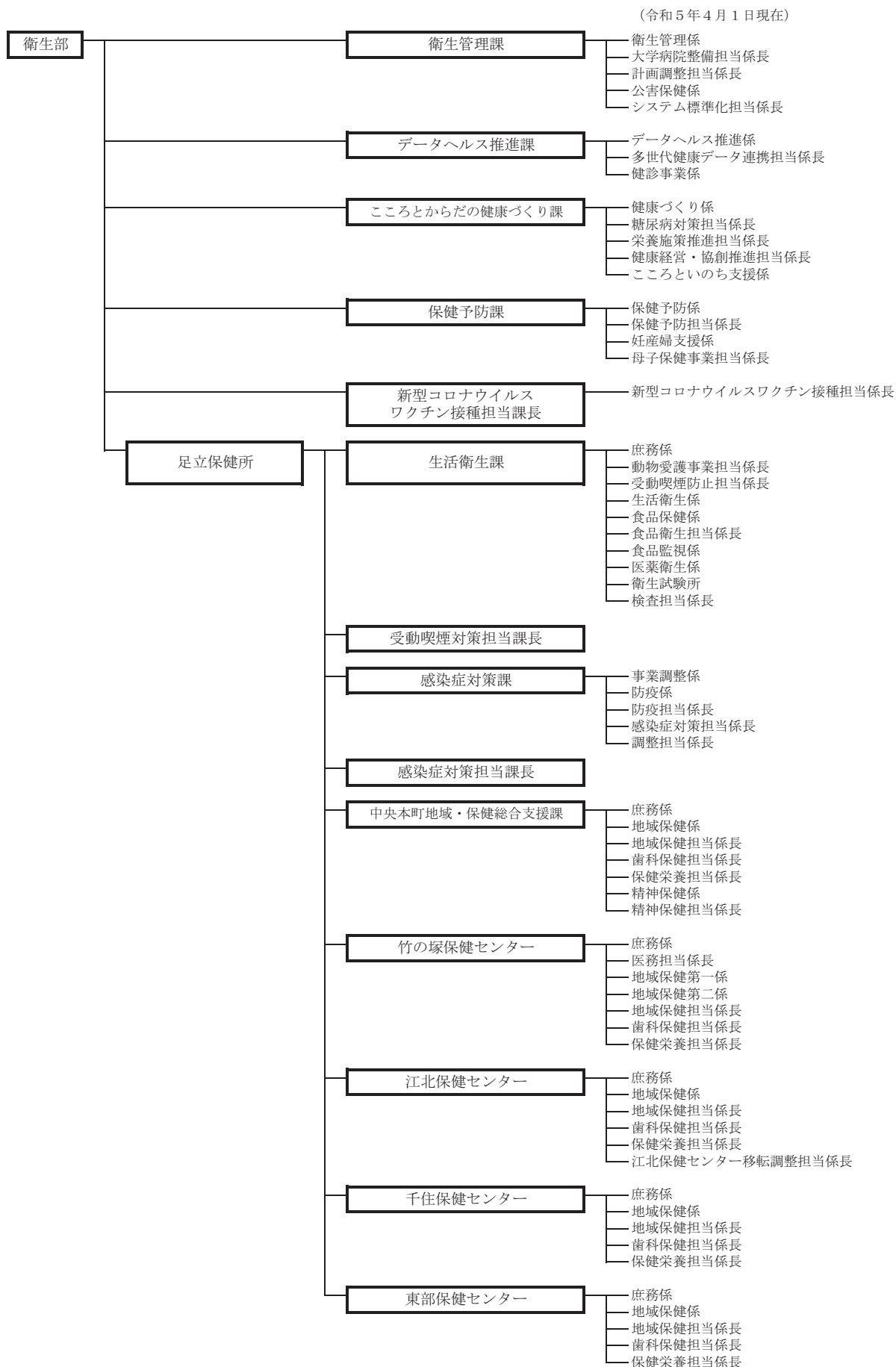


- 27年 4月 足立保健所中央本町保健総合センターを足立保健所中央本町地域・保健総合支援課へ名称変更  
足立保健所ころとからだの健康づくり課を衛生部ころとからだの健康づくり課へ移設  
足立保健所ころとからだの健康づくり課精神保健係、精神保健担当係長を廃止  
足立保健所中央本町地域・保健総合支援課へ精神保健係、精神保健担当係長を設置  
足立保健所衛生試験所を足立保健所生活衛生課へ移設（係組織へ変更）  
足立保健所保健予防課感染症対策係を新設  
足立保健所竹の塚保健総合センター診療放射線担当係長を廃止
- 6月 「足立区デング熱等対策行動計画」策定
- 7月 難病患者の医療費助成対象疾病の拡大（27年1月に110疾病、7月に306疾病に拡大）  
糖尿病重症化予防フォロー事業の開始  
足立保健所東和保健総合センターが大谷田3-11-13に一時移転
- 28年 4月 衛生部衛生管理課に事業再編担当係長を時限的に新設  
足立保健所保健予防課健診事業係を衛生部衛生管理課健診保健サービス係へ移設  
足立保健所保健予防課に妊産婦支援係を新設  
足立保健所竹の塚保健総合センター、江北保健総合センター、千住保健総合センターの名称を竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターとし、東和保健総合センターの名称を東部保健センターと変更  
29年4月からの足立保健所窓口等運營業務委託に向けて中央本町地域・保健総合支援課および竹の塚保健総合センターに派遣職員が入り窓口業務と業務委託準備業務を行う。  
妊産婦支援（あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP））を本格実施  
妊婦健康診査にHIV検査、子宮頸がん検診の項目が追加  
がん検診等の受診勧奨について、個別に受診可能な健診を全て表記する総合受診券方式を導入  
BCG接種が全て医療機関での個別接種となる。（23区乗り入れ可能）
- 10月 B型肝炎ワクチンが定期接種となる
- 29年 1月 精神障がい者自立支援センター「ふれんどりい」が、隣地（竹の塚6-18-4）へ移転
- 4月 データヘルス推進課新設 衛生管理課から健診保健サービス係を移管し、健診事業係とする。国民健康保険課から特定健診・特定保健指導、ジェネリック医薬品普及事務が移管される。  
環境調査事務を生活衛生課から生活環境保全課への移管  
中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センターの受付業務の外部委託を実施  
乳がん検診の視触診検査を廃止する。  
成人歯科健診対象者の拡大（45,55歳を追加し、20歳から70歳まで5歳間隔とする）  
妊婦歯科健診実施  
足立区糖尿病対策アクションプラン「おいしい給食・食育対策編」策定  
難病患者の医療費助成対象疾病の拡大（330疾病）  
小児慢性疾患対象疾病の拡大（722疾病）
- 30年 3月 「足立区糖尿病対策アクションプラン」及び「足立区糖尿病対策アクションプランー歯科口腔保健対策編ー」について中間見直しによる改定版を作成  
「足立区自殺対策計画」策定  
思春期ダイケアを竹の塚保健センター、江北保健センターの2か所に集約し、中央本町地域・保健総合支援課、千住保健センター、東部保健センターは終了とする。
- 30年 4月 インターネットゲートキーパー開始  
骨髄等移植ドナー支援事業開始

#### IV 資料

- 10月 北海道胆振地震(30.9.6)発生により衛生部職員被災地派遣(厚真町) 保健師3名、事務1名 10/21(日)~10/26(金)5泊6日
- 11月 風しん患者が急増し、19歳以上の男女を対象に抗体検査を風しんの蔓延防止対策として 拡充して実施
- 31年 1月 障害者保健福祉手帳1級所持者が心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となる。
- 31年 4月 感染症対策課新設。感染症業務の集中化を図る。  
乳がん・子宮がん検診の自己負担金をワンコイン化(500円)に引き下げ  
75歳以上の区民を対象に高齢者インフルエンザ予防接種費用を全額助成とする。  
風しん抗体検査の医療機関受診を開始。1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性を対象に風しん予防接種費用を全額助成する。  
新生児聴覚検査費用助成の開始
- 令和元年 7月 胃がん内視鏡検診を開始
- 10月 元気な職場づくり応援事業(健康経営)を開始
- 令和2年 2月 新型コロナウイルス(covid-19)が国内まん延。危機管理部が足立区新型コロナウイルス 対策本部会議を設置。
- 3月 思春期ダイケアを竹の塚保健センター1か所に集約し、江北保健センターは終了とする。
- 令和2年 4月 特定不妊治療及び男性不妊治療費用の一部助成を開始  
子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業を開始
- 5月 スマイルママ面接(保健師等による妊婦全数面接)を開始
- 9月 デイサービス型産後ケアを開始
- 10月 ロタウイルスワクチンの定期接種化  
高齢者インフルエンザ予防接種費用の全額助成及び任意接種制度開始
- 令和3年 1月 新型コロナウイルスワクチン接種担当部を新設
- 4月 精神障がい者措置入院者退院後支援を開始  
ファーストバースデーサポート・多胎児家庭移動支援を開始
- 5月 新型コロナウイルスワクチン一般区民の初回接種を開始。医療従事者等は先行して実施
- 10月 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の全額助成
- 令和4年 1月 新型コロナウイルスワクチン一般区民の追加接種(3回目接種)を開始
- 2月 新型コロナウイルスワクチン小児(5~11歳)初回接種を開始
- 令和4年 4月 宿泊型産後ケアを委託医療機関において開始  
HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)ワクチン予防接種の積極的勧奨再開
- 5月 新型コロナウイルスワクチン追加接種(4回目接種)を開始(主に高齢者が対象)
- 9月 新型コロナウイルスワクチン小児(5~11歳)追加接種(3回目接種)を開始  
新型コロナウイルスワクチン一般区民の令和4年秋開始接種を開始
- 10月 新型コロナウイルスワクチン乳幼児(6か月~4歳)初回接種を開始  
3歳児健康診査における「目の屈折検査」を開始
- 令和5年1月 特定不妊治療費(先進医療)の区の上乗せ助成を開始

2 行政組織



### 3 事務分掌

#### 衛生部

##### 衛生管理課

###### 衛生管理係

- 1 保健衛生行政の調整に関する事。
- 2 保健所との連絡調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る広報及び報告に関する事。
- 4 保健医療及び歯科保健協議会に関する事。
- 5 保健衛生団体等への助成に関する事。
- 6 公衆浴場の事業助成に関する事。
- 7 人口動態等の統計及び調査に関する事(医療関係を除く。)
- 8 障がい児歯科診療事業に関する事。
- 9 休日応急診療所等に関する事。
- 10 小児初期救急診療事業に関する事。
- 11 保健衛生に係る人材育成及び教育に関する事。
- 12 原子爆弾被爆者に関する事。
- 13 健康危機管理の調整に関する事。
- 14 医療関係団体の調整に関する事。
- 15 部の調整管理に関する事。
  - (1) 部内の調整管理
  - (2) 部内事業に係る他の部局との調整
- 16 部内他の課及び係に属しない事。

###### 大学病院整備担当係長

- 1 大学病院整備に関する事。
- 2 保健衛生業務の調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る計画等の推進に関する事。
- 4 保健所の整備に関する事。
- 5 保健衛生情報の収集、解析、発信及び開発に関する事。
- 6 医療計画の調整に関する事。
- 7 医務、薬事、食品及び環境関係等の行政処分に関する事。
- 8 その他部内の政策に係る調整管理に関する事。

###### 計画調整担当係長

- 1 保健師業務の調整に関する事。
- 2 保健衛生業務の調整に関する事。
- 3 保健衛生に係る計画等の推進に関する事。

###### 公害保健係

- 1 公害保健福祉事業及び健康被害予防事業に関する事。
- 2 公害健康被害補償の認定及び給付に関する事。
- 3 公害健康被害認定審査会及び診療報酬審査会に関する事。
- 4 大気汚染健康障害者に対する医療費助成の申請の受理及び認定等に関する事。
- 5 大気汚染障害者認定審査会に関する事。
- 6 石綿による健康被害救済制度の申請受理等に関する事。

###### システム標準化担当係長

- 1 保健衛生システムの標準システム移行に関する事。
- 2 保健衛生システムの管理運営、調整及び開発支援に関する事。

## データヘルス推進課

### データヘルス推進係

- 1 各部健康施策の企画調整に関すること。
- 2 特定健康診査及び特定保健指導の企画調整に関すること。
- 3 特定健康診査及び特定保健指導以外の健康教育、健康相談等の企画調整に関すること。
- 4 ジェネリック医薬品普及啓発の企画調整に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

### 多世代健康データ連携担当係長

- 1 健康データの収集及び分析に関すること。
- 2 歯科口腔保健対策に関すること。
- 3 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

### 健診事業係

- 1 各種健(検)診に関すること。
- 2 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

## こころとからだの健康づくり課

### 健康づくり係

- 1 健康づくり事業に関すること。
- 2 「健康あだち21(第二次)行動計画」の推進に関すること。
- 3 糖尿病対策に関すること。
- 4 健康教育に関すること。
- 5 保健栄養及び食育に関すること。
- 6 受動喫煙防止に係る啓発に関すること。
- 7 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。
- 8 課内他の係に属しないこと。

### 糖尿病対策担当係長

- 1 糖尿病対策に関すること。
- 2 健康づくり事業の企画、調整に関すること。
- 3 食育事業の企画、調整に関すること。

### 栄養施策推進担当係長

- 1 栄養関連データの収集及び分析に関すること。
- 2 栄養施策に係る企画・立案及び評価に関すること。
- 3 栄養施策機能の一元化を図るための庁内連絡調整に関すること。

### 健康経営・協創推進担当係長

- 1 健康経営に関すること。
- 2 糖尿病対策及び受動喫煙対策の協働・協創推進に関すること。

### こころといのち支援係

- 1 自殺対策に関すること。
- 2 こころの健康づくりに関すること。

## 保健予防課

### 保健予防係

- 1 母子保健に関すること。
- 2 予防接種に関すること。
- 3 養育医療に関すること。
- 4 小児慢性疾患医療費助成に関すること。

## IV 資料

- 5 難病医療費助成等に関すること。
- 6 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。
- 7 課内他の係に属しないこと。

### 保健予防担当係長

- 1 保健予防施策の連絡調整に関すること。
- 2 保健分野の調査及び研究に関すること。

### 妊産婦支援係

- 1 妊産婦の相談・支援に関すること。
- 2 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関すること。

### 母子保健事業担当係長

- 1 妊産婦の相談・支援に関すること。
- 2 母子保健施策の連絡調整に関すること。

## 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長

### 新型コロナウイルスワクチン接種担当係長

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること。

## 足立保健所

### 生活衛生課

#### 庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 3 使用料等の収納管理に関すること。
- 4 施設の維持管理に関すること。
- 5 狂犬病の予防に関すること。
- 6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導等に関すること。
- 7 迷惑鳥獣に係る相談に関すること。
- 8 課内他の係に属しないこと。

#### 動物愛護事業担当係長

- 1 動物愛護に関すること。
- 2 飼い主のいない猫対策に関すること。

#### 受動喫煙防止担当係長

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

#### 生活衛生係

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場、公衆浴場、温泉、墓地、水道施設、特定建築物、プール及び住居衛生に関すること。
- 2 環境衛生関係施設の許認可及び監視等に関すること。
- 3 環境衛生に係る普及、啓発に関すること。
- 4 環境衛生関係法令に係る調整に関すること。
- 5 環境衛生関係団体の育成に関すること。
- 6 環境衛生に係る調査及び研究に関すること。
- 7 住宅宿泊事業法に基づく届出に関すること。
- 8 ねずみ・衛生害虫等に関すること。



- 9 飲み水等に関すること。

### 食品保健係

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関すること。
- 2 食品衛生事業に係る企画、調整に関すること。
- 3 食品衛生に係る普及、啓発に関すること。
- 4 食品衛生に係る統計に関すること。
- 5 調理師法、製菓衛生師法及びふぐの取扱い規制条例に関すること。
- 6 食品衛生推進員制度に関すること。
- 7 食品衛生に係る他の自治体等との連絡調整に関すること。
- 8 食品衛生関係団体の育成に関すること。

### 食品衛生担当係長

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関すること。
- 2 食品衛生関係法令に係る調整に関すること。
- 3 食鳥処理業に関すること。
- 4 化製場等に関すること。
- 5 食品衛生関係団体の育成に関すること。

### 食品監視係

- 1 担当地区における食品関係の営業許可及び監視指導に関すること。
- 2 食中毒の予防に関すること。
- 3 食品等の試験検査に関すること。
- 4 食品衛生に係る特別及び緊急監視に関すること。
- 5 食品関係業者の自主的衛生管理体制への支援及び育成に関すること。
- 6 食品衛生に係る調査及び研究に関すること。

### 医薬衛生係

- 1 医療法に基づく施設の許可等及び監視指導に関すること。
- 2 薬事関係法令に基づく施設の許可等及び監視指導に関すること。
- 3 登録衛生検査所に関すること。
- 4 医療従事者免許に関すること。
- 5 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 7 医療関係に係る統計及び調査に関すること。
- 8 医療に関する相談受付・普及啓発に関すること。

### 衛生試験所

- 1 食品・水等の試験検査に関すること。
- 2 腸管系感染症の検査に関すること。
- 3 結核の検査に関すること。
- 4 試験検査に関する科学的情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 5 試験検査の精度管理に関すること。
- 6 地方衛生研究所全国協議会に関すること。

### 検査担当係長

- 1 食品・水等の試験検査に関すること。
- 2 腸管系感染症の検査に関すること。
- 3 結核の検査に関すること。
- 4 エイズ及び性感染症等の検査に関すること。
- 5 試験検査に関する科学的情報の収集、解析及び提供に関すること。
- 6 試験検査の精度管理に関すること。



- 7 地方衛生研究所全国協議会に関すること。

## 受動喫煙対策担当課長

- 1 受動喫煙防止対策に関すること。

## 感染症対策課

### 事業調整係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 3 感染症対策（感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。）及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 4 エイズ及び性感染症の検査に関すること。
- 5 感染症医療費助成に関すること。
- 6 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 7 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- 8 課内他の係に属しないこと。

### 防疫係

- 1 感染症対策（感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。）及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 2 感染症に係る保健指導・相談に関すること。
- 3 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 4 感染症予防・対策活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 5 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 6 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

### 防疫担当係長

- 1 感染症の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 感染症の業務の調整に関すること。

### 感染症対策担当係長

- 1 感染症対策（感染症法に基づく獣医師からの届出受理、動物等の調査及び指導に関することを除く。）及び感染症の診査に関する協議会に関すること。
- 2 感染症に係る保健指導・相談に関すること。
- 3 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 4 感染症予防・対策活動における調査、研究及び人材育成に関すること。
- 5 感染症対策に係る普及啓発に関すること。
- 6 所管事務に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

### 調整担当係長

- 1 感染症対策業務の調整に関すること。

## 感染症対策担当課長

- 1 感染症対策に関すること。

## 中央本町地域・保健総合支援課

### 庶務係

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 3 使用料等の収納管理に関すること。
- 4 難病の機器貸与事業等に関すること。

- 5 予防接種に関すること。
- 6 各種医療費助成等の申請受理に関すること。
- 7 各種健(検)診に関すること。
- 8 健康づくり事業に関すること。
- 9 母性、乳幼児の健康診査等に関すること。
- 10 課内他の係に属しないこと。

### 地域保健係

- 1 地域の実態把握と保健師活動の計画及び評価に関すること。
- 2 地域の組織、機関等との連携及び調整に関すること。
- 3 地域の健康づくり事業に関すること。
- 4 地域の健康経営に関すること。
- 5 健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防に関すること。
- 6 精神保健福祉及び難病の保健指導・相談に関すること。
- 7 措置入院者退院後支援に関すること。
- 8 感染症等による健康危機管理に関すること。
- 9 母子、成人及び高齢者保健の保健指導・相談・グループ支援に関すること。
- 10 地域保健活動における団体の育成及びネットワークづくり等ソーシャルキャピタルの推進に関すること。
- 11 地域保健活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 12 学生実習等に関すること。

### 地域保健担当係長

- 1 地域保健の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 地域保健の業務の調整に関すること。

### 歯科保健担当係長

- 1 歯科保健及び歯科疾患の予防に関すること。
- 2 歯科保健活動における調査及び研究に関すること。
- 3 学校、幼稚園、保育園等との連携による歯科保健活動に関すること。
- 4 地域における関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 5 歯科保健活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 6 歯科疾患実態調査に関すること。
- 7 学生実習等に関すること。

### 保健栄養担当係長

- 1 保健栄養及び食育に関すること。
- 2 保健栄養及び食育における調査及び研究に関すること。
- 3 国民健康・栄養調査に関すること。
- 4 特定給食施設等の指導及び関係団体の育成に関すること。
- 5 食品表示に関すること。
- 6 「食」の環境づくりに関すること。
- 7 食育サポーターの育成及び活動に関すること。
- 8 保健栄養活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 9 地域における関係機関との連絡調整に関すること。
- 10 学生実習等に関すること。

### 精神保健係

- 1 精神保健福祉施策の推進に関すること。
- 2 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- 3 自立支援医療(精神通院・育成)に関すること。
- 4 精神障がい者福祉施設の支援に関すること。

## IV 資料

- 5 精神障がい者に係る障害者自立支援給付に関する事。
- 6 精神障がいの手当の支給及び医療費助成に関する事。
- 7 精神障がい者団体等の支援に関する事。
- 8 精神障がい者自立支援センターに関する事。
- 9 精神障がいの虐待防止に関する事。
- 10 こころの健康フェスティバルの実施に関する事。
- 11 精神障がいの成年後見制度に関する事。
- 12 所管事務に係る保健センター等との連絡調整に関する事。

### 精神保健担当係長

- 1 精神保健事業の調査、研究及び啓発に関する事。
- 2 精神保健事業に係る所内技術職員の資質向上に関する事。
- 3 他部及び関係機関に対する精神保健に係る技術支援に関する事。
- 4 措置入院者退院後支援の調整に関する事。
- 5 精神障がいの生活支援に関する事。

## 保健センター（竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター）

### 庶務係

- 1 公印の管守に関する事。
- 2 文書の収受、発送及び保存に関する事。
- 3 使用料等の収納管理に関する事。
- 4 施設の維持管理に関する事。
- 5 千住庁舎の維持管理に関する事（千住保健センター）。
- 6 難病の機器貸与事業等に関する事。
- 7 予防接種に関する事。
- 8 精神保健福祉手帳及び各種医療費助成等の申請受理に関する事。
- 9 各種健（検）診に関する事。
- 10 健康づくり事業に関する事。
- 11 母性、乳幼児の健康診査等に関する事。
- 12 畜犬登録関係事務に関する事。
- 13 保健センター内他の係に属しない事。

### 医務担当係長（竹の塚保健センター）

- 1 地域保健に関する事。
- 2 保健予防及び公衆衛生に係る医師業務に関する事。
- 3 各種健（検）診に関する事。
- 3 エイズ等に関する事。

### 地域保健係（竹の塚保健センター地域保健第一係、地域保健第二係を含む。）

- 1 地域の実態把握と保健師活動の計画及び評価に関する事。
- 2 地域の組織、機関等との連携及び調整に関する事。
- 3 地域の健康づくり事業に関する事。
- 4 地域の健康経営に関する事。
- 5 健康の保持増進、疾病予防及び重症化予防に関する事。
- 6 精神保健福祉及び難病の保健指導・相談に関する事。
- 7 措置入院者退院後支援に関する事。
- 8 感染症等による健康危機管理に関する事。
- 9 母子、成人及び高齢者保健の保健指導・相談・グループ支援に関する事。
- 10 地域保健活動における団体の育成及びネットワークづくり等ソーシャルキャピタル

ルの推進に関すること。

- 11 地域保健活動における調査、研究及び保健師等の人材育成に関すること。
- 12 学生実習等に関すること。

#### **地域保健担当係長**

- 1 地域保健の業務に係る保健師の資質向上に関すること。
- 2 地域保健の業務の調整に関すること。

#### **歯科保健担当係長**

- 1 歯科保健及び歯科疾患の予防に関すること。
- 2 歯科保健活動における調査及び研究に関すること。
- 3 学校、幼稚園、保育園等との連携による歯科保健活動に関すること。
- 4 地域における関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 5 歯科保健活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 6 歯科疾患実態調査に関すること。
- 7 学生実習等に関すること。

#### **保健栄養担当係長**

- 1 保健栄養及び食育に関すること。
- 2 保健栄養及び食育における調査及び研究に関すること。
- 3 特定給食施設等の指導及び関係団体の育成に関すること。
- 4 食品表示に関すること。
- 5 「食」の環境づくりに関すること。
- 6 食育サポーターの育成及び活動に関すること。
- 7 保健栄養活動における団体の育成及びネットワークづくりに関すること。
- 8 地域における関係機関との連絡調整に関すること。
- 9 学生実習等に関すること。

#### **江北保健センター移転調整担当係長**

- 1 江北保健センターの整備に関すること。
- 2 江北保健センターの事業調整に関すること。
- 3 江北保健センター移転に関すること。

## 4 施設の概要

- (1) 足立保健所 (生活衛生課、感染症対策課、中央本町地域・保健総合支援課、  
新型コロナウイルスワクチン接種担当課)  
敷地面積 2,862.08 m<sup>2</sup>  
延床面積 4,644.58 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建  
建築年 昭和61年 改修 平成26年
- (2) 竹の塚保健センター  
敷地面積 6,003.02 m<sup>2</sup> (共有持分 1,016.17 m<sup>2</sup>)  
延床面積 2,618.00 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上27階建の2階部分  
建築年 平成17年
- (3) 江北保健センター  
敷地面積 1,772.30 m<sup>2</sup> (東京都住宅供給公社より無償貸与)  
延床面積 1,563.08 m<sup>2</sup>  
鉄筋コンクリート造 地上2階建  
建築年 昭和58年
- (4) 千住保健センター  
敷地面積 1,169.03 m<sup>2</sup> (千住庁舎)  
延床面積 1,617.17 m<sup>2</sup> (保健センター部分)  
鉄筋コンクリート造 地上4階建の3、4階部分  
建築年 平成11年
- (5) 東部保健センター (平成27年7月21日に東和3-12-9から一時移転中)  
敷地面積 1,567.77 m<sup>2</sup>  
延床面積 644.22 m<sup>2</sup>  
鉄骨造 地上1階  
建築年 平成19年
- (6) 精神障がい者自立支援センター  
敷地面積 1,509.35 m<sup>2</sup>  
延床面積 1,199.72 m<sup>2</sup>  
鉄骨造 地上2階  
建築年 平成28年

## 5 職員の配置状況

(令和5年4月1日現在実人員)

所 属	職 種	合 計	事 務	福 祉	士 木	保 健 監 視	食 品 監 視	医 師	公 衆 衛 生 技 術 師	畜 産 科 衛 生 士	計 画 医 療 法 士	検 査 技 術 士	栄 養 士	保 健 師	環 境 技 術 士	作 業 技 術 士	再 任 用 率	再 任 用 率	社 会 計 年 度 用 員 数
衛 生 部 合 計		237	93	-	-	22	17	3	-	8	-	3	8	83	-	-	8	25	88
部 長		1												1					
衛 生 管 理 課	小 計	20	18	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	0	1	0
	課 長	1	1																
	衛 生 管 理 係	7	7															1	
	大 学 病 院 整 備 担 当 係 長	2	1			1													
	計 画 調 整 担 当 係 長	1												1					
	シ ス テ ム 標 準 化 担 当 係 長	1	1																
公 害 保 健 係	8	8																	0
デ ー タ ヘ ル ス 推 進 課	小 計	13	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	1	6
課 長	-																		
デ ー タ ヘ ル ス 推 進 係	5	3												2					1
多 世 代 健 康 デ ー タ 推 進 担 当 係 長	3	1								2									
健 診 事 業 係	5	5																1	5
こ の 健 康 と か ら だ	小 計	10	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	2	1
課 長	1	1																	
健 康 づ く り 係	4	4																1	1
糖 尿 病 対 策 担 当 係 長	2												1	1					
健 康 経 営 ・ 協 働 推 進 担 当 係 長	1	1																	
こ こ ろ と い の ち 支 援 係	2	1												1				1	
保 健 予 防 課	小 計	20	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	3	7
課 長	1	1																	
保 健 予 防 係	12	12																2	7
妊 産 婦 支 援 係	6													6					1
母 子 保 健 事 業 担 当	1													1					
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 担 当 部 合 計		10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 担 当 課	小 計	10	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	課 長	1	1																
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 担 当 係 長	9	9																	2
足 立 保 健 所 計		163	36	-	-	21	17	3	-	6	-	3	7	70	-	-	8	14	62
所 長		1						1											
生 活 衛 生 課	小 計	49	8	-	-	21	17	-	-	-	-	3	-	-	-	-	3	5	5
	課 長	1	1																
	庶 務 係	6	5										1					4	3
	動 物 愛 護 事 業 担 当 係 長	1	1																
	受 動 喫 煙 防 止 担 当 係 長	2	1			1													
	生 活 衛 生 係	8				8													1
	食 品 保 健 係	7					7												
	食 品 衛 生 担 当 係 長	2					2												
	食 品 監 視 係	8					8												
	医 薬 衛 生 係	8				8													
衛 生 試 験 所	5				4						1						1	1	
検 査 担 当 係 長	1										1						2		
受 動 喫 煙 対 策 担 当 課 長	-																		

IV 資料

感染症対策課	小計	14	6	-	-	-	-	2	-	-	-	-	6	-	-	-	1	23	
	課長	1						1											
	事業調整係	6	6														1	18	
	防疫係	6											6					5	
	感染症対策担当係長	1						1											
感染症対策担当課長		-																	
中央本町地域・保健総合支援課	小計	24	8	-	-	-	-	-	-	1	-	-	2	13	-	-	1	1	6
	課長	1	1																
	庶務係	2	2															1	
	地域保健係	10											10						3
	地域保健担当係長	1											1						
	歯科保健担当係長	1							1										1
	保健栄養担当係長	2										2							1
	精神保健係	6	5											1			1		1
	精神保健担当係長	1												1					
竹の塚保健センター	小計	24	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	17	-	-	1	2	7
	センター長	1	1																
	庶務係	2	2															1	1
	地域保健第一係	8											8					1	2
	地域保健第二係	8											8				1		2
	地域保健担当係長	1											1						
	歯科保健担当係長	2							2										1
	保健栄養担当係長	2											2						1
江北保健センター	小計	20	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	14	-	-	0	1	6
	センター長	1	1																
	庶務係	2	2															1	2
	地域保健係	13											13						2
	地域保健担当係長	1											1						
	歯科保健担当係長	1							1										1
	保健栄養担当	(1)	(1)										1						1
江北保健センター移転調整担当係長	1	1																	
千住保健センター	小計	13	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	9	-	-	1	2	6
	センター長	1												1					
	庶務係	2	2														1	1	2
	地域保健係	7											7					1	2
	地域保健担当係長	1											1						
	歯科保健担当係長	(1)	1						1				(1)						1
保健栄養担当係長	(1)	1										1	(1)					1	
東部保健センター	小計	18	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	11	-	-	2	2	9
	センター長	0															1		
	庶務係	5	5															2	4
	地域保健係	10											10				1		3
	地域保健担当係長	1											1						
	歯科保健担当係長	1							1										1
保健栄養担当係長	(1)	1	(1)									1						1	

※ 合計は再任用（フル）～会計年度任用職員を除く



事業概要  
令和4年度事業実績

発行日：令和6年2月

発行：足立区

編集：足立区 衛生部 衛生管理課

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

電話03-3880-5891

FAX03-3880-5602